

堺市地域防災計画

【資料編】

令和4年3月

堺市防災会議

資 料 編 目 次

1	法令・条例・要綱等	
1-1	災害対策基本法（抜粋）	1
1-2	石油コンビナート等災害防止法（抜粋）	7
1-3	地震防災対策特別措置法（抜粋）	8
1-4	堺市防災会議条例	10
1-5	堺市災害対策本部条例	13
1-6	堺市防災会議運営要綱	14
1-7	堺市防災対策推進本部要綱	16
1-8	堺市災害対策本部要綱	21
1-9	堺市防災行政無線運用要綱	25
1-10	堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱	30
1-11	堺市自主防災活動助成金交付要綱	34
1-12	堺市災害応急救助要綱	38
1-13	堺市緊急五役会議要綱	41
1-14	堺市危機管理当直制度実施要綱	43
1-15	堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程	46
2	関係機関との協定等	
2-1	防災協定等一覧表	51
2-2	2.1 大都市災害時相互応援に関する協定	60
2-3	2.1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目	66
2-4	災害時相互応援協定	
	(1) 泉州地域災害時相互応援協定（泉州地域9市4町）	69
	(2) 災害時相互応援協定（南河内地域6市2町1村）	72
	(3) 堺市と四日市市との間の災害時相互応援に関する協定	75
2-5	災害時における相互協力に関する覚書	77
2-6	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	82
2-7	堺市医師会における災害時の医療体制（抜粋）	84
2-8	災害時救急医薬品等の供給に関する協定書	88
2-9	災害時における医療救護活動に関する協定（医師会）	90
2-10	災害時における歯科医療救護活動に関する協定（堺市歯科医師会）	92
2-11	災害時における歯科医療救護活動に関する協定（狭山美原歯科医師会）	94
2-12	災害時における救護活動に関する協定（堺市薬剤師会）	96
3	関連基準・計画等	
3-1	令和3年度災害救助基準	98
3-2	激甚災害指定基準、局地激甚災害指定基準	103
3-3	災害復旧に伴う主な国の財政援助	110
3-4	国の災害被害認定統一基準	111
3-5	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第1条第1号の規定に基づく避難場所等に係る主務大臣が定める基準を定める件	112
3-6	地震防災緊急事業五箇年計画（堺市関連）	116
3-7	気象庁震度階級関連解説表	117
3-8	防災関係機関	122
3-9	大阪府災害時医療救護活動マニュアル（基本編）	123
3-10	地区防災計画一覧表	135

資 料 編 目 次

4	様式・申請書等	
4-1	被害報告様式等	
	(1) 災害報告（土石流等）	【緊急報告用】 136
	(2) 災害報告（土石流等）	【詳細報告用】 137
	(3) 災害報告（地すべり）	【緊急・詳細報告用】 138
	(4) 災害報告（がけ崩れ）	【緊急・詳細報告用】 139
	(5) 災害報告（総括）	【確定報告用】 140
	(6) 災害報告（総括）	【即報用】 142
4-2	緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証	143
4-3	標章（緊急通行車両）	145
4-4	自衛隊派遣要請書様式等	146
5	堺市の現況等に関する資料	
5-1	堺市防災会議役員一覧表	147
5-2	堺市災害対策本部組織	148
5-3	堺市災害対策本部活動編成表	149
5-4	災害拠点病院等一覧	151
5-5	救急指定病院等一覧	152
5-6	都市公園の現況	154
5-7	河川の改修状況	155
5-8	公共下水道による雨水排水計画	157
5-9	水門・樋門・ポンプ場等の位置	158
5-10	雨水調整池	161
5-11	防災重点農業用ため池	
	(1) 防災重点農業用ため池 総括	162
	(2) 防災重点農業用ため池 AB級一覧	163
	(3) 防災重点農業用ため池 C級一覧	164
5-12	消防ため池調書	165
5-13	雨水貯留浸透施設一覧	168
5-14	土砂災害に関する指定箇所一覧	
	(1) 土石流危険渓流	169
	(2) 地すべり危険箇所	169
	(3) 急傾斜地崩壊危険箇所及び急傾斜地崩壊危険区域	170
	(4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	173
5-15	消防力の現況	
	(1) 消防車両の保有状況	179
	(2) 消防水利の現況	180
	(3) 特殊器具保有状況	181
5-16	耐震性防火水槽の設置状況	182
5-17	危険物施設の現況	185
5-18	堺市行政無線等の設置場所	
	(1) 堀市行政無線系統図	186
	(2) 同報系戸別受信機	187
	(3) 同報系屋外スピーカー	190
	(4) 移動系	193
	(5) 相互系	202

資料 編 目 次

5-19	指定避難所・広域避難地等	
	(1) 指定避難所一覧	204
	(2) 避難者収容可能数	207
	(3) 広域避難地一覧	211
	(4) 福祉避難所一覧	212
	(5) 津波避難ビル一覧	214
5-20	堺市備蓄保管量（重要物資11品目）	217
5-21	大阪府災害用備蓄物資一覧	218
5-22	コンテナ型備蓄倉庫内備蓄物資一覧表	219
5-23	災害用備蓄物置内備蓄物資一覧表	220
5-24	応急仮設住宅建設候補地	221
5-25	災害時用臨時ヘリポート	222
5-26	文化財の現況	223
5-27	市内緊急交通路一覧表	224
5-28	広域・地域緊急交通路図	225
5-29	石油コンビナート等特別防災区域図	226
5-30	地域防災計画に定める地下街等・要配慮者利用施設・大規模工場等	227
6	災害履歴等に関する資料	
6-1	災害事例	250
6-2	堺市内の活断層	260
6-3	大雨警報・注意報、及び洪水警報・注意報基準欄の 「平坦地」「平坦地以外」の格子区分図	261

1 法令・条例・要綱等

災害対策基本法（抜粋）

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第十四条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。

四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聞くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るために必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員(以下「都道府県知事等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。)に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員(以下「市町村長等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。)に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該市町村の地域に係る防災に關し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示す

ることができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(警察官等の避難の指示)

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限

し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請(次項において「要請」という。)をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

- 2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災

害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

石油コンビナート等災害防止法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 石油コンビナート等特別防災区域 次のいずれかに該当する区域であつて、政令で指定するものをいう。

イ 当該区域に、石油の貯蔵・取扱量（消防法第十一条第一項の規定による許可に係る貯蔵所、製造所又は取扱所（同法第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所を除く。以下「石油貯蔵所等」という。）において貯蔵し、又は取り扱う石油の貯蔵量及び取扱量を政令で定めるところにより合計して得た数量をいう。以下同じ。）を政令で定める基準貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量（高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可に係る事業所において定置式設備により同項第一号に規定する圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）を政令で定める基準処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所を含む二以上の事業所が所在し、かつ、当該区域に所在する事業所のうち、石油貯蔵所等を設置しているすべての者の事業所における石油の貯蔵・取扱量を合計した数量を政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは同項の規定による許可を受けているすべての者の事業所における高圧ガスの処理量を合計した数量を政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる区域であつて、当該区域に所在する特定の事業所についてそれぞれ災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせるとともに当該区域について一体として防災体制を確立することが緊要であると認められるもの

ロ 石油の貯蔵・取扱量をイに規定する政令で定める基準総貯蔵・取扱量で除して得た数値若しくは高圧ガスの処理量をイに規定する政令で定める基準総処理量で除して得た数値又はこれらを合計した数値が一以上となる事業所であつて、当該事業所について災害の発生及び拡大の防止のための特別の措置を講じさせることが緊要であると認められるものの区域

ハ イ又はロに該当することとなると認められる区域

地震防災対策特別措置法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策の実施に関する目標の設定並びに地震防災緊急事業五箇年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置について定めるとともに、地震に関する調査研究の推進のための体制の整備等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（地震防災緊急事業五箇年計画の作成等）

第二条 都道府県知事は、人口及び産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然的条件等を総合的に勘案して、著しい地震災害が生ずるおそれがあると認められる地区について、災害対策基本法第四十条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成八年度以降の年度を初年度とする五箇年間の計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）を作成することができる。

2 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

4 前三項の規定は、地震防災緊急事業五箇年計画を変更する場合について準用する。

（地震防災緊急事業五箇年計画の内容）

第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であって、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。

一 避難地

二 避難路

三 消防用施設

四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

五 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第二号の外郭施設、同項第三号の係留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第二号イの輸送施設に限る。）

六 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

七 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関その他

政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

八 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

八の二 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

九 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、
地震防災上改築又は補強を要するもの

十 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

十一 第七号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的
建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

十二 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を
確保するため必要な海岸法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第二条第一項に規定する海
岸保全施設又は河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)第三条第二項に規定する河
川管理施設

十三 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防設備、森林法(昭和二
十六年法律第二百四十九号)第四十一条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地
すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第三項に規定する地すべり防止
施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七
号)第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法(昭和二十四年法
律第二百九十五号)第二条第二項第一号に規定する農業用排水施設であるため池で、
家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

十四 地震災害が発生した時(以下「地震災害時」という。)において災害応急対策の
拠点として機能する地域防災拠点施設

十五 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報
の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

十六 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するた
めに必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

十七 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

十八 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急
的な措置に必要な設備又は資機材

十九 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

2 地震防災緊急事業五箇年計画は、都道府県地域防災計画等に実施目標が定められ
ているときは、当該実施目標に即したものでなければならない。

3 地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市町村が実施する事業につい
ては、災害対策基本法第四十二条に規定する市町村地域防災計画に定められたもの
でなければならない。

堺市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、堺市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 堺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員60人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 本市の区域を警備区域とする自衛隊の部隊の長
- (3) 大阪府の知事の部内の職員
- (4) 大阪府警察の警察官
- (5) 本市の職員
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

6 委員(前項第6号及び第7号の委員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第 5 条 防災会議に幹事を置き、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 幹事の定数は、60 人以内とする。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 39 年 3 月 28 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 43 年 1 月 31 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 43 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 44 年 3 月 31 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 45 年 3 月 31 日条例第 7 号)

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 1 月 30 日条例第 4 号)

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 46 年 12 月 23 日条例第 49 号)

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 12 月 21 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 4 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 30 日条例第 41 号)

この条例は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 42 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 19 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

堺市災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、堺市災害対策本部(以下「本部」という。)について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補助し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する災害対策副本部長がその職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(区災害対策本部)

第4条 本部長は、本部が設置されたときその他区の区域における災害応急対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、区災害対策本部を置くことができる。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

2 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年11月1日から施行する。

附 則(平成8年6月27日条例第12号)

(平成10年3月25日条例第1号)

(平成21年3月30日条例第1号)

(平成24年9月27日条例第42号)

堺市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市防災会議条例（昭和38年条例第25号）第6条の規定に基づき堺市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席することができないときは、当該委員の属する機関の職員を代理者として出席させることができる。

2 前項の規定により、代理者を出席させた委員は、会議に出席したものとみなされる。

(専決処分)

第4条 緊急を要し、会議を招集するいとまがないと認めるとき、若しくはやむを得ない事情により会議を招集することができないとき、又は軽易な事項については、会長は会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 堺市地域防災計画に基づきその実施を推進すること。
- (2) 災害に関する情報を収集すること。
- (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。
- (5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (6) 災害対策本部に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(専門委員会及び幹事会)

第5条 会議の専門委員をもって、専門委員会を組織する。

2 専門委員会は、会長が招集する。

3 専門委員のうち若干を常任専門委員会とし会長が指名する。

第6条 会議の幹事をもって幹事会を組織する。

2 幹事会は、会長が招集する。

3 幹事のうち若干を常任幹事とし会長が指名する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、危機管理室が掌理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和39年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

堺市防災対策推進本部要綱

(設置)

第1条 堺市地域防災計画に基づき本市が行うべき防災対策の総合的な推進を図るため、
堺市防災対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は危機管理室担任副市長を、副本部長は技監、交通政策監及び危機管理監をもって充てる。
- 3 本部員は、上下水道局長及び別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部が行う業務)

第3条 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 堺市地域防災計画に基づき本市が実施すべき防災対策の着実な推進を図るために必要な進捗管理等に関する事項
- (2) 堺市地域防災計画に定めるべき防災対策に関する事項
- (3) 国民保護計画に基づく対策に関する事項

(職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、議事その他の本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部の会議（以下「本部会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部会議は、本部員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 本部会議の議事は、出席本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(本部会議の特例)

第6条 本部長は、緊急の必要があり会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由のある場合は、議案の概要を記載した書面を各本部員に回付し、その賛否を問い合わせ、本部会議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議の議事に關係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第8条 本部に、その円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長は危機管理室長の職にある者を、幹事は

別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 3 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を掌理し、幹事会における協議の状況及びその結果を本部に報告するものとする。
- 5 前3条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、規定中「本部長」とあるのは「幹事長」と、「本部員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
(専門部会)

第9条 幹事長は、防災に係る専門的事項について協議するため、必要があると認めるときは、幹事会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、部会長及び部会委員で組織する。
- 3 部会長は幹事のうちから幹事長が指名する者を、部会委員は本市職員のうちから部会長が指名する者をもって充てる。
- 4 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長は、専門部会における協議の状況及びその結果について、幹事会に報告しなければならない。
- 6 専門部会の庶務は、部会長が属する課等において行う。
- 7 第7条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、同条中「本部長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営について必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第10条 本部(幹事会を含む。次条において同じ。)の庶務は、危機管理室において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

市長公室長
政策調整監
市政改革監
ＩＣＴイノベーション推進監
泉北ニューデザイン推進監
総務局長
財政局長
市民人権局長
文化観光局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
産業振興局長
建築都市局長
建設局長
堺区長
中区長
東区長
西区長
南区長
北区長
美原区長
消防局長
会計管理者
上下水道局次長
教育次長
教育監
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長
農業委員会事務局長
人事委員会事務局長
議会事務局長

別表第2（第8条関係）

秘書課参事（危機管理担当）

危機管理課長

防災課長

ICTイノベーション推進室参事（危機管理担当）

泉北ニューデザイン推進室参事（危機管理担当）

総務課参事（危機管理担当）

資金課参事（危機管理担当）

市民人権総務課参事（危機管理担当）

観光企画課参事（危機管理担当）

環境政策課参事（危機管理担当）

健康福祉総務課参事（危機管理担当）

子ども企画課参事（危機管理担当）

産業政策課参事（危機管理担当）

都市政策課参事（危機管理担当）

建設総務課参事（危機管理担当）

堺区役所部理事（危機管理担当）

中区役所部理事（危機管理担当）

東区役所部理事（危機管理担当）

西区役所部理事（危機管理担当）

南区役所部理事（危機管理担当）

北区役所部理事（危機管理担当）

美原区役所部理事（危機管理担当）

警防課長

出納課長

経営企画室危機管理・広報広聴担当課長

教育委員会事務局総務課参事（危機管理担当）

選挙管理委員会事務局参事（危機管理担当）

監査委員事務局監査課参事（危機管理担当）

農業委員会事務局参事（危機管理担当）

人事委員会事務局参事（危機管理担当）

議会事務局総務課長

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市災害対策本部条例（昭和38年条例第26号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、堺市災害対策本部（以下単に「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(本部の設置及び閉鎖)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、本部を設置する。

- (1) 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
 - (2) 本市の区域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する災害が発生したとき。
 - (3) 本市の区域内において震度6弱以上の地震が発生したとき。
 - (4) 本市の区域内において特別警報が発表されたとき。
 - (5) 陸上での最大風速が秒速30メートル以上の台風が、本市の区域に上陸又は最接近することが見込まれるとき。
 - (6) 大阪府に津波警報が発表されたとき。
 - (7) その他市長が必要と認めたとき。
- 2 市長は、災害の危険が解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、本部を閉鎖する。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 副本部長は、副市長及び危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長及び上下水道局長並びに別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部長は、災害予防及び災害応急対策の実施に関し必要な協議を行うため、本部の会議を招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、前条第3項に規定する者以外の者を前項の会議に常時又は臨時に出席させることができる。

(本部長の代理)

第5条 条例第2条第2項の規定により、本部長の職務を代理する副本部長は、危機管理室担任副市長とする。

(区災害対策本部の組織等)

第6条 条例第4条の規定により、区災害対策本部（以下「区本部」という。）が設置されたときは、区本部に区本部長、区副本部長及び区本部員を置く。

- 2 区本部長は区長の職にある者を、区副本部長は副区長及び保健福祉総合センター所長の職にある者を、区本部員は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 区本部長は、区本部の事務を掌理する。
- 4 区副本部長は、区本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(区本部会議)

第7条 区本部長は、本部の方針に基づき、区の区域内における災害予防及び災害応急対策の実施に関し必要な協議を行うため、区本部の会議を招集し、その議長となる。

(現地災害対策本部の設置)

第8条 本部長は、災害の地域特性に応じた災害応急対策を局地的又は重点的に実施する必要があるときは、条例第5条に規定する現地災害対策本部を設置することができる。

(現地災害対策本部会議)

第9条 現地災害対策本部長は、本部の指示に基づき、局地的又は重点的な災害応急対策の実施に関し必要な協議を行うため、現地災害対策本部の会議を招集し、その議長となる。

(配備)

第10条 本部長は、本市の区域内において震度6弱以上の地震が発生し全員配備を行う場合を除き必要があると認めるときは、条例第3条第3項の部長及び区本部長（以下「部長等」という。）に対し、次の各号に掲げる区分により配備を指令するものとする。この場合において、当該部長等は、必要と認める人員を配備して防災活動に当たらなければならぬ。

- (1) 災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生するなど、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 対策配備
 - (2) 市の区域内全域にわたる被害又は特に甚大な局地的被害が発生したとき。 全員配備
- 2 前項の規定による指令は、本部長がその都度指定する部及びすべての区本部について行う。
- 3 部長等は、第1項の規定により人員を配置したときは、直ちにその人数を本部長に報告しなければならない。

(防災活動)

第11条 防災活動は、本部長の総括のもとに、部長等が、前条第1項の規定により配備された職員（以下「配備職員」という。）を指揮監督してこれを行う。

- 2 防災活動は、別に定めるもののほか、堺市地域防災計画に基づいて行う。
- 3 本部長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、非常の措置を命ずることができる。

(本部連絡員)

第12条 部に本部連絡員を置く。

- 2 本部連絡員は、配備職員のうち、部長が指定する職にある者をもって充てる。
- 3 本部連絡員は、本部が設置されたときは、当該部が所管する事務に係る被害の状況及び応急対策の実施状況その他防災活動に必要な情報を取りまとめて本部に連絡し、並びに本部からの指令その他の連絡事項を当該部に連絡すること等を任務とする。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、指定する場所に本部連絡員を常駐させることができる。
- 5 部長は、部の防災活動上、やむを得ないと認めるときは、堺市危機管理センター設置規程（平成19年府達16号。以下「規程」という。）第3条第1項のセンター長の同意を得て、同条第5項に規定する班員の中から本部連絡員を指定することができる。

(応援職員の派遣)

第13条 部長は、応援を求める必要があると認めるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

- 2 本部長は、前項の報告があった場合において、応援を行う必要があると認めるときは、直ちに応援部その他の部の職員を応援職員として派遣する。

(雑 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 60 年 6 月 1 日から施行する。
(堺市災害対策本部設置要綱の廃止)
- 2 堺市災害対策本部設置要綱（昭和 39 年制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

技監
交通政策監
政策調整監
市長公室長
市政改革監
ICTイノベーション推進監
泉北ニューデザイン推進監
総務局長
財政局長
市民人権局長
文化観光局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
産業振興局長
建築都市局長
建設局長
堺区長
中区長
東区長
西区長
南区長
北区長
美原区長
消防局長
会計管理者
上下水道局次長
教育次長
教育監
議会事務局長

別表第2（第6条関係）

企画総務課長（南区役所にあっては、総務課長）
区政企画室長（南区役所に限る。）
学校連携支援担当課長（北区役所に限る。）
自治推進課長
市民課長
保険年金課長
生活援護課長（堺区役所にあっては、生活援護第一課長及び生活援護第二課長）
地域福祉課長
子育て支援課長
保健センター所長

堺市防災行政無線運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する防災行政無線局（以下「防災行政無線局」という。）の運用及び維持管理に関し、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波管理委員会規則第14号）及び無線局運用規則（昭和25年電波管理委員会規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 統制局　すべての無線局を統括し、通信の運用を統制する無線局をいう。
- (2) 親局　防災行政無線同報局で、本庁に設置する送信設備の総体をいう。
- (3) 屋外受信局　防災行政無線同報系の受信局で、屋外に設置するものをいう。
- (4) 戸別受信局　防災行政無線同報系の受信局で、屋内に設置するものをいう。
- (5) 基地局　防災行政無線の移動系、水道系、地域防災系及び相互系で、本庁に設置する基地通信設備の総体をいう。
- (6) 移動局　防災行政無線の移動系、水道系、地域防災系及び相互系の車載式及び可搬式の移動通信設備をいう。
- (7) 通信所　基地局から有線で接続された通信設備をいう。
- (8) 災害用非常配備局　水道系移動局で、災害時においてのみ特定の場所に配備され、災害情報の通信に使用されるものをいう。

(防災行政無線局)

第3条 防災行政無線局の区分、周波数、呼出名称及び常置場所は、別表第1のとおりとする。

(統制管理者)

第4条 統制局に統制管理者を置く。

- 2　統制管理者は、危機管理室長の職にある者をもってこれに充てる。
- 3　統制管理者は、防災行政無線局を統括し、その運用を統制管理する。

(無線管理者)

第5条 防災行政無線局に無線管理者を置く。

- 2　無線管理者は、防災行政無線局の運用を掌理する。
- 3　無線管理者は、次の各号に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 統制局　危機管理担当課長

- (2) 移動局及び戸別受信局　移動局及び戸別受信局を常置する課、出先機関及び学校園の長

- (3) 通信所　当該通信所を常置する課、出先機関の長

(通信担当者)

第6条 防災行政無線局に通信担当者を置く。

2 基地局（通信所を含む。）及び同報局の通信担当者は、電波法第40条第1項の資格を有する者のうち、同法第51条に基づき市長が無線従事者として選任を届け出た者をもってこれに充てる。

（運用）

第7条 防災行政無線は常時運用する。

（通信事項）

第8条 防災行政無線局の通信事項は、防災、水道事業及び一般行政に関するものとする。

（通信の種類）

第9条 通信の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

（移動局の開局等）

第10条 移動局を開局し、又は閉局しようとするものは、基地局、通信所又は特定の移動局にその旨を通知しなければならない。

（通信統制）

第11条 統制管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は円滑な通信体確保を図るために必要があると認めたときは、通信を統制とともに、関係する無線管理者に無線通信体制を確保するために必要な措置を講じさせることができる。

2 統制管理者は、通信を統制しようとするときは、関係する無線局及び通信所に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

（同報系通信）

第12条 同報系による通信を行おうとする者は、同報系無線送信申込書（様式第1号）を親局の無線管理者に提出しなければならない。

（管理）

第13条 無線管理者は、常に防災行政無線局の運用の状況を把握し、無線局の機能が十分發揮できるよう管理しなければならない。

2 無線管理者は、無線設備の運用管理上支障が生じたときは、速やかにその旨を統制管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

3 統制管理者は、防災行政無線局の機能確保のため、基地局及び固定局については年2回以上、移動局、屋外受信局及びその他の設備については年1回以上、通信設備の定期点検を行うものとする。

4 統制管理者は、定期点検を行うときは、その実施時期及び結果について無線管理者に通知するものとする。

（通信訓練）

第14条 統制管理者は、防災行政無線局による通信訓練を年1回以上実施するものとする。

（災害時の通信体制）

第15条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防災行政無線局の運用体制については、堺市地域防災計画に定めるところによる。

(感度調査)

第16条 通信担当者は、適宜感度等について回線の調査をしなければならない。
2 回線の調査のための試験電波の発射は、通信が閑散なときに行われなければならない。

(無線局の備付け書類等)

第17条 防災行政無線局には、無線局免許状その他必要な書類を備え付けておかなければならない。

第18条 親局、基地局（通信所を含む。）は、無線業務日誌（様式第2号）に必要な事項を記入しなければならない。

2 無線管理者は、毎月5日までに、前月分の無線業務日誌をとりまとめ、統制管理者に報告しなければならない。

(無線局の増局等)

第19条 防災行政無線局の新設、増設、廃止又は変更等を行おうとする場合は、統制管理者の承認を得なければならない。

(委任)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、統制管理者が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第 1

防災行政無線局（同報親局、基地局）

無線の区分	無線周波数	呼出名称	常置場所
同報系	65.015MHz	ぼうさいさかい	堺市堺区南瓦町3番1号
美原区域同報系	68.535MHz	ぼうさいさかいみはら	堺市美原区黒山167番地1号
移動系	271.5625MHz	ぼうさいさかいし	堺市堺区南瓦町3番1号
相互系	158.35MHz	ぼうさいさかい	堺市堺区南瓦町3番1号
地域防災系	848.825MHz	27201100	堺市堺区南瓦町3番1号

別表第 2

通信の種類

無線の種類	通信の種類	通 信 の 内 容
同報系	普通通信	戸別又はグループ別の送信をいう。
	一斉通信	全受信局に対し、一斉に行う通信をいう。
	強制一斉通信	全受信局に対し、強制的に一斉通信を行うことをいう。
移動系 相互系 地域防災系	普通通信	平常時における通信をいう。
	一斉通信	全移動局及び全通信所に対し、一斉に行う通信をいう。
	強制一斉通信	他の防災関係機関に対して行う通信をいう。

堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び堺市地域防災計画に基づき、自主防災組織の充実を図るため、その育成及び指導の方針を定めるとともに、自主防災活動に際して必要な防災資器材の支給を行うことについて必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱において、自主防災組織とは、堺市自治連合協議会に参加する校区自治連合会を単位として、自主、自発、協働及び連帶の精神に基づき災害の予防、災害時の被害拡大の防止、災害応急活動その他自主的な防災活動を行う団体をいう。

(登録)

第3条 この要綱による防災活動の指導及び防災資器材の支給を受けようとするものは、市長に対し、堺市自主防災組織登録申請書（様式第1号）に規約、役員名簿その他市長が必要と認める書類を添えて自主防災組織の登録の申請をしなければならない。この場合において、美原区の区域に係るものにあっては、堺市自主防災組織登録同意書（様式第2号）を併せて提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、当該団体が自主防災組織の要件を満たしていると認めるときは、堺市自主防災組織登録簿に登録するものとする。
- 3 前項の規定による登録を受けた自主防災組織は、登録された事項に変更があったときは、その旨を堺市自主防災組織登録事項変更届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(育成方針)

第4条 自主防災組織の育成は、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織となるよう行うものとする。

(自主防災組織への指導方針)

第5条 市長は、自主防災組織が災害発生の際に効果的な防災活動を行うことができるようするため、当該自主防災組織に対して計画的に自主的な防災訓練その他地域防災力の充実強化を図る取組を実施するよう指導するものとする。

(訓練区分)

第6条 自主防災組織において実施する自主的な防災訓練（以下「自主防災訓練」という。）は、次のとおりとする。

(1) 個別訓練 次に掲げる訓練

- ア 情報連絡訓練 地域内の被災状況、災害危険箇所の巡視結果、避難の状況等の情報を正確かつ迅速に収集し、及び伝達するための訓練
- イ 避難訓練 避難時の服装、懐中電灯その他携行品の装備の点検の方法及び避難誘導班等を中心とした組織全体での避難の要領に習熟し、定められた避難地まで迅速かつ安全

に避難できるようにするための訓練

ウ 炊出し訓練 炊き出しのため、限られた防災資器材を有効に活用して食糧や水を確保する方法及び技術を習得し、並びに食糧を効率よく配給するための訓練

エ 消火訓練 火災発生時に消火活動を安全かつ効果的に行うための次に掲げる訓練

(ア) 消火器、三角バケツ、可搬式動力ポンプ等による消火訓練

(イ) 消火用の防災資機材の使用方法及び消火技術を習得するための訓練

(ウ) 火災から身を守る方法等についての訓練

オ 救出救護訓練 倒壊した家屋に閉じ込められた人に対する救出の要領、はしご、ロープ等の救出用資機材の使用方法、救護所への連絡及び搬送の方法等を習得するための訓練

カ 応急手当訓練 負傷者等への応急手当の方法を習得するための訓練

キ 地震体験訓練 地震の揺れを体験し、地震が発生した場合に冷静に行動することができるようとするための訓練

ク 煙体験訓練 火災の煙を再現し、火災が発生した場合に迅速に避難することができるようとするための訓練

ケ 避難所開設・運営訓練 大規模な災害が発生した場合に避難所の開設及び運営を行うことができるようとするための訓練

コ 避難所の安全確認訓練 避難所の屋外及び屋内の柱、建具、天井、照明器具等の安全を確認する際に注意すべき点について学習するための訓練

サ 応急給水訓練 災害時において飲料水等を確保することができるようとするために掲げる訓練

(ア) 災害時に必要な飲料水を確保するため、飲料水の備蓄の方法を習得するための訓練

(イ) 災害時に必要な飲料水を確保するため、避難所における給水用タンクの組立及び設置を行うことができるようとするための訓練

シ マンホールトイレ組立訓練 災害時に必要なトイレを確保するため、トイレ、テント及び給水用ポンプの設置方法並びに排水方法を確認するための訓練

ス 住まいの耐震化學習訓練 住宅の耐震改修及び地震に対して安全な住宅の建築について学習するための訓練

セ 防災資器材取扱訓練 防災コンテナにおいて保管する防災資器材の取扱いに習熟するための訓練

ソ その他訓練 アからセまでに定めるもののほか、市長が必要と認める訓練

(2) 総合訓練 個別訓練により習得した知識及び技術の全てを活用して、自主防災組織の内部での相互連携を円滑にし、適切かつ効果的に災害時の活動を行うことができるようとするための訓練

(3) 自主訓練 自主防災組織が本市の職員の指導を伴わずに独自に実施し、個別訓練の反復並びに個別訓練により習得した知識及び技能の再確認を行うための訓練

(訓練実施計画書の提出)

第7条 自主防災組織は、自主防災訓練を実施しようとするときは、当該自主防災訓練を実施する日の1か月前までに、堺市自主防災訓練実施計画書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実施計画書の提出があった場合は、関係する部署に対して、当該実施計画書の写しを送付し、訓練の内容等について当該関係する部署間で調整するものとする。

(防災資器材等の支給)

第8条 市長は、自主防災組織の活動を支援するため、自主防災組織に対し防災資器材を支給するものとする。

2 前項の規定により支給する防災資器材は、別に定める防災資器材品目一覧表（以下「品目一覧表」という。）に掲げる品目とする。

3 第1項の規定による防災資器材の支給は、当該自主防災組織が結成された年度に限り、200,000円（品目一覧表に定める基準単価により算出した額による。）を限度として行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による防災資器材の支給のほか、自主防災組織の活動支援のために必要と認める防災関係物品を支給できるものとする。

5 前項の防災関係物品の品目、支給限度額、支給方法等は、予算の範囲内において、その都度市長が定めるものとする。

(防災資器材の支給申請)

第9条 前条第1項の規定による防災資器材の支給を受けようとする自主防災組織は、堺市防災資器材支給申請書（様式第5号）に希望する防災資器材を記入の上、市長に提出しなければならない。

(防災資器材支給決定等)

第10条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、防災資器材の支給を決定し、堺市防災資器材支給決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた自主防災組織は、堺市防災資器材受領書（様式第7号）と引き換えに防災資器材の支給を受けることができる。

(防災資器材の管理)

第11条 自主防災組織は、支給を受けた防災資器材を適正に管理するものとし、故障、紛失等による修理及び補充は、当該自主防災組織の責任において行わなければならない。

2 市長は、防災資器材の支給を受けた自主防災組織が当該防災資器材の管理に当たって適正を欠く行為があったと認めるときは、当該防災資器材の返還を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この要綱による改正後の堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市自主防災活動助成金交付要綱

(名称)

第1条 助成金の名称は、堺市自主防災活動助成金（以下「助成金」という。）とする。

(目的)

第2条 助成金は、地域で行う防災訓練を支援することによって、自主防災組織の充実を図り、もって地域防災力を向上させることを目的とする。

(堺市補助金交付規則との関係)

第3条 助成金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。

以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成の対象)

第4条 この要綱による助成の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 助成対象者は、堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱（平成10年制定）第3条の規定に基づいて登録した自主防災組織とする。
- (2) 助成対象とする事業は、防災訓練の実施とする。
- (3) 助成対象経費は、次のとおりとする。

- ア 防災訓練に必要な防災物資及び資器材の購入費又は借上料
- イ ちらし、ポスター等印刷費
- ウ 防災訓練会場設営費
- エ その他防災訓練の実施に直接必要な経費

(助成金の額)

第5条 前条第1号の助成対象者に対する助成金の額は、1自主防災組織につき50,000円を限度として、毎年度予算の範囲内で区長が定めるものとする。

2 複数の自主防災組織が共同で防災訓練を実施するときは、前条第3号の助成対象経費の合計額を限度として、自主防災組織ごとに前号の規定を適用するものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする自主防災組織は、堺市自主防災活動助成金交付申請書（様式第1号）を助成事業実施日の30日前までに区長に提出しなければならない。

2 交付申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 自主防災活動事業計画書兼収支予算書（様式第2号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定)

第7条 区長は、助成金の交付の申請を受理した場合は、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。

2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交

付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付をすることができる。この場合において、区長は当該申請に係る事業の遂行を不當に困難とさせないものとする。

(助成金の交付の決定の通知)

第8条 区長は、助成金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を堺市自主防災活動助成金交付決定通知書（様式第3号）により、また、交付しない旨を決定したときは、堺市自主防災活動助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、助成金の交付の申請をした自主防災組織に通知するものとする。

(助成金の交付の条件)

第9条 助成金の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 助成金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 助成事業に要する経費の配分若しくは助成事業の内容について変更（区長が定める軽微な変更を除く。）をし、又は助成事業を中止しようとする場合においては、堺市自主防災活動助成金事業変更届（様式第5号）又は堺市自主防災活動助成金事業中止届（様式第6号）を提出し、あらかじめ区長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則の規定に従うこと。

(交付申請の取下げ)

第10条 助成事業者は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に交付の申請を取り下げることができる。

(実績報告)

第11条 助成事業者は、堺市自主防災活動助成金実績報告書兼事業実施報告書（様式第7号）を助成事業の完了した日から30日以内に、区長に提出しなければならない。

2 堺市自主防災活動助成金実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 自主防災活動収支決算書（様式第8号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第12条 助成金は、第7条の規定により交付を決定した後、当該交付を決定した額の全部を概算払により交付する。

2 助成事業者は、概算払により助成金の交付を受けようとするときは、堺市自主防災活動助成金交付請求書（様式第9号）に堺市自主防災活動助成金交付決定通知書の写しを添えて、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、助成金の交付請求を区長に対して行わなければならない。

3 助成事業者は、概算払により助成金の交付を受けたときは、助成金の実績報告を行う際に、堺市自主防災活動助成金精算書（様式第10号）を提出しなければならない。

4 区長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、当該提出に係る書類等によりその内容を審査し、適當と認めたときは助成金の額を確定したうえで助成事業者に対し、堺市自主防災活動助成金確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（交付の決定の取消し）

第13条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 法令又はこれに基づく区長の处分に違反したとき。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（助成金の返納・返還）

第14条 区長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付された本助成金の返還を、堺市自主防災活動助成金返納・返還命令通知書（様式第12号）により、期限を定めて助成申請者に命ずるものとする。

- (1) 前条により本助成金の交付の決定を取り消したとき
 - (2) 第12条第3項により堺市自主防災活動助成金精算書を提出した場合において、交付を受けるべき助成金の額を超える助成金が既に交付されているとき
- （適用除外）

第15条 この要綱は、堺市区民まちづくり基金事業実施要綱（平成18年制定）の基金事業として実施されるものについては、適用しない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の堺市自主防災活動助成金交付要綱の様

式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この要綱による改正後の堺市自主防災活動助成金要綱の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市災害応急救助要綱

堺市小災害応急救助要綱（昭和43年制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定が適用されない風水害、火災等の災害（以下「災害」という。）により被災した者（本市の区域内に居住する者に限る。以下「被災者」という。）に対する応急救助措置について必要な事項を定める。

（協力）

第2条 この要綱による応急救助措置は、赤十字奉仕団及び被災者の居住地を担当する民生委員の協力を得て行うものとする。

（適用除外）

第3条 被災者のうち、自己の故意又は重大な過失により被災した者その他区長がこの要綱の規定の適用を不適当と認める者については、この要綱の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

（被害の認定基準）

第4条 住家、世帯及び被害の認定基準は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け厚生省社会局長通知（社施第99号））に定めるところの例による。

（住家被害に対する見舞金）

第5条 災害で住家被害を受けた場合（居住に支障がない場合を除く。）は、当該住家に居住する世帯の世帯主に対し、次の区分により見舞金を支給する。

（1）複数人で構成する世帯の場合

区分	1世帯当たりの見舞金の額
全壊、全焼、流失	50,000円
半壊、半焼	30,000円
床上浸水、土砂の堆積、 火災による水損	20,000円

（2）単身者世帯の場合（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているときは、前号の規定を適用する。）

区分	1世帯当たりの見舞金の額
全壊、全焼、流失	30,000円
半壊、半焼	20,000円
床上浸水、土砂の堆積、 火災による水損	10,000円

(弔慰金及び負傷見舞金)

第6条 災害で死亡した場合は、当該死亡者の葬儀を主催した者に対し、死亡者1人当たり100,000円の弔慰金を支給する。ただし、当該死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次項の負傷見舞金の支給を受けている場合にあっては、当該弔慰金の額から既に支給を受けた負傷見舞金の額を控除した額を支給するものとする。

2 災害による負傷のため1週間以上入院した場合は、当該負傷者に対し、1人当たり30,000円の負傷見舞金を支給する。

3 堺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）の規定に基づく災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給する場合は、この要綱に基づく弔慰金又は負傷見舞金を支給しないものとする。

(毛布の支給)

第7条 次に掲げる場合は、被災者に対し、毛布を支給することができる。

(1) 避難所に収容されたとき。

(2) その他特に区長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により支給する毛布の枚数は、次のとおりとする。

(1) 4月1日から9月30日までの間 1人当たり1枚

(2) 10月1日から翌年の3月31日までの間 1人当たり2枚

(布団の支給)

第8条 次に掲げる場合は、被災者に対し、布団を支給することができる。

(1) 避難所に収容されたとき。

(2) その他特に区長が必要と認めたとき。

(食品の支給)

第9条 次に掲げる場合は、被災者に対し、2日分（6食分をいう。）を上限として区長が必要と認める分量の食品を支給することができる。

(1) 避難所に収容されたとき。

(2) その他特に区長が必要と認めたとき。

(汚損物の処理)

第10条 市長は、災害により汚損した建具、日用品その他の家財（この条において「汚損物」という。）を一般廃棄物として処理することを希望する者がある場合は、当該希望者に係る汚損物の処理を行うことができる。

(申請等)

第11条 この要綱の適用を受けようとする者は、堺市災害応急救助申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合において、第5条に規定する見舞金の支給について必要があると認めるときは、災害による住家被害の区分を特定する前に、当該見舞金のうち、複数人で構成する世帯にあっては20,000円を、単身者世帯にあっては10,000円を支給することができる。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行し、同日以後に発生した災害に関して適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年8月1日から施行する。ただし、改正後の第1条、第5条及び第6条の規定は、昭和57年8月1日以後に発生した災害に関して適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の堺市災害応急救助要綱第5条、第6条及び第11条の規定は、この要綱の施行の日以後に発生した災害から適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の堺市災害応急救助要綱第8条及び第9条の規定は、この要綱の施行の日以後に発生した災害から適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

堺市緊急五役会議要綱

(設置)

第1条 本市の区域内において発生し、又は発生するおそれのある非常緊急事態（以下「緊急事態」という。）に対して迅速かつ的確に対応するための基本方針について協議し、速やかに事態に対応するため、緊急五役会議（以下「五役会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 五役会議は、市長、副市長、教育長、上下水道局長及び緊急事態に関係する局長級の職員をもって組織する。

(協議事項)

第3条 五役会議は、次に掲げる事項について協議し、決定するものとする。

- (1) 緊急事態の対応に関する基本の方針の策定及び対応組織の編成に関すること。
- (2) 緊急事態に対応するための緊急対策本部の設置に関すること。
- (3) 緊急対策本部又は対応組織に対する助言、指導等に関すること。
- (4) 国、府その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要事項に関すること。

(主宰等)

第4条 五役会議は、市長が主宰する。

2 市長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する者がその職務を行う。

3 五役会議は、市長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第5条 五役会議の庶務は、危機管理室において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、五役会議について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

堺市危機管理当直制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勤務時間外に災害又は危機事象が発生した場合において情報の収集及び伝達並びに緊急初動措置を的確に行うことができる体制を確保するとともに、職員の危機管理意識の高揚を図ることを目的として実施する危機管理当直者制度について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 危機事象 堺市危機管理ガイドライン（平成15年制定）に規定する危機事象をいう。
- (3) 当直者 第6条第1項の規定により当直に従事するよう命じられた者をいう。

(当直時間帯)

第3条 当直は、次の各号に掲げる区分により行うものとし、それぞれ当該各号に定める時間帯において実施するものとする。

- (1) 宿直 午後5時30分から翌日午前9時までの間
- (2) 日直 休日の午前9時から午後5時30分までの間

(当直対象者)

第4条 当直の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理室長及び堺市危機管理センター設置規程（平成19年府達第16号）別表第2に規定する班員
- (2) 前号に掲げる者のほか、堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）第21条の2の規定により管理職手当の支給を受ける者（技監、医師、歯科医師及び堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）第2条第8号及び第10号に規定する職員並びに東京事務所に勤務する職員を除く。）のうち、本庁に勤務し、かつ、課長級の職にある者

(当直計画)

第5条 危機管理室長は、当直日ごとに当直に従事する当直対象者の氏名その他必要な事項について計画を作成し、各局長（市長公室長及び会計管理者を含む。以下同じ。）に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、当直計画通知書（様式第1号）により行うものとする。

(当直命令)

第6条 局長は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、当該計画の定めるところにより、当直対象者に対して当直に従事するよう命じなければならない。ただし、当該計画の定めるところにより当直に従事することが困難であると認める事由があるときは、当直日時又は当直対象者を変更した上で当直に従事するよう命じるとともに、速やかに危機管理室長に報告しなければならない。

2 前項の規定による命令は、宿直については宿直命令簿兼実績簿（様式第2号）により、日直については日直命令簿兼実績簿（様式第3号）により行わなければならない。

（当直）

第7条 当直者は、前条第2項の宿直命令簿兼実績簿又は日直命令簿兼実績簿に記載の日時において、当直に従事しなければならない。

（代直）

第8条 当直者は、病気その他やむを得ない事由により第6条第1項の規定により命じられた日時に当直することができなくなったときは、速やかにその旨を局長に連絡しなければならない。

2 局長は、前項の規定による連絡を受けた場合は、代わりの当直者（以下「代直者」という。）を選任し、当直に従事するよう命ずるとともに、速やかに危機管理室長に報告しなければならない。

3 第6条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

（当直者の行う事務）

第9条 当直者は、災害又は危機事象が発生した場合（以下「災害時」という。）は、次の事務を処理するものとする。

- (1) 災害又は危機事象に関する情報の収集及び関係機関への当該情報等の伝達に関する事務
- (2) 初動対応を確保するために必要な連絡に関する事務
- (3) 緊急指示事項の関係者への伝達に関する事務
- (4) 災害対策本部の設置準備に関する事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に基づく事務

（当直者の遵守事項）

第10条 当直者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 危機管理室長が別に定めるところにより事務を執り行うこと。
- (2) 防災設備及び機材の設置箇所並びにこれらの使用方法について熟知して当直に当たること。
- (3) 災害時に持ち出しを要する書類、物品等の所在を熟知し、その搬出に支障がないよう心がけておくこと。
- (4) 当直中は、原則として、当直室（堺市役所本庁本館3階危機管理分室とする。）に在室すること。

（事務の引継ぎ）

第11条 当直者は、危機管理室長又は前任の当直者から、当直に必要な簿冊及び物品の引継ぎを受けて当直に当たるとともに、当該当直を終えたときは、当該簿冊及び物品を危機管理室長又は後任の当直者に引き継がなければならない。

（当直中の事故に係る処置）

第12条 当直者は、当直中に病気その他緊急の事情が生じたときは、危機管理室長の承認を得て、当直に係る事務を中断することができる。

2 前項の場合において、危機管理室長は、必要に応じ、代直者の選定その他適

切な措置を講じなければならない。

(当直の免除)

第13条 危機管理室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当直を中断させ、又は免除することができる。

- (1) 泉州地域に大雨、洪水、暴風、津波又は高潮警報のいずれかが発表されたとき。
- (2) 本市の区域内で震度4以上の地震が発生したとき。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、危機管理室長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

庁達第 9 号

府 中 一 般
各 事 業 所

堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程を次のとおり制定する。

平成 31 年 4 月 23 日

堺市長 竹山 修身

堺市指定避難所等の開設及び運営に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 86 条の 6 の規定に基づき、法令及び堺市地域防災計画（昭和 40 年策定）の定めるところにより、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に遅滞なく指定避難所等を供与するとともに、指定避難所等に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、指定避難所等の開設及び運営（以下「指定避難所等の設置」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

- 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- - (1) 指定避難所等 法第 49 条の 4 第 1 項の指定緊急避難場所及び法第 49 条の 7 第 1 項の指定避難所をいう。
 - (2) 風水害時指定避難所等 指定避難所等のうち、台風、洪水、土砂災害及び高潮を対象とする指定避難所等として堺市地域防災計画に定めるものをいう。
 - (3) 地震時指定避難所等 指定避難所等のうち、地震及び津波を対象とする指定避難所等として堺市地域防災計画に定めるものをいう。
 - (4) 指定避難所等対応職員 風水害時指定避難所等の設置に従事する職員（以下「風水害時指定避難所等対応職員」という。）並びに地震時指定避難所等の設置に従事する職員（以下「地震時指定避難所等対応職員」という。）をいう。
 - (5) 所属参集職員 課長級以上の職員、災害時に実施すべき必要最小限の通常業務及び災害応急対策を遂行する職員として所属長が特に指名するもの並びに区役所の各課（

これに相当する組織を含む。)に所属する職員をいう。

- (6) 直近参集職員 所属参集職員以外の職員をいう。
- (7) 災害対策本部長 堺市災害対策本部条例(昭和38年条例第26号)第2条第1項の災害対策本部長をいう。
- (8) 区災害対策本部 堺市災害対策本部条例第4条の区災害対策本部をいう。

(職員の責務)

第3条 全ての職員は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、法第5条第1項の趣旨に鑑み、市民の生命、身体及び財産を保護するため、全力を挙げて指定避難所等の設置をはじめとする災害応急対策を遂行しなければならない。

(局長等の責務)

第4条 指定避難所等の設置を迅速かつ円滑に行うため、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める役割を担うとともに、相互に緊密に連携し、及び協力しなければならない。

- (1) 危機管理監 災害対策本部長による指定避難所等の設置の指示に従い、指定避難所等の設置に係る総括的な責任者として、次号及び第3号に掲げる者を支援し、並びに当該指定避難所等の設置に必要な指示等を行う。
- (2) 区長 指定避難所等の運営責任者として指定避難所等の運営について指定避難所等対応職員に対して必要な指示を行うとともに、地震時指定避難所等の開設責任者として地震時指定避難所等対応職員に対して指定避難所等の開設の従事命令及び必要な指示を行う。
- (3) 局長(堺市事務分掌条例(昭和47年条例第8号)第1条に規定する組織の長、区長、会計室長、行政委員会事務局長、監査委員事務局長及び議会事務局長をいう。) 風水害時指定避難所等の開設責任者として、各局(堺市事務分掌条例第1条に規定する組織、区役所、会計室、行政委員会の事務局、監査委員事務局及び議会事務局をいう。)に所属する風水害時指定避難所等対応職員に対して指定避難所等の開設の従事命令及び必要な指示を行う。

(指定避難所等対応職員の業務等)

第5条 指定避難所等対応職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 指定避難所等の設置に関する業務
- (2) 区災害対策本部(区災害対策本部が設置されていない場合にあっては、区役所)との連絡調整に関する業務

2 この規程に定めるもののほか、指定避難所等の設置に係る業務の細目については、危機管理監が別に定める。

(風水害時指定避難所等の設置に係る事前の事務)

第6条 危機管理監は、局(第4条第3号の各局及び上下水道局をいう。以下同じ。)に所属する職員の数及び局が風水害時に実施する対応業務の状況を勘案し、区長に対し、

その所管区域内に所在する風水害指定避難所等を所管すべき局の名称等及び当該局の担
う風水害指定避難所等の数を通知するものとする。この場合において、危機管理監は、
局長等（第4条第3号の局長及び上下水道局次長をいう。以下同じ。）に対し、当該局
等が所管すべき風水害時指定避難所等の数等について、あらかじめ通知するものとする
。

- 2 区長は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を踏まえ、その所管区域内
に所在する全ての風水害時指定避難所等について、これらを所管すべき局に割り振ると
ともに、局が所管すべき風水害時指定避難所等の名称を当該局長等に通知するものとす
る。
- 3 局長等は、局内の各課（これに相当する組織を含む。以下同じ。）に対して、前項の
規定により通知された風水害時指定避難所等をあらかじめ割り当てるものとする。
- 4 局長等は、局内の各課において風水害時指定避難所等の設置を迅速かつ円滑にできる
よう、あらかじめ風水害指定避難所等対応職員の配置を行うものとする。

（風水害時指定避難所等の設置の指示及び設置基準）

第7条 災害対策本部長（災害対策本部が設置されていない場合にあっては、危機管理セ
ンター長（堺市危機管理センター設置規程（平成19年序達第16号）第3条第1項の
センター長をいう。）とする。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は
、市民の避難に要する時間を勘案し、速やかに風水害時指定避難所等の設置の指示をし
なければならない。

- (1) 次のいずれにも該当し、台風による暴風に備えた市民の自主避難のため、災害対策
本部長がその必要があると認めるとき。
 - ア 本市の区域内において暴風警報が発令されていること。
 - イ 本市の区域内に台風の暴風域が入ると予想されること。
- (2) 本市の区域内において河川の氾濫、土砂災害若しくは高潮に係る避難情報が発令さ
れているとき、又はその可能性が高いとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、風水害から市民の生命、身体及び財産を保護するため
、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。

（風水害時指定避難所等の設置に係る事務）

第8条 局長等（上下水道局にあっては、危機管理監）は、前条の規定による指示があつ
た場合は、それぞれの局に属する風水害時指定避難所等対応職員に対し、指定避難所等
の開設をするよう命ずるものとする。

- 2 風水害指定避難所等対応職員は、前項の規定による命令を受けたときは、あらかじめ
指定された風水害指定避難所等に参集し、指定避難所等の設置に係る業務に携わらなけ
ればならない。

- 3 第1項の規定による命令を行った局長等は、速やかに当該命令の対象である風水害時指定避難所等対応職員等について、当該風水害指定避難所等が所在する区の区長に通知しなければならない。
- 4 区長は、その所管区域内に係る風水害時指定避難所等対応職員に対し、当該所管区域内において災害応急対策を行うために必要な指示を行うものとする。
- 5 危機管理監は、指定避難所等の設置が長時間に及ぶ場合は、風水害避難所等対応職員の交代のための人員配置について局長等に指示するものとする。この場合においては、前3項の規定を準用する。

(地震時指定避難所等の設置指示等)

第9条 災害対策本部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、地震時指定避難所等の開設及び運営（以下「地震時指定避難所等の設置」という。）を地震時指定避難所等対応職員等に指示しなければならない。

- (1) 本市の区域内において震度6弱以上の地震が観測されたとき。
 - (2) 大阪府の区域内において津波警報又は大津波警報が発令されたとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、地震及び津波から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部長がその必要があると認めるとき。
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事象が発生した場合は、当該事象の発生をもって、前項の規定による指示があったものとみなす。

(地震時指定避難所等の設置に係る事前の事務)

第10条 危機管理監は、各局の地震時指定避難所等対応職員候補者の名簿を作成するための基礎となる情報を整理し、あらかじめ各局長に送付するものとする。

- 2 局長は、前項の情報及び各局の地震時における業務継続計画を踏まえ、直近参集職員に係る名簿（区役所にあっては、区役所の各課に所属する職員に係る名簿。以下同じ。）を作成し、危機管理監に送付するものとする。
- 3 危機管理監は、前項に規定する名簿を基に、区役所ごとの地震時指定避難所等対応職員の名簿を作成し、当該区長に通知するものとする。
- 4 区長は、前項の規定による通知を受けた地震時指定避難所等対応職員から、その所管区域内の地震時指定避難所等ごとにあらかじめ1人以上を地震時選定職員として選定し、当該職員及び当該職員が所属する各局に、その担当すべき地震時指定避難所等を通知するものとする。

(地震時指定避難所等の設置に係る事務)

第11条 区長は、第9条第1項の規定による指示があったときは、地震時指定避難所等対応職員に対して地震時指定避難所等の設置に従事するよう命ずるものとする。

- 2 地震時指定避難所等対応職員は、前項の規定による命令があったときは、当該命令に係る区役所に参集しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、地震時選定職員は前条第4項の規定による通知に係る地震時指定避難所等に参集し、指定避難所等の設置に従事しなければならない。

4 区長は、地震時指定避難所等対応職員を、その所管区域内における地震時災害対応に係る業務及び当該所管区域に所在する地震時指定避難所等の設置に係る業務に従事させることができる。

5 区長は、地震時指定避難所等対応職員に対し、その所管区域内における災害応急対策を行うために必要な指示を行う。

(職員招集システムの利用等)

第12条 災害対策本部長は、第7条及び第9条の規定による指示については、職員招集システム（気象情報、地震情報、避難情報等を職員の携帯電話等へ配信することができるシステムをいう。）を利用した情報の配信により行うことができる。

2 前項に規定する情報の配信は、第8条第1項又は第2項の風水害時指定避難所等の設置に係る従事命令及び前条第1項の地震時指定避難所等の設置に係る従事命令とみなす。

(市長事務部局への併任)

第13条 上下水道局に所属する企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員をいう。）並びに行政委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局に所属する職員については、その職にある間、この規程に基づく指定避難所等に係る業務に従事する場合に限り、特に辞令を用いることなく市長事務部局の職員に併任されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この府達は、平成31年6月1日から施行する。

(堺市災害地区班員設置規程の廃止)

2 堺市災害地区班員設置規程（平成19年府達第18号）は、廃止する。

2 関係機関との協定等

防災協定分野別一覧表

資料 2-1

1. 自治体との包括的相互応援協定

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成23年7月12日	石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定	石油基地自治体協議会に加盟する団体のうち5市1町	(1) 災害への対応に必要な物資の提供 (2) 災害への対応に必要な人員の派遣 (3) 負傷者等の医療機関への受け入れ (4) 被災者の一時的な受け入れ (5) その他特に要請があった事項
平成23年9月1日	災害時相互応援協定	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千里赤阪村	人的・物的応援
平成24年3月19日	災害時相互応援協定	四日市市	(1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救出、医療、感染症対策、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 (5) 避難者収容施設の提供及びあっせん
平成24年10月1日	21大都市災害時相互応援に関する協定	政令指定都市、東京都	被災都市の要請に応じ、災害を受けていない都市が、相互に協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する人的・物的応援
平成25年7月1日	災害時における避難者の受け入れにかかる確認書	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千里赤阪村	平成23年9月1日付災害時相互応援協定に基づき、広域避難実施のための避難場所の提供及び運営など
平成25年9月10日	泉州地域災害時相互応援協定	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	人的・物的応援
令和2年3月13日	瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定	貝塚市、岸和田市、高石市、忠岡町、岬町、山口市、下関市、広島市、尾道市、姫路市、海南市、松山市、高松市等、瀬戸内海沿岸63市町村	(1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣 (3) 医療機関への被災者等の受け入れ (4) 被災者への臨時の居住施設の提供
令和2年3月27日	災害救助法による救助の委任に関する協定	大阪府	大規模災害が発生し災害救助法を適用した場合の避難所や応急仮設住宅の供与などの救助事務について、大阪府と堺市の役割分担などを事前に定めるもの

2. 応急復旧

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成25年3月22日	一般廃棄物(ごみ)処理に係る相互支援基本協定	堺・泉州ブロック (堺市、高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、岸和田市貝塚市清掃施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合、泉南清掃事務組合)	協定団体における焼却施設、資源化施設、保管施設または破碎施設等の一般廃棄物(ごみ処理に限る)施設の事故及び地震、台風等の災害発生時において、支援を必要とする協定団体を相互支援するもの
平成31年3月25日	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書	大阪市、八尾市、松原市	し尿処理施設に支障が生じた場合に相互支援するもの

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成19年8月1日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	協同組合大阪建設産業育成会	(1) 施設等の被害状況の報告 (2) 機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (3) その他応急対策業務
平成23年9月1日	災害時における相互協力に関する協定	西日本高速道路株式会社関西支社	(1) 情報等の相互協定 (2) 調査及び復旧にに対する技術的支援 (3) 高速道路通行止め区間の車両の通行 (4) 応急対策及び復旧業務の実施に必要となる敷地、施設及び資材の提供 (5) 通行止め実施に伴う利用者への情報提供 (6) その他必要と認める措置
平成23年10月11日	災害時における協力に関する協定	独立行政法人都市再生機構西日本支社	1. 機構職員等の派遣 (1) 被災建物及び被災宅地の危険度の判定・表示等 (2) 応急仮設住宅の設計、工事監理及び検査等 (3) 応急仮設住宅等の入居関係事務等 2. 同機構所有の応急仮設住宅建設用地及び機構賃貸住宅の提供 3. 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画策定及び施行並びに市街地の復興に必要な住宅の供給等についての相互協力
平成24年9月1日	災害支援協定	堺一般廃棄物処理事業協同組合	地震、風水害等に伴って発生する一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く)の収集運搬について支援協力を要請をするもの
平成27年2月1日	災害時における堺市管理橋梁の緊急災害応急対策業務に関する協定	一般社団法人 日本橋梁建設協会	(1) 災害時に堺市が調査した管理橋梁のうち、再調査を必要と認める管理橋梁の被害状況調査 (2) 堀市への技術的助言 (3) 被災橋梁の交通機能の回復に関する建設資機材等の調達及び応急対策 (4) その他応急対策
平成27年2月1日	災害時における堺市管理橋梁の緊急災害応急対策業務に関する協定	一般社団法人 プレストレスト・コンクリート建設業協会関西支部	(1) 災害時に堺市が調査した管理橋梁のうち、再調査を必要と認める管理橋梁の被害状況調査 (2) 堀市への技術的助言 (3) 被災橋梁の交通機能の回復に関する建設資機材等の調達及び応急対策 (4) その他応急対策
平成27年2月27日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人 堀都市緑化研究会	(1) 施設等の被害状況の報告 (2) 技術的助言 (3) 機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4) その他応急対策業務

平成28年12月22日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	大阪府電気工事工業組合堺支部	(1)施設等の被害状況の報告 (2)技術的な助言 (3)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4)その他応急対策業務
平成29年2月20日	災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定	・一般社団法人日本建設業連合会関西支部 ・国土交通省近畿地方整備局 ・福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、神戸市、独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社、中日本高速道路株式会社名古屋支社、中日本高速道路株式会社金沢支社、西日本高速道路株式会社関西支社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社	全国規模な対応や高度な技術力が必要な土木施設の応急対策等（複数の府県に渡るような広域災害時は近畿地方整備局が要請を一元化）
平成29年3月1日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	(1)災害発生時に即時に利用できる住宅地図の事前提供（貸与） (2)災害時及び訓練に利用できる広域図の提供（貸与） (3)住宅地図ネット配信サービス「ZNET TOWN」の提供（貸与） (4)災害時の住宅地図の複製利用許可
平成30年4月27日	災害廃棄物の処理等に関する協定書	公益社団法人大阪府産業資源循環協会	災害廃棄物の処理
平成30年8月31日	災害時におけるアスベストの調査に関する協定	堺市環境計量協議会	災害時におけるアスベストの調査の実施
令和元年7月1日	大規模災害における支援協力に関する協定	堺リサイクル事業協同組合	堺市災害対策本部が設置される災害発生時の、廃棄物リサイクル処理に関する協定 (1)発生廃棄物のリサイクル処理 (2)人員派遣・機材の貸し出し
令和2年1月24日	災害時における被災建築物等のアスベスト調査に関する協定	一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会	大規模災害発生時、市からの要請に基づき被災建築物等のアスベスト含有建材の施工箇所及び露出状況等の調査等を実施する。
令和2年3月31日	災害支援協定(災害廃棄物の収集運搬)	堺市委託環境事業協同組合	災害廃棄物の収集運搬に関する業務
令和2年3月31日	災害支援協定(災害し尿の収集運搬)	堺市環境事業協同組合	災害時のし尿の収集運搬
令和2年11月18日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	堺建栄会	(1)施設等の被害状況の報告 (2)技術的な助言 (3)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4)その他応急対策業務
令和2年11月27日	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	堺建設業協会	(1)施設等の被害状況の報告 (2)技術的な助言 (3)機能復旧に必要な資機材の調達及び労務の提供 (4)その他応急対策業務

3. 医療

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成18年8月18日	健康危機発生時における近畿2府7県地方衛生研究所の協力に関する協定書	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、東大阪市、神戸市、姫路市、尼崎市、和歌山市	近畿2府7県において健康危機が発生し、当該自治体の地方衛生研究所のみでは対応が困難な場合近畿2府7県地方衛生研究所間での協力

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成14年4月1日	災害時救急医薬品等の供給に関する協定書	一般社団法人堺市薬剤師会	災害発生時に必要となる救急医薬品の備蓄及び提供

4. 物資供給 【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成18年12月26日	災害時における物資供給等の協力に関する協定	コーナン商事株式会社	(1)物資等(資機材、日用品及び食料品等)の在庫確保 (2)物資等の安定供給及び価格安定 (3)物資等に関する情報の収集・提供
平成20年9月19日	災害時における生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社イトーヨーカ堂	(1)生活物資(食料品及び日用品等)の在庫確保 (2)生活物資の安定供給及び価格安定 (3)緊急避難場所として駐車場を提供 (4)生活物資に関する情報の収集・提供 (5)防災訓練等啓発事業への参加・協力
平成21年4月1日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1)堺障害者団体連合会 (2)コカ・コーラウエスト株式会社ベンディング大阪南第一支店	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成21年4月1日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1)堺障害者団体連合会 (2)関西キリンビバレッジサービス株式会社堺営業所	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成21年4月1日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1)堺障害者団体連合会 (2)株式会社ジャパンビバレッジ西日本	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成21年4月1日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1)堺障害者団体連合会 (2)株式会社トムズ	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成22年10月26日	災害時における飲料の提供協力に関する協定	(1)堺障害者団体連合会 (2)ネオス株式会社	堺障害者団体連合会が契約する災害対応型自動販売機内の飲料の無償提供
平成23年3月25日	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定	一般社団法人堺市規格葬儀連絡会	(1)棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 (2)遺体安置施設等の提供 (3)遺体の搬送 (4)その他堺市が必要とする業務
平成24年1月4日	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定	堺市葬祭事業協同組合	(1)棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供 (2)遺体安置施設等の提供 (3)遺体の搬送 (4)その他堺市が必要とする業務
平成24年3月30日	災害時における物品の供給協力に関する協定	大阪いすみ市民生活協同組合	災害時においての物品の調達と安定供給、輸送、生活情報の収集・提供

平成24年8月31日	災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定	Jパックス株式会社 セッカートン株式会社	ダンボール製ベッドの調達及び搬送 (1)段ボール製簡易ベッド (2)段ボール製シート (3)段ボール製間仕切りなど
平成24年8月31日	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社 アクティオ	応急対応に必要なレンタル資機材の提供
平成24年8月31日	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	奥村機械株式会社	応急対応に必要なレンタル資機材の提供
平成25年3月31日	災害時における福祉用具等の供給に関する協定	社団法人日本福祉用具供給協会	福祉避難所等を開設するために必要な福祉用具等の供給
平成25年12月24日	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社ダイエー	(1)災害における食料品、衣料品等の供給 (2)防災訓練等の啓発事業への協力
平成26年3月26日	災害時における生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社ライフコーポレーション	(1)食料品及び日用品等の生活物資の安定供給 (2)緊急避難場所としての駐車場の提供 (3)防災訓練等啓発事業への参加・協力
平成26年5月28日	災害救助物資の供給等の協力に関する協定	株式会社ファミリーマート	(1)物資（食料品、飲料水、日用品等）の供給 (2)災害により閉鎖した市内店舗の早期再開
平成27年1月30日	災害時における支援協力に関する協定書	イオンリテール株式会社	食料品、生活必需品等の物資の供給
平成27年10月8日	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社ボプラ	大規模災害時の堺市への食料や生活必需品等の物資の供給
平成27年10月8日	災害時における提供協力に関する協定	株式会社アベックス西日本	大規模災害時に本庁舎本館地下1階に設置の飲料自動販売機(1台)において5,000杯の飲料を無償提供
平成28年3月16日	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社コノミヤ	(1)大規模災害時における食料品、日用品等の供給 (2)防災訓練等の啓発事業への協力
平成29年3月22日	災害救助物資の調達等に関する協定書	アークランドサカモト株式会社	(1)食料品、日用品等の物資の提供 (2)一時避難所及び応援車両待機場等としての用地の提供
平成29年5月22日	災害時における畳の提供に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	避難所等への畳の提供
平成29年12月26日	災害時における飲料製品等の供給に関する協定書	堺ヤクルト販売株式会社	飲料品、食料品の供給
平成30年6月13日	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	株式会社東海大阪レンタル	災害時におけるレンタル資機材の提供
令和元年8月26日	災害時における弹性ストッキングの提供協力に関する協定	福助株式会社	災害時における弹性ストッキングの提供
令和2年1月17日	災害時における災害復支援用品の提供協力に関する協定	浅香工業株式会社	災害時における災害ボランティアセンター等へのスコップ、一輪車等の災害復旧支援用品の提供
令和2年10月30日	災害時における物資の供給等に関する協定	株式会社ローソン	(1)物資（食料品、飲料水、日用品等）の供給 (2)災害により閉鎖した市内店舗の早期再開
令和3年10月29日	災害時における介護食等の供給に関する協定	三嶋商事株式会社	災害時における介護食等の供給

5. 輸送・物流 【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成21年3月30日	災害時の応急対策業務に関する協定	社団法人大阪府タク事業協会	(1)応急対策要員等の人員輸送業務 (2)建設資機材、日用品及び食料品等の貨物輸送業務 (3)消防活動に関する業務 (4)その他堺市が必要とする輸送業務
平成25年5月21日	災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定	一般社団法人大阪バス協会	(1)被災者（滞留者を含む）の輸送業務 (2)ボランティアの輸送業務 (3)災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務 (4)その他バスによる支援業務
平成25年10月1日	災害発生時等の物資の緊急・救援輸送等に関する協定	一般社団法人大阪府トラック協会	(1)物資の輸送業務 (2)物資の輸送管理等に関する助言・指導等を行う物流専門家及び荷役作業員の派遣 (3)荷役機械及び資器材の手配
平成27年10月16日	災害時における要配慮者の輸送協力に関する協定	堺市消防局認定患者等搬送事業者の会「堺搬送」	(1)「堺搬送」に所属する会員が所有する事業用車両による要配慮者の輸送業務 (2)「堺搬送」の会員以外の事業者への輸送協力要請及び手配 (3)その他要配慮者の輸送に必要な業務
平成29年2月21日	災害時における物資の輸送等に関する協定	株式会社サカイ引越センター	(1)物資の輸送業務 (2)物資の輸送管理等に関する助言・指導等を行う物流専門家等の派遣 (3)梱包用段ボールの提供
平成30年4月24日	災害時における相互協力に関する協定	阪神高速道路株式会社	(1)道路の損傷等の調査及び普及に対する技術的支援 (2)通行止め区間を活用した要請車両の通行 (3)情報等の提供及び派遣連絡員の受け入れ (4)応急対策及び復旧業務の実務に必要となる敷地等の提供 (5)通行止め実施時の利用者への情報提供

6. 燃料 【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成27年1月19日	災害時における緊急用燃料の供給協力に関する協定	社団法人大阪府エルピーガス協会堺支部、同阪南北部支部、同南河内北支部美原地区	L.Pガス等の供給
平成30年3月12日	災害時における燃料の供給に関する協定	株式会社芦原自動車教習所（泉北自動車教習所）、株式会社堺自動車教習所、阪和自動車学校、泉ヶ丘カントリークラブ	災害時の応急復旧業務に使用する堺市の車両等に対し、協定相手方が保有する燃料を供給
平成30年3月12日	災害時におけるローリー車等による燃料供給に関する協定	株式会社イトー、有限会社内海商会、富尾石油株式会社、山本石油販売株式会社	災害時に堺市庁舎等の非常用発電設備等にローリー車等で燃料を供給
令和3年10月15日	災害時におけるローリー車等による燃料供給に関する協定	日本BCP株式会社	災害時に堺市庁舎等の非常用発電設備等にローリー車等で燃料を供給

7. 広報・通信 【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
昭和59年6月1日	無線通信施設等に係る災害相互応援協定	寝屋川市、貝塚市、柏原市、岸和田市、八尾市	通信施設及び通信従事者の応援その他必要な措置

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成22年5月13日	防災行政無線とコミュニティFMを活用した災害情報発信に関する協定	特定非営利活動法人さかいhill-front forum	災害時において「エフエムさかい」の番組放送中に各種災害情報を発信
平成24年4月1日	災害時における放送要請に関する協定	株式会社FM802	自然災害及び火災、事故、武力攻撃事態等の危機事象が発生し、または発生するおそれがある場合に、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語など最大13言語により各種災害情報を発信

平成25年12月2日	災害時の緊急放送に関する協定	株式会社ジェイコムウエスト	災害時における避難勧告・指示、避難所開設情報などを文字テロップで放送
平成26年1月15日	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	(1)災害における堺市ホームページのキャッシュサイトの提供 (2)災害時における避難勧告・指示等の緊急情報、被害状況、ライフライン状況、必要救援物資・ボランティア情報をヤフーサービス上に掲載 (3)平常時において指定避難所等の防災情報をヤフーサービス上に掲載
平成26年3月25日	防災への取り組みに関する協定	グーグル社	グーグルは災害時に災害対応サービスを提供し、堺市はグーグルに対して災害時的情報提供に協力 （グーグルが提供する災害対応サービスの例】 (1)Googleバーンファイア（被災地における安否情報発信・検索） (2)避難所情報・避難ルートおよびハザードマップの地図サービス (3)ガス、水道、道路など各種ライフラインの状況についての地図サービス
平成26年10月14日	減災を目的とした防災ARに関する協定書	一般社団法人全国防災共助協会	堺市内の気象情報、地震津波情報及び災害時の避難場所（指定避難所や広域避難地など）の必要な防災情報を「防災ARアプリ『みたま』」を活用して提供
令和2年12月16日	災害等緊急時における航空機の業務協力に関する協定書	第一航空株式会社	(1)津波により被害が発生する恐れのある場合の避難広報 (2)災害等により必要となる市民への広報 (3)災害等による被害調査のための航空写真の撮影 (4)市外への災害支援を行う場合の職員及び物資の輸送

8. 人的支援

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成25年1月15日	災害時的人的支援に関する協定	財務省近畿財務局長	(1)り災証明書申請受付及び発行に関する事務 (2)り災建物判定にかかる現地調査補助 (3)有価物(現金、保険証、貴金属等の遺失物)の分別等作業 (4)災害ボランティア及び支援物資等の受付事務 (5)避難施設運営補助(支援物資運搬、避難施設巡回等) (6)その他堺市職員の指示に基づく事務及び作業
平成26年7月28日	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	(1)情報の収集・提供（リエゾン（情報連絡員）の派遣） (2)近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害派遣隊） (3)災害に係る専門家の派遣 (4)災害対策用機械の貸付 (5)通信機械等の貸付・操作員の派遣 (6)通行規制等の措置ほか

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成12年4月1日	災害時における相互協力に関する覚書	堺・堺中・泉北・堺金岡・浜寺・鳳郵便局及び大阪堺特定郵便局業務推進連絡会	(1)被災状況及び被災市民の避難先に関する情報の提供 (2)高齢者及び障害者など災害弱者についての情報提供及び対応に関する相互協力 (3)所管施設及び用地の相互提供 (4)災害情報に係る広報の掲出 (5)前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項
平成22年1月15日	災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人堺市社会福祉協議会	(1)災害ボランティアセンターの開設・運営 (2)センター運営に関する費用負担 (3)平常時における協力体制の構築
平成28年3月15日	災害時相談業務等に関する協定	大阪弁護士会	被災者の無料法律相談の実施
平成28年3月15日	災害時における行政書士業務に関連する協力活動に関する協定	大阪府行政書士会	行政書士業務等に関する被災者の無料相談の実施
平成29年10月24日	地域防災に関する連携協定	大阪市立大学都市防災研究センター	(1)地域防災力の向上に関すること (2)教育及び人材の育成に関すること (3)学術研究に関すること
平成29年11月30日	災害時における医療救護活動に関する協定	一般社団法人堺市医師会	災害時の医療救護活動における、医師及び看護師等により編成される医療救護班の派遣
平成29年11月30日	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人堺市歯科医師会	災害時の医療救護活動における、歯科医師等により編成される歯科医療班の派遣
平成29年11月30日	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人狭山美原歯科医師会	災害時の医療救護活動における、歯科医師等により編成される歯科医療班の派遣
平成29年11月30日	災害時における救護活動に関する協定	一般社団法人堺市薬剤師会	災害時の医療救護活動における、薬剤師等により編成される薬剤師班の派遣
平成30年12月21日	災害発生時における支援協力についての協定	大阪土地家屋調査士会	(1)家屋被害認定調査の支援 (2)被災者相談窓口の支援（建物滅失登記や土地境界復元等の相談）
平成30年12月28日	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	大阪司法書士会	災害時における被災者相談業務の実施

9. 施設提供

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成21年3月26日	災害発生時における避難者の受け入れに関する協定	松原市	大雨などによる河川の越水等があった場合に、堺市の指定避難所への避難が困難な地域住民について、松原市の指定避難所での受け入れを行ふもの ○北区磐鷲町2丁西除川右岸および3丁⇒天美西小学校 ○北区野原町西除川右岸⇒松原西小学校
平成22年12月1日	大和川下流域下水道今池水みらいセンター施設への避難に関する協定	大阪府南部流域下水道事務所	大和川下流域下水道今池水みらいセンター施設を一時避難場所として提供
平成24年3月26日	福祉避難所としての指定	厚生労働省大臣官房会計課	ビッグ・アイの福祉避難所としての施設利用
平成25年3月31日	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する覚書	大阪府立堺支援学校、泉北高等支援学校、堺聴覚支援学校、たいせん聴覚高等支援学校	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成25年8月1日	災害対策への協力に関する協定	大阪刑務所	(1)地域に居住する住民などの避難場所 (2)帰宅困難者への支援場所 (3)災害用物資の集配場所 (4)その他乙が必要とする災害対策の実施場所
平成26年3月28日	災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定	大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）、堺市立健康福祉プラザ健康福祉センターの施設管理者2施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
-----	------	--------	-------

平成21年3月24日	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	社団法人大阪府宅地建物取引業協会堺市支部	(1)被災者への民間賃貸住宅の情報提供及び媒介 (2)堺市内の道路及び施設等の被害状況の情報収集 (3)被災者への災害時の情報提供 (4)建築物の耐震改修の促進
平成21年4月1日	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	社団法人全日本不動産協会大阪府本部堺泉支部	(1)被災者への民間賃貸住宅の情報提供及び媒介 (2)堺市内の道路及び施設等の被害状況の情報収集 (3)被災者への災害時の情報提供 (4)建築物の耐震改修の促進
平成22年4月1日	災害時における避難所の指定等に関する協定	学校法人関西大学	(1)関西大学堺キャンパスの避難所指定 (2)関西大学が保有する災害用備蓄物資等の提供
平成22年9月1日	災害時及び災害に備えた施設の使用に関する協定	西日本電信電話株式会社大阪南支店	災害対策業務を実施するための使用場所の提供 (1)災害復旧ボランティア活動又は災害医療活動の支援場所としての一時的使用 (2)被災住民の避難場所又は相談窓口場所としての一時的使用 (3)災害用物資の保管場所としての使用 (4)災害による倒壊家屋の廃材等の保管場所としての一時的使用 (5)防災訓練による使用
平成23年1月17日	災害対策への協力に関する協定書	財団法人堺市産業振興センター	1 施設の提供に関する協力 (1)地域に居住する住民などの避難場所 (2)帰宅困難者への支援場所 (3)遺体の安置場所 (4)災害用物資の集配場所 (5)その他甲が必要とする災害対策の実施場所 2 提供施設における災害対策への人的支援
平成23年3月31日	災害時における施設利用等に関する協定書	学校法人羽衣学園	(1)地震、風水害、その他による災害発生時に、避難所として開設 (2)学生ボランティアの確保、派遣への協力
平成23年12月1日	災害時における施設使用の協力に関する協定	公立大学法人大阪府立大学	(1)広域避難地及び救援物資集積場所としての施設の使用 (2)その他本市が必要とする用途における施設の使用 (3)学生ボランティアの確保及び派遣
平成24年6月27日	災害発生時における福祉避難所等の協力に関する協定	堺市社会福祉施設協議会	(1)福祉避難所の開設・運営に必要な物資・人材の確保の後方支援・協力 (2)福祉避難所への入所が必要な要援護者の受け入れ支援・協力 (3)一般避難所等における育児室の運営支援並びに緊急一時保育の受入れ、保育に関する相談窓口の設置支援
平成24年6月27日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	特別養護老人ホーム、生活介護事業所等の社会福祉法人 56施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成24年8月31日	災害時等における協力に関する協定	株式会社セルビス	(1)被災者及び帰宅困難者の緊急一時避難場所の提供及び支援 (2)遺体の搬送 (3)遺体の安置、搬送等に必要な資機材及び消耗品の提供 (4)遺体の安置に必要な葬儀式場等の施設の提供
平成24年8月31日	災害発生時における保育に関する協力等に関する協定	民間保育園等 76園	(1)避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2)緊急一時保育の受入れ (3)24時間保育の実施 (3)保育に関する相談窓口の設置
平成24年10月1日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	特別養護老人ホーム、生活介護事業所等の社会福祉法人 7施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成24年10月1日	災害発生時における保育に関する協力等に関する協定	民間保育園等 8園	(1)避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2)緊急一時保育の受入れ (3)2.4時間保育の実施 (4)保育に関する相談窓口の設置
平成25年3月29日	災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定	堺市不動産事業協同組合	民間賃貸住宅の情報提供及び媒介に関する協力
平成25年3月31日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	特別養護老人ホーム 1施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成25年4月1日	堺市認可保育所等相互援助協定	市内すべての公立(20園)・民間(90園)の認可保育所と認定こども園	自然災害や火災の発生等様々な危機事象発生時における相互援助 (1)人的援助 援助を要する業務に対応した資格、経験及び能力等を有する職員の派遣 (2)物的援助 物資及び機器材の貸与又は提供 (3)施設的援助 被災等保育所の入所児童及び職員の受入又は場所の提供
平成25年4月1日	災害発生時における保育に関する協力等に関する協定	民間保育園等 5園	(1)避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2)緊急一時保育の受入れ (3)2.4時間保育の実施 (4)保育に関する相談窓口の設置
平成25年10月1日	災害時における協力に関する協定	プール学院大学・プール学院大学短期大学部	(1)避難所及び一次避難施設として大学施設を提供 (2)物資集積・配達拠点として大学施設を提供 (3)収容した避難者への備蓄食料等の提供 (4)大学学生・教職員ボランティアの派遣
平成25年12月24日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	特別養護老人ホーム、生活介護事業所等の社会福祉法人 3施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成26年3月28日	災害発生時における福祉避難所の指定及び設置・運営に関する協定	ショートステイ、生活介護事業所等の社会福祉法人 2施設	福祉避難所としての指定と、大規模災害発生時の福祉避難所の開設・運営に関する協力
平成26年4月1日	堺市認可保育所等相互援助協定	民間認可保育所、認定こども園 3園	自然災害や火災の発生等様々な危機事象発生時における相互援助 (1)人的援助 援助を要する業務に対応した資格、経験及び能力等を有する職員の派遣 (2)物的援助 物資及び機器材の貸与又は提供 (3)施設的援助 被災等保育所の入所児童及び職員の受入又は場所の提供
平成26年4月1日	災害発生時における保育に関する協力等に関する協定	民間保育園等 4園	(1)避難所等における育児室運営支援(職員派遣、保育物品提供等) (2)緊急一時保育の受入れ (3)24時間保育の実施 (4)保育に関する相談窓口の設置
平成26年11月4日	災害時の施設使用等の協力に関する協定書	株式会社 万代園、百舌鳥八幡宮	一時の避難施設及び避難所として施設等を提供
平成27年1月30日	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書	イオンモール株式会社	一時避難場所としてイオンモール堺北花田の平面駐車場の提供等

平成27年4月16日	災害時における協力に関する協定	学校法人愛泉学園・堺女子短期大学	(1)避難所及び一次避難施設として施設を提供 (2)物資集積・配送拠点として施設を提供 (3)収容した避難者への備蓄食料等の提供 (4)帰宅困難者一時滞留施設として施設を提供 (5)学生・教職員ボランティアの派遣
平成28年3月9日	災害時における避難者に対する各種活動協力に関する協定	イオンモール株式会社	一時避難場所としてイオンモール堺鉄砲町の立体駐車場の提供等
平成30年6月4日	災害時における宿泊の提供に関する協定	堺ホテル協会	災害時の宿泊施設の提供
平成30年6月28日	災害時における施設等の提供協力に関する協定	堺東駅南地区再開発株式会社（ジョルノ）	(1)帰宅困難者の受け入れ (2)帰宅困難者のために、一時滞在施設の一部を可能な範囲で提供 (3)帰宅困難者のために、水道水及びトイレを提供 (4)その他、提供することができるものについて、可能な範囲で提供
令和2年8月26日	地域防災力の向上を目指した地域社会の連携に関する基本協定	大阪トヨタ自動車株式会社 大阪トヨペット株式会社 トヨタカローラ南海株式会社 ネッツトヨタ南海株式会社	(1)外部給電車両の提供 (2)避難訓練やイベントでの外部給電車両の普及啓発
令和3年4月1日	災害時における避難所の指定等に関する協定	学校法人みどり学園 大阪健康福祉短期大学	(1)大阪健康福祉短期大学堺・泉ヶ丘キャンパスの避難所指定 (2)大阪健康福祉短期大学が保有する災害用備蓄物資等の提供

10. その他 【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成28年3月30日	堺市食料等備蓄品の譲渡に関する覚書	特定非営利活動法人 ふーどばんく OSAKA	堺市からの賞味期限（使用期限）間近の食料等備蓄品の譲渡に関すること

11. 消防協定 【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
昭和40年12月1日	消防協定	大阪市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和45年10月1日	消防協定	(航空消防相互応援協定) 大阪市	回転翼航空機による消防業務の応援
昭和46年9月17日	消防協定	松原市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和47年3月11日	消防協定	河内長野市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和48年5月16日	消防協定	大阪狭山市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和59年8月1日	消防協定	(大阪府南プロック消防相互応援協定) 岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉州南消防組合・和泉市・高石市・大阪狭山市・忠岡町	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
昭和62年8月12日	消防協定	(大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定) 大阪市・豊中市・東大阪市・池田市・吹田市・八尾市・松原市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市	航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
昭和63年9月1日	消防協定	(大阪府下広域消防相互応援協定) 大阪市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市門真市消防組合・枚方寝屋川消防組合・茨木市・八尾市・泉州南消防組合・富田林市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・摂津市・高石市・東大阪市・四條畷市・交野市・大阪狭山市・島本町・豊能町・忠岡町・太子町・河南町・千里東阪村	大規模な災害等が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
平成6年6月21日	消防協定	(関西国際空港消防相互応援協定) 大阪市・岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・大阪狭山市・忠岡町・泉州南消防組合・新関西国際空港㈱	航空機の墜落等による大規模な災害が発生した場合における災害防御又は救助等の応援
平成6年7月1日	消防協定	(阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈と自動車道消防相互応援協定) 和泉市・岸和田市・貝塚市・泉州南消防組合・那賀消防組合・和歌山市・海南市・有田川市・湯浅広川広域消防事務組合・御坊市・田辺市	高速自動車道で災害が発生した場合における災害防又は救急等の応援
平成8年4月19日	消防協定	(消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定) 和歌山市・姫路市・徳島市	大規模な災害が発生した場合における消防活動資機材及び支援 物資等の調達についての応援
平成8年7月18日	消防協定	(大阪湾消防艇相互応援協定) 大阪市・神戸市	大規模又は特殊な災害が発生した場合における災害防又は救助等の応援
平成17年2月1日	消防協定	柏原羽曳野藤井寺消防組合	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
平成17年2月1日	消防協定	富田林市	火災・救急・その他の災害防御、救急業務の応援
平成17年2月1日	消防協定	(南阪奈道路消防相互応援協定) 柏原羽曳野藤井寺消防組合・富田林市・奈良県広域消防組合	高速自動車道で災害が発生した場合における災害防御又は救急等の応援
平成21年4月1日	船舶火災の消火に関する業務協定	大阪海上保安監部	海上における船舶火災等の消火活動及び火災警戒活動の応援
平成22年4月1日	消防協定	(救急医療相談業務に係る応援協定) 大阪市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市門真市消防組合・枚方寝屋川消防組合・茨木市・八尾市・泉州南消防組合・富田林市・河内長野市・松原市・大東市・和泉市・箕面市・柏原羽曳野藤井寺消防組合・摂津市・高石市・東大阪市・四條畷市・交野市・大阪狭山市・島本町・豊能町・忠岡町・太子町・河南町・千里東阪村	救急医療相談業務（救急安心センターおおさか）の共同運用に関する応援
平成24年3月1日	消防協定	(五都市消防相互応援協定) 名古屋、京都、大阪、神戸	大規模な災害等が発生した場合における災害防御又は救助等の応援

平成25年4月1日	消防協定	(近畿自動車道松原那智勝浦線及び関西国際空港線消防相互応援協定) 和泉市・岸和田市・貝塚市・泉州南消防組合・那賀消防組合・和歌山市・海南市・有田川町	高速自動車道で災害が発生した場合における災害防御又は救急等の応援
-----------	------	---	----------------------------------

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
昭和56年7月1日	ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申合せ	大阪瓦斯株式会社堺支社	ガス漏れ及び爆発事故等の災害時における初動・相互連絡及び処理体制等の防災対策について連携強化を図る。
昭和62年8月1日	大規模(特殊)災害時における消防活動に関する申合せ	宇部興産株式会社堺工場・大阪ガス株式会社泉北製造所第1工場・大阪ガス株式会社泉北製造所第2工場・関西電力株式会社堺港発電所・協和発酵ケミカル株式会社堺物流センター・新日本石油精製株式会社大阪製油所・コスモ石油株式会社堺製油所・新日本製鐵株式会社建材事業部堺製鐵所・東燃ゼネラル石油株式会社堺工場・大日本インキ化学工業株式会社堺工場・丸紅エナックス株式会社堺ターミナル・三井化学株式会社大阪工場	大規模(特殊)災害が発生した場合における消防活動の応援
平成8年3月5日	食糧調達に係る申合せ	株式会社 キンレイ	地震等広域、大規模災害発生時に、調達可能な範囲において冷凍麺類の供給(消防局)
平成8年5月10日	消防車両等の燃料調達の協力に関する申合せ	大阪府石油商業組合	地震等の大規模災害発生時に、可能な範囲においてガソリン、軽油等の燃料を供給
①平成10年3月9日 ②平成10年3月11日 ③平成19年6月27日 ④平成19年6月27日	重機等の調達に関する応援体制	①社団法人 堀建設業協会 (協力会社21社) ②サイカ運輸機工株式会社 ③富士レッカー株式会社 ④フジ建機リース株式会社	地震等の大規模災害及び特殊災害により、消防保有の資機材では災害防ぎよ活動困難な場合において、大型重機等の調達に関する協力体制(消防局)
平成14年2月13日	タクシー無線による情報収集・提供の協力に関する申合せ	大阪第一交通株式会社	地震等広域、大規模災害発生時、当消防局からの依頼に基づき業務に支障とならない範囲において、タクシー無線により把握できる主に管内(堺市・高石市)の被害状況の収集・提供
平成18年12月1日	地震災害発生時における初期被害情報の相互交換に関する申合せ	大阪ガス株式会社導管事業部南部導管部	地震災害が発生した場合における被害情報等を相互交換し共有する。
平成19年4月1日	地震災害発生時における初期被害情報の相互交換に関する申合せ	関西電力株式会社南営業所	地震災害が発生した場合における被害情報等を相互交換し共有する。
平成20年10月1日	大規模(特殊)災害時等における消防活動に関する覚書 (堺市消防協力事業所)	堺市・高石市内の652事業所うち堺市内619事業所 (平成25年6月30日現在)	大規模(特殊)災害が発生した場合における消防活動の応援 ※主な活動内容 (1) 消火活動支援 (2) 救出活動支援 (3) 救護活動支援 (4) 広報活動支援 (5) 情報収集活動支援 (6) 施設開放支援 (7) その他必要な活動支援
平成21年3月30日	大規模(特殊)災害時等における消防活動に関する覚書	社団法人大阪府タグ事業協会	大規模(特殊)災害が発生した場合における消防活動の応援
令和2年7月9日	災害時における物資の調達及び供給の協力に関する協定書	株式会社 キンレイ大阪工場	地震、風水害、その他災害が発生又は発生するおそれがある時に、優先的かつ速やかに食料等の物資を調達、供給 地震、風水害等災害発生時に、調達可能な範囲において冷凍麺類の供給(消防局)
令和3年3月23日	災害時における消防活動への協力に関する協定	一般社団法人 大阪府解体工事協会	災害時における重機等の応援 人命救助および二次災害防止のため緊急で必要な障害物の除去作業

12. 上下水道協定

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成25年3月31日	19大都市水道局災害相互応援に関する覚書	札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供
平成28年3月22日	堺市・富田林市 水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	富田林市	水道事業に係る相互応援協定
平成28年3月23日	下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ	国土交通省、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、徳島県、大都市、京都市、神戸市、福井市、大津市、福知山市、姫路市、奈良市、和歌山市、津市、徳島市、日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道協会、一般社団法人全国上下水道コジタルント協会、一般社団法人日本下水道施設業協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、一般社団法人日本下水道施設管理業協会、全国管工事業協同組合連合会	下水道復旧にかかる相互応援協定
平成29年1月18日	下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール	政令指定都市、東京都	下水道復旧にかかる相互応援協定
平成29年2月3日	堺市・高石市 水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	高石市	水道事業に係る相互応援協定
平成29年2月10日	堺市・松原市 水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	松原市	水道事業に係る相互応援協定
平成29年2月13日	堺市・大阪狭山市 水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	大阪狭山市	水道事業に係る相互応援協定
平成30年5月18日	堺市・和泉市 水道事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	和泉市	水道事業に係る災害時等における相互応援協定
令和2年11月12日	堺市上下水道局と仙台市水道局の災害時の応援活動に関する覚書	仙台市	水道事業に係る災害時等における相互応援協定
令和3年4月1日	大阪広域水道震災対策相互応援協定	大阪広域水道企業団、豊中市、高槻市、吹田市、茨木市、箕面市、池田市、摂津市、島本町、能勢町、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、守口市、門真市、大東市、交野市、松原市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、柏原市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、岸和田市、和泉市、泉佐野市、貝塚市、泉大津市、高石市、熊取町、泉北水道企業団、大阪府健康医療部	水道施設復旧にかかる相互応急協定
令和3年4月1日	堺市・大阪広域水道企業団 水津事業に係る災害時等相互応援に関する協定書	大阪広域水道企業団(大阪狭山水道センター)	水道事業に係る災害時等における相互応援協定

【民間団体等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成19年7月1日	災害発生時における牛乳搬送用コンテナ容器の貸借等に関する協定	泉南乳業株式会社	応急給水に使用するコンテナの借用
平成23年9月16日	災害発生時における支援車両の駐車場所の貸借に関する協定	コーナン商事株式会社	支援車両の駐車に係る駐車場所の使用
平成24年3月21日	災害発生時における仮設配管資材の調達に関する協定	株式会社 光明製作所	水道施設の応急復旧に必要な仮設配管資材の確保及び運搬
平成24年7月24日	災害時における復旧及び機能保全支援協力に関する協定	日本下水管路管理業協会	下水管路施設の施設復旧及び機能保全支援協力
平成24年8月6日	災害発生時における水道復旧材料の調達及び復旧工事に関する協定	大成機工株式会社	水道施設の復旧に必要な材料の優先的な調達及び復旧工事
平成25年1月15日	災害発生時における漏水調査を含む管路状況調査に関する協定	フジ地中情報株式会社	水道施設及び給水装置の漏水調査を含む管路状況調査
平成25年3月19日	災害発生時における水道復旧用材料の調達及び復旧工事に関する協定	コスモ工機株式会社	水道施設の復旧に必要な材料の優先的な調達及び復旧工事
平成25年3月22日	災害時における復旧及び機能保全支援協力に関する協定	大阪環境整備協同組合	下水管路施設の復旧及び機能保全支援協力
平成27年2月13日	災害時における薬品調達に関する協定	南海化学株式会社	水道水及び下水処理水の消毒に必要となる薬品の優先的な調達
平成29年1月4日	災害等における応急対策に関する協定書	堺市指定管工設備協同組合	(1)協定締結相手方の所有するトラック等を使用した応急給水 (2)水道施設等の被害状況の調査 (3)水道施設等の応急復旧及び必要な資機材の調達 (4)その他応急復旧 ※他被災都市からの応援要請も対応
平成29年1月4日	災害等における応急対策に関する協定書	大阪・堺管工事販売協同組合	(1)協定締結相手方の所有するトラック等を使用した応急給水 (2)水道施設等の被害状況の調査 (3)水道施設等の応急復旧及び必要な資機材の調達 (4)その他応急復旧 ※他被災都市からの応援要請も対応
平成29年4月1日	災害時における応援に関する協定書	株式会社ヴェオリア・ジェネット	巡回広報、電話対応、応急給水等の応援等
平成30年3月16日	災害時における宿泊の提供に関する協定書	一般社団法人大阪府サッカー協会	災害時に支援作業にあたる他都市、他団体への宿泊先の提供
平成30年3月30日	災害時における施設使用の協力に関する協定書	公益財団法人堺市文化振興財團	災害時に支援作業にあたる他都市、他団体への宿泊先の提供
令和元年6月6日	災害等における災害復旧に係る支援業務に関する協定書	公益社団法人 全国上下水道局コンサルタント協会 関西支部	復旧のための査定図書の作成や修正を行うことができる会員の推薦及び通知
令和元年6月6日	大規模災害時におけるマンホールポンプ設備等の復旧支援協力に関する協定書	株式会社荏原製作所、株式会社鶴見製作所、新明和工業株式会社、株式会社川本製作所	(1)被災したマンホールポンプ設備の応急復旧 (2)平時における連携
令和元年11月20日	大規模災害時におけるマンホールポンプ設備等の復旧支援協力に関する協定書	株式会社クボタ、株式会社第一テクノ	(1)被災したマンホールポンプ設備の応急復旧 (2)平時における連携
令和元年12月17日	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション	災害対策施設や応急復旧業務で使用するパソコン、寝具等のレンタル資機材の提供
令和2年2月26日	大規模災害時における水道施設の運転管理及び応急給水等の応援業務に関する協定	株式会社ファノバ	大規模災害時に水道施設における運転管理業務 応急給水業務
令和3年7月21日	自然災害による下水道機会・電気設備緊急工事に関する協定書	一般社団法人 日本下水道施設業協会	下水道機械・電気設備の緊急工事の円滑な実施

※緊急連絡管協定

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成15年6月2日	協定書（災害対策連絡管設置工事 金岡町）	大阪広域水道企業団	
平成24年3月21日	堺市・高石市水道緊急連絡管に関する協定書	高石市	
平成25年1月31日	新檜尾台非常用連絡管の運用に関する協定書	大阪広域水道企業団	
平成26年12月2日	大阪市と堺市の相互応援給水及び維持管理に関する協定書	大阪市	
平成28年3月15日	堺市・富田林市緊急連絡管の運用及び付帯する圧力調整施設の管理及び運用に関する協定書	富田林市	
平成29年6月1日	田園非常用連絡管の運用及び付帯する圧力調整施設の管理及び運用に関する協定	大阪広域水道企業団	
平成30年4月2日	堺市・松原市水道緊急連絡管に関する協定書	松原市	
令和元年10月29日	堺市・和泉市緊急連絡管の運用及び維持管理に関する協定書	和泉市	
令和3年4月1日	堺市・大阪広域水道企業団水道緊急連絡管に関する協定書	大阪広域水道企業団（大阪狭山道センター）	

13. 参加団体での協定

【行政機関】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成23年10月31日	関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	参加団体：関西広域連合 九州地方知事会	(1)職員の派遣 (2)食料、飲料水及び生活必需品の提供 (3)資機材の提供 (4)避難者及び傷病者の受入れ (5)船舶等の輸送手段の確保 (6)医療支援 (7)その他被災府県が要請した措置
平成24年10月25日	関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	参加団体：関西広域連合 鳥取県	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、鳥取県の区域において危機が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策を実施できない場合に、連携して応援活動を実施
平成24年10月25日	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	参加団体：関西広域連合 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県の区域において、危機が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、連携して府県間の応援活動を実施 (1)職員の派遣 (2)食料、飲料水及び生活必需品の提供 (3)資機材の提供 (4)避難者及び傷病者の受入れ (5)前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

平成26年3月6日	関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定	参加団体：関西広域連合 九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）	大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成都府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織が応援を実施 (1)職員の派遣 (2)食料、飲料水及び生活必需品の提供 (3)資機材の提供 (4)避難者及び傷病者の受け入れ (5)車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保 (6)医療支援 (7)その他被災した構成都府県市が要請した措置
-----------	-----------------------------	--	--

【民間企業等】

締結日	協定名称	協定の相手方	協定の内容
平成23年6月30日	「災害における帰宅困難者支援に関する協定書」にかかる覚書	参加団体：関西広域連合 コンビニエンスストアや外食事業者等27事業者	関西広域連合がコンビニエンスストアや外食事業者等と締結する協定に基づき、災害時の徒步帰宅者を支援する。 (1)支援可能な店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と称し、広く住民へ協力店舗の取組みを周知するとともに、防災に対する意識啓蒙を図るため、「災害時帰宅支援ステーション・ステッカー」を掲出する。 (2)「災害時帰宅支援ステーション」では、災害時の徒步帰宅者に対して「水道水」、「トイレ」、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する「情報等」を提供する。
平成25年2月25日	大規模広域災害における救援物資の提供及び調達に関する協定	参加団体：関西広域連合 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社(P&G)	(1) P&Gから関西広域連合へ救援物資の無償提供(平常時) (2) 関西広域連合からP&Gへ救援物資の供給要請(災害時) (3) 救援物資の備蓄、活用等についての情報交換 (4) 対象物資乳幼児用紙おむつ、生理用品等
平成25年3月27日	船舶による災害時の輸送等に関する協定	参加団体：関西広域連合 近畿旅客船協会 神戸旅客船協会	(1)旅客船協会及び同協会員は、災害時において、連合構成団体からの要請に基づき、船舶による輸送等の業務に協力 (2)被災者(滞留者を含む)の輸送 (3)災害救助に必要な物資等の輸送 (4)その他船舶による支援 (2)旅客船協会は、連合構成団体からの要請に、可能な限り協会員が応するよう必要な調整を実施 (3)広域連合は、複数の構成団体の同時被災等により協力要請の集中が予想される場合に構成団体間の協力要請の調整を実施
平成25年3月29日	復興まちづくりの支援に関する協定	参加団体：関西広域連合 阪神・淡路まちづくり支援機構	(1)関西広域連合の構成団体は、阪神・淡路まちづくり支援機構に対し、次の事項について、専門家の派遣を要請することができる(費用は要請側が負担)。 (1)専門相談の実施 (2)市町村及び地域の復興まちづくり推進組織等への参画 (3)その他復興に向けたまちづくり事業 (2)関西広域連合及び阪神・淡路まちづくり支援機構は、平常時から情報交換や訓練の実施等、連携強化に努める。
平成25年8月29日	危機発生時の支援協力に関する協定	参加団体：関西広域連合 関西ゴルフ連盟 徳島県ゴルフ協会	(1)被災者のクラブハウスへの収容 (2)飲料水、食事場所の提供 (3)浴場の提供 (4)臨時ヘリポートの設置 (5)緊急車両の駐車
令和2年3月19日	大規模広域災害におけるフォークリフトの提供に関する協定	トヨタL&F近畿株式会社、トヨタL&F兵庫株式会社、トヨタL&F奈良株式会社、トヨタL&F和歌山株式会社、トヨタL&F岡山株式会社、トヨタL&F徳島株式会社	大規模広域災害の発生時において、基幹的物資拠点(O(ゼロ)次物資拠点)及び府県市圏域の物資拠点、備蓄拠点及びこれらの代替施設の運営に必要なフォークリフトの提供
令和2年3月26日	大規模広域災害における連携・協力に関する協定	参加団体：関西広域連合 西日本電信電話株式会社	(1)平常時に相互の連絡窓口の明確化等による情報共有体制の構築や、災害時に優先復旧を検討すべき重要施設の情報共有等 (2)災害発生時にライフライン設備の被災や応急復旧情報及び道路啓開等の情報を共有 (3)復旧時に道路啓開及びライフライン設備の復旧事業について連携・協力
令和2年3月26日	大規模広域災害における連携・協力に関する協定	参加団体：関西広域連合 大阪ガス株式会社	(1)平常時に相互の連絡窓口の明確化等による情報共有体制の構築や、災害時に優先復旧を検討すべき重要施設の情報共有等 (2)災害発生時にライフライン設備の被災や応急復旧情報及び道路啓開等の情報を共有 (3)復旧時に道路啓開及びライフライン設備の復旧事業について連携・協力
令和2年3月26日	大規模広域災害における連携・協力に関する協定	参加団体：関西広域連合 関西電力株式会社	(1)平常時に相互の連絡窓口の明確化等による情報共有体制の構築や、災害時に優先復旧を検討すべき重要施設の情報共有等 (2)災害発生時にライフライン設備の被災や応急復旧情報及び道路啓開等の情報を共有 (3)復旧時に道路啓開及びライフライン設備の復旧事業について連携・協力

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

- 第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。
- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

(応援経費の負担)

- 第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。
- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
 - 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

- 第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

- 第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

- 第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

- 第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。
- 2 次に掲げる覚書は、廃止する。
 - (1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）
 - (2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

- 1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。
- 2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。
- 2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。
- 2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生じる。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成24年4月1日

北海道札幌市中央区北1条西二丁目1番地
札幌市

札幌市長 上田 文雄

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市

仙台市長 奥山 恵美子

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
さいたま市

さいたま市長 清水 勇人

千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市

千葉市長 熊谷 俊人

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都

東京都知事 石原 慎太郎

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市

川崎市長 阿部 孝夫

神奈川県横浜市中区港町一丁目1番地
横浜市

横浜市長 林 文子

神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号
相模原市

相模原市長 加山 俊夫

新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市

新潟市長 篠田 昭

静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市

静岡市長 田辺 信宏

静岡県浜松市中区元城町103-2
浜松市

浜松市長 鈴木 康友

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市

名古屋市長 河村 たかし

京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市

京都市長 門川 大作

大阪府大阪市北区中之島一丁目3番20号
大阪市

大阪市長 橋下 徹

大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市

堺市長 竹山 修身

兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号
神戸市

神戸市長 矢田 立郎

岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市

岡山市長 高谷 茂男

広島県広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市

広島市長 松井 一實

福岡県北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市

北九州市長 北橋 健治

福岡県福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市

福岡市長 高島 宗一郎

熊本県熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市

熊本市長 幸山 政史

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、21大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当局部課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他 の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

- (1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。
- 3 前2項の規定により難いときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知

(2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進

(3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要が生じた場合における会議の開催又は文書による調整

(4) 防災に関する大都市間の会議の開催等

(5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

(6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 2 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 3 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 4 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「1 5 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1（第5条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成24年度を1とする。

泉州地域災害時相互応援協定

堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町の9市4町（以下「関係市町」という。）は、災害における広域的な相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、関係市町の区域において風水害、地震、津波その他の災害が発生し、またはその恐れがあり、当該市町独自では十分な応急措置ができない場合に、当該市町の要請にこたえるため、あらかじめ関係市町間において広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うこととする。

（相互応援）

第2条 関係市町は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、当該要請をした関係市町（以下「応援要請市町」という。）に対し、相互に応援を行うものとする。

2 前項に定める応援を要請しようとする関係市町は、必要となる事項を明記の上、文書により他の関係市町に対して要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（人的応援）

第3条 前条の応援の要請は、応援要請市町の長が、災害が発生した場合はその恐れがある場所及び状況並びに出動を求める場所及び人員等を明示し、応援可能な関係市町（以下「応援市町」という。）の長に対して行うものとする。

（物的応援）

第4条 前条に定めるもののほか、救援物資及び資機材等を必要とする場合の応援の要請は、応援要請市町の長が、必要とする救援物資及び資機材等の種別、数量、配置場所等を明示し、応援市町の長に対して行うものとする。

（その他の応援）

第5条 前2条に定めるもののほか応援を必要とする場合については、応援要請市町の長が、必要となる項目を明示し、応援市町の長に対して行うものとする。

（指揮）

第6条 第2条の応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 応援要請市町の長又は災害対策本部長等が指揮すること。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 第3条の人的応援に要した経費のうち、応援事務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市町の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市町が負担する。
- (2) 第3条の人的応援に要した経費のうち、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援事務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町が負担する。
- (3) 第4条の物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資機材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市町が負担する。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援に要した経費は原則として、応援要請市町が負担する。
(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、関係市町の協議により実施細目を定める
ことができる。

(定めのない事項等の協議)

第9条 この協定に定めのない事項、またはこの協定について疑義が生じたときは、その都度、
関係市町が協議して定めるものとする。

(協定の発効等)

第10条 この協定は、平成25年9月10日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、関係市町が記名押印のうえ、各1通
を保有する。

平成25年9月10日

堺市長 竹山修身

岸和田市長 野口聖

泉大津市長 伊藤晴彦

貝塚市長 藤原龍男

泉佐野市長 千代松大耕

和泉市長 辻 宏 康

高石市長 阪 口 伸 六

泉南市長 向 井 通 彦

阪南市長 福 山 敏 博

忠岡町長 和 田 吉 衛

熊取町長 中 西 誠

田尻町長 原 明 美

岬町長 田 代 堯

堺市と南河内地域の6市2町1村（富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村）は、広域的な災害における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、この協定を締結した市町村（以下「締結市町村」という。）の市町村域において大規模災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置ができない場合に、被災市町村の要請に応えるため、あらかじめ締結市町村間において災害時の広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うこととする。

（応援要請等）

第2条 締結市町村の長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、当該要請をした市町村（以下「応援要請市町村」という。）に対し、相互に応援を行うものとする。

（応援要請の手続き）

第3条 前条の応援の要請は、応援要請市町村の長が、災害の状況、出動を求める人員及び職種、誘導員配置場所等を明示し、応援を求める市町村（以下「応援市町村」という。）の長に対して行うものとする。

（物的応援）

第4条 救援物資及び資機材等を必要とする場合の応援の要請は、応援要請市町村の長が、必要とする救援物資及び資機材等の種別、数等を明示し、応援市町村の長に対して行うものとする。

（指揮）

第5条 第2条の応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 応援要請市町村の長又は災害対策本部長等が指揮すること。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 第3条の規定による応援に要する経費のうち、応援業務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市町村の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市町村の負担とする。
- (2) 第3条の規定による応援に要する経費のうち、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援業務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町村の負担とする。
- (3) 第4条の規定による物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資機材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市町村の負担とする。
- (4) 上記3項にかかわらず、南河内地域6市2町1村間の応援に要した経費の負担等に關しては、平成17年2月1日締結の中河内地域並びに南河内地域の災害相互応援協定によるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町村が協議をして定めるものとする。

(協定の発効)

第8条 この協定は、平成23年9月1日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を10通作成し、締結市町村の長が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月1日

堺市長 竹山修身

富田林市長 多田利喜

河内長野市長 芝田啓治

松原市長 澤井宏文

羽曳野市長 北川嗣雄

藤井寺市長 國下和男

大阪狭山市長 吉田友好

太子町長 浅野克己

河 南 町 長

武 田 勝 玄

千 早 赤 阪 村 長

松 本 昌 親

堺市と四日市市との間の災害時相互応援に関する協定

堺市と四日市市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害が発生し、災害を受けた市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、友愛的精神を持って、相互に応援し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、感染症対策、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難者収容施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に災害を受けた市から要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動の実施に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、応援活動を実施できるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費については、次のとおりとする。

- (1) 第1条の規定中に係る物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資器材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市の負担とし、それ以外の経費については、応援市が負担する。
- (2) 第1条の規定中に係る人的応援に要する経費のうち、応援事務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市の負担とし、それ以外の経費については、応援市が負担する。
- (3) 前2号の規定に関わらず、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援事務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市の負担とする。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第8条 この協定は、平成24年3月19日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月19日

堺市
堺市長 竹山修身

四日市市
四日市市長 田中俊行

災害時における相互協力に関する覚書

堺市（以下「甲」という。）並びに堺郵便局、堺中郵便局、泉北郵便局、堺金岡郵便局、浜寺郵便局、鳳郵便局及び大阪堺特定郵便局長業務推進連絡会（以下これらを「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、堺市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対策を円滑に行うこととする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、災害時において、次の各号に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 被災状況及び被災市民の避難先に関する情報の提供
- (2) 高齢者及び障害者など災害弱者についての情報提供及び対応に関する相互協力
- (3) 所管施設及び用地の相互提供
- (4) 災害情報に係る広報の掲出
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

2 乙は、災害救助法が適用されたときは、郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に関し、災害特別事務取扱いを行うものとする。

（協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条第1項の規定により協力を要請しようとするときは、別紙様式に所定の事項を記載し、第7条に規定する連絡責任者を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請することができる。

2 甲又は乙は、前項ただし書の規定により要請を行ったときは、当該内容を別紙様式により、後日速やかに相手方に送付しなければならない。

（協力の実施）

第4条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けたときは、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第5条 この覚書に基づき協力を要請した者は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、協力を行った者が適正な方法により協力に要した経費として算出した額を負担するものとする。

2 前項の規定による負担に疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害に係る情報連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

2 甲及び乙は前項の規定による協議を行うため、必要に応じて連絡協議会を開催することができる。

(連絡責任者)

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲にあっては堺市市民環境局市民生活部市民生活安全課長、乙にあっては堺郵便局総務課長とする。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この覚書に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、災害の発生がないときにはあっても、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災計画等必要な情報の交換
- (2) 甲の行う防災訓練等への参加
- (3) その他災害時に協力が必要な事項

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面8通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年4月1日

甲 堺市
代表者 堺市長 脇谷豪男

乙 堺郵便局
局長 小谷義次

堺中郵便局
局長 木村富雄

泉北郵便局
局長 吉武幸紀

堺金岡郵便局

局長 中西一隆

浜寺郵便局

局長 橋本昌之

鳳郵便局

局長 山之内武夫

大阪堺特定郵便局長業務推進連絡会

会長 泉北城山台郵便局長

中林嘉道

災害時における相互協力に関する覚書の用語について

1 覚書中の「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる「災害」であり、次のとおりである。

○ 災害対策基本法第2条第1号

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

② 覚書中第2条第2号に掲げる「災害特別事務取扱い」とは、次のとおりである。

(1) 救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用郵便物（現金及び物品）の料金を免除する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便又は電子郵便とするものを含む）の料金を免除する。

(3) 被災者あて災害義援金の振替料金免除

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会等の振替口座に義援金を送る場合は、その料金を免除する。

(4) 被災者への郵便はがきなどの無償交付

被災者1世帯につき郵便はがき5枚、郵便書簡1枚以内を無償で交付する。

(5) 通帳、証書、印章等を紛失した被災者への郵便貯金等の非常取扱い

通帳や印章がなくても、本人と確認できれば郵便貯金は20万円まで、郵便為替・郵便振替は10万円まで支払いをする非常取扱いを行う。

(6) 簡易保険の保険料払込みの猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い簡易保険の保険金や貸付金も本人と確認できれば、即時払を実施するほか、通算3ヶ月の保険料の払込猶予期間を、一定期間延長する。

(別紙様式)

協 力 要 請 書

平成 年 月 日		送受信時刻	送信（要請者）	受信（要請先）
		時 分		
災害状況				
	覚 知	月 日 時 分		
要請理由				
協力の内容				
協力の期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
施設・用地の提供	使 用 目 的			
	使用施設又は用地			
その他参考事項				

災害時におけるボランティア活動に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人堺市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は甲の「堺市地域防災計画」及び乙の「災害時におけるボランティア活動支援要綱」に基づき、甲乙の連携及び災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設等に関して、必要な事項を定める。

（センターの開設等）

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、乙に対し、センターの開設を要請する。

- 2 前項の要請は、甲が乙に対し、要請の内容を明記した文書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。
- 3 乙は、甲から第1項の要請があった場合には、すみやかにセンターを開設し、必要な業務を開始する。

（情報提供及び連携・協力）

第3条 甲は、乙がセンターを運営する上で必要な情報を乙に提供するものとする。

- 2 甲と乙は連携・協力し、甲は、センターの設置・運営につき必要な支援を行うものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集・提供及び連絡調整
- (2) 災害ボランティアの受け入れ、需給調整に関すること
- (3) ボランティア募集等の情報発信
- (4) 大阪府の「災害時におけるボランティア支援制度」の活用に関すること
- (5) 全国社会福祉協議会や近畿圏社会福祉協議会及び関係ボランティア・市民活動団体との連絡調整及びボランティア等の派遣要請に関すること
- (6) その他、センター活動に関する業務

（設置場所）

第5条 センターベン部の設置場所は、堺市総合福祉会館1階堺市社会福祉協議会事務局内とする。

ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

- 2 甲または乙が、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの設置の必要性を認めたときは、甲乙協議の上、設置を行い、甲は、設置場所の確保に努めるものとする。
- 3 その他、センター運営に必要な場所の確保は、甲乙協議の上、甲が場所の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 センター運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する甲が負担する費用について、甲に請求するものとし、甲の要求に応じ費用の内訳について説明するものとする。

（資器材等の確保）

第7条 甲と乙は、センター運営に必要な資器材を相互に協力して確保するものとする。

(センターの閉鎖時期)

第8条 センターの閉鎖時期については甲乙協議の上、甲が決定する。

2 乙は、甲の要請に基づき実施した業務が完了した場合は、速やかに報告するものとする。

(研修等の実施)

第9条 甲と乙は、平常時から協力して、災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習会を実施し、人材の育成に努めるものとする。

(平常時の取り組み)

第10条 乙は平常時より、災害時に備えたセンターの機能を整備するものとし、甲は、乙に対して整備に関する必要な支援を行うものとする。

(関係団体との協力体制)

第11条 甲と乙は、平常時から協力して、登録ボランティア及び関係機関・地域各種団体等との協力体制の確立を図る。

2 前項の体制確立のため、必要に応じて会議等を開催する。

(ボランティア保険への加入)

第12条 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者を保険に加入させることとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、甲が負担するものとする。

(ボランティア向け宿泊施設等の確保)

第13条 甲は、災害時のボランティア活動者等が使用する宿泊施設や駐車場等について、乙とその必要性を協議の上、施設や場所の確保に努めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成22年1月15日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙どちらかより異議の申し出がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとする。以後の期間満了の時の取り扱いも同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、被災者本位、地域主体、協働運営といった「災害時におけるボランティア活動支援要綱」の理念を尊重の上、甲乙協議し、これを定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年1月15日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 竹山修身

乙 堺市堺区南瓦町2番1号
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
会長 横峯正一

堺市医師会における災害時の医療体制（抜粋）

第1部 災害時の救急医療体制のあり方

はじめに

災害発生直後の被災地域では医療資源および情報が著しく不足する中で、医療の継続と新たに生じる傷病者の救急診療の展開をいかに図るかが究極の課題となる。この難題を遂行するために、以下の8項目を順守することが推奨される。

- 1 指揮命令系統の確立 (Command & Control)
- 2 安全の確保 (Safety)
- 3 通信手段の確保と情報の収集 (Communication)
- 4 状況、情報の分析と決断 (Assessment)
- 5 トリアージ (Triage)
- 6 応急救護や治療 (Treatment)
- 7 搬送 (Transport)

〈1～4はCSCAと呼ばれ、行動を起こす前の心構えと行動規範である。〉

〈5～7は3T'sと呼ばれ、具体的な行動をさす。〉

- 8 災害に対する備え

(行動を起こす前の心構えと行動規範；C S C A)

- 1 指揮命令系統の確立 (Command & Control)

診療所、病院および応急救護所などいずれであっても統括責任者の決定と指揮命令の仕組みが重要であり早急に確立する。

- 2 安全の確保 (Safety)

医療救護者のみならず、患者および傷病者の安全確保を優先する。

- 3 通信手段の確保と情報の収集 (Communication)

公衆電話、有線回線電話、携帯電話などの通信機能が不能となることを想定し、携帯ラジオやテレビの活用、専用回線、防災無線、衛星電話、インターネットなど複数の通信手段の確保に努める。

- 4 被災状況、被災者情報の分析と決断 (Assessment)

災害による被災状況、診療機能継続の可否、傷病者数等を分析し、災害時対応の可否を決定する。

(災害時医療救護活動の原則；3T's)

- 5 トリアージ (Triage)

多数の傷病者に対して、著しく医療資源が不足する場合に行う。すなわち、複数傷病者の緊

急度・重症度を評価し、救護・搬送および治療の優先順位をトリアージタグによる区分で決定する手法をいう。

トリアージの実施基準

優先度	識別色	分類	傷病等の状態
第一順位	赤 色	救護処置、 搬送最優先順位群 (重 症 群)	体幹に重大な危険が迫っていて、速やかに(5～60分以内)に救急医療機関で治療を開始すれば救命可能な人
第二順位	黄 色	優先順位 2番目群 (中等症群)	今すぐに治療しなくても生命に影響はないが、放置しておくと生命の危険がある人
第三順位	緑 色	軽処置群 (軽 症 群)	トリアージタグは未使用(手に取り付けるだけ)、救護所または近所の医院での救護処置で間に合う人
第四順位	黒 色	不搬送、不処置群 (死 亡 群)	体幹や頭部に重大な損傷があり、既に生命反応がなくなりかかっている人、または既に死亡している人

6 応急救護や治療 (Treatment)

応急救護所や継続診療が可能な施設では、軽症群（緑）、中等症群（黄）の治療を行い、重症群（赤）は災害拠点病院に集結させる。

7 搬送 (Transport)

道路の破壊、渋滞に加え、救急車の著しい不足が生じる。このような場合を予測し、空路搬送（ヘリコプター等）や海路搬送を計画する。搬送拠点には重症者の病態安定を図る広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置する。

なお、大阪府では、大阪八尾空港に隣接する大阪府中部広域防災拠点内に常設型の広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）が平成24年6月に設置された。

8 災害に対する備え

1) 備蓄

① 医薬品・医療資器材

各医療機関は常備する医薬品・医療資器材で2～3日間治療を行うことができれば、その後は医療応援チームに補給を要請することも可能である。そのためにも、医療品を含む医療資器材の備蓄が重要である。

② ライフライン

水の備蓄をタンクで行う場合は、2ヵ所以上設置することが重要であり、ひとつは建物外に設置することが望ましい。電気については自家発電装置が望ましい。トイレに関しては、

ポータブルトイレや簡易トイレの準備も必要である。

2) 医療救護マニュアルの準備

- ① 医療施設としての行動は、大阪府災害時医療救護活動マニュアル(2006年6月)および大阪府医師会「災害時における医療施設の行動基準」(第2版2007年7月)に準拠した医療機関個々の医療救護マニュアルを作成するのが望ましい。
- ② 医療従事者の行動は、大阪府救急医療機関災害対応マニュアル(2011年3月)を参考にして診療所、病院の医療従事者対応医療救護マニュアルを作成するのが望ましい。

3) 訓練

災害時における医療救護活動の各事項を円滑に実行するためには訓練が必須であり、定期的に研修会及び訓練に参加することが重要となる。

第2部 堺市医師会会員および堺市医師会の行動

災害発生直後（約24時間以内）に堺市医師会が果たすべき役割を定める。

1から3省略

4 堺市医師会の行動

※ 行動を起こす前の心構えと行動規範『CSCA』に基づき作成。

1) 堺市医師会災害対策本部の設置

堺市医師会会長を中心として、直ちに災害対策本部を立ち上げる。医師会館使用不能の場合は、仮事務所を確保し災害対策本部を設置する。

医師会役員は、最大限の努力をして医師会館（医師会館が使用不能の場合は仮事務所）に駆けつけ、災害対策本部長（医師会会長）の指示のもとに行動する。役員の被災も想定して災害時の役割分担を定め、情報・業務分担の共有を図っておく。

(Command & Control)

医師会館の被災状況を確認し、医師会職員の安否と出務の可否を確認する。(Safety)

2) 堺市医師会での情報の一元化（情報の収集と共有）

携帯電話のメール通信を利用した安否確認システムを用いて、会員の安否、医療機関の被害状況、診療の可否等、被害状況を把握する。また、各地区の運営委員から届く地区会員の安否と医療機関被災状況の確認、そして行政等からの情報を収集し、その情報を集約・一元化する。(Communication)

3) 各医療機関への指示

収集した情報を分析し、行動計画を立てる。(Assessment)

診療可能ならば直ちに診療救護活動、特に応急処置を開始する。診療困難な場合は、応急救護所または診療可能な病院での医療救護活動に参加することを会員に発信、指示する。

4) 堺市医師会災害対策本部は下記の事項を実施する。

- a. 災害本部長（医師会会長）は、傷病者への医療活動を行うよう指示する。
- b. 日本医師会や他都市医師会からの救護等の援助の必要性の有無を判断し、大阪府医師会と協議を行う。
- c. 「十四大都市医師会災害時における相互支援に関する協定書」に基づき、救護等の援助の必要性を判断し、支援本部都市医師会と協議・救護要請を行う。
- d. 行政機関（市役所・保健所・各区役所・保健センター・消防局・警察署など）と情報交換を行う。
- e. 医師会副会長は堺市災害対策本部へ出向し、医療提供体制の確保のためコーディネーターとなる。
- f. 避難所や応急救護所、災害医療協力病院の状況を収集し、問題点を整理統合する。
- g. 収集した情報を堺市医師会会員へ発信、また、診療救護活動など緊急の対応策を立てる。
- h. 災害弱者の情報を収集し、診療可能な医療機関等の情報を提供する。

なお、下記内容は災害時の基本的対策として取り組むものとする。

- ①ライフライン、特に水と食料の確保
- ②学校を中心とした救護所との連絡、医療スタッフの確保
- ③医療資器材の確保、医薬品や器材の分配
- ④患者の搬送（搬送方法、搬送先）→トリアージ
- ⑤ボランティア団体とコーディネーターとの連携
- ⑥他都市医師会への援助要請と受け入れの準備
- ⑦各地区運営委員からの情報を集約・分析の上、堺市医師会災害対策本部は被災者に医療機関情報を提供する。

以下省略

災害時救急医薬品等の供給に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と社団法人堺市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害発生時に必要とされる救急医薬品等（以下「医薬品等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲の要請）

第1条 甲は、災害発生時に必要とされる医薬品等の安定供給を図るため、必要があると認めるとときは、乙に対し医薬品等の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請に対応するため、あらかじめ一定の医薬品等の備蓄を行うものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に報告するものとする。

（医薬品等の範囲）

第3条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）その他甲が指定するもの

（供給要請の方法）

第4条 第1条第1項の規定による要請は、文書によらなければならない。ただし緊急の場合は、電話等によりすることができるものとする。

（緊急措置）

第5条 甲は、やむを得ない事情のため、前条の規定による手続がとれないときは、乙の加入会員に対し直接、供給要請することができるものとする。この場合において、甲は、それに伴う措置事項を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

2 前項の乙の加入会員とは、社団法人堺市薬剤師会会員たる薬局及び卸売一般販売業者をいう。

3 乙は加入会員の連絡先等を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（医薬品等の引き取り）

第6条 医薬品等の引取場所及び供給の方法については、甲が指定するものとし、当該引取場所において甲又は甲が指定する者が、品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（供給の緊急措置）

第7条 一般車両の交通規制等の事情により乙の供給が困難な場合は、甲において必要な措置を講じるものとする。

（費用負担）

第8条 甲は、供給要請した医薬品等の代価については、災害等発生直前の適正な価格で、供給業

者の請求に基づき支払うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前に甲又は乙のいずれかから別段の意思表示がない場合は、更に1年間、同一条件において当然に更新されるものとし、以後もこの例による。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年4月1日

甲 堀市南瓦町3番1号
堺市
代表者 堀市長 木原 敬介

乙 堀市浜寺石津町東4-2-14
社団法人堺市薬剤師会
会長 中島 秀和

災害時における医療救護活動に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人堺市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、堺市地域防災計画に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の要請及び派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは医師及び看護師等により編成される医療救護班を編成し、速やかに派遣するものとする。

3 甲は、協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第3条 前条に規定する協力要請等は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の業務）

第6条 乙が派遣する医療救護班は、甲が指定する救護所及び避難所において、医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急医療処置
- (2) 傷病者のトリアージ
- (3) 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (4) 助産
- (5) 被災住民等の健康管理
- (6) 死亡の確認
- (7) その他状況に応じた処置

（医薬品等の供給）

第7条 医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、医療救護班が携行したものを使用するものとする。

(報告)

第8条 医療救護班の責任者は、第6条第2項に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、医療救護活動の終了後、活動の実績を乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

(医事紛争の措置)

第9条 この協定により実施した医療救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲は乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき乙が派遣した医療救護班に係る次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する人件費、旅費及び諸経費
- (2) 医療救護班が携行する医薬品等を使用した場合の経費

(扶助金の支給)

第11条 医療救護班員が第6条第2項に規定する業務に従事するに当たり、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には扶助金を支給する。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年11月30日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 竹山 修身

乙 堺市堺区甲斐町東3丁2番26号
一般社団法人 堺市医師会
会長 岡原 猛

災害時における歯科医療救護活動に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人堺市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、堺市地域防災計画に基づき甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療班の要請及び派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは歯科医師等により編成される歯科医療班を編成し、速やかに派遣するものとする。

3 甲は、協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第3条 前条に規定する協力要請等は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療班の輸送）

第4条 歯科医療班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（歯科医療班に対する指揮命令等）

第5条 歯科医療班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療班の業務）

第6条 乙が派遣する歯科医療班は、甲が指定する救護所及び避難所において、歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療をする傷病者に対する応急歯科医療処置
- (2) 歯科口腔保健衛生活動による被災住民等の健康管理
- (3) 遺体の身元確認作業に関する協力
- (4) その他状況に応じた処置

（医薬品等の供給）

第7条 歯科医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、歯科医療班が携行したものを使用するものとする。

（報告）

第8条 歯科医療班の責任者は、第6条第2項に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、歯科医療救護活動の終了後、活動の実績を乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

(医事紛争の措置)

第9条 この協定により実施した歯科医療救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲は乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療班に係る次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療班の派遣に要する人件費、旅費及び諸経費
- (2) 歯科医療班が携行する医薬品等を使用した場合の経費

(扶助金の支給)

第11条 歯科医療班員が第6条第2項に規定する業務に従事するに当たり、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には扶助金を支給する。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年11月30日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 竹山 修身

乙 堺市堺区大仙中町18番3号
一般社団法人 堺市歯科医師会
会長 中西 時彦

災害時における歯科医療救護活動に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人狭山美原歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、堺市地域防災計画に基づき甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療班の要請及び派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは歯科医師等により編成される歯科医療班を編成し、速やかに派遣するものとする。

3 甲は、協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第3条 前条に規定する協力要請等は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療班の輸送）

第4条 歯科医療班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（歯科医療班に対する指揮命令等）

第5条 歯科医療班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療班の業務）

第6条 乙が派遣する歯科医療班は、甲が指定する救護所及び避難所において、歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療をする傷病者に対する応急歯科医療処置
- (2) 歯科口腔保健衛生活動による被災住民等の健康管理
- (3) 遺体の身元確認作業に関する協力
- (4) その他状況に応じた処置

（医薬品等の供給）

第7条 歯科医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、歯科医療班が携行したものを使用するものとする。

（報告）

第8条 歯科医療班の責任者は、第6条第2項に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、歯科医療救護活動の終了後、活動の実績を乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

(医事紛争の措置)

第9条 この協定により実施した歯科医療救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲は乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき乙が派遣した歯科医療班に係る次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療班の派遣に要する人件費、旅費及び諸経費
- (2) 歯科医療班が携行する医薬品等を使用した場合の経費

(扶助金の支給)

第11条 歯科医療班員が第6条第2項に規定する業務に従事するに当たり、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には扶助金を支給する。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年11月30日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 竹山 修身

乙 大阪狭山市東野東1-500-1
一般社団法人 狹山美原歯科医師会
会長 豆野 陽一

災害時における救護活動に関する協定

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人堺市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、堺市地域防災計画に基づき甲が乙の協力を得て行う救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の要請及び派遣）

第2条 甲は、救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは薬剤師等により編成される薬剤師班を編成し、速やかに派遣するものとする。

3 甲は、協力要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（要請手続）

第3条 前条に規定する協力要請等は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第4条 薬剤師班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第5条 薬剤師班に対する指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第6条 乙が派遣する薬剤師班は、甲が指定する救護所及び避難所において、救護活動を行うことを原則とする。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 医薬品の仕分け及び管理
- (3) その他状況に応じた事項

（医薬品等の供給）

第7条 救護活動に必要な医薬品、医療資機材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、薬剤師班が携行したものを使用するものとする。

（報告）

第8条 薬剤師班の責任者は、第6条第2項に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、救護活動の終了後、活動の実績を乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

(医事紛争の措置)

第9条 この協定により実施した救護活動に関して、傷病者との間に医事紛争が生じたときは、甲は乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき乙が派遣した薬剤師班に係る次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する人件費、旅費及び諸経費
- (2) 薬剤師班が携行する医薬品等を使用した場合の経費

(扶助金の支給)

第11条 薬剤師班員が第6条第2項に規定する業務に従事するに当たり、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には扶助金を支給する。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年11月30日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 竹山 修身

乙 堺市西区浜寺石津町東4丁2番14号
一般社団法人 堺市薬剤師会
会長 尾島 博司

3 関連基準・計画等

令和3年度災害救助基準

令和3年6月18日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

		<p>○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に 準じる 2 基本額 地域の実情に応じ た額</p>	<p>災害発生の日から速やか に借上げ、提供</p>	<p>1 費用は、家賃、共益費、 敷金、礼金、仲介手数料、 火災保険等、民間賃貸住 宅の貸主、仲介業者との 契約に不可欠なものと して、地域の実情に応じ た額とすること。 2 供与期間は建設型仮設 住宅と同様。</p>
炊き出しそ の他による 食品の給与	<p>1 避難所に収容され た者 2 住家に被害を受 け、若しくは災害 により現に炊事の できない者</p>	<p>1人1日当たり 1,160 円以内</p>	<p>災害発生の日から7日以内</p>	<p>食品給与のための総経費 を延給食日数で除した金 額が限度額以内であれば よい。 (1食は 1/3 日)</p>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間			備考																																																								
飲料水の供 給	現に飲料水を得るこ とができるない者（飲 料水及び炊事のため の水であること。）	当該地域における通 常の実費	災害発生の日から7日以内			輸送費、人件費は別途計上																																																								
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	全半壊（焼）、流失、 床上浸水等により、 生活上必要な被服、 寝具、その他生活必 需品を喪失、若しく は毀損等により使用 することができず、 直ちに日常生活を営 むことが困難な者	<p>1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月） の季別は災害発生 の日をもって決定 する。 2 下記金額の範囲内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1 人 世帯</th> <th>2 人 世帯</th> <th>3 人 世帯</th> <th>4 人 世帯</th> <th>5 人 世帯</th> <th>6 人以 上1人 増すご とに加 算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>夏</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>全焼</td> <td>冬</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td>流失</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>夏</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>半焼</td> <td>冬</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以 上1人 増すご とに加 算	全壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	全焼	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	流失								半壊	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	半焼	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	床上浸水								災害発生の日から10日以 内			1 備蓄物資の価格は年度 当初の評価額 2 現物給付に限ること
区分		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以 上1人 増すご とに加 算																																																							
全壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																																							
全焼	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																																							
流失																																																														
半壊	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																																							
半焼	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																																							
床上浸水																																																														
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	<p>1 救護班…使用した 薬剤、治療材料、 医療器具破損等の 実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療 報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内</p>	災害発生の日か ら 14 日以内			患者等の移送費は、別途計 上																																																								
助産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって災 害のため助産の途を 失った者(出産のみならず、死産及び流産を 含み現に助産を要す る状態にある者)	<p>1 救護班等による場 合は、使用した衛 生材料等の実費 2 助産師による場 合は、慣行料金の100 分の80以内の額</p>	分べんした日から7日以内			妊婦等の移送費は、別途計 上																																																								

被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することができる程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,500円以内 — 時 保 存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内	災害発生の日から10日以内	1 檢案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を

		検査 救護班以外は慣行料金		加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去するとのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

	<p>料</p> <p>6 通信運搬費</p> <p>7 委託費</p>	<p>第16号) 第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 </p>	
--	--------------------------------------	--	--

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）

改正 昭和 四十年二月 十七日
同 四十七年八月 十一日
同 五十六年四月 十日
同 五十六年十月 十四日
同 五十七年九月 十日
同 五十八年七月 九日
平成 十二年三月二十四日
同 十二年十月三十一日
同 十九年二月二十七日
同 二十一年三月 十日
同 二十八年二月 九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第二章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五%を超える災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - (1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五%を超える都道府県が一以上あること。
 - (2) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五%を超える都道府県が一以上あること。
- 2 法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%を超える災害
 - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が

当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの

- 3 法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五%を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超える、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

- (1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五%を超える災害
(2) 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五%を超える災害により法第八条の措置が適用される災害

- 4 法第八条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

- A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%を超える災害
B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三%を超える都道府県が一以上あるもの
- 5 法第十一条の二（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね五%を超える災害
B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・五%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の六〇%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね一・〇%を超える都道府県が一以上あるもの
- 6 法第十二条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

- A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね〇・二%を超える災害
- B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるもの
- ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- 7 法第十六条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第十七条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第十九条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。
- ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
- 8 法第二十二条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害
- B 次の要件のいずれかに該当する災害
- ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- (1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害
- (2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害
- 9 法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。
- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月

十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十二年十月三十一日改正の指定基準は、平成十二年九月八日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害に適用。

○局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）

改正 昭和四十六年十月 十一日
同 五十六年十月 十四日
同 五十八年六月 十一日
平成 十二年三月二十四日
同 十九年二月二十七日
同 十九年四月 十九日
同 二十年七月 三日
同 二十一年三月 十日
同 二十三年一月 十三日
同 二十八年二月 九日

激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるものほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（1）次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）
 - （イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇%を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）
 - （ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇%を超える市町村

- (ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超える、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇%に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇%を加えた額を超える市町村
- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
- (2) 次のいずれかに該当する災害
- ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）
ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）
- ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超える（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五%を超える市町村が一以上ある災害
- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八

月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十三年一月十三日改正の指定基準は、平成二十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害について適用。

災害復旧に伴う主な国の財政援助

事業	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業 (河川、道路、下水道等)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	激甚災害に対処する為の特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」と言う）第3条第1項第1号
公共土木施設災害関連事業 都市災害復旧事業 (街路、公園等)	河川法、道路法等 予算補助	激甚法第3条 -----
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	激甚法第3条第1項第3号
既設公営住宅復旧事業	公営住宅法	激甚法第3条第1項第4号
社会福祉施設災害復旧事業 保護施設 老人福祉施設 障害者支援施設等 児童福祉施設 婦人保護施設	予算補助	激甚法第3条第1項第5項～第9号
感染症指定医療機関災害復旧事業及び 感染症予防事業	予算補助	激甚法第3条第1項第10号及び第11号
堆積土砂排除事業 〔公共的施設区域内 公共的施設区域外〕		激甚法第3条第1項第12号及び第13号
湛水排除事業		激甚法第3条第1項第14号
農地等災害復旧事業 〔農地、農業用施設、林業用施設及び 漁業用施設の災害復旧事業〕	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	激甚法第5条
農林水産業共同利用施設災害復旧事業	同上	激甚法第6条
天災による被害農林水産業者等に対する 資金融通	天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法	激甚法第8条
中小企業信用保険法による被害関係保証の特例	中小企業信用保険法	激甚法第12条
小規模企業者等設備導入資金助成法による 貸付金の償還期間等の特例	小規模企業者等設備導入資金助成法	激甚法第13条
事業協同組合等施設災害復旧事業	-----	激甚法第14条
公立社会教育施設災害復旧事業	-----	激甚法第16条
私立社会教育施設災害復旧事業	-----	激甚法第17条
市町村が施行する感染症予防事業に関する 負担の特例	-----	激甚法第19条
母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	母子及び寡婦福祉法	激甚法第20条
水防資材費の補助	-----	激甚法第21条
災害（罹災者）公営住宅整備事業	公営住宅法	激甚法第22条
雇用保険法による求職者給付の支給に 関する特例	雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律	激甚法第25条
上水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
廃棄物処理施設災害復旧事業 (し尿処理施設、ごみ処理施設等)	予算補助	予算補助
災害廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条
公的医療機関災害復旧事業	予算補助	予算補助

被害認定統一基準

被害種類	被害認定統一基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 (H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知)
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 (H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知)
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまた受けが必要があるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月末満で治療できる見込みの者とする。 (H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知)
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 (令和2年12月4日付け府政防1746号「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」)
半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
一部損壊 (準半壊)	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 (災害に係る住家の被害認定基準運用指針【令和2年3月】)
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知)
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、當時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 (H13. 6. 28 内閣府政策統括官通知)

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことが出来るように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものを言う。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料 3-5

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第1条第1号の規定に基づく避難場所等に係る主務大臣が定める基準を定める件

制定平成16年6月29日国土交通省告示第766号

改正平成26年3月31日国土交通省告示第411号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号）第1条第1号の規定に基づき、避難地等に係る主務大臣が定める基準を次のように定める。

一 避難場所

1 既成市街地の区域又はその周辺の地域における公園、緑地、広場その他の公共空地で、次のいずれかに該当するものであること

イ 広域避難場所

地震災害時において主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地であって、次のいずれかに該当するものであること。

(1)面積が10ヘクタール以上のもの

(2)面積が10ヘクタール未満の公共空地で、当該公共空地に隣接し、又は近接してこれと一体的に避難場所としての機能を有する公共施設その他の施設の用に供する土地の区域との合計面積が10ヘクタール以上となるもの

(3)土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの ((1)又は(2)に該当するものを除く。)

ロ 一時避難場所

地震災害時において主として近隣の住民が避難する公共空地であって、面積1ヘクタール以上のものであること（イに該当するものを除く。）。

2 臨港地区における緑地、広場その他の公共空地（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第6項の規定により港湾施設とみなされたものを含む。）であって、概ね面積1ヘクタール以上のものであること。

3 津波避難タワー、高台その他の高所に空地が設けられた施設であって、津波からの一時的な避難の用に供するもの（次号第2項において「津波避難施設」という。）であること。

二 避難経路

1 広域避難場所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる道路又は緑道であって、次のいずれかに該当するものであること。

イ 幅員が15メートル以上の道路又は幅員が10メートル以上の緑道

ロ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（イに該当するものを除く。）

2 道路又は通路であって、一時避難場所若しくは津波避難施設又はこれらに準ずる一時的な避難の用に供する空地若しくは施設までの避難の用に供するものであること。

3 海岸保全区域に設置される管理用通路又は堤防スロープその他の避難用通路であつて、住民等の津波からの避難の用に供するものであること。

三 消防用施設

地震災害時において消防用水として河川の流水又は海水を容易に取水することができる構造を有する護岸等の施設であること。

四 消防活動が困難である区域の解消に資する道路市街地において幅員 6 メートル以上の道路からホースが到達しない区域において新設し、又は改築される幅員 6 メートル以上の道路であること。

五 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物老朽家屋が密集している地域において、地震により生ずる火災による延焼被害を防止し、又は軽減する機能を有する道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物であること。

六 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート又は港湾施設

1 次のいずれかに該当すること。

イ 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路

ロ 前号の道路と次に掲げる地点のうち都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路（河川又は海岸堤防の管理用通路であつて、地震災害時において緊急輸送を行うことのできるものを含む。）

(1) 地方公共団体の庁舎の所在地

(2) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関又は自衛隊の庁舎、事務所等の所在地

(3) 救援物資等の備蓄地点又は集積地点

(4) 広域避難場所

2 次に該当するヘリポートであること。

周辺地域の経済的及び社会的条件並びに周辺における交通の状況を考慮して緊急輸送の用に供することが適當な場所に整備又は設定されるものであつて、緊急輸送の用に供される回転翼航空機が安全に離着陸でき、かつ、緊急輸送が円滑に行われる機能を有するヘリポートであること。

3 次に該当する港湾施設であること。

自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、周辺の港湾の機能並びに港湾及びその周辺における交通の状況を考慮して緊急輸送の用に供することが適切な港湾における港湾施設であつて、次に該当するものであること。

イ 外郭施設

波浪等から港湾施設等を防護することにより、緊急輸送の用に供される船舶が口の基準に適合する係留施設を安全かつ円滑に利用することを可能にする機能を有す

るもの。

ロ 係留施設（係船浮標、係船くい及び船揚場を除く。）

大規模な地震の地震力に対して安全な構造であるとともに、緊急輸送の用に供される船舶が係留できる十分な長さを有し、かつ、その前面に当該船舶が係留できる十分な水深の泊地を有するもの。

ハ 臨港交通施設

(1) 次のいずれかに該当する道路及び橋梁

(イ) ロの基準に適合する係留施設と高速自動車国道、一般国道又は主要な都道府

県道若しくは市町村道とを連絡するもの

(ロ) ロの基準に適合する係留施設と救援物資等の備蓄地点若しくは集積地点又は避難地のうち都道府県知事が指定するもの（以下「備蓄地点等指定拠点」という。）とを連絡するもの

(ハ) 備蓄地点等指定拠点と高速自動車国道、一般国道又は主要な都道府県道若しくは市町村道とを連絡するもの（備蓄地点等指定拠点が臨港地区内にあるものに限る。）

(ニ) 備蓄地点等指定拠点を相互に連絡するもの（備蓄地点等指定拠点の一が臨港区域内にあるものに限る。）

(2) ロの基準に適合する係留施設又は(1)の基準に適合する道路及び橋梁に隣接する駐車場

七 共同溝、電線共同溝その他電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設次のいずれかに該当する施設であること。

イ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）第 2 条第 5 項に規定する共同溝

ロ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 2 条第 3 項に規定する電線共同溝

八 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設、河川管理施設又は津波防護施設

次のいずれかに該当する施設であること。

イ 津波による背後地への海水の浸入を防止する機能を有する海岸保全施設

ロ 想定氾濫区域のうち相当数の人口が居住し、かつ、地形その他の状況から特に津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保する必要があると認められる区域に係る河川管理施設

ハ 津波防止地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 2 条第 10 項に規定する津波防護施設

九 砂防設備、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路、緊急輸送路を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

次のいずれかに該当する施設であること。

- イ 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、土砂災害の発生する危険が著しい箇所において施工する砂防設備
 - ロ 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、地滑りによる被害が生ずるおそれが著しい箇所において施工する地すべり防止施設
 - ハ 家屋の密集している地域のうち、地震の発生により、急傾斜地の崩壊の生ずるおそれが特に著しい箇所について施工する急傾斜地崩壊防止施設
- 十 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- 次のいずれかに該当する施設であること。
- イ 道路に接して設けられている自動車駐車場及びこれと一体として整備される施設、交通広場その他これらに類する施設で、地震災害時における災害応急対策の拠点としての機能を有するもの
 - ロ 河川管理施設、海岸保全施設等の応急復旧工事を実施するための空間又は設備を有する施設であって河川又は海岸に隣接するもの
- 十一 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な施設又は設備
- 次のいずれかに該当する施設又は設備であること。
- イ 地震災害時において災害情報又は交通の状況を迅速かつ的確に把握し、伝達又は提供を行うため必要な施設又は設備であること
- 十二 地震災害時において飲料水、食糧、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他施設又は設備
- 地震災害時において避難場所又は避難経路となる公園、緑地、広場その他の公共空地に設けられる井戸、耐震性貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備であること。
- 十三 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

地震災害時において避難場所又は避難経路となる公園、緑地、広場その他の公共空地に設けられる救助用資機材等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫であること。

附則

この告示は、平成 16 年 6 月 15 日から施行する。

第6次地震防災緊急事業五箇年計画（堺市関連）【令和3～令和7年度】

項目	事業名	所管省庁	事業主体	施設等の位置	事業の概要	事業量	事業の内容
1	都市公園・緑地等事業	国土交通省	堺市	堺市	大仙公園 原池公園 天神公園 金匱公園 向ヶ丘（家原六池）公園	0.3 2.1 1.0 1.7 0.0	地震等により被害が生じる可能がある公共空地において、住民等の避難に供する公共空地において、整備する。
2	無電柱化推進計画事業	国土交通省	国土交通省	堺市	都市計画道路 大阪和泉奈南線 都市計画道路 常盤浜寺線 都市計画道路 出島百舌鳥線 災害対応特殊消防ポンプ車 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 災害対応特殊消防ポンプ自動車 災害対応特殊消防ポンプ自動車 災害対応特殊消防ポンプ自動車 災害対応特殊消防ポンプ自動車 災害対応特殊消防ポンプ自動車 災害対応特殊消防ポンプ自動車 災害対応特殊消防ポンプ自動車	0.20km 0.60km 0.50km 3 9 1 1 1 1 1 1 1 1 15	地震により被害が生じると認められる地区から避難地又はこれに準じる安全な場所に通じ、住民が避難のために活用できる施設を整備する。 堺市の消防力である消防車の随時更新を行う。
3	消防車両整備事業（堺市）	消防庁	消防庁	堺市、高石市、大阪狭山市	堺市、高石市、大阪狭山市 災害対応特殊救急自動車	1	市域の防災の中核拠点として、無線基地局を東消防署から堺市総合防災センターに移設することにより、大規模災害時の災害対応能力を強化する。
5-1	消防行政統合システム整備事業（堺市）	国土交通省	国土交通省	堺市	橋梁耐震補強 消防救急デジタル無線設備	25箇所	緊急交通路等における橋りょうの耐震化を行う。
	道路メンテナンス事業	国土交通省	国土交通省	堺市	都市計画道路 諸訪森神野線 都市計画道路 斎家日置線 都市計画道路 野田線 都市計画道路 鮎尾南町線 都市計画道路 鮎浜寺南町線 都市計画道路 大阪河内長野線（八下地区） 都市計画道路 南花田鳳西町線 都市計画道路 大阪河内長野線（北野田地区）	1.1km 0.4km 0.8km 0.6km 0.3km 1.9km 0.7km	広域的な防災活動を支える都市基盤の整備として、大阪府地城防災計画で指定されている広域緊急交通路等について、その機能を確保し強化を図るために整備を推進する。
	防災安全交付金（街路事業）	国土交通省	国土交通省	堺市	都市計画道路 大阪河内長野線（八下地区） 都市計画道路 南花田鳳西町線 都市計画道路 大阪河内長野線（北野田地区）	1箇所	地震により被害が生じると認められる地区から避難地又はこれに準じる安全な場所に通じ、住民が避難のため活用できる施設を整備する。
	無電柱化推進計画事業	国土交通省	国土交通省	堺市	ため池整備（菅生大池）	1箇所	経年劣化による老朽化が著しいため池において対策工事を行う。
	ため池等整備事業	農林水産省	農林水産省	堺市	家原寺配水場配水池更新工事	1箇所	震災時ににおける応急給水機能を持つた配水池を整備する。
13-5	堺市単独配水池渠造事業	厚生労働省	厚生労働省	堺市	新湊地区	53.7ha	地震時等に著しく危険な密集市街地を含む本地区において、不足する公共施設の整備や老朽木造住宅等の建替促進を行う。
16	住宅市街地総合整備事業	国土交通省	国土交通省	堺市			※名称は計画策定時のもの
19	住宅市街地総合整備事業	国土交通省	国土交通省				

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったり場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあります。これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やかけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じことがある。	かけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じことがある。	かけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーティー（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動*による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッキング	長周期地震動により石油タンクのスロッキング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

* 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

防災関係機関

防災関係機関	住所	電話番号	
		昼間	夜間
陸上自衛隊第37普通科連隊	和泉市伯太町官有地	0725-41-0090	
海上自衛隊阪神基地隊	神戸市東灘区魚崎浜町37番地	(TEL) 078-441-1001 (FAX) 078-441-1037	(TEL) 078-441-1001 (当直) 220
大阪府			
大阪府政策企画部 危機管理室	大阪市中央区大手前3丁目1-43 新別館北館3階	06-6944-6022	06-6944-6022
大阪府鳳土木事務所	堺市西区鳳東町4-390-1	(TEL) 273-0123 (FAX) 275-1588	
大阪府富田林土木事務所	富田林市寿町2-6-1	(TEL) 0721-25-1131	
大阪港湾局(総務運営課)	泉大津市なぎさ町6-1 (堺泉北港ポートサービスセンタービル10階)	(TEL) 0725-21-1411 (FAX) 0725-21-7259	
堺泉北建設管理課	堺市堺区塩浜町1	238-5241	
大阪府警察			
堺市警察部	堺市中区深井沢町2470-7	(TEL) 277-7512 (FAX) 277-7527	
堺警察署	堺市堺区市之町西1-1-17	223-1234	
北堺警察署	堺市北区新金岡町1-1-1	250-1234	
西堺警察署	堺市西区鳳東町4-388	274-1234	
南堺警察署	堺市南区桃山台2-2-1	291-1234	
中堺警察署	堺市中区深井沢町2470-17	242-1234	
黒山警察署	堺市美原区小平尾377-2	362-1234	
指定地方行政機関			
近畿農政局 企画調整室	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町	075-414-9037	075-414-9037
近畿総合通信局 総務部 総務課	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-8503	
近畿地方整備局 防災課	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-1575	06-6942-1575
近畿運輸局 総務部 安全防災・危機管理課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6412	080-1436-8200 080-2429-8211
近畿地方整備局大阪国道事務所 南大阪維持出張所	泉大津市我孫子99-6	0725-23-1051	
近畿地方整備局大和川河川事務所 堺出張所	堺市堺区香ヶ丘町5-9-30	227-7160	
大阪管区気象台 気象防災部 予報課	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6303	
堺海上保安署	堺市西区石津西町20 堺港湾合同庁舎内	244-1771	
指定公共機関			
西日本旅客鉄道(株)大阪支社	大阪市阿倍野区松崎町1-2-12	06-6627-8427	06-6376-6190
西日本電信電話株式会社大阪支店	大阪市都島区東野田町4-15-82新京橋ビル	06-6450-5231	
日本通運株式会社堺支店	堺市堺区三宝町1-1-1	238-1122	
大阪ガス株式会社導管事業部	堺市堺区住吉橋町2-2-19 堺ガスビルN E S T西	0120-3-94817	
関西電力送配電株式会社	大阪市北区中之島3-6-16	0800-777-3081	
阪神高速道路株式会社 管理本部 大阪管理局	大阪市港区石田3-1-25	06-6576-3881	
日本赤十字社大阪府支部 事業課	大阪市中央区大手前2-1-7	(代) 06-6943-0705 (直) 06-6943-0743	06-6943-0705
日本放送協会大阪放送局	大阪市中央区大手前4-1-20	06-6941-0431	06-6937-3106
指定地方公共機関			
南海電気鉄道株式会社	大阪市浪速区敷津東2-1-41	06-6644-7161	
大阪市高速電気軌道株式会社	大阪市西区九条南1-12-62	06-6585-6104	
光明池土地改良区	和泉市王子町1021-1	0725-41-0214	
狭山池土地改良区	大阪狭山市大字岩室1402-2	365-0053	
その他			
一般社団法人大阪府トラック協会泉州支部	堺市西区浜寺石津町1-9-19	245-8181	
一般社団法人堺市医師会	堺市堺区甲斐町東3-2-26	221-2330	
堺市歯科医師会	堺市堺区大仙中町18-3	243-0111	
大阪狭山市・堺市美原区歯科医師会	大阪狭山市東野東1-500-1	368-6650	
一般社団法人堺市薬剤師会	堺市西区浜寺石津町東4-2-14	280-1870	
一般社団法人大阪狭山市医師会	大阪狭山市東野東1-500-1	368-1110	
堺市美原消防団	堺市美原区黒山6-1	362-0119	
阪堺電気軌道株式会社	大阪市住吉区清水丘3-14-72	06-6674-5146	
泉北高速鉄道株式会社	和泉市いぶき野5-1-1	0725-57-3333	

大阪府災害時医療救護活動マニュアル

(基本編)

平成 28 年 1 月改定

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課

このマニュアルは、大規模な自然災害等が発生した場合に、災害医療機関及び関係機関の協力により大阪府地域防災計画等に基づく医療救護活動が迅速・適切に行えるよう府内の災害医療関係機関がどのように行動すべきかの基本指針を示したものである。

1 基本原則

- (1) 災害時に一人でも多くの患者を救命する観点から全ての災害医療機関（災害拠点病院、特定診療災害医療センター、市町村災害医療センター、災害医療協力病院）及び関係機関（消防機関、行政機関等の災害医療に関わる全ての機関）は、医療救護活動に参画し、取り組む。
- (2) 災害医療関係機関（災害医療機関及び関係機関）は、災害医療情報（各医療機関における被災情報、支援要請情報、支援提供情報等）の収集に全力を尽くすとともに、入手した災害医療情報の共有に努める。
- (3) 全ての災害医療機関は、災害が発生した場合には速やかに自宅療養可能な患者を退院させるなど、災害医療に必要な病床の確保に努める。
- (4) 災害医療機関は、患者の重症度と医療機関の受け入れ能力を踏まえた効率的な患者の流れを基本とした災害医療に取り組む。
- (5) 災害医療関係機関は、災害の規模によっては、被災地内に限らず、被災地外の医療機関にも患者を搬送する。

2 大規模な地震・自然災害（広域型災害）への対応

(1) 府の組織体制

- ① 災害医療本部（本部長：健康医療部長）
医療救護全体の調整を行うため、災害対策本部の下に災害医療本部を設置する。
- ② DMAT 調整本部（大阪府災害医療コントロールセンター）
DMAT に関する指揮、関係機関等の調整を行うため、DMAT 調整本部（大阪府災害医療コントロールセンター：大阪府立急性期・総合医療センター内）を設置する。
- ③ DMAT・SCU 本部
航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）において、広域医療搬送や地域医療搬送の調整を行うため、必要に応じ、DMAT・SCU 本部を設置する。
- ④ 地域災害医療本部（本部長：保健所長）
管内の地域医療救護全体の調整を行うため、保健所内に設置する。

(2) 災害医療情報の収集・発信

災害医療情報の収集・発信は、医療対策課（大阪府健康医療部保健医療室医療対策課）が中枢となることを原則とし、災害の発生を認知した者は、医療対策課へ直ちに把握した災害情報を報告する。

① 医療対策課

ア 医療対策課は、府内で震度 5 弱以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合は、救急・災害医療情報システムにおける災害運用を行うとともに、災害医療機関に対し、災害医療情報を入力するように同システムの一斉通報（メール、FAX 等）で要請する。また、大阪府に災害対策本部が設置されたときは、医療対策課は災害医療本部を設置する。

イ 災害の発生が夜間・休日の場合には基幹災害拠点病院である大阪府立急性期・総合医療センターに設置される大阪府災害医療コントロールセンター（以下、「災害医療コントロールセンター」という。）が、医療対策課に代わって入力要請する。

ウ 災害医療コントロールセンターが入力要請を行った場合は、後刻その旨を医療対策課に連絡する。

エ 医療対策課は、電話回線の断絶等により救急・災害医療情報システムが機能しない場合は、防災行政無線を使用して災害拠点病院等との間で災害医療情報の収集・提供を行う。

オ 医療対策課は、救急・災害医療情報システム等を用いて、各災害医療関係機関からの災害医療情報を収集し、必要に応じてその情報を他の災害医療関係機関へ提供し、情報の共有化を図る。

② 市町村及び府保健所

ア 市町村及び府保健所は、電話回線の断絶等により救急・災害医療情報システムによる情報収集が出来ない場合は、連携・分担して災害医療情報の収集にあたるとともに、防災行政無線等を使用して把握した災害医療情報を医療対策課又は災害医療コントロールセンターに報告する。なお、情報収集にあたっては、府保健所と市町村とが収集する情報が重複しないよう、事前に情報収集方法について協議を行うよう努める。

イ 市町村及び府保健所は、案内板の設置や広報車等により、医療救護所等の情報を住民に提供し、周知する。

③ 災害医療機関

災害医療機関は、府内で震度5弱以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合は、救急・災害医療情報システムに災害医療情報を入力する。なおこれら災害時における支援提供情報に関しては、普段からの入力に努めるものとする。

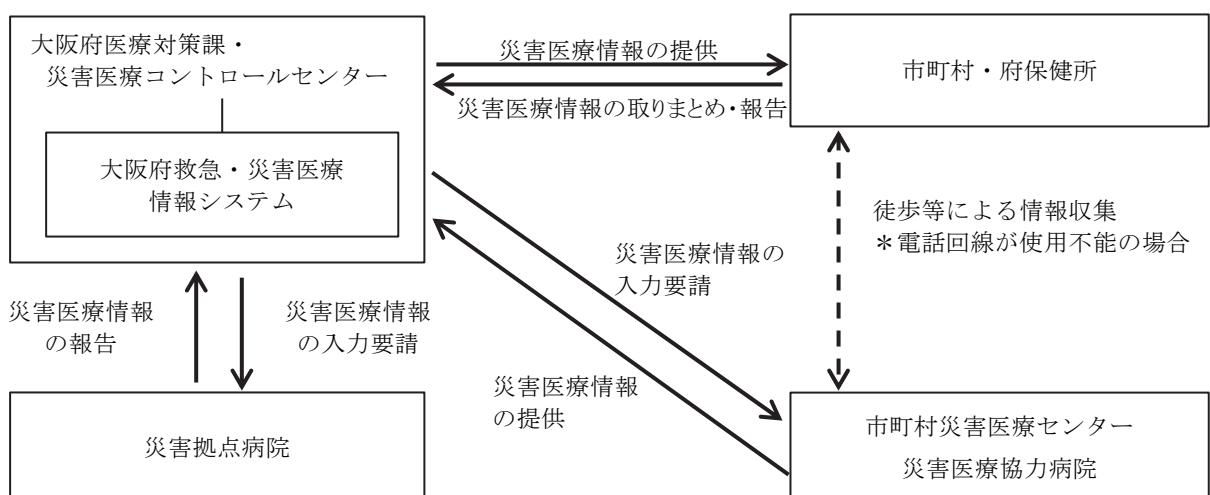
④ 災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）

ア 災害拠点病院は、府内で震度5弱以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合は、速やかに当該病院の機能及び周辺の被災の有無及び概況、応援要請等の災害医療情報を医療対策課又は災害医療コントロールセンターに報告する。

イ 災害拠点病院は、緊急医療班の派遣を通じて災害医療に必要な情報の把握に努めるとともに、把握した災害医療情報を医療対策課又は災害医療コントロールセンターに報告する。

ウ 災害拠点病院は、電話回線の断絶等により救急・災害医療情報システムが使用できない場合、防災行政無線等を使用して把握した災害医療情報を医療対策課又は、災害医療コントロールセンターに報告する。

（図1）大規模な地震・自然災害（広域型災害）の場合の情報の流れ



*各災害医療機関はインターネットを利用して救急・災害医療情報システムへ災害医療情報の入力を行う。ただし、電話回線の断絶等により、救急・災害医療情報システムによる情報収集が出来ない場合は、市町村及び府保健所が連携して情報を取りまとめ、防災行政無線（電話・FAX）等を用いて医療対策課又は災害医療コントロールセンターに報告する。

(3) 医療救護班の派遣

医療救護班は、緊急医療班のほかに診療科別医療班、歯科医療班、薬剤師班に分類される。

なお、医療対策課は、医療救護班の派遣調整等にあたっては、DMAT 調整本部長や府が委嘱した災害医療コーディネーターと協議・調整しながら進める。

① 緊急医療班の派遣

ア 緊急医療班は、被災地の災害拠点病院等からの情報収集により現地の被災状況を把握し、災害の現場や応急救護所、被災地の災害拠点病院等において関係機関との連携のもと情報の共有化を図り、トリアージ、応急処置等を行う。緊急医療班には、災害派遣医療チーム(DMAT)(災害の急性期に災害現場に駆けつけ、直ちに救命医療を行うトレーニングを受けた医療チーム)を含むものとする。

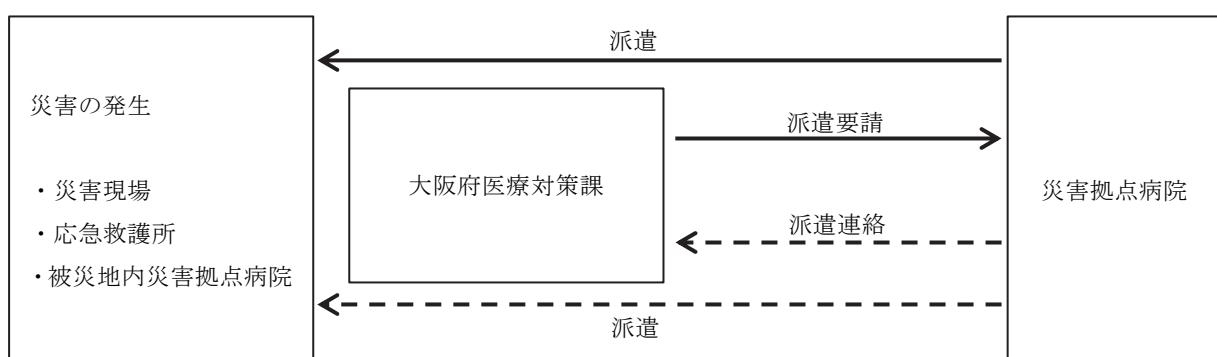
イ 医療対策課は、府内で大規模な地震・自然災害が発生し、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班を派遣するよう要請する。

ウ 災害拠点病院は、府内で震度6弱以上の地震が観測された場合又は消防機関等からの連絡や情報収集等から、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、医療対策課に連絡のうえ緊急医療班を派遣する。ただし、通信の途絶等により医療対策課と連絡が取れない場合には緊急医療班を派遣し、後刻医療対策課に連絡する。

エ 災害拠点病院は、緊急医療班の派遣にあたっては災害拠点病院で所有する緊急車両等を活用することを原則とする。なお、確保が困難な場合は、医療対策課へ搬送手段の確保を要請する。

オ 災害拠点病院は、緊急医療班を通じて災害医療情報を収集するとともに、収集した情報を医療対策課及び災害医療コントロールセンターへ報告する。

(図 2-1) 災害拠点病院からの緊急医療班派遣の流れ

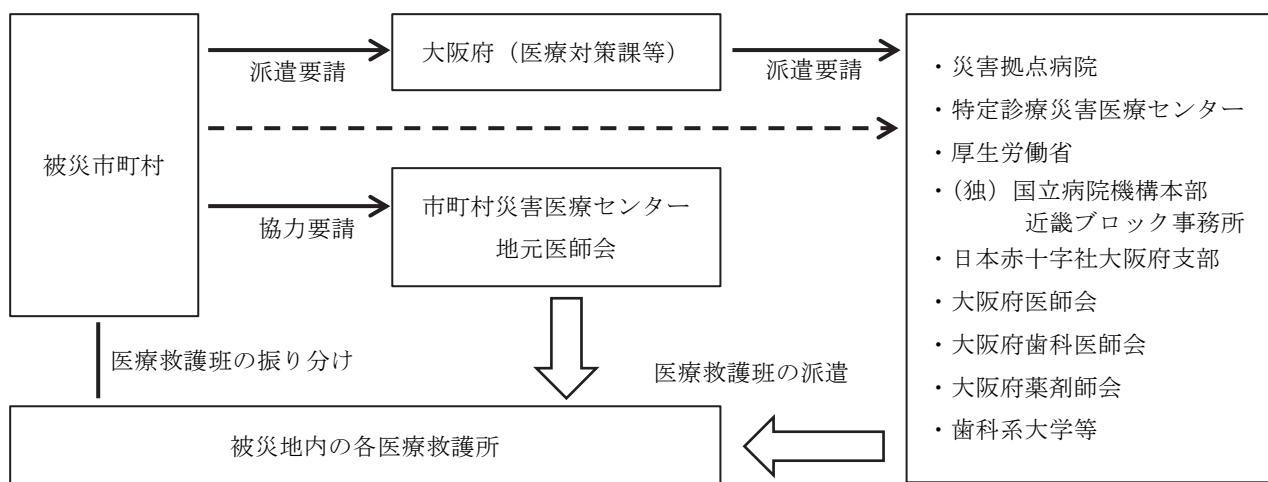


② 医療救護班の派遣

ア 市町村は、管内の医療救護所に配置すべき医療救護班（緊急医療班のほかに診療科別医療班、歯科医療班、薬剤師班）を市町村災害医療センター及び地元医師会の協力を得て、自ら編成・派遣するほか、災害の規模によっては、府保健所に設置した地域災害医療本部を通じて、府災害医療本部（医療対策課、保健医療企画課、健康づくり課、地域保健課、薬務課）並びに日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

イ 府災害医療本部（医療対策課、保健医療企画課、健康づくり課、地域保健課、薬務課）は、市町村から医療救護班の派遣要請を受けた場合又は自ら必要と認めた時は、災害拠点病院、特定診療災害医療センター、厚生労働省、独立行政法人国立病院機構本部近畿ブロック事務所、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、歯科系大学等に必要な医療救護班の派遣を要請する。

(図 2-2) 医療救護班派遣の流れ



(4) 災害時の患者の流れ

① 被災地内

ア トリアージの原則

(ア) 全ての患者をトリアージにより、緊急治療が必要な重症・重篤患者（トリアージタグ赤色）、入院を要する中等症患者（同黄色）、入院を要しない軽傷の患者（同緑色）、死亡等（同黒色）に区分する。

(イ) 大地震や自然災害等により、広範囲において多数の患者が発生している場合、直近の災害拠点病院に重症・重篤患者（同赤色）を一旦集結させ、そこから必要に応じて転送等を行うことを原則とする。

イ 災害現場での対応

(ア) トリアージは、救急隊員及び災害拠点病院等が派遣する緊急医療班等が行う。

(イ) 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、被災地内の災害拠点病院へ搬送する。

(ウ) 入院を要する中等症患者（同黄色）は、市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ搬送する。

ウ 応急救護所での対応

(ア) トリアージは、緊急医療班等が行う。

(イ) 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、被災地内の災害拠点病院へ搬送する。

(ウ) 入院を要する中等症患者（同黄色）は、市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ搬送する。

(エ) 入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅させる。

エ 医療機関での対応

(ア) 災害が大規模な場合、被災地内の災害拠点病院で2次トリアージが行われることを想定し、中等症患者は当該市町村災害医療センターに、重症患者は、当該災害拠点病院に集結させる。

(イ) 災害医療協力病院は、被災患者が重症化した場合は当該地域の災害拠点病院へ、受け入れ能力を超える被災患者が来院した場合は当該市町村災害医療センターへ、それぞれ速やかに転送する。

(ウ) 災害拠点病院及び市町村災害医療センターは、受け入れ能力を超える患者が搬入された場合、被災地外（他府県を含む）の災害拠点病院へ転送する。この際、災害拠点病院間の重症・重篤患者の搬送調整は基幹災害拠点病院が行う。但し、基幹災害拠点病院がその役割を担えない場合は、医療対策課が指定する災害拠点病院がその役割を担う。

(エ) 入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅させる。

② 被災地外

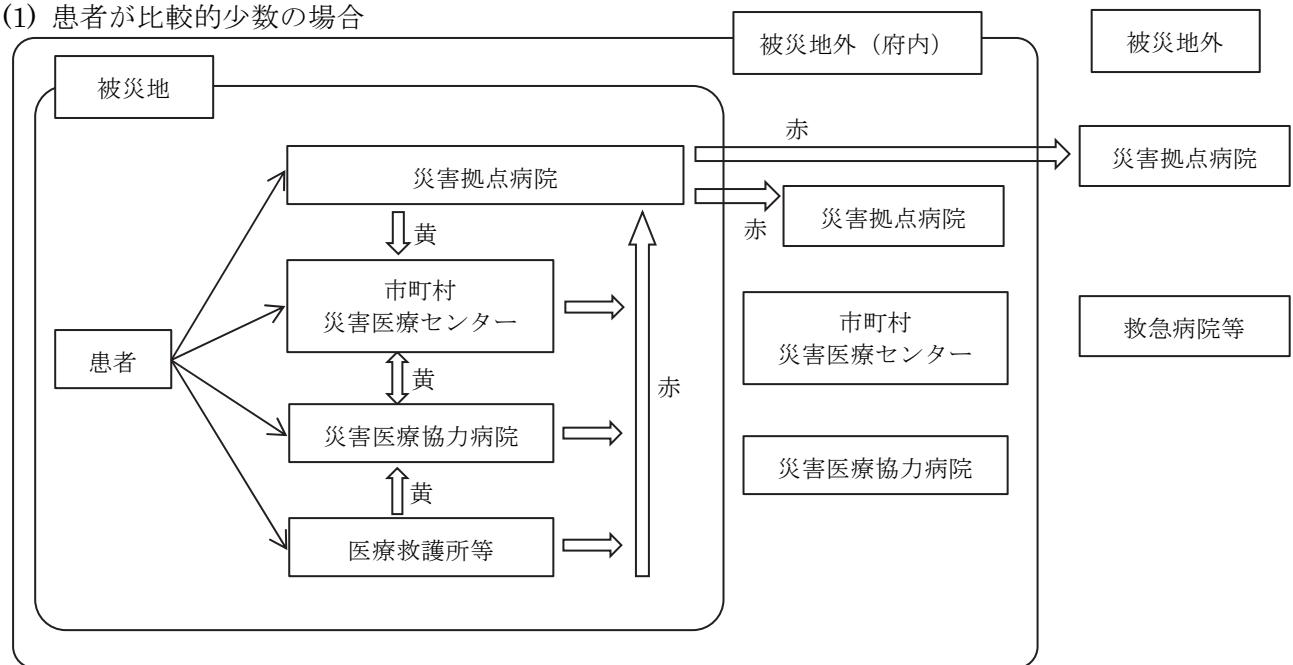
ア 災害拠点病院は、重症・重篤患者を受け入れるとともに、症状の安定した患者を主として同一二次医療圏内の市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ転送する。

イ 市町村災害医療センターは、中等症患者を中心に受け入れ、その治療にあたる。

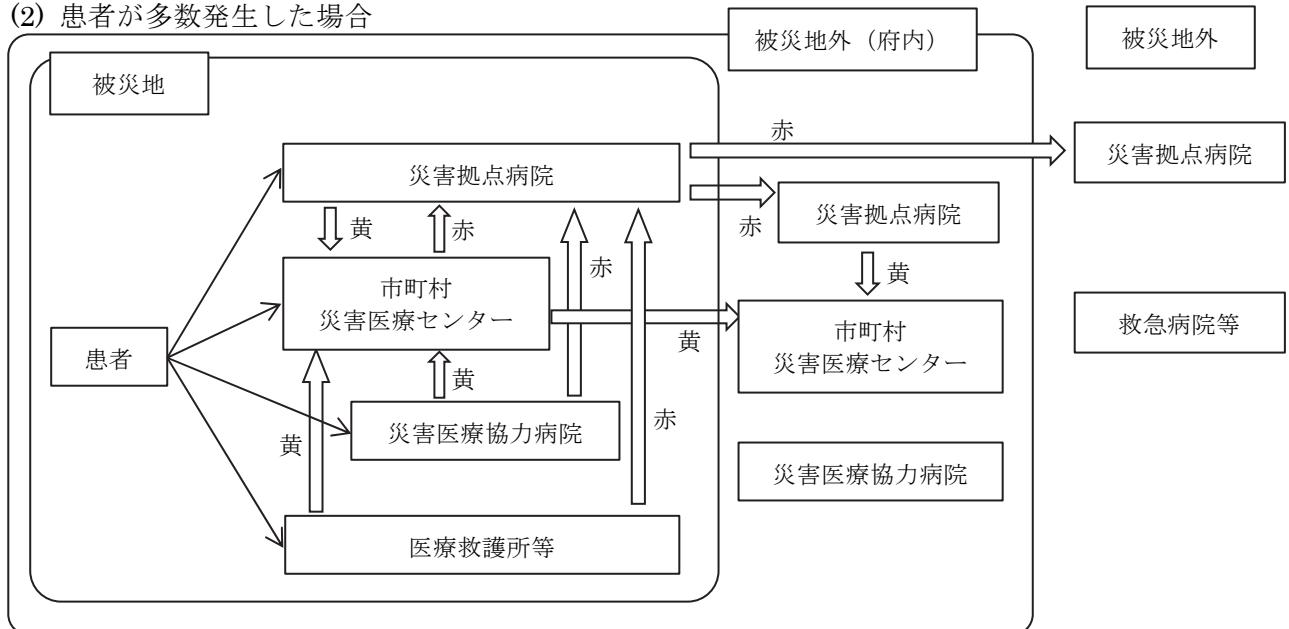
ウ 災害拠点病院は、中等症患者を含む大量の患者が搬送された場合、調整された重症患者を受け入れるとともに、重症度に応じて圏内の市町村災害医療センター及び災害医療協力病院へ患者を分散し、2次トリアージの拠点としての役割を果たす。

(図3) 災害時の患者の流れ

(1) 患者が比較的少数の場合



(2) 患者が多数発生した場合



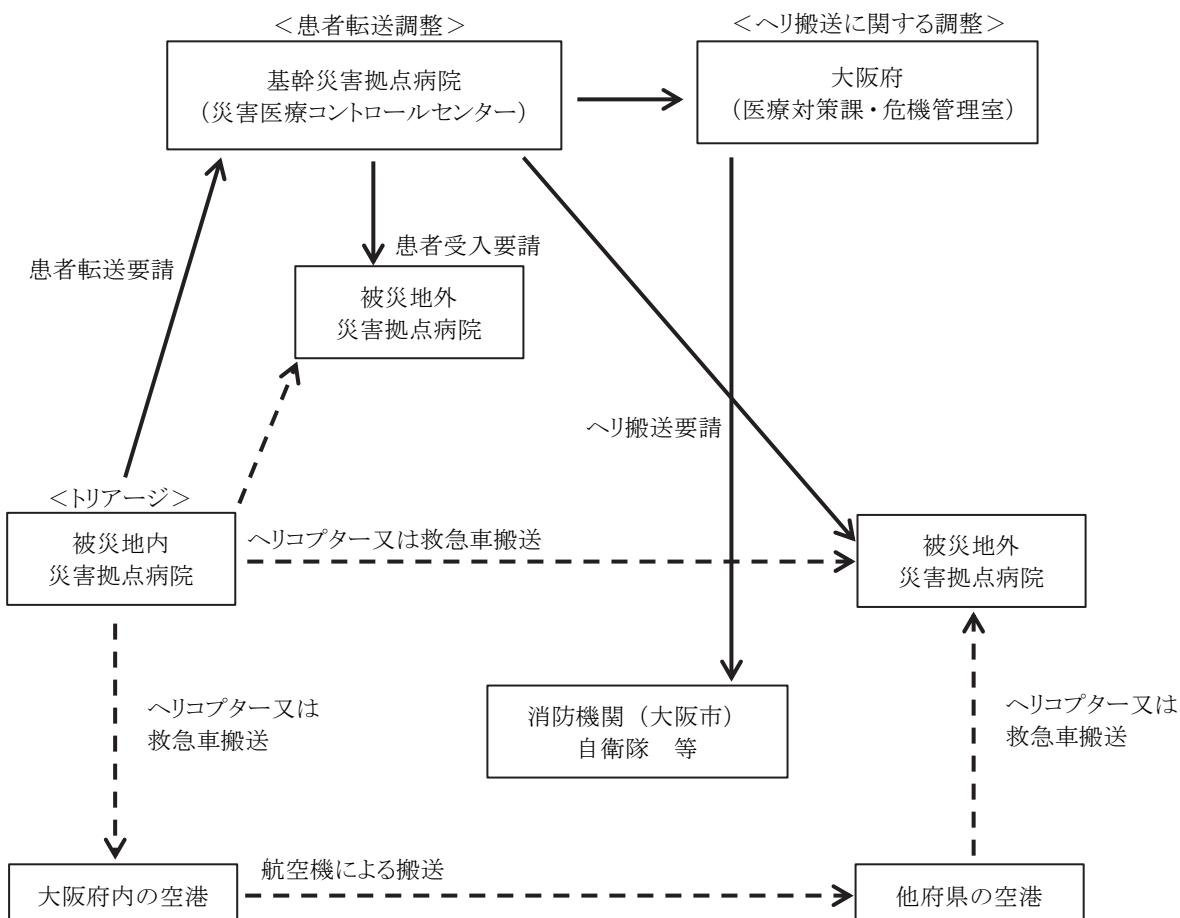
③ 専門医療

大阪府の専門医療担当課は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、呼吸器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の患者について、特定診療災害医療センター及び各専門医会等関係機関の協力を得て受け入れ病院の調整を行う。

(5) 患者搬送

- ① 被災地内の患者の搬送は、原則として被災地内の救急隊が行う。
- ② 被災地外へ搬送する場合は、原則として被災地外の救急隊及び災害拠点病院のドクター等が被災地内の災害拠点病院等へ集結し、患者を被災地外の災害拠点病院等へ搬送する。
- ③ 基幹災害拠点病院は、災害拠点病院間の重症・重篤患者の転院搬送調整及び他府県の災害拠点病院等への患者受け入れ要請を行う。その際、患者搬送にヘリコプター及び航空機を利用する必要があると判断した場合は、医療対策課に搬送要請を行う。
- ④ 医療対策課は、ヘリコプター等による搬送要請を受けた場合は、DMAT 調整本部長や災害医療コーディネーターと協議・調整しながら厚生労働省や関西広域連合等に対し、ドクター等の要請を行うほか大阪府政策企画部危機管理室を通じ、消防機関、自衛隊、警察、日本赤十字社、海上保安庁等に要請を行う。また、必要に応じて府内空港等に航空搬送拠点臨時医療施設 (SCU) を設置し、被災地域内で対応困難な重症患者の症状の安定化を図り、被災地域外へ搬送を行う。

(図 4) 広域患者搬送の流れ (ヘリコプター等による患者搬送)



(6) 医薬品、血液等の供給

① 市町村

市町村は、救急・災害医療情報システム等により把握した病院及び救護所のニーズを把握し、必要な医薬品等を供給する。

② 薬務課

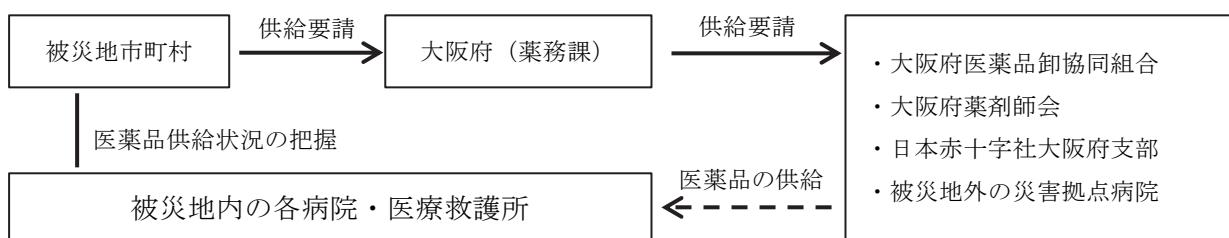
ア 薬務課（大阪府健康医療部薬務課）は大阪府医薬品卸協同組合、大阪府薬剤師会、日本赤十字社をはじめ医薬品等関係団体と連携し災害時に備え、医薬品等の供給体制を構築する。

イ 薬務課は、市町村からの医薬品等の供給要請を受けて必要な医薬品等を供給する。

③ 災害拠点病院

被災地外の災害拠点病院は、自らの医療救護活動に支障の出ない範囲で薬務課の要請を受けて被災地内医療機関に必要な医薬品等を提供する。

(図 5) 医薬品供給の流れ



(7) ライフラインの確保要請

市町村は、救急・災害医療情報システム等により各病院等のライフラインに係るニーズを把握し、医療救護に不可欠な水、電気並びに食料等の病院及び救護所への優先使用を関係機関に要請する。

(8) 遺体の検視・検案

- ① 保健医療企画課は、警察からの要請を受けた場合は、遺体収容所等に監察医を派遣する。
- ② 監察医は、所轄警察により検視が行われた遺体の検案及び死体検案書の発行など、必要な協力を行う。
- ③ 保健医療企画課は、災害が大規模な場合においては、日本法医学会の協力を要請し、監察医を確保する。

3 大規模な事故・事件等（局地型災害）への対応

(1) 災害医療情報の収集・提供

- ① 医療対策課は、府内で大規模な事故・事件等（自動車、列車、船舶並びに航空機等による事故、危険物等による事故、高層ビルや地下街等における事故、事件等）が発生した場合、消防機関等から通報を受けた大阪府政策企画部危機管理室からの緊急連絡により災害情報を入手する。
- ② 医療対策課は、府内で大規模な事故・事件等が発生した場合又は発生したと判断した場合は、救急・災害医療情報システムにおける災害運用を行うとともに、災害医療機関に対し、災害医療情報を入力するように同システムの一斉通報で要請する。
- ③ 災害の発生が夜間・休日の場合には、災害医療コントロールセンターが、医療対策課に代わって入力要請する。

- ④ 災害医療コントロールセンターが入力要請を行った場合は、後刻その旨を医療対策課に連絡する。
- ⑤ 災害医療機関は、府内で大規模な事故・事件等が発生した場合又は発生したと判断した場合は、救急・災害医療情報システムに災害医療情報を入力する。
- ⑥ 大規模な事故・事件等の発生現場に直近の災害拠点病院は、緊急医療班の派遣等を通じて災害医療に必要な情報の把握に努めるとともに、把握した災害医療情報を医療対策課又は災害医療コントロールセンターに報告する。

(2) 緊急医療班の派遣

- ① 府内で大規模な事故・事件等の発生を察知したもの（特に、消防機関）は、直ちに直近の災害拠点病院に把握した災害情報を報告するとともに、緊急医療班の出動要請を行う。
- ② 緊急医療班は、災害の現場や応急救護所、近隣の災害拠点病院等の医療機関において、トリアージ、応急処置等を行う。
- ③ 医療対策課は、府内で大規模な事故・事件等が発生し、現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班の派遣を要請する。
- ④ 災害拠点病院は、府内で大規模な事故・事件等が発生し、消防機関等からの連絡や情報収集等から現地医療救護活動が必要と判断した場合には、医療対策課に連絡のうえ緊急医療班を派遣するものとする。ただし、医療対策課と連絡が取れない場合には、緊急医療班を派遣し、後刻医療対策課に連絡する。

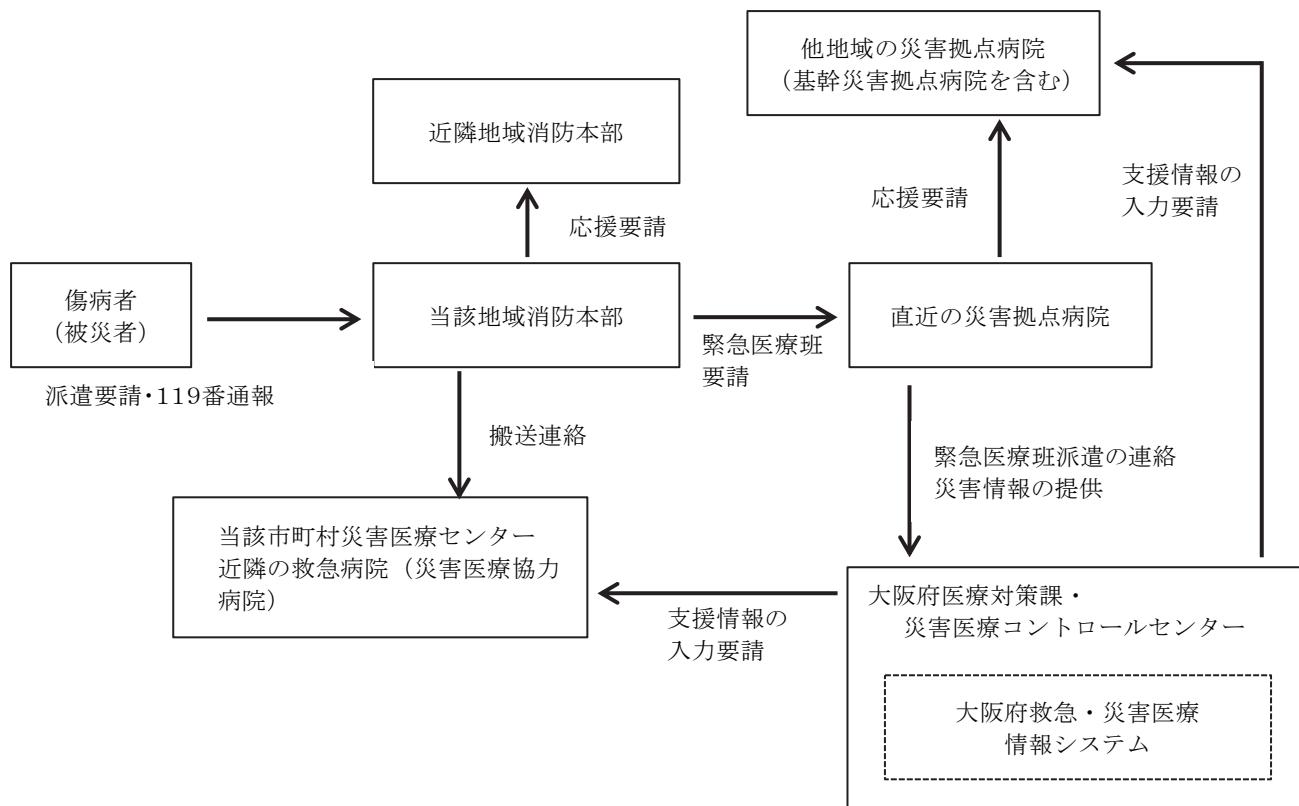
(3) 現地における指揮本部への参画

- ① 直近の災害拠点病院が派遣する緊急医療班は、現地において設定された指揮本部（以下、「現地指揮本部」という。）に参加し、消防機関、警察等関係機関との連携を図る。
- ② 直近の災害拠点病院が派遣する緊急医療班の医師が、現地指揮本部における医療責任者の役割を果たす。
- ③ 医療責任者は、関係機関との情報の共有化を図り、医療対策課及び災害医療コントロールセンターへ必要な情報の報告や要請を行う。

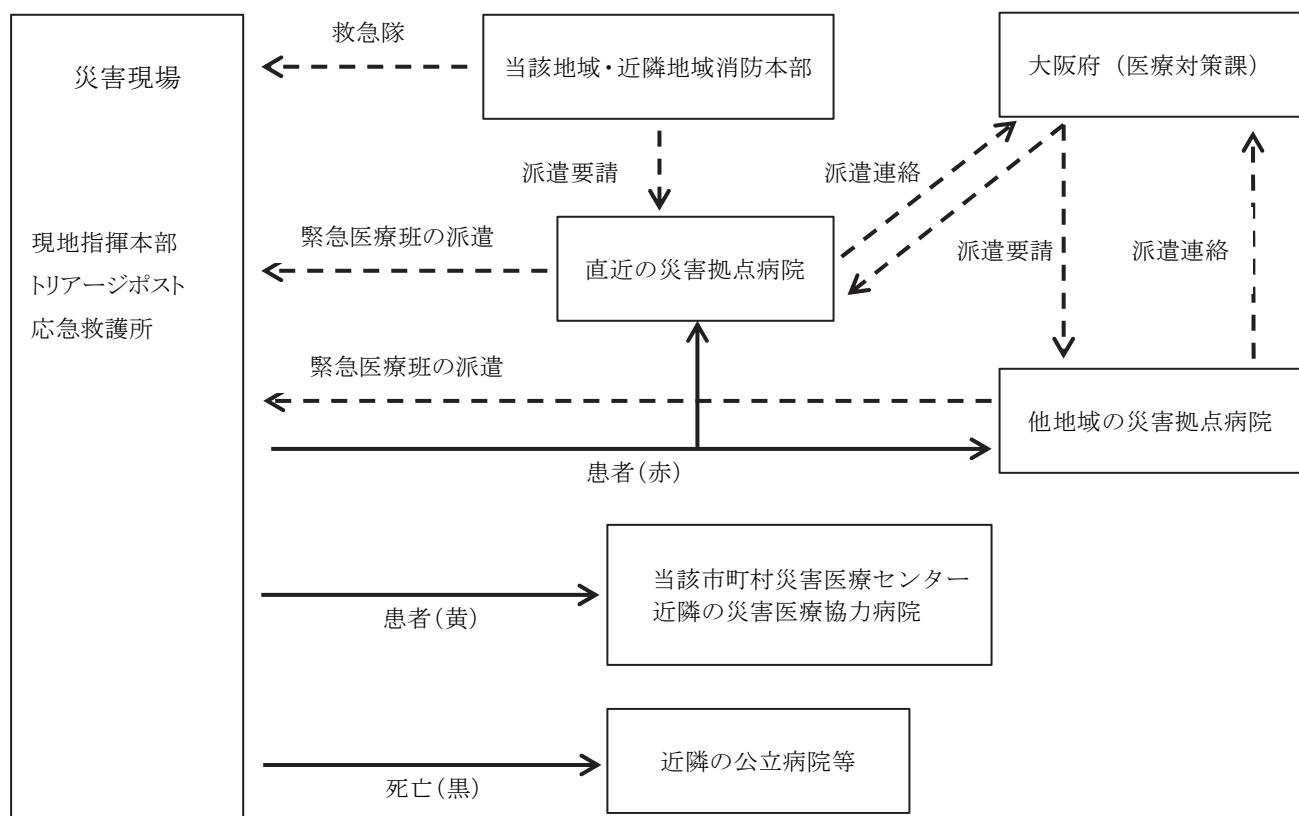
(4) 患者の受け入れ

- ① 現地指揮本部は、同時に複数の重症患者が同一の病院に搬送されないよう留意するとともに、各患者受け入れ先医療機関の受け入れ状況を把握する。
- ② 災害拠点病院は重症・重篤患者（トリアージタグ赤色）を市町村災害医療センター及び近隣の災害医療協力病院は中等症患者（同黄色）を中心に、それぞれ受け入れる。
- ③ 直近の災害拠点病院は、重症・重篤患者について、災害拠点病院間の搬送調整や他府県の災害拠点病院等での患者受け入れが必要と判断した場合は、基幹災害拠点病院に対し調整を要請する。
- ④ 基幹災害拠点病院は、災害拠点病院間の重症・重篤患者の搬送調整及び他府県の災害拠点病院等への患者受け入れ要請を行う。その際、患者搬送にヘリコプター及び航空機を利用する必要があると判断した場合は、医療対策課に搬送要請を行う。
- ⑤ 医療対策課は、ヘリコプター等による搬送要請を受けた場合は、DMAT 調整本部長と協議・調整しながら、厚生労働省や関西広域連合等に対しドクターヘリの要請を行うほか、大阪府政策企画部危機管理室を通じ、消防機関、自衛隊、警察、日本赤十字社、海上保安庁等に要請する。
- ⑥ 死亡等（同黒色）の患者は、近隣の公立病院等が受け入れることを原則とする。

(図 6-1) 大規模な事故・事件等（局地型災害）発生時の情報の流れ



(図 6-2) 大規模な事故・事件等（局地型災害）の場合の緊急医療班派遣と患者の流れ



4 他府県で発生した大規模な自然災害・事故等に対する対応

(1) 災害医療情報の収集・提供

- ① 医療対策課は、他府県で大規模な自然災害・事故等が発生し、情報収集等により医療支援が必要と判断した場合には災害拠点病院に対し大阪府の救急・災害医療情報システムへ患者受け入れ等の支援情報を入力するよう同システムの一斉通報で要請する。
- ② 災害の発生が夜間・休日の場合には、災害医療コントロールセンターが、医療対策課に代わって入力要請する。
- ③ 災害医療コントロールセンターが入力要請を行った場合は、後刻その旨を医療対策課に連絡する。
- ④ 災害拠点病院は、医療対策課から入力要請があった場合又は情報収集等により、患者受け入れ等の支援情報を入力することが必要と判断した場合には、支援情報を入力する。
- ⑤ 基幹災害拠点病院は、重症・重篤患者の受け入れについて府内の災害拠点病院間の調整を行い、受け入れ可能数等の情報を収集する。
- ⑥ 医療対策課及び基幹災害拠点病院は、救急・災害医療情報システム等を用いて被災府県及び被災府県の基幹災害拠点病院等に支援情報を提供する。

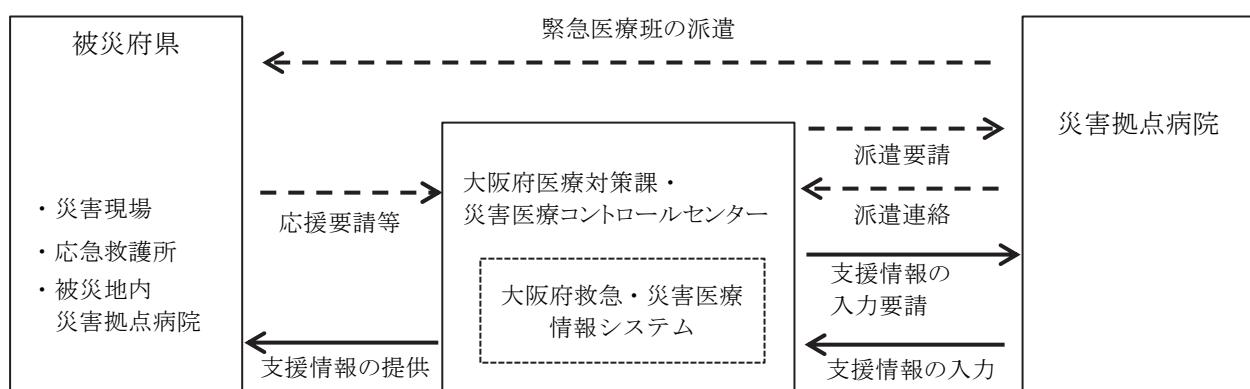
(2) 緊急医療班等の派遣

- ① 医療対策課は、他府県で大規模な自然災害・事故等が発生し、被災府県等から応援要請があった場合又は情報収集等から現地医療救護活動が必要と判断した場合には、災害拠点病院に対し、災害の現場又は被災地の災害拠点病院等へ緊急医療班の派遣を要請する。
- ② 災害拠点病院は、他府県で大規模な自然災害・事故等が発生し、消防機関等からの連絡や情報収集等から現地医療救護活動が必要と判断した場合には、医療対策課に連絡のうえ緊急医療班を派遣するものとする。ただし、医療対策課と連絡が取れない場合には、緊急医療班を派遣し、後刻医療対策課に連絡する。
- ③ 緊急医療班は、現地での医療救護活動にあたっては、災害医療の中心となる災害拠点病院等の指揮により行うことを基本とし、情報の共有化を図りながら対応する。
- ④ 緊急医療班を派遣した災害拠点病院は、緊急医療班を通じて現地の状況や患者搬送に関する情報を収集し、医療対策課又は災害医療コントロールセンターへ報告する。

(3) 重症・重篤患者の受け入れ

- ① 基幹災害拠点病院は、被災府県からの重症・重篤患者の受け入れについて、災害拠点病院を中心に救急・災害医療情報システム等を用いて調整する。

(図7) 他府県で災害が発生した場合の支援情報の提供と緊急救護班派遣の流れ



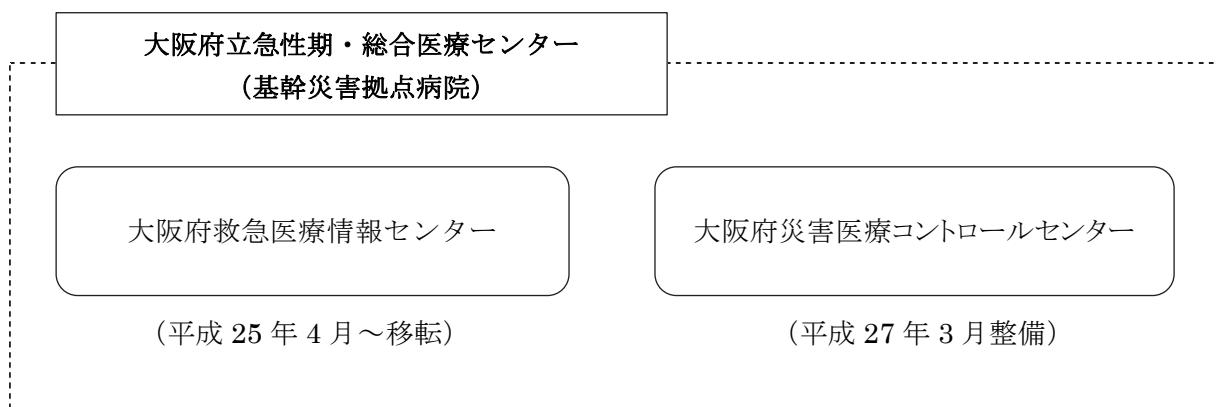
大阪府災害時医療救護活動マニュアル（平成 28 年 1 月改定）の主な改正内容について

(1) 災害発生時の大阪府の組織体制を明示した。

- ・大阪府の組織体制として、大阪府災害対策本部の下に、医療救護全体の調整を行う災害医療本部を、府保健所内に地域の医療救護全体の調整を行う地域災害医療本部を設置する。
- ・DMAT に関する指揮・調整を行うため、基幹災害拠点病院である大阪府立急性期・総合医療センター内に整備した大阪府災害医療コントロールセンターに DMAT 調整本部を設置する。
- ・医療搬送の調整を行うため、必要に応じて DMAT・SCU 本部を設置する。

(2) 夜間・休日の発災時に対応する機関を災害医療コントロールセンターに改めた。

- ・これまで、災害の発生が夜間・休日の場合には、救急医療情報センター又は基幹災害拠点病院が医療対策課に代わって、システムの入力要請等を行うとしていたが、救急医療情報センターが基幹災害拠点病院（大阪府立急性期・総合医療センター）に移転したため、併記する必要がなくなった。
- ・今後は、大阪府立急性期・総合医療センター内に整備した災害医療コントロールセンターが、夜間・休日に発災した場合の入力要請等の役割を担うため、「災害医療コントロールセンター」に統一する。



(3) DMAT 調整本部長・災害医療コーディネーターについて明示した。

- ・医療救護班の派遣調整やヘリ搬送の要請等にあたって、大阪府（医療対策課）は DMAT 調整本部長や大阪府が委嘱した災害医療コーディネーターと協議・調整を行う。

(4) その他、文言の修正等、規定整備を行った。

- ・「基幹災害医療センター」及び「地域災害医療センター」を、「基幹災害拠点病院」及び「地域災害拠点病院」に改める。
- ・「広域災害・救急医療情報システム」を「救急・災害医療情報システム」に改める。
- ・組織改正に伴う、大阪府の関係課名称を修正する等の規定整備

地区防災計画一覧【校区自主防連携型】

令和5年1月現在

計画名称	計画策定主体	関係資料	策定・更新日
三宝校区地区防災計画カルテ	三宝校区連合町会 災害対策委員会	避難所運営マニュアル	規定：令和2年10月 更新：
錦西校区地区防災計画	錦西校区地区防災計画	避難所運営マニュアル	規定：令和2年2月 更新：
安井校区地区防災計画	安井校区自主防災会	—	規定：令和5年3月 更新：
深阪校区地区防災計画	深阪校区自主防災会	—	規定：令和4年3月 更新：
深井西校区地区防災計画	深井西校区自主防災会	—	規定：令和5年3月 更新：
八田荘校区地区防災計画	八田荘校区自主防災会	—	規定：令和5年3月 更新：
八田荘西校区地区防災計画	八田荘西校区自主防災会	—	規定：令和5年3月 更新：
鳳校区地区防災計画 自主防災隊	鳳校区自治連合会 自主防災隊	—	規定：令和2年2月 更新：
鳳南校区地区防災計画	鳳南校区自主防災会	—	規定：令和2年2月 更新：
上野芝校区地区防災計画	上野芝校区自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和2年2月 更新：
向丘校区地区防災計画	向丘校区防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和2年2月 更新：
浜寺東校区地区防災計画	浜寺東自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和4年3月 更新：
福泉校区地区防災計画	福泉校区自主防災委員会	避難所運営マニュアル	規定：令和2年2月 更新：
福泉東校区地区防災計画	福泉東校区自主防災隊	避難所運営マニュアル	規定：令和2年2月 更新：
福泉上校区地区防災計画	福泉上校区自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和4年3月 更新：
浜寺石津校区地区防災計画	浜寺石津校区自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和5年3月 更新：
家原寺校区地区防災計画	家原寺校区自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和5年3月 更新：
上神谷校区地区防災計画	上神谷地区自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和2年2月 更新：
御池台校区地区防災計画	御池台校区自主防災会	—	規定：令和2年2月 更新：
美木多校区地区防災計画	美木多校区自主防災会	指定避難所開設初動マニュアル	規定：令和5年3月 更新：
金岡校区カルテ	金岡校区自主防災会	自主防災訓練指導マニュアル 単位自治会活動マニュアル	規定：令和2年2月 更新：
新金岡校区地区防災計画	新金岡校区自主防災会	避難所運営マニュアル	規定：令和5年3月 更新：
百舌鳥校区地区防災計画	百舌鳥校区自主防災委員会	避難所運営マニュアル	規定：令和5年3月 更新：
平尾校区地区防災計画	平尾校区自主防災会	避難所運営マニュアル(みはら大地幼稚園) 避難所運営マニュアル(平尾小学校)	規定：令和2年10月 更新：
美原西校区地区防災計画	美原西校区自主防災会	—	規定：令和4年3月 更新：
黒山校区地区防災計画	黒山校区自主防災会	—	規定：令和5年3月 更新：
八上校区地区防災計画	八上校区自主防災会	—	規定：令和5年3月 更新：

4 樣式・申請書等

災 害 報 告 (土石流等)

()

現在)

ふりがな 発生 場所	[都道府県]		[市・郡]		[区・町・村]		[大字]		地 区 名				
ふりがな 河川名	[1 級・ 2 級・ その他]			水系		川		〔沢・川・谷〕					
発生日時										不明・調査中であっても 推定日時として暫定的に記 入する			
	根拠												
災害形態	()												
避難情報等の発令時刻	高齢者等避難 発令時刻	月	日	時	分	概略のポンチ絵 (別途添付すること)							
	避難指示 発令時刻	月	日	時	分								
	土砂災害警戒情報 発表時刻	月	日	時	分								
	避難指示等で避難がなされた時刻	月	日	時	分								
	自主避難がなされた時刻	月	日	時	分								
発生要因	()												
降雨状況	異常気象名												
	観測所名					災害発生場所からの距離			km				
	連続雨量		年	月	日	時	~						
	mm		年	月	日	時							
	最大24時間雨量		年	月	日	時	~						
	mm/24hr		年	月	日	時							
最大時間雨量		年	月	日	時	~							
mm/hr		年	月	日	時								
地震	震源地	震度	観測地点				災害発生場所からの距離			km			
融雪	観測所名					災害発生場所からの距離			km				
	災害発生時の積雪深		cm	年	月	日	時						
現地調査結果	土砂流出状況	流出土砂量	m ³	河道閉塞			堆積状況			河積の程度			
	流木流出状況	流出流木量	m ³	河道閉塞			堆積状況			河積の程度			
	氾濫面積	m ²	氾濫最大延長(m)×氾濫最大幅(m)			平均堆積深			最大堆積深				
	氾濫開始点の勾配	度	氾濫終息点の勾配			度							
	天然ダム(河道閉塞)状況	最大高さ	最大幅	最大長さ	湛水			土砂法に基づく緊急調査の実施					
	既存施設状況	既存施設:	既存施設の被災: (具体的な内容:)			既存施設による土砂捕捉:			既存施設による土砂捕捉:				
渓流の情報	区分	[I · II · 準ずる · 危険渓流ではない] (番号:)					流域面積	km ²	河床勾配 1/				
被害状況	人的被害	死 者	名			被害者	才			公共的建物・要配慮者利用施設			
		行 方 不 明	名				才						
		負 傷 者	名				年齢	才					
	人家被害	全壊・流出	戸	木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸	農地 (種類・面積)					
		半 壊	戸	木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸						
		一部 損 壊	戸	木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸						
		床上浸水	戸	木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸						
		床下浸水	戸	木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸						
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害		戸	()							
	公共土木施設被害 (流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載) (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)												
二次災害の可能性													
保全対象	km 下流に人家 戸 (人)			道路名等									
	(その他)												
避難状況 (集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻 等を記載)													
の が へ (発令 、 解除)													
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したかorする予定か)													
応急対応													
緊急事業等						災害関連緊急事業申請の有無							
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直 轄		砂防指定地 (年指定)			地すべり防止区域 []							
	保安林		河川区域 ()			急傾斜地崩壊危険区域							
	国有林		土砂災害特別警戒区域			建築基準法による災害危険区域							
	民有林		土砂災害警戒区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域							
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域					宅地造成工事規制区域							
	その他 ()												
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名							
	②所属	氏名				④所属	氏名						
*	[添付図面等]	座標 緯度 緯度											
都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事													
*	第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること											本省公表の有無:	
*	写真は、別途e-mailにて送付すること												
*	被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする												

第 報

災 害 報 告 (地すべり)

()

現在)

ふりがな 発生 場所	〔都道府県〕	〔市・郡〕	〔区・町・村〕	〔大字〕	地区 名			
発生日時		根 抬				不明・調査中であっても 推定日時として暫定的に記入する		
高齢者等避難 発令時刻		月 日 時 分		避難指示発令時刻		月 日 時 分		
土砂災害警戒情報発表時刻		月 日 時 分		避難指示等で避難がなされた時刻		月 日 時 分		
自主避難がなされた時刻		月 日 時 分				月 日 時 分		
発生要因		()						
降雨 状況	異常気象名			観測所名			災害発生場所からの距離 km	
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~		年 月 日 時			
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時			
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~		年 月 日 時			
地震	震源地	震度	観測地点		災害発生場所からの距離		km	
融雪	観測所名					災害発生場所からの距離		km
	災害発生時の積雪深	年 月 日 時						
地すべり規模		幅 m	長さ m	斜面勾配	度	移動層厚 m	拡大の見込	
天然ダム(河道閉塞)状況		保全対象人家戸数	戸	公共施設				
最大高さ 最大幅 最大長さ 湛水		土砂法に基づく緊急調査の実施						
移動 状況	最大時間移動量(時速)	mm	年 月 日 時 ~ 時		観測地点			
	移動総量	cm	年 月 日 時 分 ~		観測地点			
	近年の移動履歴	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時						
	変状	き裂	陥没	隆起	湧水	末端の押出の有無		
既存施設状況		既存施設 () (具体内容:)	既存施設の被災 () (具体内容:)					
危険 箇所	地すべり危険箇所	該当	危険度		区域所管			
	地すべり防止区域	指定	指定年	年				
被害 状況	人的被害	死者	名		被害者 年齢	才	農地 被害	(種類・面積)
		行方不明	名			才		
		負傷者	名			才		
	人家被害	全壊・流出	木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸	公共的建物・要配慮者利用施設	
		半壊	木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸		
		一部損壊	木造	《 } < } 戸	RC	《 } < } 戸		
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 ()				
	公共土木施設被害		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載) (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)					
その他								
避難状況 (集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻 等を記載)								
の が へ (発令 、 解除)								
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)								
応急 対応								
緊急 事業 等	災害関連緊急事業申請の有無							
関係法令等 (該 当する項目に○ をつける)	直轄	砂防指定地			旧住宅造成事業に関する法律の適用区域			
	保安林	土石流危険渓流 []			建築基準法による災害危険区域			
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域			
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所			宅地造成工事規制区域			
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅造基準条例の適用区域			
	土砂災害特別警戒区域				土砂災害警戒区域			
	災害対策基本法に基づく警戒区域							
	その他 ()							
報告者	①所属	氏名		③所属	氏名			
	②所属	氏名		④所属	氏名			
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること								
※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 } 内書、 土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする								
座標 緯度 緯度 経度								
本省公表の有無 :								

第 報

災 害 報 告 (がけ崩れ)

(現在)

発生場	[都道府県]	[市・郡]	[区・町・村]	[大字]	地	地区名		
					不明・調査中であっても 推定日時として暫定的に 記入する			
発生日時		根 拠						
高齢者等避難 発令時刻		月 日 時 分		避難指示発令時刻		月 日 時 分		
土砂災害警戒情報発表時刻		月 日 時 分		避難指示等で避難がなされ		月 日 時 分		
自主避難がなされた時刻		月 日 時 分				月 日 時 分		
発生要因		()						
状況	異常気象名			観測所名	災害発生場所からの距離 km			
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時					
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時					
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時					
地震	震源地	震度	観測地点	災害発生場所からの距離 km				
融雪	観測所名			災害発生場所からの距離 km				
	災害発生時の積雪深			年 月 日 時				
種類の 面類	自然斜面	H = m	横断図(別途添付すること)		概況平面図(別途添付すること)			
	人工斜面	H = m						
勾配 θ 1		度						
拡大の見込み								
保全対象	人家	戸						
	公共的建物							
崩壊の状況	高さ	m	巾	m				
	面積	m ²	勾配 θ 2	度				
	崩壊又は流出土砂量			m ³				
	がけ下端の堆積深			m				
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m					
	被害家屋位置の堆積深	②家屋	m					
	崩土の到達距離	①家屋	m					
	その他	②家屋	m					
	その他							
	既存施設状況		既存施設 () (具体内容 :)	既存施設の被災 () (具体内容 :)				
斜面の情報		〔 I ・ II ・ 準ずる・危険箇所ではない〕						
被害状況	人的被害	死者	名	被害者年齢	才	農地被害	(種類・面積)	
		行方不明	名		才			
		負傷者	名		才			
	物的被害	人家	全壊・流出 戸 木造 《 } < } 戸 RC 《 } < } 戸				公共的建物・要配慮者利用施設	
		半壊 戸 木造 《 } < } 戸 RC 《 } < } 戸						
		一部損壊 戸 木造 《 } < } 戸 RC 《 } < } 戸						
	非住家被害 戸 宅地擁壁の被害 戸 ()							
	公共土木施設被害 (流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載) (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物 等)							
	その他							
	避難状況 (集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻 等を記載)							
の が へ (発令 、 解除)								
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)								
心急対								
	災害関連緊急事業申請の有無							
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	地すべり防止区域					
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域					
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域					
	災害対策基本法に基づく警戒区域		宅造基準条例の適用区域					
	その他 ()							
報告者	①所属 氏名	③所属 氏名						
	②所属 氏名	④所属 氏名						
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること ※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと ※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 } 内書、 土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする								
座標 緯度 経度								
本省公表の有無 :								

災 害 報 告 【雪崩】

(時点)

ふりがな						区 域 名			
発生場所	[都道府県]		[市・郡]	[区・町・村]	[大字]				
発生日時		年 月 日			雪崩危険箇所番号				
気象状況	雪崩発生時の天気								
	雪崩発生時の積雪深		cm	観測所名	観測所との距離		観測所との標高差		
	雪崩発生時の気温		°C						
	雪崩発生時の降雪深		cm	日 時 ~ 日 時					
保全対象	人 家 戸		斜面の向き						
斜面の高さ	m		概況平面図			縦断図			
植生の状況			別添			別添			
崩壊の状況	拡大の見込み								
	雪崩の種類								
	高さ	m							
	幅	m							
	雪崩雪量	m ³							
	発生区の傾斜度	°							
	走路の長さ	m							
見通し角	°								
被害の状況	死者・負傷者等		死者名	行方不明者名		負傷者名			
	住宅被害		全壊戸	半壊戸	一部破損戸				
	公共的建物被害		棟						
	その他の建物被害		棟						
	その他の概況								
応急対応及び警戒被難状況	応急対応								
	被難状況		自主避難	世帯人	指示	世帯人			
地域防災計画記載									
関係法令等 (該当する項目に○をつける)		急傾斜地崩壊危険区域			保安林		国有林	民有林	
		急傾斜地崩壊危険箇所			建築基準法による災害危険区域				
		地すべり防止区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域				
		砂防指定地			旧住宅地造成事業に関する法律適用区域				
		土砂災害特別警戒区域			宅地造成工事規制区域				
		土砂災害警戒区域			宅造基準条例の適用区域				
		災害対策基本法防災計画区域			都市計画に基づく開発許可制度の適用区域				
		その他()							
備考	拡大の見込みについての理由:								
	保全対象への影響:								
	緊急連絡体制の状況:								
	交通規制等:								
	今後の対応:								
	災害関連緊急事業申請の有無:								
報告者	①所属 氏名			③所属	氏名				
	②所属 氏名			④所属	氏名				

※災害報告は、発生場所、座標、被害の状況を優先的に確認するものとし第1報はわかっている範囲でできるだけ早く連絡すること。

座標	緯度	
	経度	

※スラッシュ雪崩の場合はタイトル欄にスラッシュ雪崩と記載すること。

第1号様式 災害確定報告

資料 4-1(5)

都道府県				区分		被害			
災害名 確定年月日	月 日 時確定			その他の	田	流失・埋没	ha		
					冠水	ha			
報告者名					畠	流失・埋没	ha		
	冠水	ha							
区分			学校		箇所				
人 的 被 害	死者	人			病院	箇所			
	うち 災害関連死者	人			道路	箇所			
	行方不明者	人			橋りょう	箇所			
	負傷者	重傷	人			河川	箇所		
		軽傷	人			港湾	箇所		
	住 家 被 害	全壊			棟		砂防	箇所	
					世帯		清掃施設	箇所	
					人		崖くずれ	箇所	
		半壊			棟		鉄道不通	箇所	
					世帯		被害船舶	隻	
					人		水道	戸	
		一部破損			棟		電話	回線	
					世帯		電気	戸	
				人		ガス	戸		
		床上浸水		棟		ブロック塀等	箇所		
世帯									
人									
床下浸水		棟		り災世帯数	世帯				
		世帯		り災者数	人				
		人		建物	件				
非 住 家	公共建物	棟		危険物	件				
	その他	棟		その他	件				
火災発生									

区分		被　　害	都道府県災害部	名　称				
公立文教施設		千円		設　置	月　日　時			
農林水産業施設		千円		解　散	月　日　時			
公共土木施設		千円	災害対策部 災害位置 対市町村 策町本村 部名					
その他の公共施設		千円						
小　　計		千円		計　　団体				
公共施設被害市町村数		団体						
そ の 他	農　産　被　害	千円						
	林　産　被　害	千円						
	畜　産　被　害	千円						
	水　産　被　害	千円						
	商　工　被　害	千円		計　　団体				
	そ　の　他	千円		消防職員出動延人数	人			
被　害　総　額		千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の概況							
	消防機関の活動状況							
	その他（避難指示等の状況）							

第4号様式(その2)

資料 4-1(6)

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入

緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証

資料 4-2

別記様式第1号

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	緊急通行車両等事前届出書 緊急通行車両等事前届出済証	() 第 号
大阪府公安委員会 殿	左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	年 月 日
	届出者住所 (電話) 氏名	年 月 日
番号票に表示されている番号	注意事項	
車両の用途（緊急輸送を行ふ車両にあつては、輸送人員又は品名）	1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときは、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続きを受けること。 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。 (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 当該車両が廃車となつたとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	
使 用 者 姓 名	住 所 () 局 番	
出 発 地		

注：1 指定行政機関等の保有する車両については、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。
2 指定行政機関等の保有する車両以外の車両については、この届出書を2通作成し、この届出書を2通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し1通及び輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類（当該書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等の写し1通）を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署に提出すること。

災害対策基本法施行規則別記様式第4号（第6条関係）

緊急通行車両確認届出書		年月日	年月日
大阪府知事 殿 大阪府公安委員会		届出者住所 (電話)	大阪府知事 大阪府公安委員会
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む） 5 指定地方公共機関	2 指定地方行政機関 4 指定公共機関 6 その他（ ）	番号欄に表示されている番号
業務の内容	1 警報の発令 4 児童等の教育 7 社会秩序の維持 10 その他（ ）	2 消防等の応急措置 5 施設等の応急復旧 8 緊急輸送の確保 9 災害の防衛等	車両の用途（緊急輸送を行ふ車両にあつては、輸送人員又は品名）
番号票に表示されている番号			使用者住所 ()
車両の使用	車両の用途（緊急輸送を行ふ車両にあつては、輸送人員又は品名）	通行日時	出発地 目的地
備考	備考用紙は、日本産業規格A5とする。		

標 章

別記様式第3（第6条関係）



- 備考
- 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

派 遣 要 請 書 様 式 等

○ 知事への依頼書様式

文書番号 年 月 日
大阪府知事 様
市町村長等
自衛隊の災害派遣要請について
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

文書番号 年 月 日
大阪府知事 様
市町村長等
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について
年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要求を依頼します。
記
1 撤収要請日時 2 派遣された部隊 3 派遣人員及び従事作業の内容 4 その他参考となるべき事項

5 堺市の現況等に関する資料

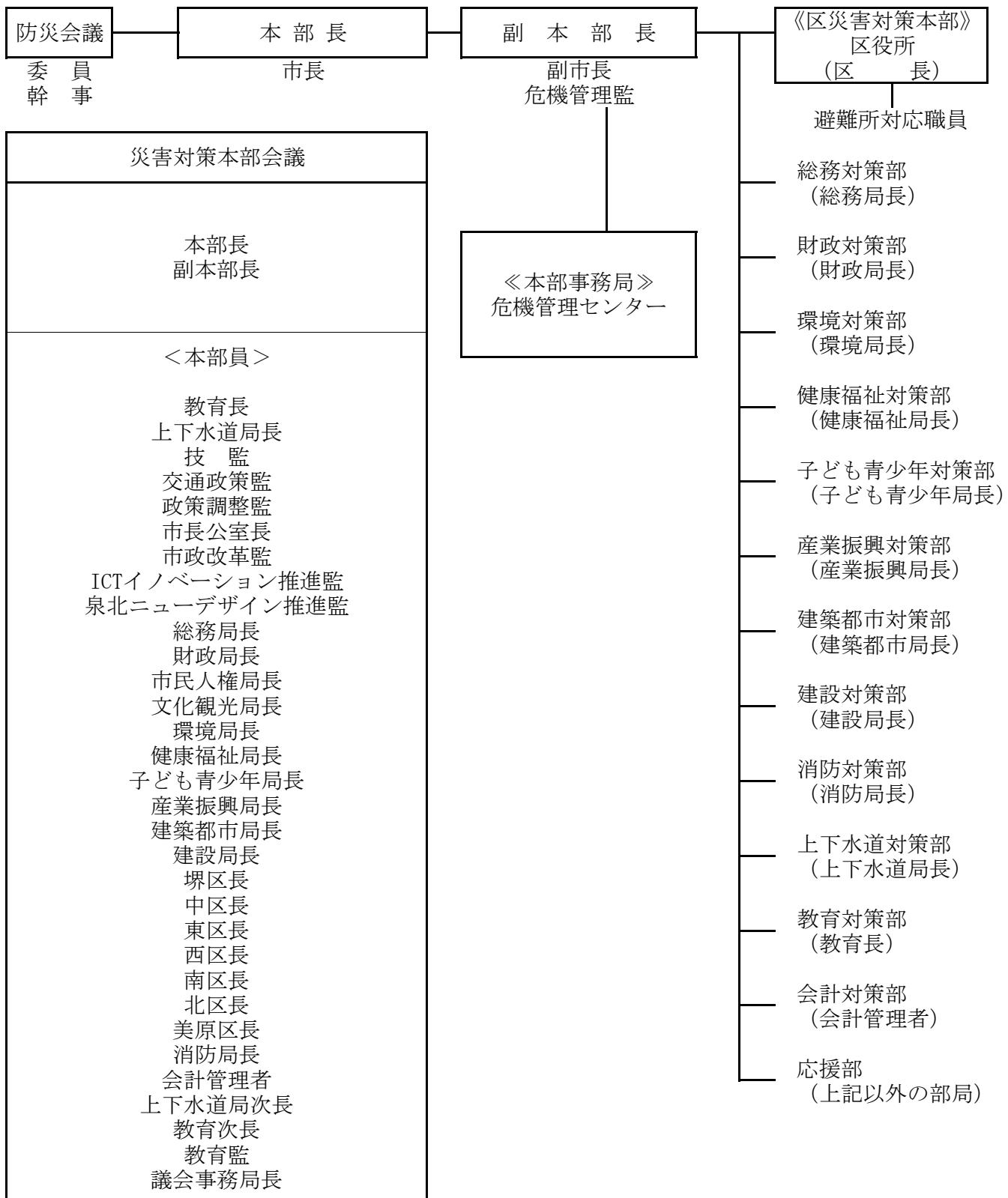
堺市防災会議役員一覧表

資料 5-1

会長:堺市長

機関名		委員役職	幹事役職
1	近畿総合通信局	局長	放送課長
2	近畿地方整備局	局長	総括防災調整官
3	近畿運輸局	局長	総務部長 大阪運輸支局長
4	大阪管区気象台	台長	気象防災部次長
5	堺海上保安署	署長	次長
6	陸上自衛隊第37普通科連隊	連隊長	第2中隊長
7	海上自衛隊阪神基地隊	阪神基地隊司令	警備科長
8	大阪府危機管理室	危機管理監	危機管理室長
9	大阪府鳳土木事務所	所長	地域防災担当参事兼地域支援・企画課長
10	大阪府富田林土木事務所	所長	地域防災担当参事兼地域支援・企画課長
11	大阪港湾局 泉州港湾・海岸部	堺泉北建設管理課長	堺泉北建設管理課 建設担当課長代理
12	大阪府警察堺市警察部	部長	総務課長
13	堺市	副市長	
14		副市長	
15		副市長	
16	堺市上下水道局	上下水道事業管理者	危機管理・広報・広聴推進担当課長
17	堺市教育委員会	教育長	総務課参事
18	堺市消防局	局長	警防課長
19	堺市美原消防団	団長	副団長
20	堺市	危機管理室	危機管理課長
21		市民人権局	男女共同参画推進部長 市民人権総務課長
22		健康福祉局	障害福祉部長 健康福祉総務課課長
23		建設局	サイクルシティ推進部長 建設総務課長
24		西区役所	副区長 企画総務課長
25	地方独立行政法人 堀市立病院機構	副院長	事務局長
26	西日本電信電話株式会社関西支社	執行役員 関西支店長	設備部長
27	日本赤十字社 大阪府支部	事務局長	事業部長兼救護課長
28	阪神高速道路株式会社 管理本部	大阪管理部長	防災担当課長
29	西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部大阪支社長	総務企画課長
30	大阪ガス株式会社 ネットワークカンパニー	南部導管部導管計画チームマネジャー	南部導管部緊急保安チームマネジャー
31	日本通運株式会社 大阪国際輸送支店	支店長	業務推進課長
32	関西電力送配電株式会社 大阪支社	大阪支社長	大阪支社 大阪南総務部 南大阪コミュニケーショングループリーダー
33	日本放送協会 大阪放送局	コンテンツセンター第2部長	報道部副部長
34	南海電気鉄道株式会社	上席執行役員 鉄道営業本部長	鉄道営業本部 運輸車両部課長 (サービス担当)
35	一般社団法人 大阪府トラック協会泉州支部	事務長	
36	一般社団法人 堀市医師会	理事	副会長
37	一般社団法人 堀市歯科医師会	会長	常務理事
38	一般社団法人 狹山美原歯科医師会	会長	専務理事
39	一般社団法人 堀市薬剤師会	会長	副会長
40	公益社団法人 大阪府看護協会	会長	専務理事
41	堺市自治連合協議会	理事	-
42	社会福祉法人 堀市社会福祉協議会	理事	総務課長
43	公立大学法人 大阪府立大学	学長補佐	-
44	人と防災未来センター	主任研究員	-
45	堺人権擁護委員協議会	堺市地区委員会会計	-
46	堺市民生委員児童委員連合会	副会長	-
47	特定非営利活動法人 堀障害者団体連合会	理事長	-
48	一般財団法人 堀市母子寡婦福祉会	代表理事	-
49	堺市女性団体協議会	運営委員	-
50	公益財団法人 大阪府国際交流財団	企画推進課課長補佐	-
51	非営利活動法人 Queer and Women's Resource Center	理事	-
52	特定非営利活動法人 日本防災士会 大阪府支部堺ブロック	研修担当	-
53	特定非営利活動法人 SEIN	代表理事	-
54	特定非営利活動法人 さくらネット	代表理事	-
55	特定非営利活動法人 とれじゅーBOX	理事長	-
56	京都大学 防災研究所	巨大災害研究センター・ 巨大災害過程研究領域 教授	-
57	兵庫県立大学 大学院	減災復興政策研究科 教授	-
58	防災科学技術研究所	災害過程研究所 特別研究員	-
59	プロジェクト コンストルイル アルテル	代表	-

堺市災害対策本部組織



堺市災害対策本部活動編成表

資料 5-3

組織名	構成		分掌事務
災害対策本部会議	本部長 副本部長 本部員	市長 副市長 危機管理監 教育長 上下水道局長 技監 市長公室長 総務局長 財政局長 市民人権局長 文化観光局長 環境局長 健康福祉局長 子ども青少年局長 産業振興局長 建築都市局長 建設局長 堺区長 中区長 東区長 西区長 南区長 北区長 美原区長 消防局長 会計管理者 教育次長 教育監 議会事務局長	災害緊急措置 自衛隊の派遣要請 避難の指示勧告 災害救助法の適用 組織動員の指令 災害警戒区域の設定 応急公用負担 災害応援要請

組織名	責任者	構成	主たる分掌事務
危機管理センター	総務情報班	堺市危機管理センター 設置規程別表第2参照	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの開設・運営 ・関係機関との連絡調整 ・職員の動員指令 ・被害情報の収集、伝達、報告、分析及び記録 ・応急対策の情報収集及び報告 ・通信伝達体制の整備 ・報道発表及び報道機関への情報提供 ・報道提供資料の収集、報告及び記録 ・市民への広報 ・他の班の所管に属しないこと
	対策班		<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策の検討、調整及び指示 ・避難、救出、救護、救援等の検討、調整及び指示 ・実施体制

区災害対策本部	区長	区役所 直近参集職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集、報告 ・被災者の救援 ・救援物資の配付 ・被災者への給付貸付け ・被災者の市民相談 ・被災家屋の調査
		避難所対応職員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の管理及び救援物資配給 ・災害情報の連絡

堺市災害対策本部活動編成表

対策部	責任者	構成	主たる分掌事務
共通		局総務担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・局内、局間連絡調整 ・局内災害業務計画編成 ・局内職員の動員 ・所管施設の保全、応急復旧
総務対策部	総務局長	行政部 人事部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の施設面 ・職員の動員体制の把握
財政対策部	財政局長	財政部 契約部 税務部 市税事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害予算 ・緊急物資の購入、契約 ・車両管理
環境対策部	環境局長	環境都市推進部 環境保全部 環境事業部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の環境保全 ・ごみ等の応急処置、清掃 ・応急汲み取り
健康福祉対策部	健康福祉局長	生活福祉部 長寿社会部 障害福祉部 健康部 保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者救援の総括 ・災害応急医療調整 ・感染症予防、応急措置 ・遺体火葬 ・消毒
子ども青少年対策部	子ども青少年局長	子ども青少年育成部 児童自立支援施設整備室 子育て支援部 子ども相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急保育
産業振興対策部	産業振興局長	商工労働部 農政部	<ul style="list-style-type: none"> ・経済関連被害調査 ・被災事業者への融資斡旋 ・農林水産施設などの応急対策
建築都市対策部	建築都市局長	都市計画部 都市再生部 交通部 都市整備部 住宅部 建築部 開発調整部	<ul style="list-style-type: none"> ・関係施設の被害調査、応急復旧 ・被災建築物の応急危険度判定 ・災害仮設住宅の建設 ・公共施設の応急復旧
建設対策部	建設局長	土木部 自転車まちづくり部 道路部 用地部 公園緑地部	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害調査、応急復旧 ・土木施設の被害調査、応急復旧 ・災害交通規制 ・公園施設の被害調査、応急復旧
消防対策部	消防局長	総務部 警防部 救急部 予防部 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集 ・消防、水防の災害応急措置 ・救助、救急、救護活動
上下水道対策部	上下水道局長	経営企画室 サービス推進部 水道部 下水道管路部 下水道施設部	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の被害調査、応急復旧 ・応急給水 ・給水広報 ・給水資器材の確保 ・下水道施設の応急復旧 ・浸水被害調査、応急復旧
教育対策部	教育長	事務局各部 各学校	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急教育 ・教職員の指導、連絡、調整 ・学校園への指令、連絡調整 ・被災児童等への応急措置 ・避難所開設 ・学校の管理
会計対策部	会計管理者	会計室	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金品の受理
応援部	市長公室長 市民人権局長 文化観光局長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 人事委員会事務局長		<ul style="list-style-type: none"> ・本部の応援
※本部活動がない部局はすべて応援部とする			

※詳細は、総則第4節防災関係機関の業務大綱を参照

災害拠点病院等一覧

資料 5-4

区分	名称	区域	根拠	基準
災害拠点病院				
基幹災害拠点病院	大阪急性期・総合医療センター			都道府県毎に1か所
地域災害拠点病院	大阪市立総合医療センター		国通達 「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日付、医政発0321第2号) ↓ 大阪府地域防災計画	二次医療圏毎に1か所
	大阪医療センター			
	大阪赤十字病院			
	大阪市立大学医学部附属病院			
	大阪府済生会千里病院			
	大阪大学医学部附属病院			
	大阪府三島救命救急センター			
	大阪医科大学附属病院			
	関西医科大学附属病院			
	関西医科大学総合医療センター			
	大阪府立中河内救命救急センター			
	市立東大阪医療センター			
	近畿大学病院			
	堺市立総合医療センター	西区		
	りんくう総合医療センター (大阪府立泉州救命救急センター)			
	大阪警察病院			
	多根総合病院			
	岸和田徳洲会病院			
特定診療災害医療センター	大阪国際がんセンター		大阪府地域防災計画	
	大阪精神医療センター			
	大阪はびきの医療センター			
	大阪母子医療センター			
市町村災害医療センター	大阪労災病院	北区	大阪府地域防災計画 ↓ 堺市地域防災計画	
災害医療協力病院 <small>※★は災害拠点病院、●は市町村災害医療センターを兼ねる医療機関</small>	浅香山病院	堺区	大阪府地域防災計画 大阪府医療計画	
	堺山口病院	堺区		
	清恵会病院	堺区		
	阪堺病院	堺区		
	耳原総合病院	堺区		
	堺フジタ病院	中区		
	堺平成病院	中区		
	阪南病院	中区		
	阪和第二泉北病院	中区		
	ベルランド総合病院	中区		
	邦和病院	中区		
	南堺病院	中区		
	日野病院	東区		
	堺市立総合医療センター ★	西区		
	馬場記念病院	西区		
	堺咲花病院	南区		
	泉北陣内病院	南区		
	植木病院	北区		
	大阪労災病院 ●	北区		
	金岡中央病院	北区		
	近畿中央呼吸器センター	北区		
	吉川病院	北区		
	堺若葉会病院	北区		
	田中病院	美原区		
	美原病院	美原区		

※ 令和3年4月1日現在

※ 区域名があるものはすべて救急告示病院

救急指定病院

資料 5-5

令和3年4月1日現在

病院名	所在地	協力診療科目	病床数	電話番号
浅香山病院	堺区今池町3丁3番16号	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	1015	072-229-4882 (昼) 072-229-4884 (夜)
堺山口病院	堺区東湊町6丁383番地	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	60	072-241-3945
清恵会病院	堺区南安井町1丁1番1号	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	336	072-223-8199
阪堺病院	堺区大浜北町1丁8番8号	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	140	072-233-6745
耳原総合病院	堺区協和町4丁465番地	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 婦	386	072-241-0501
堺フジタ病院	中区深井沢町3347番地	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	87	072-279-1170
堺平成病院	中区深井沢町6番地13	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	296	072-278-2461
阪南病院	中区八田南之町277番地	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	690	072-278-0381
阪和第二泉北病院	中区深井北町3176番地	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	969	072-277-1401
ベルランド総合病院	中区東山500番地3	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	477	072-234-2001
邦和病院	中区新家町700番地1	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	119	072-234-1331
南堺病院	中区大野芝町292番地	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	153	072-236-3636
日野病院	東区北野田626番地	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	199	072-235-0090
堺市立総合医療センター	西区家原寺町1丁1番1号	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	487	072-272-1199
馬場記念病院	西区浜寺船尾町東4丁244番地	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	300	072-265-5558
堺咲花病院	南区原山台2丁7番1号	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	310	072-295-8833
泉北陣内病院	南区豊田40番地	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	269	072-299-2020
植木病院	北区黒土町3002番地5	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	130	072-257-0100
大阪労災病院	北区長曾根町1179番地3	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	678	072-252-3561
金岡中央病院	北区中村町450番地	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	471	072-252-9000
近畿中央呼吸器センター	北区長曾根町1180番地	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	365	072-252-3021 (昼) 072-252-3023 (夜)
吉川病院	北区東三国ヶ丘町4丁1番25号	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	90	072-259-0100
堺若葉会病院	北区新金岡町4丁1番7号	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 泌	180	072-255-1001
田中病院	美原区黒山39番地10	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	180	072-361-3555
美原病院	美原区今井380番地	内 循 呼 消 神 外 心 脳 整 小 精 産	452	072-361-0545

※ 協力診療科目について (網掛けが該当診療科目になります)

内…内科 循…循環器内科 呼…呼吸器内科 消…消化器内科 神…神経内科 外…外科 心…心臓血管外科

脳…脳神経外科 整…整形外科 小…小児科 精…精神科 産…産婦人科 婦…婦人科 泌…泌尿器科

※ 協力診療科目の精神科については、輪番制に参画

※ 堀フジタ病院の整形外科については、火曜日の診療の非通年制

※ 阪和第二泉北病院の内科については、水曜日の診療の非通年制

※ ベルランド総合病院の小児科については、日曜日及び木曜日の診療の非通年制

※ 大阪労災病院の小児科については、月曜日、第2土曜日及びその翌日の日曜日、並びに、第4土曜日及びその翌日の日曜日の診療の非通年制

※ 吉川病院の内科については、月曜日から土曜日の診療の非通年制

※ 堀若葉会病院の外科については、月曜日から木曜日、土曜日（祝日を除く）診療の非通年制、また泌尿器科については、火曜日の診療の非通年制

高度救命救急センター(三次救急医療機関)：大阪府

令和3年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号	ドクターへリ
大阪大学医学部附属病院	吹田市山田丘2番15号	06-6879-5111	基地病院 搬送先病院
関西医科大学附属病院	枚方市新町2丁目3番1号	072-804-0101	搬送先病院
大阪急性期・総合医療センター	大阪市住吉区万代東3丁目1番56号	06-6692-1201	搬送先病院

救命救急センター(三次救急医療機関)：大阪府

令和3年4月1日現在

施設名	所在地	電話番号	ドクターへリ
大阪市立総合医療センター	大阪市都島区都島本通2丁目13番22号	06-6929-1221	搬送先病院
大阪警察病院	大阪市天王寺区北山町10番31号	06-6771-6051	搬送先病院
大阪赤十字病院	大阪市天王寺区筆ヶ崎町5番30号	06-6774-5111	搬送先病院
大阪医療センター	大阪市中央区法円坂2丁目1番14号	06-6942-1331	搬送先病院
大阪市立大学医学部附属病院	大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号	06-6645-2121	搬送先病院
大阪府済生会千里病院	吹田市津雲台1丁目1番6号	06-6871-0121	搬送先病院
大阪府三島救命救急センター	高槻市南芥川町11番1号	072-683-9911	搬送先病院
関西医科大学総合医療センター	守口市文園町10番15号	06-6992-1001	搬送先病院
大阪府立中河内救命救急センター	東大阪市西岩田3丁目4番13号	06-6785-6166	搬送先病院
近畿大学病院	大阪狭山市大野東377番地2	072-366-0221	搬送先病院
堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号	072-272-1199	搬送先病院
岸和田徳洲会病院	岸和田市加守町4丁目27番1号	072-445-9915	搬送先病院
りんくう総合医療センター (大阪府泉州救命救急センター)	泉佐野市りんくう往来北2番地23	072-469-3111	搬送先病院

都 市 公 園 の 現 況

(R3. 3. 31 現在)

■ 都市公園の現況

	都市計画決定公園緑地等 箇所 (ha)	左の内、開設公園緑地等 箇所 (ha)	その他の都市公園 箇所 (ha)	開設都市公園合計 箇所 (ha)
街区	136 (38.84)	129 (35.18)	951 (52.10)	1080 (87.28)
近隣	37 (106.90)	34 (94.68)	5 (7.12)	39 (101.80)
地区	14 (73.20)	8 (28.03)		8 (28.03)
住区基幹公園合計	187 (218.68)	171 (157.89)	956 (59.22)	1127 (217.11)
総合	6 (147.20)	6 (96.24)		6 (96.24)
運動	2 (34.70)	2 (32.88)		2 (32.88)
都市基幹公園合計	8 (181.90)	8 (129.12)		8 (129.12)
その他	14 (383.20)	13 (322.86)	40 (40.19)	53 (363.05)
合計	209 (783.78)	192 (609.87)	996 (99.41)	1188 (709.28)

■ 広域避難地の機能を有する都市公園の整備

(単位 ha)

公園名称	種別	計画面積	開設面積	公園名称	種別	計画面積	開設面積
浅香山公園	近隣	1.70	1.66	白鷺公園	総合	10.00	9.00
八田荘公園	近隣	-	1.49	鴨谷公園	総合	13.10	13.12
金岡東第1~3公園	近隣	6.10	5.38	金岡公園	運動	17.40	17.71
三宝公園	地区	6.60	3.17	原池公園	運動	17.50	15.17
西原公園	地区	12.70	12.66	大蓮公園	風致	15.50	15.46
天神公園	地区	7.10	0.00	新檜尾公園	風致	11.10	11.06
大浜公園	総合	16.30	16.30	美原ふる里公園	歴史		0.91
大仙公園	総合	81.10	38.50	大泉緑地	緑地	118.30	98.70
				浜寺公園	広域	37.00	37.00

■ 一次避難地の機能を有する都市公園の整備

(単位 ha)

公園名称	種別	計画面積	開設面積	公園名称	種別	計画面積	開設面積
戎公園(ザビエル公園)	近隣	1.50	1.47	茶山公園	近隣	4.40	4.39
陵南中央公園	近隣	1.30	1.34	庭代公園	近隣	6.90	6.89
竹城公園	近隣	2.60	2.59	城山公園	近隣	5.40	5.37
高倉公園	近隣	3.40	3.44	赤坂公園	近隣	4.30	4.26
楳塚公園	近隣	3.00	3.03	南八下西公園	近隣	2.00	0.93
桃山公園	近隣	3.50	3.46	新堀公園(さくら今池公園)	近隣	1.60	1.40
原山公園	近隣	7.80	7.80	土塔町公園	近隣	1.80	1.81
御池公園	近隣	6.90	9.18	鳳公園	近隣	2.10	2.08
向陵公園	近隣	1.70	1.51	大池公園	近隣	1.90	2.25
鈴の宮公園	近隣	3.10	1.35	さつき野公園	近隣		1.90
船堂公園	近隣	1.90	1.85	霞ヶ丘公園	地区	4.70	3.51
錦西公園	近隣	1.50	0.17	登美丘北公園	地区	3.40	1.07
浜寺元町公園	近隣	1.80	0.00	水賀池公園	地区	6.30	1.98
深井北町公園	近隣	1.10	1.17	向ヶ丘公園	地区	4.10	4.14
神野公園	近隣	1.70	1.70	東雲公園	地区	2.30	1.25
宮山公園	近隣	3.60	3.60	舟渡池公園	総合	10.00	1.97
三原公園	近隣	2.20	2.19				
晴美公園	近隣	5.90	5.90				

河川の改修状況

資料 5-7

【1級河川】

(管理者 国土交通省)

河川名	区域		事業計画
	自	至	
大和川	松原市との境界	河口	昭和51年3月改定の大和川水系工事実施基本計画にもとづき、柏原市より下流については、5,200m³/秒（200年確率）の流下が可能な河道の確保を目標としている。現在は、河口付近の河道掘削を実施している。 (事業主体 国)

(管理者 大阪府知事)

河川名	区域		事業計画
	自	至	
西除川	大阪狭山市との境界	大和川合流点	河口から境橋までは、平成11年度末で100年確率改修済。上流未改修部については改修中。 (事業主体 大阪府)
西除川放水路	西除川分派点	大和川合流点	100年確率改修済 (事業主体 大阪府)
東除川	狭山池	大和川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)
平尾小川	美原町平尾2990番地先	東除川合流点	改修済 (事業主体 大阪府)

(管理者 堺市長)

河川名	区域		事業計画
	自	至	
狭間川	狭間雨水線合流点	1級河川 西除川への合流点	小今池橋下流区間においては時間雨量73mm程度の降雨に対応した改修が完了し、小今池橋から金岡公園11号橋までの区間においては時間雨量50mm程度の降雨に対応した改修が完了しています。 金岡公園11号橋上流区間においては、時間雨量50mm程度の降雨に対応した改修を進めています。 (事業主体 堺市)

【2級河川】

(管理者 大阪府知事)

河川名	区域		事業計画
	自	至	
石津川	法道寺川合流点	河口	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)
百済川	北条町石長橋	石津川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)
和田川	美木多上小川合流点	石津川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)
陶器川	田園前田川合流点	石津川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)
妙見川	釜室西松尾橋	石津川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)
百舌鳥川	府道・百舌鳥橋	百済川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)
甲斐田川	城山台5丁492番1号	和田川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 大阪府)

(管理者 堺市長)

河川名	区域		事業計画
	自	至	
内川放水路	内川からの分派点	河口	100年確率改修済 (事業主体 堺市)
内川	錦之町西3丁40番地先	河口	100年確率改修済 (事業主体 堺市)
土居川	大仙西町1丁6番地先	内川合流点	100年確率改修済 (事業主体 堺市)

【準用河川】

(管理者 堺市長)

河川名	区域		事業計画
	自	至	
百舌鳥川	右岸 野尻町250の41 左岸 野尻町105の2	2級河川 百舌鳥川への合流点	最下流部より中百舌鳥小学校までの区間は 50mm/hr対応改修済、上流部については暫定 改修済。 (事業主体 堺市)
光竜寺川	右岸 新金岡町3-6-25 左岸 新金岡町4-7-23	1級河川 西除川への合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 堺市)
伊勢路川	右岸 深井沢町2423-1 左岸 深井沢町2423-3	2級河川 石津川への合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 堺市)
和田川	右岸 別所554-1 左岸 別所235-1	2級河川 和田川への合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 堺市)

【普通河川】

河川名	区域		事業計画
	自	至	
百済川	北条町	2級河川 百済川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 堺市)
美濃川	土師町1丁 (美濃川雨水線合流点)	普通河川 百済川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 堺市)
陶器川	陶器北 (老ノ池)	2級河川 陶器川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 堺市)
前田川	新岸池	2級河川 陶器川合流点	50mm/hr対応改修済 (事業主体 堺市)
明正川	天濃池	2級河川 石津川合流点	流域内砂防指定に伴い改修済 (事業主体 大阪府)
法道寺川	大正池	2級河川 石津川合流点	流域内砂防指定に伴い、大阪府において昭和 49年度より改修中 (事業主体 大阪府)
妙見川	畠	2級河川 妙見川合流点	流域内砂防指定に伴い改修済 (事業主体 大阪府)
和田川	別所	準用河川 和田川合流点	流域内砂防指定に伴い改修済 (事業主体 大阪府)
第2豊田川	豊田 (飛地)	普通河川 法道寺川合流点	流域内砂防指定に伴い改修済 (事業主体 大阪府)

公共下水道による雨水排水計画

資料 5-8

処理区	排水区	処理面積	分合流の区分	ポンプ場
三宝処理区	金岡排水区	391	合流式一部分流式	
	陵北排水区	195	合 流 式	
	土居川排水区	319	合流式一部分流式	
	大和川排水区	86	合 流 式	
	古川排水区	166	合 流 式	
	陵西排水区	466	合流式一部分流式	古川・豊川下水ポンプ場 出島下水ポンプ場
	臨海排水区	302	分 流 式	
計		約1,924 ha		
石津処理区	湊石津排水区	399	合流式一部分流式	湊石津・戎橋下水ポンプ場
	鳳浜寺排水区	694	分 流 式	浜寺下水ポンプ場
	上野芝排水区	140	分 流 式	
	家原排水区	304	分 流 式	
	深井排水区	18	分 流 式	
	百舌鳥排水区	201	分 流 式	
計		約1,756 ha		
泉北処理区	陶器川排水区	650	分 流 式	
	石津川排水区	2,688	分 流 式	
	和田川排水区	1,276	分 流 式	
	上野芝排水区	69	分 流 式	
	百舌鳥排水区	194	分 流 式	
	深井排水区	577	分 流 式	
計		約5,454 ha		
今池処理区	今井戸・東除川排水区	24	分 流 式	
	浅香川排水区	36	分 流 式	
	光竜寺川排水区	348	分 流 式	
	狭間川排水区	468	分 流 式	
	西除川左岸A排水区	147	分 流 式	
	西除川左岸B排水区	157	分 流 式	
	西除川左岸排水区	509	分 流 式	
	西除川右岸排水区	620	分 流 式	
	野遠川排水区	26	分 流 式	
	深井排水区	136	分 流 式	
	百舌鳥排水区	343	分 流 式	
	東除川右岸	535	分 流 式	
	東除川左岸	107	分 流 式	
計		約3,457 ha		
北部処理区	芦田川排水区	112	分流式	
	王子川排水区	2	分流式	
	羽衣排水区	1	分流式	
計		約115 ha		
大井処理区		18	分流式	
計		約18 ha		

水門・樋門・ポンプ場等の位置

資料 5-9

番号	符号	名 称	位 置	施設管理者	操作責任者		適用
					名称	電話	
1	樋	三国・香ヶ丘排水樋門	香ヶ丘町地先	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	072(232)4958 072(232)4959	電動式（手動可） ステンレス扉 1門 2,700W×2,600H
2	樋	三宝大和川樋門	松屋大和川通3丁地先	〃	〃	〃	電動式（手動可） ステンレス扉 4門 3,000W×1,600H
3	樋	下松屋樋門	築港八幡町	〃	〃	〃	電動式（手動可） ステンレス扉 2門 2,000W×2,000H
4	樋	第1排水樋門	〃	堺市下水管路部 西部下水道サービスセンター	堺市下水管路部 西部下水道サービスセンター	072(250)4081	電動式（手動可） ステンレス扉 1門 1,800W×1,800H
5	樋	B八幡樋門	〃	(株) 堺ニチアス	製造部長	072(238)6485 (夜間・休日) 072(227)8120	φ1.5×1.5 ×1連 手動
6	口	大阪ガスA放水所	〃	大阪ガスKK	総務部用地計画室	06(6205)4551	
7	口	大阪ガスB放水所	〃	〃	〃	〃	
8	口	大阪ガスC放水所	〃	〃	〃	〃	
9	ポンプ場	古川下水ポンプ場	神南辺町地先	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	072(232)4958 072(232)4959	雨水ポンプ φ1,000×2台 φ700×1台 自家発 1台
10	口	古川雨水排水樋門	〃	〃	〃	〃	電動式（手動可） 鉄扉 1門 2,400W×1,800H
11	水門	堺第1号水門 (古川)	神南辺町4丁地先	大阪港湾局	堺市土木部 河川水路課	072(228)7418	電動式 1門 10,900W×4,650H 自家発 1台
12	口	堺化学排水口	戎島町古川筋	堺化学工業KK	堺事業所 総務課	072(223)4115	角型無扉
13	口	堺化学旧排水口	戎島町古川筋	堺化学工業KK	堺事業所 総務課	072(223)4115	丸型無扉
14	ポンプ場	堅川下水ポンプ場	戎島町5丁地先	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	072(232)4958 072(232)4959	雨水ポンプ φ1,200×1台 φ1,000×4台 自家発 1台
15	口	堅川雨水排水樋門	〃	〃	〃	〃	電動式（手動可） 鉄扉 3,070W×2,620H
16	水門	堺第2号水門 (堅川)	〃	大阪港湾局	堺市土木部 河川水路課	072(228)7418	電動式 鉄扉 12,000W×7,600H 2門 自家発 1台
17	ポンプ場	内川排水機場	戎島町4丁	堺市土木部 河川水路課	〃	〃	雨水ポンプ φ1,650×2台 φ1,000×1台 自家発 1台
18	ポンプ場	湊石津下水ポンプ場	浜寺石津町西地先	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	072(232)4958 072(232)4959	雨水ポンプ φ1,000×4台 φ700×3台 自家発 1台

番号	符号	名 称	位 置	施設管理者	操作責任者		適用
					名称	電話	
19	口	湊石津下水 ポンプ場雨水吐口	浜寺石津町西 石津川右岸	〃	〃	〃	1,900W×2, 100H 2連 BOX
20	ポンプ場	戎橋下水ポンプ場	石津町4丁	〃	〃	〃	雨水ポンプ 700×1台 500×1台 自家発 1台
21	樋	戎橋下水ポンプ場 旭ヶ丘幹線吐口樋門	〃	〃	〃	〃	電動式（手動可） 2,560W×2,000H 鉄扉 1門
22	樋	三光防潮樋門	浜寺諏訪森町西 3丁	〃	〃	〃	鉄扉 3門 電動 遠隔
23	樋	船津川防潮樋門	浜寺諏訪森町西 4丁地先	〃	〃	〃	鉄扉 2門 電動 遠隔
24	ポンプ場	浜寺下水ポンプ場	浜寺諏訪森町西 3丁	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	堺市下水道施設部 三宝水再生センター	072(232)4958 072(232)4959	雨水ポンプ φ1800 4台 φ1200 2台 φ500 1台 自家発 1台
25	ポンプ場	今井戸川 雨水ポンプ場	常磐町3丁	大阪府南部流域 下水道事務所	今池管理センター	072(336)7655	雨水ポンプ φ1350 4台
26	口	〃 吐口ゲート	〃	〃	〃	〃	鉄扉 3門 電動 遠隔

(下水ポンプ場)

名 称	所在地	敷地面積 (m ²)	種別	施設概要	
				計画	現況
古川 昭和 50. 6. 1	神南辺町4丁・5丁地内	11, 380	雨水排除 汚水中継	雨水ポンプ8台 汚水ポンプ8台	雨水ポンプ3台 汚水ポンプ4台
堅川 昭和 43. 7. 1	戎島町5丁地内	1, 730	雨水排除 汚水中継	雨水ポンプ5台 汚水ポンプ3台	完成済
出島 昭和 59. 4. 1	出島浜通地内	7, 000	汚水中継	汚水ポンプ3台	完成済
湊石津 昭和 35. 10. 1	浜寺石津町西2丁地内	3, 000	雨水排除	雨水ポンプ7台	完成済
戎橋 昭和 42. 7. 1	石津町4丁地内	580	雨水排除 汚水中継	雨水ポンプ2台 汚水ポンプ3台	完成済
浜寺 昭和 63. 4. 1	浜寺諏訪森町西3丁地内	7, 220	雨水排除	雨水ポンプ7台	完成済
津久野	神石市之町、宮下町 及び津久野3丁地内	19, 600	雨水排除	雨水ポンプ4台	計画

雨水調整池

資料 5-10

名称	容量	備考
南向陽調整池	約 15,000 m ³	完成済
芦ヶ池調整池	約 5,000 m ³	完成済
新池(長曾根町)	約 2,200 m ³	完成済
新池(菩提町)調整池	約 15,100 m ³	完成済
窪田池調整池	約 16,500 m ³	完成済

防災重点農業用ため池

	箇所数
A級 特に重要な防災重点ため池	1
B級 重要な防災重点ため池	22
C級 防災重点ため池	43
その他 その他の防災重点ため池	216
合計	282

令和3年3月31日現在

A・日級防災重点農業ため池一覧表

資料5-11 (2)

令和3年3月31日現在

番号	ため池名	所在地	ため池管理者	要水防堤長 (m)	堤高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m³)	水防 値	備考
271420025	星谷池	中区 新家町	星谷池水利組合	98	1.5	0.5	10	B	
271420033	土塔菰池	中区 土塔町	菰池水利組合	403	3.9	6.7	75	B	
271420116	阿弥陀池	中区 陶器北	陶器北土地改良区	135	10.8	3.9	119	B	
271420122	柏原池	中区 土塔町	土塔水利組合	150	4.5	1.4	15	B	
271430005	日置莊(坊ヶ池)あたらし池	東区 日置莊西町5丁	日置莊西町水利組合	140	4.0	1.5	30	B	
271430015	石原新池	東区 石原町4丁	石原町水利組合	284	3.4	0.8	18	B	
271430024	大津池	東区 野尻町	金岡町自治連合会、野尻町内会	509	4.1	4.2	127	B	
271430029	日置莊西池	東区 日置莊北町3丁	日置莊北町水利組合	130	3.6	0.4	11	B	
271430036	日置莊今池	東区 日置莊原寺町	日置莊原寺水利組合	482	5.0	3.9	100	B	
271430040	九文度池	東区 日置莊田中町	日置莊田中水利組合	244	3.5	1.3	25	B	
271430046	干鶴(ちじ)池	東区 高松	高松水利組合	149	4.5	1.1	33	B	
271430048	高松大池	東区 高松	高松水利組合 丈六水利組合	120	5.4	2.1	23	B	
271430050	丈六大池	東区 丈六	丈六水利組合	391	5.0	1.7	31	B	
271430123	石原石池	東区 菩提町3丁	石原町水利組合	286	3.3	1.3	27	B	
271440022	浜寺今池	西区 浜寺船尾町西5丁	浜寺船尾水利組合	398	3.6	2.3	24	B	
271450094	戌之坊(晴美台)新池	南区 晴美台1丁	車庭水利組合	125	6.0	1.6	69	B	
271450394	大正池	南区 豊田	大正池土地改良区	120	23.0	5.6	325	A	
271460005	中村大池	北区 中村町	中村町水利組合	436	2.0	6.3	139	B	
271460007	金岡長池	北区 金岡町	長池水利組合	1,010	4.7	6.2	187	B	
271460017	信濃池	北区 中百舌鳥町3丁	信濃池水利組合	341	3.6	2.6	52	B	
271470044	小寺大池	美原区 小寺	小寺水利組合	180	3.1	0.8	16	B	
271470126	白池	美原区 丹上	丹上実行水利組合	502	3.2	1.4	18	B	
271470143	笠田池	美原区 多治井	多治井水利実行組合	270	2.5	5.1	51	B	

C級防災重點農業用ため池一覧表

令和3年3月31日現在

番号	ため池名	所在地	ため池管理者	所在地	ため池管理者
271420011	辰巳池	中区 上之465	太田之内土地改良区	西区 赤堀池	取石地区水利委員他
271420017	赤塚池	中区 堀上町4-1	宇見坊水利組合	西区 噴池	太平寺水利組合
271420018	土師(菰池)下池	中区 土師町5丁32-1	下池農業用水利組合	西区 万崎池	万崎池水利組合
271420020	平井三ツ池	中区 平井225-1	平井水利組合	西区 元禄池	光明池土地改良区
271420021	鶴坂池	中区 東八田301-1	東八田水利組合	西区 小又池(駒方)(駒ヶ谷池)	光明池土地改良区
271420042	宇見坊池	中区 堀上町4-1	宇見坊水利組合	南区 足谷池	足谷池水利組合
271420052	巳ノ池	中区 平井321-1	平井水利組合	南区 新桑池	庭代台1丁5-4
271420065	牛池	中区 上之464	太田之内土地改良区	南区 濃登ノ池	二ゴリ池水利組合
271420101	高津池	中区 上之598	太田之内土地改良区	南区 田辺池	小代真谷水利組合
271420102	中津池	中区 上之590	太田之内土地改良区	南区 筆池	野々井連合水利組合
271420106	倉谷池	中区 田園766外	倉谷池水利組合	南区 大方池	大庭寺574-1外
271420119	原井頭池	中区 平井215-1	平井水利組合	南区 原山台2丁5-2	東谷水利組合
271420120	おいど(大井戸)池	中区 平井1036-1	平井水利組合	南区 原山台2丁5-1	東谷水利組合
271430012	埴池	東区 石原町3丁162	石原町水利組合	南区 桃山台今池	野々井連合水利組合
271430014	吉田池	東区 石原町4丁30	石原町水利組合	北区 金岡町2583-1	菅池水利組合
271430026	灰原池	東区 日置莊西町5丁321-1外	日置莊西町水利組合	北区 金岡町2522-1	菅生新田水利組合
271430027	坊ヶ池(坊ヶ池小池)	東区 日置莊西町5丁315-1	日置莊西町水利組合	北区 金岡町2583-1	菅池水利組合
271430028	日置莊石池	東区 日置莊西町8丁612-1	日置莊西町水利組合	美原区 北烟新池	北烟水利組合
271430047	甚平池	東区 高松365-1	高松水利組合、丈六水利組合	美原区 狼谷池	菅生新田水利組合
271430130	丈六中池	東区 丈六454-1	丈六水利組合	美原区 花田池	菅生東領水
271440054	鶴田池	西区 草部1630	光明池土地改良区	美原区 平尾1894-1	東多治井実行水利組合
271440056	藪池	西区 原田3-1外	取石地区水利委員他	西区 平尾1894-1	太井農業実行組合

消防ため池調書

番号	池等の名称	所在地	管理者
1	大仙陵池	堺区大仙町	宮内庁
2	どら池	堺区百舌鳥夕雲町2丁	公園緑地部
3	妙寺池	堺区向陵中町3丁	南今池水利組合
4	芦ヶ池	堺区向陵東町3丁	芦ヶ池水利組合
5	新池	北区黒土町	小池水利組合
6	今池	北区新堀町1丁	今池水利組合
7	北池	北区野遠町	野遠水利組合
8	楠本池	北区北長尾町6丁	大豆塚揚水利組合
9	金岡長池	北区金岡町	長池水利組合
10	大泉池	北区南花田町	大阪府
11	頭泉池	北区南花田町	大阪府
12	中村大池	北区中村町	中村町水利組合
13	金岡菅池	北区金岡町	菅池水利組合
14	信濃池	北区中百舌鳥町3丁	信濃池水利組合
15	蓮池	北区百舌鳥赤畠町5丁	百舌鳥八幡
16	板鶴池	北区百舌鳥本町3丁	宮内庁
17	御廟池	北区百舌鳥本町1丁	宮内庁
18	御陵池	北区百舌鳥西之町3丁	宮内庁
19	又池	中区深井東町	深井土地改良区
20	角池	中区平井	平井水利組合
21	辻之今池	中区辻之	大田之内土地改良区
22	原池	中区八田寺町	公園緑地部
23	平井三ツ池	中区平井	平井水利組合
24	巳ノ池	中区平井	平井水利組合
25	鈴ヶ池	中区平井	平井水利組合
26	隅池	中区平井	小末代水利組合
27	上池	中区平井	小末代水利組合
28	おいど(大井戸)池	中区平井	平井水利組合
29	倉谷池	中区田園	倉谷池水利組合
30	菰田池	中区田園	菰田池水利組合
31	星谷池	中区新家町	星谷池水利組合
32	みそど池	中区陶器北	公園緑地部
33	阿弥陀池	中区陶器北	陶器北土地改良区
34	赤塚池	中区堀上町	宇見坊水利組合
35	鴨坂池	中区東八田	東八田水利組合
36	宇見坊池	中区堀上町	宇見坊水利組合
37	土塔菰池	中区土塔町	菰池水利組合
38	高津池	中区上之	太田之内土地改良区
39	午池	中区上之	太田之内土地改良区
40	友池	中区堀上町	堀上水利組合
41	中津池	中区上之	太田之内土地改良区
42	小池	中区東八田	東八田水利組合
43	土師(菰池)下池	中区土師町5丁	下池農業用水利組合
44	水賀池	中区深井水池町	公園緑地部
45	浜寺今池	西区浜寺船尾町西5丁	浜寺船尾水利組合
46	石池	西区鳳中町7丁	光明池土地改良区
47	中ノ池	西区上	光明池土地改良区
48	中池	西区浜寺元町6丁	光明池土地改良区
49	高木池	西区神野町2丁	市室池高木池水利組合
50	今池	西区神野町3丁	公園緑地部
51	門之池	西区浜寺元町6丁	光明池土地改良区
52	川池	西区浜寺南町2丁	光明池土地改良区
53	家原大池	西区家原寺町1丁	家原大池水利組合
54	鶴田池	西区草部	光明池土地改良区
55	元禄池	西区草部	光明池土地改良区
56	履中陵池	西区石津ヶ丘	宮内庁
57	万崎池	西区草部	万崎池水利組合
58	蓮池	西区原田	光明池土地改良区
59	馬場池	西区太平寺	太平寺水利組合

番号	池等の名称	所在地	管理者
60	御池	西区太平寺	太平寺水利組合
61	埴池	東区石原町3丁	石原町水利組合
62	細池	東区石原町4丁	石原町水利組合
63	吉田池	東区石原町4丁	石原町水利組合
64	デシボ池	東区八下町3丁	八下町池水利組合
65	石原新池	東区石原町4丁	石原町水利組合
66	鴨池	東区石原町3丁	石原町水利組合
67	日置荘小池	東区日置荘西町8丁	日置荘西町水利組合
68	日置荘石池	東区日置荘西町8丁	日置荘西町水利組合
69	加古里池	東区野尻町	野尻水利組合
70	灰原池	東区日置荘西町5丁	日置荘西町水利組合
71	日置荘(坊ヶ池)あたらし池	東区日置荘西町5丁	日置荘西町水利組合
72	菩提芦池	東区菩提町2丁	石原町水利組合
73	石原石池	東区菩提町3丁	石原町水利組合
74	菩提新池	東区菩提町5丁	菩提町水利組合
75	日置荘東池	東区日置荘北町3丁	日置荘北町水利組合
76	日置荘西池	東区日置荘北町3丁	日置荘北町水利組合
77	大津池	東区野尻町	金岡町自治連合会、野尻町内会
78	前ヶ池	東区日置荘西町3丁	日置荘西町水利組合
79	日置荘新池	東区日置荘西町5丁	日置荘西町水利組合
80	日置荘今池	東区日置荘原寺町	日置荘原寺水利組合
81	九文度池	東区日置荘田中町	日置荘田中水利組合
82	堂ヶ池	東区石原町3丁	堂ヶ池水利組合
83	城ヶ池	東区石原町3丁	城ヶ池新池水利組合
84	赤銅池	東区高松	高松水利組合
85	高松新池	東区丈六	高松水利組合
86	丈六大池	東区丈六	丈六水利組合
87	西松尾池	南区桃山台1丁	多米水利組合
88	大方池	南区桃山台2丁	東谷水利組合
89	小田之池	南区稻葉2丁	井尻水利組合
90	尾知濃池	南区稻葉1丁	尾知濃池水利組合
91	濃登ノ池	南区小代	小代真谷水利組合
92	狐池	南区高尾1丁	狐池水利組合
93	塚廻り池	南区野々井	野々井連合水利組合
94	荒池	南区野々井	野々井連合水利組合
95	尻池	南区野々井	野々井連合水利組合
96	新深池	南区桃山台3丁	野々井連合水利組合
97	松ノ池	南区大庭寺	大庭寺水利組合
98	待池	南区大庭寺	北尻水利組合
99	尾美濃池	南区大庭寺	大庭寺水利組合
100	西ノ池	南区大庭寺	垣外谷水利組合
101	筆池	南区大庭寺	大庭寺水利組合
102	浄土池	南区檜尾	井尻水利組合
103	桃山台今池	南区桃山台3丁	野々井連合水利組合
104	田辺池	南区桃山台3丁	野々井連合水利組合
105	東谷池	南区桃山台3丁	野々井連合水利組合
106	スリバチ池	南区大庭寺	上代水利組合
107	長池	南区赤坂台6丁	野々井連合水利組合
108	辻後池	南区檜尾	福録水利組合
109	昭和池	南区高尾1丁	昭和池水利組合
110	観音寺池	南区豊田	豊田水利組合
111	綿田池	南区梅	多米水利組合
112	片藏上池	南区片藏	別宮代水利組合
113	新桑池	南区庭代台1丁	ニゴリ池水利組合
114	明治池	南区庭代台1丁	美木多上八田水利組合
115	田ノ口池	南区庭代台4丁	泉田中水利組合
116	下池	南区鉢ヶ峯寺	寺池水利組合
117	白樺池	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯土地改良区
118	出雲池上池	南区鉢ヶ峯寺	出雲池水利組合
119	山田池	南区美木多上	山田池水利組合
120	原山台長池	南区原山台2丁	東谷水利組合
121	新上神池	南区原山台1丁	新上神池水利組合
122	外谷池	南区原山台3丁	男池水利組合
123	神子谷池	南区原山台2丁	東谷水利組合

番号	池等の名称	所在地	管理者
124	男池	南区原山台3丁	男池水利組合
125	山ノ樋口池	南区城山台1丁	山ノ樋口水利組合
126	大池	南区城山台4丁	美木多上大池水利組合
127	大池	南区別所	上別所大谷水利組合
128	上池	南区別所	川井谷水利組合
129	中池	南区別所	川井谷水利組合
130	二又池	南区別所	上別所大谷水利組合
131	新池	南区別所	下別所水利組合
132	河合谷大池	南区別所	川井谷水利組合
133	シリバチ池	南区別所	下別所水利組合
134	ボート池	南区豊田	堺農業公園
135	菅谷池	南区御池台4丁	菅谷池水利組合
136	寺池	南区片蔵	大正池土地改良区
137	内河池	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯土地改良区
138	奥池	南区別所	川井谷水利組合
139	上池	南区鉢ヶ峯寺	寺池水利組合
140	光明池	南区城山台5丁	光明池土地改良区
141	小谷池	南区竹城台3丁	小谷池水利組合
142	濁池	南区茶山台1丁	土佐屋濁池水利組合
143	大蓮池	南区若松台2丁	豊田水利組合
144	垣外谷池	南区釜室	山代水利組合
145	奥谷つり池	南区釜室	浮谷池水利組合
146	前之池	南区畠	畠水利組合
147	西ヶ原下池	南区畠	畠水利組合
148	大正池	南区豊田	大正池土地改良区
149	かいとの池	南区和田	かいとの池水利組合
150	足谷池	南区宮山台2丁	足谷池水利組合
151	新得池	南区宮山台3丁	北尻水利組合
152	新池	南区宮山台2丁	新池水利組合
153	新岸池	南区三原台3丁	新岸池水利組合
154	三ツ割池	南区晴美台3丁	公園緑地部
155	三ツ池	南区楳塚台2丁	三ツ池水利組合
156	山田池	南区高倉台4丁	公園緑地部
157	白池	美原区丹上	丹上実行水利組合
158	横枕池	美原区丹上	丹上水利組合
159	小寺大池	美原区小寺	小寺水利組合
160	座王藏池	美原区大保	大保水利組合
161	花田池	美原区太井	太井水利組合
162	寺池	美原区大保	大保水利組合
163	背榛池	美原区真福寺	真福寺水利組合
164	前ヶ池	美原区大饗	大饗・菩提水利組合
165	黒姫山古墳	美原区黒山	宮内庁
166	新池	美原区多治井	多治井水利組合
167	田池	美原区多治井	多治井水利組合
168	寺池	美原区黒山	黒山水利組合
169	笠田池	美原区多治井	多治井水利実行組合
170	刎池	美原区小平尾	多治井水利組合
171	松ヶ池	美原区阿弥	阿弥水利組合
172	舟渡池	美原区阿弥	黒山水利組合
173	人取池	美原区平尾	人取池水利組合
174	北畠新池	美原区平尾	北畠水利組合
175	山田池	美原区小平尾	小平尾水利組合
176	平尾新池	美原区平尾	西田水利組合
177	嶋ノ池	美原区平尾	遠辺水利組合
178	狸々防池	美原区平尾	狸々坊水利組合
179	ミソコシ池	美原区平尾	小坂水利組合
180	土ヶ池	美原区菅生	東領水利組合
181	シミダ池	美原区平尾	清水ヶ池水利組合
182	下牛谷池	美原区平尾	下牛谷水利組合
183	菅生大池	美原区菅生	菅生東領水利組合
184	狼谷池	美原区青南台1丁目	菅生新田水利組合

雨水貯留浸透施設一覧

資料 5-13

番号	施設名称	設置場所	水系名	流域名	施設形態	構造形式	放流方式	貯留面積 (m ²)	水深 (cm)	貯留量 (m ³)	設置年月	施設管理者
1	福泉上小学校	上	二級石津川	二級石津川	遊水池	掘込式	自然放流	500	110.0	550	S 54.4	教育委員会・土木部
2	みさご公園	中百舌鳥町	二級石津川	準用百舌鳥川	公園貯留	掘込式	自然放流	760	150.0	921	S 58.3	公園緑地部
3	宮路池公園	中百舌鳥町	二級石津川	準用百舌鳥川	公園貯留	掘込式	自然放流	293	59.0	104	S 58.3	公園緑地部
4	宮路池調整池	中百舌鳥町	二級石津川	準用百舌鳥川	調整池	コンクリート	自然放流	237	100.0	237	S 58.3	公園緑地部
5	登美丘南小学校	草尾	一級大和川	一級西除川	地下貯留	ポックスカルバート	自然放流	536	300.0	1,595	S 59.4	教育委員会
6	東陶器小学校 第2運動場	陶器北	二級石津川	普通陶器川	グランド貯留	掘込式	自然放流	3,100	10.0	215	S 60.8	教育委員会・土木部
7	野田中学校	南野田	一級大和川	一級西除川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,800	15.0	856	S 60.4	教育委員会
8	新金岡小学校	新金岡町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	6,510	30.0	990	S 60.10	教育委員会
9	大泉学園	新金岡町	一級大和川	準用光竜寺川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,022	20.0	1,710	S 61.10	教育委員会
10	深井西小学校	深井北町	二級石津川	二級百済川	グランド貯留	掘込式	自然放流	6,300	15.0	654	S 61.4	教育委員会
11	深井中央中学校	深井北町	二級石津川	普通美濃川	グランド貯留	掘込式	自然放流	12,100	15.0	820	S 61.4	教育委員会
12	南八下中学校	石原町	一級大和川	一級西除川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,500	18.0	1,003	S 62.4	教育委員会・土木部
13	金岡北中学校	新金岡町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	小堤式	自然放流	12,300	30.0	1,847	S 62.10	教育委員会
14	新浅香山小学校	東浅香山町	一級大和川	一級西除川	グランド貯留	掘込式	自然放流	7,906	15.0	630	S 63.4	教育委員会
15	初芝野球場	野尻町	二級石津川	準用百舌鳥川	グランド貯留	小堤式	自然放流	6,000	25~120	3,226	S 63.4	教育委員会
16	日置荘中学校	日置荘原寺町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	小堤式	自然放流	7,600	20.0	1,043	S 63.10	教育委員会
17	光竜寺小学校	新金岡町	一級大和川	準用光竜寺川	グランド貯留	掘込式	自然放流	9,900	15.0	1,050	H 元.10	教育委員会
18	深阪小学校	深阪	二級石津川	普通前田川	グランド貯留	掘込式	自然放流	6,800	20.0	789	H 2.4	教育委員会
19	上野芝小学校	神野町	二級石津川	二級百済川	グランド貯留	掘込式	自然放流	6,500	16.0	667	H 2.4	教育委員会
20	市立工業高校	向陵東町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,800	21.0	1,260	H 2.10	教育委員会

番号	施設名称	設置場所	水系名	流域名	施設形態	構造形式	放流方式	貯留面積 (m ²)	水深 (cm)	貯留量 (m ³)	設置年月	施設管理者
21	白鷺公園 (但馬池)	白鷺町	二級石津川	準用百舌鳥川	調整池	小堤式	ゲート式	33,000	250.0	54,366	H 3.4	土木部・公園緑地部
22	日置荘小学校	日置荘西町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	3,300	20.0	543	H 3.10	教育委員会
23	金岡南中学校	金岡町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	10,200	25.0	1,510	H 3.10	教育委員会・土木部
24	五個荘小学校	新堀町	一級大和川	普通浅香川	グランド貯留	掘込式	自然放流	4,000	22.0	641	H 4.10	教育委員会
25	おそんだ池	草尾	二級石津川	普通美濃川	多目的調整池	小堤式	自然放流	4,100	30~170	4,200	H 4.10	土木部
26	新金岡東小学校	新金岡町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,230	27.0	1,091	H 5.10	教育委員会
27	浜寺南中学校	浜寺南町	普通三光川	普通三光川	グランド貯留	掘込式	自然放流	9,300	30.0	1,950	H 6.3	教育委員会
28	五箇荘東小学校	北花田町	一級大和川	準用光竜寺川	グランド貯留	掘込式	自然放流	8,900	26.0	1,210	H 6.10	教育委員会
29	登美丘東小学校	丈六	一級大和川	一級西除川	グランド貯留	掘入式小堤式	自然放流	4,320	27.0	603	H 8.10	教育委員会
30	東浅香山小学校	大豆塚町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	4,903	28.0	1,031	H 9.10	教育委員会
31	東三国丘小学校	東三国ヶ丘町	一級大和川	一級狭間川	グランド貯留	掘込式	自然放流	3,908	28.0	794	H 12.10	教育委員会
32	東浅香山こども園	大豆塚町	一級大和川	一級狭間川	地下貯留	樹脂ブロック式	自然放流	183	40.5	70	H 25.11	子育て支援部
33	日置荘こども園	日置荘原寺町	一級大和川	一級狭間川	地下貯留	樹脂ブロック式	自然放流	114	78.0	85	H 26.6	子育て支援部
34	新金岡こども園	新金岡町	一級大和川	準用光竜寺川	地下貯留	樹脂ブロック式	自然放流	218	52.0	108	H 28.1	子育て支援部
35	東陶器小学校	陶器北	二級石津川	普通陶器川	グランド貯留	掘込式	自然放流			765		教育委員会
36	原山ひかり小学校	原山台	二級石津川	二級石津川	グランド貯留	掘込式	自然放流			1,519		教育委員会
37	大仙西小学校	大仙西町	二級土居川	二級土居川	グランド貯留	掘込式	自然放流			643		教育委員会

土砂災害に関する指定箇所一覧

(1) 土石流危険渓流

土石流危険渓流点検に基づく 土石流危険渓流 (平成15年3月公表)			所在地
渓流番号	河川名	渓流名	
I-201-001	和田川	和田川支川	堺市南区別所

(2) 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所点検に基づく 地すべり危険箇所 (平成15年3月公表)		地すべり等防止法の規定 による指定区域 (平成21年3月24日現在)	所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	
104	西野		堺市東区西野
105	片蔵		堺市南区片蔵
106	釜室		堺市南区釜室
107	逆瀬川		堺市南区逆瀬川
108	美木多上		堺市南区美木多上
109	美木多上		堺市南区美木多上
110	鉢ヶ峰寺		堺市南区鉢ヶ峯寺
111	畠		堺市南区畠
112	畠		堺市南区畠
113	酪農団地		堺市南区豊田

(3)急傾斜地崩壊危険箇所及び急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律の 規定による指定区域 (平成22年2月26日現在)	所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	
11201434	菱木		堺市南区高尾二丁
11201435	檜尾(1)	檜尾(1)	堺市南区檜尾
11201436	檜尾(2)		堺市南区檜尾
11201437	別所		堺市南区別所
11201438	毛穴		堺市中区毛穴町
11201439	八田南		堺市中区八田南之町
11201440	深阪		堺市中区深阪
11201441	田園(1)	田園(1)	堺市中区田園
11201442	田園(2)		堺市中区田園
11201443	田園(3)		堺市中区田園
11201446	豊田(1)		堺市南区豊田
11201447	豊田(2)		堺市南区豊田
11201448	高倉台		堺市南区高倉台二丁
11201449	釜室(1)	釜室	堺市南区釜室
11201450	釜室(2)		堺市南区釜室
11201451	釜室(3)		堺市南区釜室
11201452	富蔵		堺市南区富蔵
11201453	鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺	堺市南区鉢ヶ峯寺
11201454	逆瀬川		堺市南区逆瀬川
11201455	畠		堺市南区畠
11201456	西野(1)		堺市東区西野
11201457	西野(2)		堺市東区西野
11201458	西野(3)		堺市東区西野
11201666	辻之(2)		堺市中区辻之
11201824	家原寺町二丁(1)		堺市西区家原寺町二丁
11201825	西野(4)		堺市東区西野
11201826	辻之(3)		堺市中区辻之
11201827	片蔵(1)		堺市南区片蔵
11201828	桧尾(3)		堺市南区檜尾
11201829	美木多上(1)		堺市南区美木多上
11201830	美木多上(4)		堺市南区美木多上
			堺市南区美木多上
11201869	鉢ヶ峯寺(4)		堺市南区鉢ヶ峯寺
11201870	鉢ヶ峯寺(5)		堺市南区鉢ヶ峯寺

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災 害の防止に関する法律の 規定による指定区域 (平成22年2月26日現在)	所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	
11201871	畠(1)		堺市南区畠
12385104	平尾		堺市美原区さつき野西二丁目
21201862	八田寺町(1)		堺市中区八田寺町
21201863	毛穴町(2)		堺市中区毛穴町
21201864	辻之(2)		堺市中区辻之
21201865	和田		堺市南区和田
21201866	小代(1)		堺市南区小代
21201867	豊田(2)		堺市南区豊田
21201868	高倉台四丁(1)		堺市南区高倉台四丁
			堺市南区高倉台四丁
21201869	高倉台二丁(1)		堺市南区高倉台二丁
21201870	若松台三丁(1)		堺市南区若松台三丁
21201871	片蔵(2)		堺市南区片蔵
21201872	逆瀬川(2)		堺市南区逆瀬川
21201873	美木多上(2)		堺市南区美木多上
21201874	逆瀬川(4)		堺市南区逆瀬川
21201875	逆瀬川(3)		堺市南区逆瀬川
21201876	泉田中(1)		堺市南区泉田中
21201877	富蔵(2)		堺市南区豊田
21201878	畠(2)		堺市南区畠
21201879	畠(3)		堺市南区畠
21201880	鉢ヶ峯寺(4)		堺市南区鉢ヶ峯寺
21201882	鉢ヶ峯寺(7)		堺市南区鉢ヶ峯寺
21201883	鉢ヶ峯寺(2)		堺市南区鉢ヶ峯寺
21201884	鉢ヶ峯寺(8)		堺市南区泉田中
21201885	美木多上(3)		堺市南区美木多上
21201886	鉢ヶ峯寺(9)		堺市南区鉢ヶ峯寺
21201887	別所(2)		堺市南区别所
22201068	富蔵(3)		堺市南区富蔵
22201069	別所(2)		堺市南区别所
31201174	若松台三丁(2)		堺市南区若松台三丁
31201175	鉢ヶ峯寺(10)		堺市南区鉢ヶ峯寺
31201176	豊田(3)		堺市南区豊田
31201177	畠(4)		堺市南区畠

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく 急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域 (平成22年2月26日現在)	所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	
31201178	畠(5)		堺市南区畠
31201179	逆瀬川(5)		堺市南区逆瀬川
			堺市南区逆瀬川
31201180	別所(4)		堺市南区别所
31201181	別所(5)		堺市南区别所
31201182	別所(6)		堺市南区别所
31201183	別所(7)		堺市南区别所
31201184	別所(8)		堺市南区别所
21385861	平尾(1)		堺市美原区平尾
31385170	さつき野西四丁目		堺市美原区さつき野西
31385171	菅生		堺市美原区平尾
31385172	平尾(2)		堺市美原区平尾
31385173	木材通四丁目		堺市美原区木材通三丁目

(4)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

資料5-14(4)

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
7	堺市	南区別所	別所(4)	K20100070	平成17年 11月25日	大阪府告示 第2184号	平成17年 11月25日	大阪府告示 第2185号
125	堺市	南区畠	畠(5)	K20100050	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
329	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(5)	K20100060	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
330	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(6)	K20100061	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
331	堺市	南区美木多上	美木多上 (5)	K20100260	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
332	堺市	南区富蔵	富蔵(4)	K20100320	平成19年 3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年 3月28日	大阪府告示 第635号
491	堺市	南区泉田中	泉田中(3)	K20100400	平成20年 3月25日	大阪府告示 第595号	平成20年 3月25日	大阪府告示 第596号
492	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(1 3)	K20100410	平成20年 3月25日	大阪府告示 第595号	平成20年 3月25日	大阪府告示 第596号
493	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(7)	K20100440	平成20年 3月25日	大阪府告示 第595号	平成20年 3月25日	大阪府告示 第596号
494	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(8)	K20100450	平成20年 3月25日	大阪府告示 第595号	平成20年 3月25日	大阪府告示 第596号
495	堺市	南区畠	畠(9)	K20100470	平成20年 3月25日	大阪府告示 第595号	平成20年 3月25日	大阪府告示 第596号
496	堺市	南区富蔵	富蔵(5)	K20100480	平成20年 3月25日	大阪府告示 第595号	平成20年 3月25日	大阪府告示 第596号
497	堺市	南区別所	別所(17)	K20100520	平成20年 3月25日	大阪府告示 第595号	平成20年 3月25日	大阪府告示 第596号
1676	堺市	南区和田	和田	K20100780	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1847号	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1848号
1677	堺市	美原区平尾	平尾(1)	K20101030	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1847号	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1848号
1678	堺市	美原区平尾	菅生	K20101040	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1847号	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1848号
1679	堺市	美原区平尾	平尾(2)	K20101050	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1847号	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1848号
1680	堺市	美原区木材通	木材通	K20101060	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1847号	平成23年 12月20日	大阪府告示 第1848号
2500	堺市	美原区小平尾	埴生野(2)(さつき 野西四丁目)	K22200150	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2650	堺市	東区西野	池尻自由丘一 丁目A	K23100170	平成25年 1月9日	大阪府告示 第18号	平成25年 1月9日	大阪府告示 第19号
3671	堺市	東区西野	西野(1)	K20100640	平成27年 2月24日	大阪府告示 第233号	平成27年 2月24日	大阪府告示 第236号
4363	堺市	中区毛穴町	毛穴	K20100560	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4364	堺市	中区毛穴町	毛穴町(2)	K20100760	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4365	堺市	中区八田南之町	八田南-1	K20100571	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4366	堺市	中区深阪	深阪	K20100580	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4367	堺市	中区田園	田園(2)	K20100590	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4368	堺市	中区田園	田園(3)	K20100600	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
4369	堺市	中区辻之	辻之	K20100670	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4370	堺市	中区辻之	辻之(2)	K20100770	令和3年 4月7日	大阪府告示 第525号	令和3年 4月7日	大阪府告示 第527号
4371	堺市	中区辻之	辻之(3)	K20100700	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4372	堺市	東区西野	西野(2)－1	K20100651	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4373	堺市	東区西野	西野(2)－2	K20100652	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4374	堺市	東区西野	西野(3)	K20100660	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4375	堺市	東区西野	西野(4)	K20100690	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4376	堺市	南区小代	小代(1)	K20100790	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4377	堺市	南区豊田	豊田(1)	K20100610	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4378	堺市	南区豊田	豊田(2)	K20100620	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4379	堺市	南区高倉台二丁	高倉台－1	K20100631	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4380	堺市	南区高倉台二丁	高倉台－2	K20100632	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4381	堺市	南区高倉台二丁	高倉台二丁 (1)	K20100820	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4382	堺市	南区高倉台四丁	高倉台四丁 (1)－1	K20100811	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4383	堺市	南区高倉台四丁	高倉台四丁 (1)－2	K20100812	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4384	堺市	南区片蔵	片蔵(1)	K20100910	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4385	堺市	南区片蔵	片蔵(2)－1	K20100831	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4386	堺市	南区片蔵	片蔵(2)－2	K20100832	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4387	堺市	南区釜室	釜室(2)	K20100860	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4388	堺市	南区釜室	釜室(3)	K20100870	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4389	堺市	南区富蔵	富蔵－1	K20100881	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4390	堺市	南区富蔵	富蔵－2	K20100882	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4391	堺市	南区富蔵	富蔵(3)	K20100980	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4392	堺市	南区檜尾	檜尾(2)－1	K20100551	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4393	堺市	南区檜尾	檜尾(2)－2	K20100552	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4394	堺市	南区檜尾	檜尾(3)	K20100710	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4395	堺市	南区美木多上	美木多上 (3)	K20100970	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号
4396	堺市	南区美木多上	美木多上 (4)－1	K20100731	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1783号	平成27年 12月22日	大阪府告示 第1785号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
4397	堺市	南区美木多上	美木多上(4)ー2	K20100732	平成27年12月22日	大阪府告示第1783号	平成27年12月22日	大阪府告示第1785号
4398	堺市	南区美木多上	美木多上(6)	K20101010	平成27年12月22日	大阪府告示第1783号	平成27年12月22日	大阪府告示第1785号
8164	堺市	中区小阪、小阪西町及び平井	小阪	K20101150	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8165	堺市	中区田園	田園(1)	K20100030	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8166	堺市	中区陶器北	陶器北(1)-1	K20101081	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8167	堺市	中区陶器北	陶器北(1)-2	K20101082	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8168	堺市	中区陶器北	陶器北(2)	K20101170	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8169	堺市	中区陶器北	陶器北(3)	K20101070	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8170	堺市	中区檜葉及び平井	檜葉-1	K20101091	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8171	堺市	中区深阪一丁及び平井	檜葉-2	K20101092	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8172	堺市	中区八田南之町及び八田西町三丁	八田南之町	K20101140	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8173	堺市	中区東山	東山-1	K20101161	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8174	堺市	中区東山	東山-2	K20101162	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8175	堺市	中区平井、檜葉及び東山	平井	K20101100	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8176	堺市	中区深阪四丁及び平井	深阪(2)	K20100530	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8177	堺市	西区家原寺町一丁	家原寺町一丁	K20101120	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8178	堺市	西区家原寺町二丁	家原寺町二丁	K20100680	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8179	堺市	西区太平寺	太平寺	K20101110	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8180	堺市	南区赤坂台三丁	赤坂台三丁	K20101190	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8181	堺市	南区泉田中	泉田中(1)	K20100950	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8182	堺市	南区泉田中及び片蔵	泉田中(2)	K20100390	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8183	堺市	南区泉田中	泉田中(4)	K20101000	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8184	堺市	南区釜室	釜室(1)	K20100130	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8185	堺市	南区逆瀬川及び槇塚台四丁	逆瀬川-1	K20100891	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8186	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川-3	K20100893	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8187	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川-4	K20100894	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8188	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(3)	K20100150	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8189	堺市	南区逆瀬川	逆瀬川(4)	K20100140	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8190	堺市	南区高尾二丁及び西区山田三丁	菱木	K20100540	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8191	堺市	南区富蔵	富蔵(6)	K20100270	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8192	堺市	南区豊田及び泉田中	豊田(5)	K20101260	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8193	堺市	南区豊田及び富蔵	豊田(6)－1	K20100301	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8194	堺市	南区豊田及び富蔵	豊田(6)－2	K20100302	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8195	堺市	南区豊田及び畠	豊田(8)	K20100330	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8196	堺市	南区畠	畠	K20100900	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8197	堺市	南区畠	畠(1)－1	K20100941	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8198	堺市	南区畠	畠(1)－2	K20100942	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8199	堺市	南区畠	畠(1)－3	K20100943	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8200	堺市	南区畠	畠(2)－1	K20100171	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8201	堺市	南区畠	畠(2)－2	K20100172	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8202	堺市	南区畠	畠(3)	K20100180	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8203	堺市	南区畠及び逆瀬川	畠(4)	K20100040	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8204	堺市	南区畠及び富蔵	畠(7)	K20100280	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8205	堺市	南区畠及び逆瀬川	畠(8)	K20100460	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8206	堺市	南区畠	畠(11)	K20101280	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8207	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(3)	K20100920	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8208	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(5)－1	K20100931	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8209	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(5)－2	K20100932	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8210	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(7)	K20100210	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8211	堺市	南区泉田中及び鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(8)	K20100960	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8212	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(9)－1	K20100231	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8213	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(9)－2	K20100232	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8214	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(10)	K20100200	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8215	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(11)	K20100290	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8216	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(12)	K20100350	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8217	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(14)	K20100420	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8218	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(15)	K20100430	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8219	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(16)	K20100990	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8220	堺市	南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(17)	K20100160	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8221	堺市	南区檜尾	檜尾(1)	K20100020	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8222	堺市	南区别所	別所-1	K20100851	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8223	堺市	南区别所	別所-2	K20100852	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8224	堺市	南区别所	別所(2)-1	K20100241	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8225	堺市	南区别所	別所(2)-2	K20100242	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8226	堺市	南区别所	別所(3)-1	K20100251	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8227	堺市	南区别所	別所(3)-2	K20100252	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8228	堺市	南区别所	別所(6)-1	K20100091	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8229	堺市	南区别所	別所(7)-1	K20100101	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8230	堺市	南区别所	別所(7)-2	K20100102	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8231	堺市	南区别所	別所(7)-3	K20100103	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8232	堺市	南区别所	別所(8)-1	K20100111	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8233	堺市	南区别所	別所(8)-2	K20100112	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8234	堺市	南区别所	別所(8)-3	K20100113	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8235	堺市	南区别所	別所(9)	K20100071	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8236	堺市	南区别所	別所(15)	K20100500	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8237	堺市	南区别所	別所(16)	K20100510	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8238	堺市南区别所 和泉市黒石町		別所(18)	K20101230	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8239	堺市	南区别所	別所(19)	K20101270	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8240	堺市	南区别所	別所(20)	K20101290	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8241	堺市	南区美木多上及 び檜尾	美木多上 (1)	K20100720	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8242	堺市	南区三原台一丁	三原台一丁	K20101200	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8243	堺市	南区宮山台二丁	宮山台	K20101210	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号
8244	堺市	南区若松台三丁、片蔵 及び豊田	若松台三丁 (2)	K20100010	平成28年9月9日	大阪府告示第1551号	平成28年9月9日	大阪府告示第1553号

番号	所在地	区域名	警戒区域		特別警戒区域		
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号	
8245	堺市 北区百舌鳥西之町一丁	百舌鳥西之町一丁-1	K20101131	平成28年 9月9日	大阪府告示 第1551号	平成28年 9月9日	大阪府告示 第1553号
8246	堺市 北区百舌鳥西之町一丁	百舌鳥西之町一丁-2	K20101132	平成28年 9月9日	大阪府告示 第1551号	平成28年 9月9日	大阪府告示 第1553号
7608	河内長野市天野町 堺市南区別所 和泉市福瀬町	天野町(51)	K21610000	平成28年 9月9日	大阪府告示 第1545号	平成28年 9月9日	大阪府告示 第1546号
9405	堺市 南区鉢ヶ峯寺	鉢ヶ峯寺(18)	K20101320	令和3年 4月7日	大阪府告示 第525号	令和3年 4月7日	大阪府告示 第527号

消防力の現況

資料 5-15

(1) 消防車両の保有状況

(堺市消防局)

(令和3年4月 1日現在)

車種	台数		台数
消防ポンプ自動車 (消防団車両3台含む)	28	特殊災害対応車	1
水槽付消防ポンプ自動車	20	特別高度工作車	1
はしご付消防自動車	5	無線中継車	1
はしご水槽付消防ポンプ自動車	5	救助工作車	5
はしご付消防ポンプ自動車	1	燃料補給車	1
屈折はしご付消防ポンプ自動車	1	防災工作車	2
大型化学消防ポンプ自動車	8	空気充填車	1
特殊化学車	1	支援車	1
大型放水砲搭載ホース延長車	1	指揮車	11
大容量送水ポンプ車	1	指揮隊車	3
多目的消防水利システム車	1	査察車	13
災害対応多目的車	3	調査車	1
大型高所放水車	1	資機材搬送車	5
大型除染システム車	1	高規格救急自動車	32
泡原液搬送車	1	消防艇	1
小型動力ポンプ付水槽車	1	その他車両	56
小型動力ポンプ付水槽車 (原液搬送機能付)	1	合計	215台 (消防艇1艇)

(2) 消防水利の現況

(令和3年10月 1日現在)

区分		配管口径	設置数
消 火 栓	公 設	75mm	2,352
		100mm	7,567
		150mm	3,961
		200mm	1,742
		300mm	1,245
		400mm	144
		500mm	83
	合 計		17,094
	私 設		898

区分	水利数
消防水利に適合するその他の水利	河 川 215
	溝 0
	海 ・ 湖 85
	プール 196
	濠・池 381
	下水道 0
	その他 0

(堀管内のみ)

貯 水 槽	公 設	40m³以上	731
		100m³以上	47
		計	778
	私 設	40m³以上	1,346
		100m³以上	268
		計	1,614

(3) 特殊器具保有状況

(令和3年10月1日現在)

種 別	数 量
空気呼吸器	331
耐熱服	48
発動発電機	103
エンジンカッター	35
エアーソー	8
救命索発射銃	5
可搬式けん引機	17
携帯風向風速計	8
直読式張力計	13
ソフトランディング	3
折り畳み式ボート	1
救助用ゴムボート	15
スキューバー式潜水具	34
削岩機	9
大型油圧スプレッター	5
大型油圧切断機	5
オイルフェンス	300 m
赤外線カメラ	17
ハンマードリル	5

種 別	数 量
緊急防災用具	9
ガス検知器	52
酸素濃度・可燃性ガス 一酸化炭素・硫化水素	4
簡易水槽	18
5,000リットル	2
10,000リットル	6
15,000 リットル	4
20,000 リットル	25
自動式人工呼吸器	50
電動式吸引器	25
AED (半自動式除細動器)	25
高圧蒸気滅菌器	16
バックボード	26
循環式酸素呼吸器	20
放射能防護服	29
マット型空気ジャッキー	13
送排風機	11
ファイバースコープ	5

耐震性防火水槽の設置状況

資料 5-16

(令和3年10月1日現在)

住所	目標	規模	住所	目標	規模
堺区大仙町	堺区大仙町地先	40t	中区大野芝町	大野芝町マルメロ公園	40t
堺区築港八幡町	堺浜一号公園	40t	中区辻之	辻之つくしすみれ公園	40t
堺区築港八幡町	堺浜一号公園	40t	中区辻之	辻之キショウブ広場	40t
堺区今池町2丁	今池団地2棟	40t	中区田園	中区田園地先	40t
堺区砂道町1丁	砂道住宅	40t	中区土師町3丁	土師町ミント公園	40t
堺区山本町5丁	山本町オリーブ広場	40t	中区土塔町	土塔町公園	40t
堺区松屋町2丁	松屋町ぐみ広場	40t	中区土塔町	中区土塔町地先	40t
堺区神南辺町	とけいそう公園	40t	中区土塔町	土塔町ラフランス公園	40t
堺区浅香山町1丁	浅香山団地A広場	40t	中区土塔町	フェンネル公園	40t
堺区浅香山町2丁	浅香山住宅	40t	中区土塔町	アンジェリカ広場	40t
堺区大仙西町5丁	大仙西町第4公園	40t	中区土塔町	ローズマリー公園	40t
堺区大浜北町5丁	堺灯台	40t	中区土塔町	土塔町さんさん広場	40t
堺区中三国ヶ丘町7丁	中三国ヶ丘公園	40t	中区土塔町	フレッシュタイム公園	40t
堺区田出井町	堺市駅前住宅	40t	中区土塔町	フレッシュタイム公園	40t
堺区東雲西町3丁	市営東雲住宅	40t	中区土塔町	ひよんのき公園	40t
堺区東湊町3丁	東湊みどりの広場	40t	中区東山	東山はないかり公園	40t
堺区東湊町6丁	東湊町れもん公園	40t	中区東山	東山あおい広場	40t
堺区南安井町2丁	リエール公園	40t	中区東山	鶯谷公園	40t
田出井町	田出井町ソヨゴ公園	40t	中区東山	東山エルダー広場	40t
堺区大仙町	大仙町グリーティング公園	80t	中区陶器北	陶器北ミズワラビ広場	40t
堺区南安井町2丁	南安井町リエール公園	80t	中区陶器北	陶器北ミズワラビ広場	40t
堺区永代町4丁	永代町パプリカ公園	100t	中区陶器北	しょうぶいけ公園	40t
堺区山本町4丁	三宝公園	100t	中区陶器北	しょうぶいけ緑地	40t
堺区出島町2丁	湊駅北東側	100t	中区陶器北	陶器スポーツ広場	100t
堺区西湊町4丁	湊西ぼうさい公園	100t	中区檜葉	檜葉ユキヤナギ公園	40t
堺区大仙中町	市立図書館駐車場	100t	中区八田北町	中区八田北町地先	40t
堺区大浜北町4丁	大浜公園	100t	中区八田北町	八田北町おしどり公園	40t
堺区南瓦町	堺市役所	100t	中区八田北町	きぬがそう公園	40t
堺区百舌鳥夕雲町2丁	大仙公園	100t	中区八田北町	八田北町公園	40t
堺区向陵東町3丁	向陵第二公園	100t	中区伏尾	伏尾レモングラス広場	40t
堺区三国ヶ丘御幸通	ジョルノビル北側道路	40t	中区福田	あいばそう広場	40t
堺区宿屋町東3丁	土居川公園	100t	中区福田	ネコメノソウ公園	40t
中区学園町	サンマリノ広場	40t	中区福田	福田はっか公園	40t
中区学園町	ヒソップ公園	40t	中区福田	中区福田地先	40t
中区見野山	ザクロ広場	40t	中区福田	福田ミズオトギリ公園	40t
中区新家町	星谷池スポーツ広場	40t	中区平井	平井バード広場	40t
中区深井水池町	ハナノキ公園	40t	中区平井	平井シェルベール公園	40t
中区深井清水町	堺市教育文化センター	40t	中区平井	平井シェルベール公園	40t
中区深井清水町	清水こやま公園①	40t	中区平井	平井ウイステリア公園	40t
中区深井清水町	清水こやま公園②	40t	中区平井	平井ライラック広場	40t
中区深井沢町	中区役所	40t	中区平井	平井ありんこ公園	40t
中区深井沢町	沢町皿池運動広場	40t	中区毛穴町	毛穴町チエリー広場	40t
中区深井中町	高塚公園	40t	中区毛穴町	毛穴町いちご広場	40t
中区深井中町	コモンタイム広場	40t	中区土塔町	土塔町ローズマリー公園	80t
中区深井中町	深井中町セージ公園	40t	中区土塔町	土塔町ルナサクラ公園	80t
中区深井東町	ジューンベリー広場	40t	中区深井中町	ふれあい広場	100t
中区深井畠山町	深井畠山町パイン公園	40t	中区八田西町1丁	八田町専用グランド	100t
中区深井畠山町	ミズトンボ公園	40t	中区八田西町1丁	泉北下水処理場	100t
中区深井畠山町	深井畠山町ミズナ広場	40t	中区学園町	大阪府立大学	100t
中区深井北町	深井北町すいか広場	40t	東区大美野	大美野公園	40t
中区深井北町	深井北町公園	40t	東区大美野	西口園住宅	40t
中区深井北町	深井北町住宅	40t	東区大美野	大美野アロエ広場	40t
中区深井北町	深井北町住宅	40t	東区高松	高松チコリ公園	40t

住 所	目 標	規 模	住 所	目 標	規 模
東区丈六	丈六ミクリ広場	40t	西区草部	草部タチヤナギ公園	40t
東区日置荘原寺町	東区役所	40t	西区太平寺	太平寺パパイヤ広場	40t
東区日置荘原寺町	タンデライオン公園	40t	西区太平寺	太平時サクラツツジ公園	40t
東区八下町2丁	八下町自治会館	40t	西区津久野町2丁	大東自治会館	40t
東区菩提町1丁	大饗野公園	40t	西区津久野町1丁	古城公園	40t
東区菩提町3丁	菩提町キュウリ緑地	40t	西区菱木1丁	菱木サントリナ公園	40t
東区菩提町3丁	東区菩提町3丁地先	40t	西区菱木1丁	菱木サントリナ公園	40t
東区菩提町3丁	菩提町ナシ公園	40t	西区菱木1丁	菱木サザンウッド公園	40t
東区菩提町3丁	東区菩提町3丁地先	40t	西区菱木1丁	菱木サザンウッド公園	40t
東区北野田	北野田シロネ公園	40t	西区西区菱木1丁	菱木ハロー広場	40t
東区北野田	東区北野田地先	40t	西区西区菱木1丁	菱木ハロー広場	40t
東区北野田	東区北野田地先	40t	西区菱木2丁	菱木ホップ広場	40t
東区北野田	西除川河川敷	40t	西区菱木2丁	菱木なつめ広場	40t
東区北野田	エボシグサ公園	40t	西区西区菱木3丁	菱木イーフィールド公園	40t
東区北野田	北野田クローバー公園	40t	西区浜寺石津町西4丁	浜寺石津町西コムギ広場	40t
東区北野田	北野田アシタバ公園	40t	西区浜寺石津町西4丁	浜寺石津西公園	40t
東区野尻町	野尻町はぎ公園	40t	西区浜寺石津町東5丁	ラグーン公園	40t
東区菩提町2丁	菩提町ルミナント公園	40t	西区浜寺諏訪森町西	浜寺諏訪森公園	40t
東区南野田	南野田ビオラ広場	40t	西区浜寺諏訪森町西2丁	諏訪森団地	40t
東区南野田	南野田ハニー公園	40t	西区浜寺船尾町東1丁	さくらんぼ広場	40t
東区南野田	東区南野田地先	40t	西区浜寺船尾町東2丁	船尾第1公園	40t
東区南野田	ハーモニータウン	40t	西区浜寺南町1丁	クリスマスローズ公園	40t
東区引野町1丁	引野町フレーズ公園	40t	西区浜寺南町1丁	浜寺南町ふきのとう広場	40t
東区引野町1丁	東区引野町1丁地先	40t	西区平岡町	平岡町ピオーネ公園	40t
東区引野町1丁	引野町アザ公園	40t	西区鳳中町8丁	クランベリー広場	40t
東区引野町1丁	東区引野町1丁地先	40t	西区鳳東町6丁	西区役所	40t
東区引野町1丁	はんの木公園	40t	西区鳳東町7丁	はるののげし広場	40t
東区引野町3丁	南八下西公園	40t	西区鳳南町5丁	西区鳳南町5丁地先	40t
東区草尾	市営鶴道住宅	40t	西区鳳南町5丁	ヒラドツツジ公園	40t
東区日置荘西町2丁	日置荘西町モミジバフウ公園	80t	西区鳳南町5丁	鳳南町ローズ公園	40t
東区南野田	南野田公園	100t	西区鳳北町2丁	鳳北町キクモ住宅	40t
東区大美野	美丘西小学校	100t	西区鳳北町6丁	北鳳住宅	40t
東区白鷺町1丁	白鷺公園駐車場	100t	西区北条町2丁	北条町ステビア広場	40t
東区野尻町	加古里池公園	100t	西区上野芝向ヶ丘町1丁	向ヶ丘住宅公園	40t
東区白鷺町3丁	白鷺おもいで公園南側	40t	西区掘上緑町	掘上緑町地先	40t
東区白鷺町3丁	白鷺おもいで公園北側	80t	西区掘上緑町	掘上緑町地先	40t
東区白鷺町3丁	白鷺おもいで公園西側	40t	西区掘上緑町	掘上緑町地先	40t
西区築港浜寺西町	はまかんざし公園	40t	西区掘上緑町	掘上緑町地先	40t
西区下田町	下田町リーフ広場	40t	西区浜寺石津町東5丁	サンフラワー公園	80t
西区下田町	西区下田町地先	40t	西区上	上セイヴォリー公園	80t
西区下田町	西区下田町地先	40t	西区上野芝町8丁	霞ヶ丘公園①	100t
西区家原寺町1丁	家原大池公園	40t	西区上野芝町9丁	霞ヶ丘公園②	100t
西区山田1丁	山田鶴鳴公園	40t	西区草部	草部今池公園	100t
西区山田1丁	山田タンジー公園	40t	西区家原寺町2丁	家原寺配水場	100t
西区山田2丁	福泉住宅	40t	西区築港新町2丁	築港新町はまひるがお公園	100t
西区山田3丁	山田くるみ公園	40t	西区浜寺公園町3丁	浜寺公園南有料駐車場	100t
西区上	上カボス公園	40t	西区鳳南町3丁	鳳公園	100t
西区上	笠池公園	40t	南区晴美台1丁	南区晴美台1丁地先	40t
西区上野芝向ヶ町1丁	向ヶ丘団地公園	40t	南区晴美台1丁	南区晴美台1丁地先	40t
西区草部	草部サクララン公園	40t	南区晴美台2丁	晴美第5公園	40t
西区草部	草部バジル広場	40t	南区晴美台1丁	集会所	40t
西区草部	草部ナツツ広場	40t	南区晴美台2丁	南区晴美台2丁地先	40t
西区草部	草部サンタイム公園	40t	南区晴美台3丁	南区晴美台3丁地先	40t
西区草部	草部スギナモ広場	40t	南区檜尾	檜尾ヒメシロネ広場	40t
西区草部	草部メドウスイート公園	40t	南区檜尾	檜尾コスモス公園	40t
西区草部	万崎池	40t	南区美木多上	美木多上カライトソウ公園	40t
西区草部	草部どんぐりの森公園	40t	南区美木多上	美木多上ワレモコウ公園	40t
西区草部	草部リーフゲート広場	40t	南区稻葉3丁	稻葉キャラウェイ公園	40t

住 所	目 標	規 模	住 所	目 標	規 模
南区岩室	ロケットサラダ広場	40t	南区稻葉3丁	稻葉コガマ公園	40t
南区逆瀬川	逆瀬川クスノキ公園	40t	南区釜室	逆瀬川ハナミズキ公園	40t
南区逆瀬川	南区逆瀬川地先	40t	南区釜室	逆瀬川緑地(東側)	40t
南区逆瀬川	逆瀬川シラカシ公園	40t	南区釜室	逆瀬川緑地(西側)	40t
南区逆瀬川	ベガ公園	40t	南区鴨谷台1丁	鴨谷台ネーブル広場	40t
南区逆瀬川	スピカ公園	40t	南区若松台3丁	南区若松台3丁地先	40t
南区逆瀬川	シリウス公園	40t	南区城山台1丁	南区城山台1丁地先	40t
南区逆瀬川	3号緑地	40t	南区城山台3丁	城山第3公園	40t
南区逆瀬川	4号5号緑地	40t	南区城山台3丁	光明池緑道(城山台)	40t
南区逆瀬川	7号緑地	40t	南区城山台5丁	南区城山台5丁地先	40t
南区城山台1丁	南区城山台1丁地先	40t	南区若松台2丁	大蓮公園	100t
南区城山台3丁	光明池緑道	40t	南区新桧尾台1丁	新桧尾公園	100t
南区城山台3丁	城山第三公園	40t	北区野遠町	野遠町アイビー広場	40t
南区城山台5丁	南区城山台5丁地先	40t	北区野遠町	野遠町トイ公園	40t
南区土佐屋台	シェガ谷公園	40t	北区野遠町	野遠町イブキ公園	80t
南区赤坂台4丁	マートル広場	40t	北区金岡町	北区金岡町地先	40t
南区赤坂台4丁	南区赤坂台4丁地先	40t	北区金岡町	北区金岡町地先	40t
南区赤坂台4丁	赤坂第8公園	40t	北区金岡町	ラベンダー公園	40t
南区赤坂台6丁	赤坂台ミツバ広場	40t	北区常盤町1丁	ウォータリリー公園	40t
南区竹城台1丁	南区竹城台1丁地先	40t	北区新金岡町4丁	金岡東公園	40t
南区庭代台3丁	庭代台やっこそう公園	40t	北区蔵前町	蔵前町ビワ広場	40t
南区桃山台1丁	南区役所	40t	北区大豆塚町1丁	大豆塚住宅	40t
南区桃山台3丁	南区桃山台3丁地先	40t	北区長曾根町	長曾根中池公園	40t
南区桃山台4丁	みきとじ公園	40t	北区長曾根町	市営長曾根町住宅	40t
南区桃山台4丁	南区桃山台4丁地先	40t	北区東三国ヶ丘町3丁	ベトニー公園	40t
南区南区泉田中	南区泉田中地先	40t	北区東上野芝町2丁	やまがら公園	40t
南区南区泉田中	泉田中ミソハギ公園	40t	北区東浅香山町2丁	第2東浅香山公園	40t
南区南区片蔵	片蔵カンヒザクラ公園	40t	北区長曾根町	長曾根東公園	40t
南区南区片蔵	片蔵カスミサクラ公園	40t	北区東雲東町2丁	市営東雲東町団地	40t
南区南区片蔵	片蔵シダレザクラ公園	40t	北区東雲東町2丁	市営東雲東町団地	40t
南区南区片蔵	片蔵ヤマサクラ公園	40t	北区東雲東町2丁	東雲東公園	40t
南区南区豊田	ツクバネソウ公園	40t	北区百舌鳥本町1丁	チャービル広場	40t
南区南区豊田	アマナ公園	40t	北区百舌鳥本町3丁	百舌鳥本町ゆず公園	40t
南区南区野々井	アカメヤナギ広場	40t	北区野遠町	野遠町トイ公園	40t
南区美木多上	美木多上ミヅソバ公園	40t	北区東三国ヶ丘町3丁	ベトニー公園	40t
南区和田	和田マンドレーク公園	40t	北区東上野芝町2丁	やまがら公園	40t
南区和田	和田・小代集会所	40t	北区東浅香山町2丁	第2東浅香山公園	40t
南区和田	和田ムーレイン公園	40t	北区南花田町	大泉緑地公園	100t
南区楳塚台4丁	泉北2号緑地	40t	北区南花田町	大泉緑地	100t
南区楳塚台4丁	南区楳塚台4丁地先	40t	北区奥本町1丁	奥本公園	100t
南区宮山台1丁	宮山台第4公園	40t	北区新金岡町5丁	新金岡町ブリック公園	100t
南区宮山台4丁	南区宮山台4丁地先	40t	北区長曾根町	堺市立金岡公園	100t
南区宮山台1丁	宮山台1丁地先	40t	北区長曾根町	金岡公園南側駐車場	100t
南区原山台5丁	マリーゴールド公園	40t	北区長曾根町	長曾根竹ノ内公園	100t
南区原山台5丁	原山台ラビィッジ広場	40t	美原区大響	菩提町公園	40t
南区原山台4丁	南区原山台4丁地先	80t	美原区大饗	城岸寺公園	40t
南区御池台2丁	南区御池台2丁地先	40t	美原区北余部	美原西ふれあい広場	40t
南区御池台2丁	御池台花の丘公園	40t	美原区小寺	小寺つつじ公園	40t
南区御池台2丁	南区御池台2丁地先	40t	美原区小平尾	カモノハシ公園	40t
南区御池台2丁	南区御池台2丁地先	40t	美原区太井	太井ちびっこ広場	40t
南区御池台2丁	南区御池台2丁地先	40t	美原区多治井	多治井第4公園	40t
南区御池台2丁	ヴィラージュ御池台	40t	美原区多治井	多治井第3公園	40t
南区御池台2丁	御池公園	40t	美原区多治井	多治井第3公園	40t
南区高倉台1丁	高倉台みかん広場	40t	美原区多治井	多治井ふれあい広場	40t
南区高倉台1丁	高倉台アセロラ広場	40t	美原区平尾	平尾東公園	40t
南区高倉台4丁	泉ヶ丘緑地	40t	美原区多治井	多治井運動広場	100t
南区三原台2丁	南区三原台2丁地先	40t			
南区三原台4丁	南区三原台4丁地先	40t			

危険物施設の現況

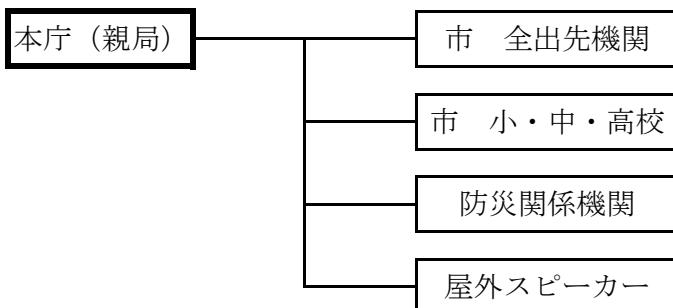
資料 5-17

(令和3年10月1日現在)

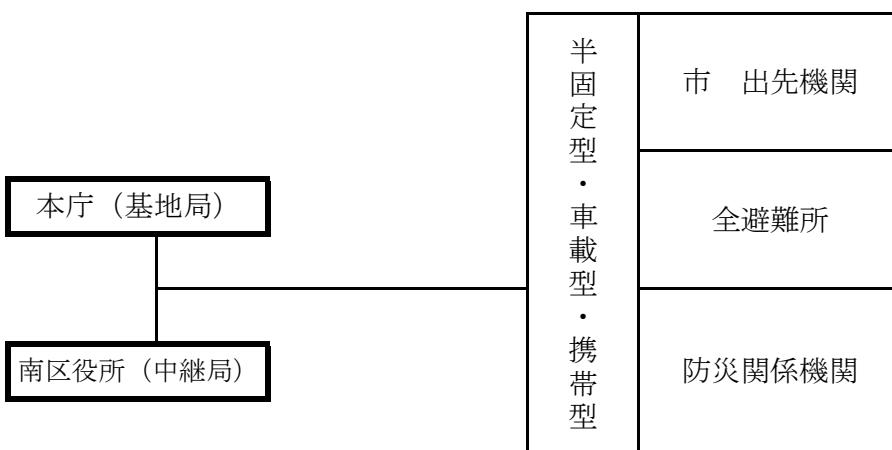
製造所等の区分		施設数	貯蔵取扱量					
			第1類(千kg)	第2類(千kg)	第3類(千kg)	第4類(千L)	第5類(千kg)	第6類(千kg)
製 造 所	42		604.720		111.921			
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	354	150.660	97.119	0.890	11.114	44.885	0.035
	屋外タンク貯蔵所	427		10,353.200		3,396.087		1,343.403
	屋内タンク貯蔵所	59				0.665		
	地下タンク貯蔵所	155				3.564		
	簡易タンク貯蔵所	3				0.003		
	移動タンク貯蔵所	300			278.950	4.177		49.276
	屋 外 貯 蔵 所	41		5.400		1.078		
小 計		1,339	150.660	10,455.719	279.840	3,416.688	44.885	1,392.714
取 扱 所	給 油 取 扱 所	199				9.467		
	販 売 取 扱 所	10		0.084		0.058		
	一 般 取 扱 所	282	6.480	410.000	50.116	64.612	0.234	176.425
	移 送 取 扱 所	13		910.000		350.323		500.000
	小 計	504	6.480	1,320.084	50.116	424.460	0.234	676.425
合 計		1,885	157.140	12,380.523	329.956	3,953.069	45.119	2,069.139

防災行政無線系統図

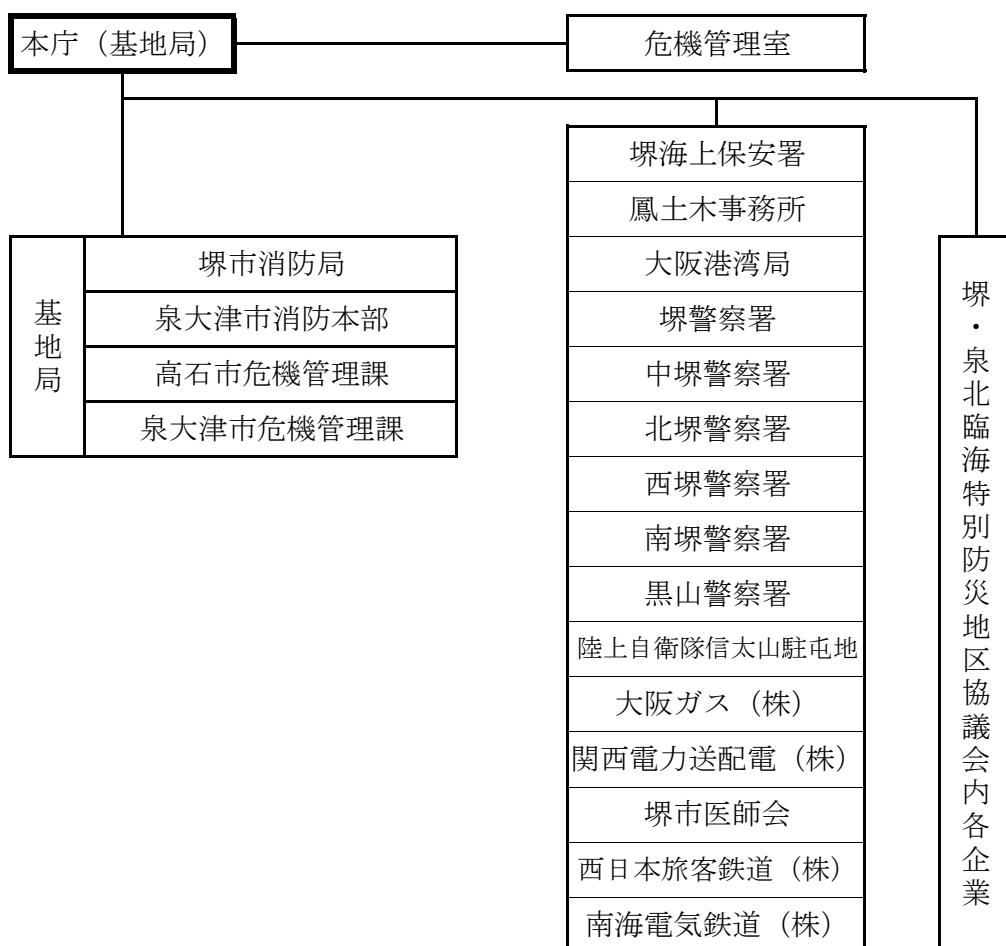
1. 防災行政無線（同報系）系統図



2. 防災行政無線（移動系）系統図



3. 防災行政無線（相互系）系統図



防災行政無線(同報系)戸別受信機設置箇所一覧

地区	個別	設置箇所	地区	個別	設置箇所
303	311	三宝小学校	303	314	平岡小学校
303	311	錦西小学校	303	314	福泉上小学校
303	311	市小学校	303	314	福泉小学校
303	311	錦綾小学校	303	314	福泉東小学校
303	311	浅香山小学校	303	314	浜寺中学校
303	311	錦小学校	303	314	浜寺南中学校
303	311	熊野小学校	303	314	上野芝中学校
303	311	榎小学校	303	315	はるみ小学校
303	311	三国丘小学校	303	316	東三国丘小学校
303	311	英彰小学校	303	316	金岡小学校
303	311	新湊小学校	303	316	北八下小学校
303	311	少林寺小学校	303	316	百舌鳥小学校
303	311	安井小学校	303	316	新金岡小学校
303	311	大仙西小学校	303	316	光童寺小学校
303	311	神石小学校	303	316	大泉小学校
303	311	大仙小学校	303	316	五箇荘東小学校
303	311	月州中学校	303	316	西百舌鳥小学校
303	311	殿馬場中学校	303	316	金岡南小学校
303	311	三国丘中学校	303	316	新浅香山小学校
303	311	堺高等学校	303	316	長尾中学校
303	311	浅香山中学校	303	316	金岡南中学校
303	311	陵西中学校	303	316	八下中学校
303	311	旭中学校	303	316	中百舌鳥中学校
303	311	大浜中学校	303	316	金岡北中学校
303	311	府立泉陽高校	303	316	大泉中学校
303	311	府立三国丘高校	303	316	陵南中学校
303	318	深井小学校	300	340	美原区役所
303	318	東百舌鳥小学校	303	317	黒山小学校
303	318	西陶器小学校	303	317	平尾小学校
303	318	福田小学校	303	317	美原北小学校
303	318	八田荘西小学校	303	317	八上小学校
303	318	東深井小学校	303	317	美原西小学校
303	318	土師小学校	303	317	さつき野小学校
303	318	深井西小学校	303	317	美原中学校
303	318	東百舌鳥中学校	303	317	美原西中学校
303	318	深井中学校	303	317	さつき野中学校
303	318	深井中央中学校	303	314	府立鳳高校
303	318	府立東百舌鳥高校	303	314	府立堺上高校
303	313	南八下小学校	303	314	府立福泉高校
303	313	八下西小学校	301		堺市役所本館2階中央監視室
303	313	日置荘小学校	399		堺市役所本館3階危機管理室
303	313	日置荘西小学校	302	316	北部地域整備事務所
303	313	白鷺小学校	302	330	南部地域整備事務所
303	313	登美丘南小学校	300	334	中区役所
303	313	野田小学校	300	335	東区役所
303	313	日置荘中学校	300	337	西区役所
303	313	南八下中学校	300	338	南区役所
303	313	登美丘中学校	300	339	北区役所
303	313	野田中学校	303	311	殿馬場中学校(夜間)
303	314	浜寺石津小学校	303	318	八田荘小学校
303	314	浜寺東小学校	303	318	久世小学校
303	314	浜寺昭和小学校	303	318	東陶器小学校
303	314	津久野小学校	303	318	宮園小学校
303	314	上野芝小学校	303	318	深阪小学校
303	314	家原寺小学校	303	318	泉ヶ丘東中学校
303	314	鳳小学校	303	318	八田荘中学校
303	314	鳳南小学校	303	318	平井中学校
303	314	向丘小学校	303	313	登美丘東小学校

防災行政無線(同報系)戸別受信機設置箇所一覧

地区	個別	設置箇所	地区	個別	設置箇所
303	313	登美丘西小学校	345	350	大阪ガス南部導管部
303	316	東浅香山小学校	345	350	関西電力送配電
303	316	五箇荘小学校	302	332	豊川下水ポンプ場
303	316	中百舌鳥小学校	302	332	古川下水ポンプ場
303	316	新金岡東小学校	302	332	浜寺下水ポンプ場
303	316	五箇荘中学校	304	317	美原こども館やかみ
303	314	家原寺大池体育馆	304	317	美原こども館みはらきた
303	314	浜寺小学校	302	332	三宝水再生センター
303	314	津久野中学校	302	332	三宝水再生センター(中央監視室)
303	314	鳳中学校	302	332	石津水再生センター
303	314	福泉中学校	302	332	泉北水再生センター
303	315	鴨谷体育馆	302	332	上下水道局 南館
302	315	梅文化会館	302	332	上下水道局 東館
303	315	上神谷小学校	303	311	大浜体育馆
303	315	福泉中央小学校	303	316	金岡公園体育馆
303	315	美木多小学校	303	313	初芝体育馆
303	315	若松台小学校	303	318	原池体育馆
303	315	茶山台小学校	303	318	教育文化センター(中文化会館)
303	315	槇塚台小学校	302	311	サンスクエア堺(労働者総合福祉センター)
303	315	宮山台小学校	356	358	百舌鳥支援学校
303	315	竹城台小学校	351	358	百舌鳥支援学校分校
303	315	三原台小学校	345	341	堺市消防局 本局舎
303	315	泉北高倉小学校	302	326	斎場
303	315	桃山台小学校	302	326	健康福祉プラザ
303	315	竹城台東小学校	302	326	堺保健福祉総合センター
303	315	原山ひかり小学校	302	321	三国ヶ丘庁舎(市税事務所)
303	315	庭代台小学校	304	326	南こどもりハビリテーションセンター
303	315	赤坂台小学校	302	326	北こどもりハビリテーションセンター
303	315	城山台小学校	303	343	みはら大地幼稚園
303	315	御池台小学校	302	326	美原保健センター
303	315	新檜尾台小学校	302	344	美原にしこども園
303	315	大阪健康福祉短期大学	302	344	美原ひがしこども園
303	315	福泉南中学校	302	333	元美原中央公民館(美原区役所)
303	315	宮山台中学校	304	342	みはら歴史博物館
303	315	若松台中学校	304	342	美原図書館
303	315	三原台中学校	303	317	美原体育馆
303	315	晴美台中学校	302	327	堺市立総合医療センター
303	315	原山台中学校	302	327	堺市立総合医療センター
303	315	庭代台中学校	304	324	人権ふれあいセンター
303	315	赤坂台中学校	304	342	堺市博物館
303	315	美木多中学校	302	333	男女共同参画センター
303	313	府立登美丘高校	304	333	青少年センター
303	316	府立金岡高校	304	333	青少年の家
303	315	府立泉北高校	302	331	自転車対策事務所
303	315	府立堺東高校	302	329	港湾事務所
303	315	府立堺西高校	302	331	大仙公園事務所
303	315	府立成美高校	302	331	原池公園事務所
345	346	堺海上保安署	302	331	大浜公園事務所
345	347	大阪府鳳土木事務所	302	331	泉ヶ丘公園事務所
345	347	大阪港湾局	302	331	靈園管理事務所
345	348	西堺警察署	302	332	上下水道局事業サポート課
345	348	堺警察署	302	332	上下水道局水運用管理課
345	348	北堺警察署	302	326	八田荘老人ホーム
345	348	南堺警察署	302	326	中老人福祉センター
345	348	黒山警察署	302	326	南老人福祉センター
345	349	堺市医師会	302	326	北老人福祉センター
345	350	JR鳳駅	304	333	埋蔵文化財センター(文化課分室)
345	350	南海堺駅	304	328	子ども相談所一時保護所

防災行政無線(同報系)戸別受信機設置箇所一覧

地区	個別	設置箇所	地区	個別	設置箇所
304	343	適応指導教室(元第2幼稚園)	351	358	府立堺支援学校
302	329	消費生活センター	302	352	教育文化センター
303	311	市立堺高等学校(定時制)	341	361	堺消防署
302	329	堺市就労支援協会	341	361	堺消防署三宝出張所
302	327	堺市立総合医療センター	341	361	堺消防署旭ヶ丘出張所
302	344	日置荘こども園	341	361	堺消防署三国ヶ丘出張所
302	344	新金岡こども園	341	362	中消防署
302	344	東浅香山こども園	341	363	東消防署
302	344	東陶器こども園	341	363	東消防署登美丘出張所
302	344	登美丘東こども園	341	364	西消防署
302	344	浜寺石津こども園	341	364	西消防署臨海分署
302	344	宮園こども園	341	365	南消防署
302	344	上神谷こども園	341	365	南消防署福泉出張所
302	344	福泉中央こども園	341	365	南消防署茶山台出張所
302	344	宮山台こども園	341	366	北消防署
302	344	若松台こども園	341	366	北消防署百舌鳥出張所
302	344	津久野こども園	341	367	美原消防署
302	344	共愛こども園	341	368	高石消防署
302	344	錦西こども園	341	368	高石消防署高師浜出張所
302	344	英彰こども園	303	311	関西大学堺キャンパス
304	343	登美丘東幼稚園	351	358	大阪府立だいせん聴覚高等支援学校
304	343	三国丘幼稚園	355	358	大阪府立泉北高等支援学校
304	343	鳳こども園	356	358	大阪府立堺聴覚支援学校
304	343	津久野こども園			
304	342	認定こども園百舌鳥こども園(西園舎)			
304	343	北八下幼稚園			
304	343	八田荘幼稚園			
304	343	白鷺幼稚園			
304	343	東陶器幼稚園			
304	342	中央図書館			
304	342	中央図書館堺市駅前分館			
304	342	東図書館			
304	342	中図書館東百舌鳥分館			
304	342	西図書館			
304	342	南図書館			
302	326	衛生研究所検査所			
302	326	衛生研究所事務室			
302	326	動物指導センター			
302	326	生活衛生センター			
304	325	浄化ステーション			
304	325	環境事業所			
304	325	クリーンセンター東工場			
304	325	南部処理場			
303	311	旧湊小学校			
304	326	新金岡市民センター			
303	315	上神谷支援学校			
356	358	堺市産業振興センター			
356	358	金岡公民館			
354	358	羽衣国際大学			
352	358	大阪府立大学			
357	358	美原老人福祉センター			
304	351	海とのふれあい広場			
302	311	J-Green堺			
	354	みなど堺グリーンひろば			
304	329	利晶の杜			
302	332	湊石津下水ポンプ場			
302	331	金岡公園事務所			
345	348	中堺警察署			

防災行政無線(同報系)屋外スピーカー設置箇所一覧

地区ID	個別ID	識別信号	設置場所	住所
1	2	ぼうさいさかい さんぼうげすい	三宝下水処理場	堺区松屋大和川通3丁140-1
1	3	ぼうさいさかい さんぼう	三宝小学校	堺区三宝町5-286
1	4	ぼうさいさかい しちどう	七道駅前	堺区鉄砲町地内
1	5	ぼうさいさかい あさかやま	浅香山公園	堺区浅香山町3丁8-21
1	6	ぼうさいさかい かんなべばし	神南辺橋東詰	堺区車之町西3丁1-14
1	7	ぼうさいさかい おおはまとた	大浜北公園	堺区北波止町地内
1	8	ぼうさいさかい いち	市小学校	堺区市之町西3-1-14
1	9	ぼうさいさかい えいしょう	英彰小学校	堺区寺地町西4-1-1
1	10	ぼうさいさかい しんみなど	新湊小学校	堺区西湊町6-6-1
1	11	ぼうさいさかい でじまげすい	出島下水道ポンプ場	堺区出島浜通51-1
1	21	ぼうさいさかい かおりがおか	関西大学堺キャンパス	堺区香ヶ丘町1-10-1
1	22	ぼうさいさかい にしき	錦小学校	堺区九間町東3-1-17
1	23	ぼうさいさかい ゆや	熊野小学校	堺区熊野町東5-1-49
1	25	ぼうさいさかい みなと	元湊小学校	堺区東湊町2-119
1	99	ぼうさいさかい とやま	外山公園	堺区南島町5-74
1	31	ぼうさいさかい さんぼうこうえん	三宝公園	堺区山本町4-86
1	68	ぼうさいさかい すなみち	砂道住宅	堺区砂道町1-29-2
1	69	ぼうさいさかい おおはま	大浜公園	堺区大浜北町4-3-50
1	82	ぼうさいさかい しょうりんじしよう	少林寺小学校	堺区少林寺町東4-1-1
1	83	ぼうさいさかい きんさいしよう	錦西小学校	堺区神明町西2-1-1
1	84	ぼうさいさかい かみいししよう	神石小学校	堺区石津町2-6-1
1	88	ぼうさいさかい うみとのふれあいひろば	海とのふれあい広場	堺区丘町6-1
1	89	ぼうさいさかい じえいぐりーんさかい	J-GREEN堺	堺区築港八幡町145
1	91	ぼうさいさかい せいしょうねんせんたーちゅうしゃじょう	青少年センター駐車場	堺区錦之町西2-2-23
1	97	ぼうさいさかい きんさいこうくほくぶ	錦西校区北部	堺区七道西町12-22
1	99	ぼうさいさかい じんけんふれあいせんたー	人権ふれあいセンター	堺区協和町2-61-1
26	45	ぼうさいさかい たのいけ	田の池公園	中区毛穴町378-6
26	46	ぼうさいさかい にしどうき	西陶器小学校	中区田園570
26	56	ぼうさいさかい いずみがおかひがしちゅう	泉ヶ丘東中学校	中区陶器北184
26	67	ぼうさいさかい ひらきこうえん	開公園	中区深阪4-17-10
26	70	ぼうさいさかい せんぼくげすい	泉北下水処理場	中区八田西町1-2-1
26	77	ぼうさいさかい すずのみやこうえん	鈴の宮公園	中区八田寺町17-18番地先
26	78	ぼうさいさかい はんだきたちよう	八田北町公園	中区八田北町341-1
26	79	ぼうさいさかい ひがしやま	東山つくもりざか公園	中区東山880
26	94	ぼうさいさかい はつたしようとし	八田荘西小学校	中区毛穴町268-2
28	55	ぼうさいさかい きたのだ	北野田	東区北野田242-7
28	61	ぼうさいさかい とみおか	登美丘高校	東区西野51
28	86	ぼうさいさかい にしょけがわ	西除川(栄橋)	東区北野田285-9
28	87	ぼうさいさかい はつしばがくえん	初芝学園	東区西野194-1
29	92	ぼうさいさかい みなみあまべ	西除川(境橋)	美原区南余部217-30
29	102	ぼうさいさかい たい	太井	美原区太井278-3

防災行政無線(同報系)屋外スピーカー設置箇所一覧

地区ID	個別ID	識別信号	設置場所	住所
12	13	ぼうさいさかい はまでらいしづ	浜寺石津小学校	西区浜寺石津町中2-3-28
12	14	ぼうさいさかい はまでら	浜寺小学校	西区浜寺諏訪森町東2-163
12	15	ぼうさいさかい はまでらしょうわ	浜寺昭和小学校	西区浜寺昭和町2-282
12	16	ぼうさいさかい はまでらいしづにし	浜寺石津町西	西区浜寺石津町西4-296地内
12	17	ぼうさいさかい はまでらこうえん	浜寺公園	西区浜寺公園町4丁地内
12	37	ぼうさいさかい はまでらひがし	浜寺東小学校	西区浜寺船尾町東1-101
12	38	ぼうさいさかい みやした	元津久野下水処理場	西区宮下町272-1
12	39	ぼうさいさかい はまでらふなお	浜寺中学校	西区浜寺船尾町西5-60
12	40	ぼうさいさかい つくの	津久野公園	西区津久野町2-13
12	41	ぼうさいさかい にしくやくしょ	西区役所	西区鳳東町6-600
12	42	ぼうさいさかい おおとりひがし	鳳保健文化センター	西区鳳東町4-444-1
12	43	ぼうさいさかい ふくいすみひがし	福泉東小学校	西区草部946-1
12	44	ぼうさいさかい しものいけ	下の池公園	西区菱木3-2501-1
12	66	ぼうさいさかい はいすいかんり	配水管理センター	西区家原寺町2-21-1
12	85	ぼうさいさかい はまでらみなみちゅう	浜寺南中学校	西区浜寺南町1-55
12	90	ぼうさいさかい みなとさかいぐりーんひろば	みなと堺グリーン広場	西区築港新町4丁54
12	93	ぼうさいさかい はまでらすわのもりこうえん	浜寺諏訪森公園	西区浜寺諏訪森町西1-8-10
12	97	ぼうさいさかい はまでらこうえんひがし	浜寺公園東	西区浜寺公園町
27	47	ぼうさいさかい いなば	埋蔵文化センター	南区稻葉1-3142
27	49	ぼうさいさかい ももやまだいだいなな	桃山台第7公園	南区桃山台3-29-27
27	50	ぼうさいさかい みきたかみ	美木多上公園	南区美木多上135-1
27	51	ぼうさいさかい たかぐらじ	高倉寺第一公園	南区高倉台2-18-1
27	52	ぼうさいさかい たけしろだいさんちょう	竹城台3丁	南区竹城台3-23-4
27	53	ぼうさいさかい かまむろ	槇塚台2丁	南区槇塚台2-17-14
27	54	ぼうさいさかい ひのお	檜尾	南区檜尾71-3
27	57	ぼうさいさかい はちがみねじ	鉢ヶ峯寺町会館	南区鉢ヶ峯寺町1237
27	58	ぼうさいさかい はた	畠町内会館	南区畠187
27	59	ぼうさいさかい とみぐら	富蔵町会館	南区富蔵229
27	60	ぼうさいさかい いづみがおかりよくち	泉ヶ丘緑地	南区槇塚台4丁3-34
27	62	ぼうさいさかい せいしようねん	青少年の家	南区片蔵32
27	63	ぼうさいさかい いづみたなか	泉田中	南区泉田中352番地先
27	64	ぼうさいさかい はちがみね6ごう	鉢ヶ峯寺6号線	南区鉢ヶ峯寺1435地先
27	65	ぼうさいさかい べっしょ	別所	南区别所877地先
27	71	ぼうさいさかい ななかまど	鉢ヶ峯寺ななかまど公園	南区鉢ヶ峯寺103-86
27	73	ぼうさいさかい とがりよくちみなみ	梅緑地南	南区御池台5丁2番地先
27	74	ぼうさいさかい とがりよくちきた	梅緑地北	南区御池台5丁2番地先
27	75	ぼうさいさかい たかぐらだいしよう	高倉台小学校	南区高倉台3丁5番1号
27	76	ぼうさいさかい わだこうえん	和田公園	南区和田493番地先
27	80	ぼうさいさかい べっしょみなみ	別所南	南区别所1150-1番地先
27	81	ぼうさいさかい たかお	高尾	南区高尾2丁600-10番地
27	98	ぼうさいさかい あかさかだい	赤坂台第14公園	南区赤坂台6-26-10
18	19	ぼうさいさかい ときわにし	常磐西公園	北区常磐町3-6-2
18	20	ぼうさいさかい しんあさかやま	新浅香山小学校	北区東浅香山町3-31-4
18	32	ぼうさいさかい おおいすみりよくち	大泉緑地	北区金岡町127

防災行政無線(同報系)屋外スピーカー設置箇所一覧

地区ID	個別ID	識別信号	設置場所	住所
18	33	ぼうさいさかい にしもす	西百舌鳥小学校	北区百舌鳥西之町1-82
18	35	ぼうさいさかい ごかしょう	五箇荘中学校	北区新堀町1-85-2
18	34	ぼうさいさかい かなおかこうえん	金岡公園	北区長曾根町1179-18
18	35	ぼうさいさかい ごかしょう	五箇荘中学校	北区新堀町1丁85-2
18	36	ぼうさいさかい しんかなおかひがし	新金岡東小学校	北区新金岡町4-1-9
1	205	- - - (港湾埠No1)	塩浜埠頭1号岸壁付近	堺区塩浜町地内
1	201	- - - (港湾埠No2)	大浜埠頭5号岸壁付近	堺区築港南町地内西
1	202	- - - (港湾埠No3)	大浜埠頭2号岸壁付近	堺区築港南町地内東
1	203	- - - (港湾埠No4)	塩浜埠頭親水緑地付近	堺区築港八幡町地内
12	204	- - - (港湾埠No5)	浜寺埠頭1号物揚場付近	西区築港浜寺町地内
12	206	- - - (港湾埠No6)	浜寺公園内(北)	西区浜寺公園町地内
29	14	ぼうさいさかい たんじょう	丹上公民館	美原区丹上514
29	15	ぼうさいさかい だいほ	美原北小学校	美原区大保19
29	16	ぼうさいさかい いまい	今井公民館	美原区今井116-3
29	12	ぼうさいさかい たい2	美原西小学校	美原区太井548
29	18	ぼうさいさかい こでら	大池公園	美原区小寺12-1
29	19	ぼうさいさかい おわい	八上小学校	美原区大饗117-1
29	25	ぼうさいさかい きたあまべにし1	府営美原北余部住宅	美原区北余部西4-2
29	17	ぼうさいさかい たじい	美原多治井運動広場	美原区多治井878-3
29	7	ぼうさいさかい こびらお1	ワークセンター一つじ	美原区小平尾953-1
29	6	ぼうさいさかい こびらお2	美原中学校	美原区小平尾390
29	20	ぼうさいさかい さつきの1	さつき野公園	美原区さつき野西2-3地内
29	21	ぼうさいさかい さつきの2	さつき野中学校	美原区さつき野西2-6-1
29	22	ぼうさいさかい さつきの3	美原さつき野運動広場	美原区さつき野西2-1474-70
29	8	ぼうさいさかい しもくろやま	下黒山公民館	美原区黒山204-1
29	2	ぼうさいさかい ひらお1	美原こども館ひらお	美原区平尾185
29	3	ぼうさいさかい ひらお2	平尾会館	美原区平尾2627-1
29	9	ぼうさいさかい あみ1	黒山小学校	美原区阿弥93
29	4	ぼうさいさかい すごう	菅生公民館	美原区菅生1385
29	5	ぼうさいさかい すごうしんでん	菅生新田公民館	美原区菅生1008-1
29	23	ぼうさいさかい せいなんだい	木青会館	美原区青南台1-1-19
29	13	ぼうさいさかい きたあまべ	北余部区民会館	美原区北余部48-1
29	10	ぼうさいさかい あみ2	勤労青少年ホーム	美原区阿弥377-1
29	24	ぼうさいさかい みなみあまべにし1	府営美原南余部住宅	美原区南余部西3-1
29	26	ぼうさいさかい みなみあまべにし2	府営美原南余部住宅	美原区南余部西1丁目地内
29	27	ぼうさいさかい きたあまべにし2	府営美原北余部住宅	美原区北余部西2丁目地内

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(災害対策本部)					
本庁 (無線番号不要)「※」「内線番号」		329	人権ふれあいセンター	504	環境事業所(車)
		850	観光企画課(携)	925	環境事業所(車)
111	危機管理室(携)	321	環境事業管理課(携)	325	健康福祉総務課(携) #10
112	危機管理室(携)	523	堺市役所 予備機(車)	331	斎場 #10
501	危機管理室(車)	529	環境共生課(車)	334	堺保健福祉総合センター
603	危機管理室(携) #10	527	環境対策課(車)	923	ちぬが丘保健センター(車)
604	危機管理室(携) #91	528	環境対策課(車)	400	南部処理場
605	危機管理室(携) #92	322	クリーンセンター東工場	707	南部処理場(携)
606	危機管理室(携) #93	512	クリーンセンター臨海工場(車)	708	南部処理場(携)
607	危機管理室(携) #94	522	環境事業所分室(車)	堺市立総合医療センター	
608	危機管理室(携) #95	510	環境業務課(車)	332 +「※」「内線番号」	
609	危機管理室(携) #96	511	環境業務課(車)	405	子ども企画課(携) #10
610	危機管理室(携) #98	908	環境施設課(車)	811	産業政策課(携) #10
701	危機管理室(携) #89	環境事業所		330	港湾事務所
702	危機管理室(携)	324 +「※」「内線番号」		930	港湾事務所(車)
703	危機管理室(携)	521	環境事業所分室(車)	530	農業土木課(車)
705	危機管理室(携)	600	環境事業所(車)	812	都市政策課(携) #10
706	危機管理室(携)	909	環境事業所(車)	533	住宅まちづくり課(車)
707	南部処理場(携)	910	環境事業所分室(車)	531	大仙西地区整備室(車)
708	南部処理場(携)	911	環境事業所(車)	532	住宅管理課(車)
846	秘書課(携)	912	環境事業所分室(車)	534	宅地安全課(車)
502	広報課(車)	913	環境事業所分室(車)	535	宅地安全課(車)
847	総務課(携)	914	環境事業所分室(車)	536	建築安全課(車)
848	資金課(携)	915	環境事業所(車)	537	宅地安全課(車)
901	財産活用課(車)	916	環境事業所(車)	538	建築防災推進課(車)
902	財産活用課(車)	917	環境事業所(車)	539	建築防災推進課(車)
903	財産活用課(車)	918	環境事業所(車)	540	建築防災推進課(車)
904	財産活用課(車)	919	環境事業所(車)	541	建築安全課(車)
905	財産活用課(車)	920	環境事業所(車)		
906	財産活用課(車)	921	環境事業所分室(車)		
849	市民人権総務課(携)	924	環境事業所(車)		

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
518	土木監理課(車)	西部地域整備事務所 443 + 「※」「内線番号」	935	北部地域整備事務所(車)	
519	土木監理課(車)		936	北部地域整備事務所(車)	
520	土木監理課(車)	544	西部地域整備事務所(車)	940	北部地域整備事務所(車)
545	土木監理課(車)	547	西部地域整備事務所(車)	601	西部地域整備事務所(携)
548	土木監理課(車)	558	西部地域整備事務所(車)	602	西部地域整備事務所(携)
546	土木監理課(車)	559	西部地域整備事務所(車)	820	北部地域整備事務所(携)
549	土木監理課(車)	560	西部地域整備事務所(車)	821	北部地域整備事務所(携)
551	土木監理課(車)	564	西部地域整備事務所(車)	822	北部地域整備事務所(携)
552	土木監理課(車)	565	西部地域整備事務所(車)	826	北部地域整備事務所(携)
553	土木監理課(車)	566	西部地域整備事務所(車)	827	北部地域整備事務所(携)
557	土木監理課(車)	584	西部地域整備事務所(車)	828	北部地域整備事務所(携)
576	土木監理課(車)	585	西部地域整備事務所(車)	829	北部地域整備事務所(携)
579	土木監理課(車)	587	西部地域整備事務所(車)	830	西部地域整備事務所(携)
581	土木監理課(車)	588	西部地域整備事務所(車)	831	西部地域整備事務所(携)
582	土木監理課(車)	937	西部地域整備事務所(車)	832	西部地域整備事務所(携)
583	土木監理課(車)	938	西部地域整備事務所(車)	833	西部地域整備事務所(携)
594	土木監理課(車)	北部地域整備事務所 309 + 「＊＊」「内線番号」 314 + 「＊＊」「内線番号」	834	西部地域整備事務所(携)	
931	土木監理課(車)		835	泉ヶ丘公園事務所(携)	
932	土木監理課(車)	554	北部地域整備事務所(車)	南部地域整備事務所 311 + 「＊＊」「内線番号」 315 + 「＊＊」「内線番号」	
934	土木監理課(車)	567	北部地域整備事務所(車)		
939	土木監理課(車)	568	北部地域整備事務所(車)		
945	土木監理課(車)	569	北部地域整備事務所(車)	555	南部地域整備事務所(車)
816	土木監理課(携) # 10	573	北部地域整備事務所(車)	561	南部地域整備事務所(車)
817	土木監理課(携)	574	北部地域整備事務所(車)	562	南部地域整備事務所(車)
818	土木監理課(携)	575	北部地域整備事務所(車)	563	南部地域整備事務所(車)
823	土木監理課(携)	578	北部地域整備事務所(車)	570	南部地域整備事務所(車)
824	土木監理課(携)	580	北部地域整備事務所(車)	571	南部地域整備事務所(車)
825	土木監理課(携)	589	北部地域整備事務所(車)	572	南部地域整備事務所(車)
		592	北部地域整備事務所(車)	577	南部地域整備事務所(車)
		593	北部地域整備事務所(車)	586	南部地域整備事務所(車)
		595	北部地域整備事務所(車)	591	南部地域整備事務所(車)

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
933	南部地域整備事務所(車)		上下水道局本庁舎		堺市消防局
941	南部地域整備事務所(車)		398 +「＊＊」「内線番号」		410 +「＊＊」「内線番号」
942	南部地域整備事務所(車)		399 +「＊＊」「内線番号」		411 +「＊＊」「内線番号」
943	南部地域整備事務所(車)	854	上下水道局災害対策センター(携)	861	堺市消防局(携) #10
944	南部地域整備事務所(車)	856	下水道事業調整課(携)	862	堺市消防局(携)
836	南部地域整備事務所(携)	852	下水道管路課(携)		堺消防署
837	南部地域整備事務所(携)	853	西部下水道サービスセンター(携)		412 +「＊＊」「内線番号」
838	南部地域整備事務所(携)	402	三宝水再生センター	863	堺消防署(携)
839	南部地域整備事務所(携)	857	三宝水再生センター(携)		中消防署
840	南部地域整備事務所(携)	406	湊石津下水ポンプ場		413 +「＊＊」「内線番号」
841	南部地域整備事務所(携)	407	堅川下水ポンプ場	864	中消防署(携)
842	南部地域整備事務所(携)	408	古川下水ポンプ場		東消防署
843	原池公園事務所(携)	409	陵北樋門管理事務所		414 +「＊＊」「内線番号」
844	大浜公園事務所(携)			865	東消防署(携)
845	大浜公園事務所(携)				西消防署
316	自転車対策事務所				415 +「＊＊」「内線番号」
556	自転車対策事務所(車)			866	西消防署(携)
550	自転車対策事務所(車)				西消防署臨海分署
317	内川排水機場事務所		泉北水再生センター		416 +「＊＊」「内線番号」
542	公園監理課(車)		404 +「＊＊」「内線番号」	867	西消防署臨海分署(携)
318	大浜公園事務所	859	泉北下水処理場(携)		南消防署
947	大浜公園事務所(車)	403	石津水再生センター		417 +「＊＊」「内線番号」
319	大仙公園事務所	858	石津水再生センター(携)	868	南消防署(携)
948	大仙公園事務所(車)	860	西部下水道サービスセンター(携)		北消防署
320	泉ヶ丘公園事務所	851	西部下水道サービスセンター(携)		418 +「＊＊」「内線番号」
949	泉ヶ丘公園事務所(車)	813	教育委員会総務課(携) #10	869	北消防署(携)
444	原池公園事務所	596	教育委員会学校施設課(車)		美原消防署
928	原池公園事務所(車)	597	教育委員会学校施設課(車)		419 +「＊＊」「内線番号」
946	原池公園事務所(車)	598	教育委員会学校施設課(車)	870	美原消防署(携)
950	原池公園事務所(車)	814	会計室(携) #10		高石消防署
543	公園緑地整備課(車)	815	議会事務局(携) #10		420 +「＊＊」「内線番号」
				871	高石消防署(携)

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
421	堺海上保安署	(堺区域)		(堺区域)	
422	大阪府鳳土木事務所	本庁		638	堺区企画総務課(携)
423	大阪港湾堺泉北建設管理事務所	(無線番号不要)「*」「内線番号」		639	堺区企画総務課(携)
424	大阪府警察堺警察署	503	堺区企画総務課(車)	711	堺区企画総務課(携)
425	大阪府警察北堺警察署	611	堺区企画総務課(携)	712	堺区企画総務課(携)
426	大阪府警察黒山警察署	612	堺区企画総務課(携)	713	堺区企画総務課(携)
427	大阪府警察南堺警察署	613	堺区企画総務課(携)	714	堺区企画総務課(携)
428	大阪府警察西堺警察署	614	堺区企画総務課(携)	715	堺区企画総務課(携)
429	大泉緑地管理事務所	615	堺区企画総務課(携)	333	堺保健福祉総合センター(携)
430	浜寺公園管理事務所	616	堺区企画総務課(携)	922	堺保健センター(車)
431	堺市医師会	617	堺区企画総務課(携)	201	三宝小学校
432	JR鳳駅	618	堺区企画総務課(携)	202	錦西小学校
433	南海堺駅	619	堺区企画総務課(携)	203	市小学校
434	大阪ガス(株)南部導管部	620	堺区企画総務課(携)	204	錦綾小学校
435	関西電力送配電(株)南大阪営業所	621	堺区企画総務課(携)	205	浅香山小学校
		622	堺区企画総務課(携)	206	錦小学校
		623	堺区企画総務課(携)	207	熊野小学校
		624	堺区企画総務課(携)	208	榎小学校
		625	堺区企画総務課(携)	209	三国丘小学校
		626	堺区企画総務課(携)	210	英彰小学校
		627	堺区企画総務課(携)	211	新湊小学校
		628	堺区企画総務課(携)	212	少林寺小学校
		629	堺区企画総務課(携)	213	安井小学校
		630	堺区企画総務課(携)	214	大仙西小学校
		631	堺区企画総務課(携)	215	神石小学校
		632	堺区企画総務課(携)	216	大仙小学校
		633	堺区企画総務課(携)	217	月州中学校
		634	堺区企画総務課(携)	218	殿馬場中学校
		635	堺区企画総務課(携)	219	三国丘中学校
		636	堺区企画総務課(携)	220	関西大学堺キャンパス
		637	堺区企画総務課(携)	221	市立堺高校

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(堺区域)		(中区域)		(中区域)	
222	浅香山中学校		中区役所	232	八田荘小学校
223	陵西中学校		230 +「＊＊」「内線番号」	233	深井小学校
224	旭中学校		231 +「＊＊」「内線番号」	234	東百舌鳥小学校
225	大浜中学校			235	久世小学校
226	大阪府立泉陽高校	513	中区企画総務課(車)	236	東陶器小学校
227	大阪府立三国丘高校	640	中区企画総務課(携) #10	237	西陶器小学校
228	サンスクエア堺	641	中区企画総務課(携)	238	宮園小学校
229	大浜体育館	642	中区企画総務課(携)	239	福田小学校
441	総合福祉会館	643	中区市民課(携)	240	八田荘西小学校
442	旧湊小学校	644	中区市民課(携)	241	東深井小学校
保健福祉プラザ		645	中区市民課(携)	242	土師小学校
335 +「＊＊」「内線番号」		646	中区保険年金課(携)	243	深井西小学校
		647	中区保険年金課(携)	244	深阪小学校
		648	中区保険年金課(携)	245	東百舌鳥中学校
		649	中区生活援護課(携)	246	八田荘中学校
		650	中区生活援護課(携)	247	深井中学校
		651	中区生活援護課(携)	248	平井中学校
		652	中区地域福祉課(携)	249	泉ヶ丘東中学校
		653	中区地域福祉課(携)	250	深井中央中学校
		654	中区地域福祉課(携)	251	大阪府立東百舌鳥高校
		655	中区保健センター(携)	252	教育文化センター
		656	中区保健センター(携)	326	原池公園体育館
		657	中区保健センター(携)		
		658	中区税務サービス課(携)		
		659	中区税務サービス課(携)		
		660	中区税務サービス課(携)		
		716	中区子育て支援課(携)		
		717	中区子育て支援課(携)		
		718	中区自治推進課(携)		
		719	中区自治推進課(携)		
		720	中区自治推進課(携)		

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(東区域)		(東区域)		(西区域)	
東区役所 253 +「＊＊」「内線番号」 254 +「＊＊」「内線番号」	260	登美丘東小学校	西区役所 308 +「＊＊」「内線番号」 312 +「＊＊」「内線番号」		
	261	登美丘西小学校			
	262	登美丘南小学校			
505	東区企画総務課(車)	263	野田小学校	514	西区企画総務課(車)
907	東区企画総務課(車)	264	日置荘中学校	748	西区企画総務課(携) #10
661	東区企画総務課(携)	265	南八下中学校	749	西区企画総務課(携)
662	東区企画総務課(携)	266	登美丘中学校	750	西区企画総務課(携)
663	東区企画総務課(携)	267	野田中学校	751	西区企画総務課(携)
664	東区企画総務課(携)	268	大阪府立登美丘高校	752	西区企画総務課(携)
665	東区企画総務課(携)	269	初芝体育館	753	西区企画総務課(携)
666	東区企画総務課(携)			754	西区企画総務課(携)
667	東区企画総務課(携)			755	西区企画総務課(携)
668	東区企画総務課(携)			756	西区企画総務課(携)
669	東区企画総務課(携)			757	西区企画総務課(携)
670	東区企画総務課(携)			758	西区企画総務課(携)
671	東区企画総務課(携)			759	西区企画総務課(携)
672	東区企画総務課(携)			760	西区企画総務課(携)
673	東区企画総務課(携)			761	西区企画総務課(携)
674	東区企画総務課(携)			762	西区企画総務課(携)
675	東区企画総務課(携)			763	西区企画総務課(携)
721	東区企画総務課(携)			764	西区企画総務課(携)
722	東区企画総務課(携)			765	西区企画総務課(携)
723	東区企画総務課(携)			766	西区企画総務課(携)
724	東区企画総務課(携)			767	西区企画総務課(携)
725	東区企画総務課(携)			768	西区企画総務課(携)
255	南八下小学校			769	西区企画総務課(携)
256	八下西小学校			770	西区企画総務課(携)
257	日置荘小学校			771	西区企画総務課(携)
258	日置荘西小学校			772	西区企画総務課(携)
259	白鷺小学校			773	西区企画総務課(携)

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(西区域)		(南区域)			(南区域)
774	西区企画総務課(携)		南区役所	800	南区企画総務課(携)
926	西保健センター(車)		310 +「＊＊」「内線番号」	801	南区企画総務課(携)
338	浜寺石津小学校		313 +「＊＊」「内線番号」	802	南区企画総務課(携)
339	浜寺東小学校	507	南区企画総務課(車)	803	南区企画総務課(携)
340	浜寺小学校	515	南区企画総務課(車)	804	南区企画総務課(携)
341	浜寺昭和小学校	775	南区企画総務課(携)	805	南区企画総務課(携)
342	津久野小学校	776	南区企画総務課(携)	806	南区企画総務課(携)
343	上野芝小学校	777	南区企画総務課(携)	807	南区企画総務課(携)
344	家原寺小学校	778	南区企画総務課(携)	808	南区企画総務課(携)
345	鳳小学校	779	南区企画総務課(携)	809	南区企画総務課(携)
346	鳳南小学校	780	南区企画総務課(携)	810	南区企画総務課(携)
347	向丘小学校	781	南区企画総務課(携)	927	南保健センター(車)
348	平岡小学校	782	南区企画総務課(携)	362	上神谷小学校
349	福泉上小学校	783	南区企画総務課(携)	363	福泉中央小学校
350	福泉小学校	784	南区企画総務課(携)	364	美木多小学校
351	福泉東小学校	785	南区企画総務課(携)	365	宮山台小学校
352	浜寺中学校	786	南区企画総務課(携)	366	竹城台小学校
353	鳳中学校	787	南区企画総務課(携)	367	若松台小学校
354	浜寺南中学校	788	南区企画総務課(携)	368	三原台小学校
355	上野芝中学校	789	南区企画総務課(携)	369	茶山台小学校
356	津久野中学校	790	南区企画総務課(携)	370	泉北高倉小学校
357	福泉中学校	791	南区企画総務課(携)	371	槇塚台小学校
358	大阪府立鳳高校	792	南区企画総務課(携)	372	桃山台小学校
359	大阪府立福泉高校	793	南区企画総務課(携)	373	竹城台東小学校
360	大阪府立堺上高校	794	南区企画総務課(携)	374	原山ひかり小学校
361	家原大池体育館	795	南区企画総務課(携)	375	庭代台小学校
		796	南区企画総務課(携)	376	赤坂台小学校
		797	南区企画総務課(携)	377	堺市役所 予備機
		798	南区企画総務課(携)	378	城山台小学校
		799	南区企画総務課(携)	379	御池台小学校

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(南区域)		(北区域)			(北区域)
380	新檜尾台小学校		北区役所	700	北区企画総務課(携)
381	大阪健康福祉短期大学		270 +「＊＊」「内線番号」	726	北区企画総務課(携)
382	はるみ小学校		271 +「＊＊」「内線番号」	727	北区企画総務課(携)
383	福泉南中学校	508	北区企画総務課(車)	728	北区企画総務課(携)
384	宮山台中学校	516	北区企画総務課(車)	729	北区企画総務課(携)
385	若松台中学校	676	北区地域福祉課(携) #10	730	北区企画総務課(携)
386	三原台中学校	677	北区地域福祉課(携)	731	北区企画総務課(携)
387	晴美台中学校	678	北区地域福祉課(携)	272	東三国丘小学校
388	原山台中学校	679	北区地域福祉課(携)	273	東浅香山小学校
389	庭代台中学校	680	北区地域福祉課(携)	274	五箇荘小学校
390	赤坂台中学校	681	北区地域福祉課(携)	275	金岡小学校
391	美木多中学校	682	北区地域福祉課(携)	276	北八下小学校
392	大阪府立泉北高校	683	北区地域福祉課(携)	277	百舌鳥小学校
393	大阪府立堺東高校	684	北区地域福祉課(携)	278	新金岡小学校
394	大阪府立成美高校	685	北区地域福祉課(携)	279	光竜寺小学校
395	大阪府立堺西高校	686	北区企画総務課(携)	280	堺市役所(予備機)
396	梅文化会館	687	北区企画総務課(携)	281	中百舌鳥小学校
397	鴨谷体育館	688	北区企画総務課(携)	282	五箇荘東小学校
		689	北区企画総務課(携)	283	西百舌鳥小学校
		690	北区企画総務課(携)	284	金岡南小学校
		691	北区企画総務課(携)	285	新金岡東小学校
		692	北区企画総務課(携)	286	新浅香山小学校
		693	北区企画総務課(携)	287	長尾中学校
		694	北区企画総務課(携)	288	金岡南中学校
		695	北区企画総務課(携)	289	八下中学校
		696	北区企画総務課(携)	290	中百舌鳥中学校
		697	北区企画総務課(携)	291	金岡北中学校
		698	北区企画総務課(携)	292	大泉学園
		699	北区企画総務課(携)	293	五箇荘中学校

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(移動系)設置箇所一覧

番号	設置箇所	番号	設置箇所	番号	設置箇所
(北区域)	(美原区域)				
294	陵南中学校		美原区役所	307	さつき野中学校
295	大阪府立金岡高校		297 +「＊＊」「内線番号」	327	美原総合体育館
296	金岡公園体育館		298 +「＊＊」「内線番号」	328	みはら大地幼稚園
445	北区役所(半固定機)	509	美原区企画総務課(車)		
		517	美原区企画総務課(車)		
		732	美原区企画総務課(携)		
		733	美原区企画総務課(携)		
		734	美原区企画総務課(携)		
		735	美原区企画総務課(携)		
		736	美原区企画総務課(携)		
		737	美原区企画総務課(携)		
		738	美原区企画総務課(携)		
		739	美原区企画総務課(携)		
		740	美原区企画総務課(携)		
		741	美原区企画総務課(携)		
		742	美原区企画総務課(携)		
		743	美原区企画総務課(携)		
		744	美原区企画総務課(携)		
		745	美原区企画総務課(携)		
		337	美原保健センター		
		929	美原保健センター(車)		
		299	黒山小学校		
		300	平尾小学校		
		301	美原北小学校		
		302	八上小学校		
		303	美原西小学校		
		304	さつき野小学校		
		305	美原中学校		
		306	美原西中学校		

設置箇所の(車)は車載、(携)は携帯を表す。

防災行政無線(相互系)設置箇所一覧

識別信号	無線局種	所管	所管部所
さかいしょうぼうほんぶ	基地局	堺市	堺市消防局消防本部
いづみおおつしょうぼうほんぶ	基地局	泉大津市	泉大津市消防本部
ぼうさいさかい	基地局	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいたかいし	基地局	高石市	高石市危機管理課
ぼうさいいはずみおおつ	基地局	泉大津市	泉大津市危機管理課
ぼうさいせんぼく1	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく3	携帯型	堺市	大阪府鳳土木事務所
ぼうさいせんぼく4	携帯型	泉大津市	大阪府和泉保健所
ぼうさいせんぼく5	携帯型	堺市	大阪府堺泉北港湾事務所
ぼうさいせんぼく6	携帯型	泉大津市	泉大津市立病院総務課
ぼうさいせんぼく8	携帯型	堺市	堺警察署 警備課
ぼうさいせんぼく9	携帯型	堺市	北堺警察署 警備課
ぼうさいせんぼく10	携帯型	堺市	西堺警察署 警備課
ぼうさいせんぼく11	携帯型	堺市	黒山警察署 警備課
ぼうさいせんぼく12	携帯型	高石市	高石警察署 警備課
ぼうさいせんぼく13	携帯型	泉大津市	泉大津警察署 警備課
ぼうさいせんぼく14	携帯型	堺市	大阪ガス㈱南部導管部
ぼうさいせんぼく15	携帯型	堺市	関西電力送配電(株) 南大阪配電営業所
ぼうさいせんぼく16	携帯型	泉大津市	関西電力送配電(株) 岸和田配電営業所
ぼうさいせんぼく18	携帯型	高石市	浜寺郵便局
ぼうさいせんぼく19	携帯型	泉大津市	泉大津市港湾振興室
ぼうさいせんぼく20	携帯型	堺市	陸上自衛隊信太山駐屯地
ぼうさいせんぼく22	携帯型	堺市	堺市医師会
ぼうさいせんぼく23	携帯型	高石市	高石市医師会
ぼうさいせんぼく24	携帯型	泉大津市	泉大津市医師会
ぼうさいせんぼく25	携帯型	堺市	西日本旅客鉄道 凤駅
ぼうさいせんぼく28	携帯型	堺市	南海電鉄 堀駅
ぼうさいせんぼく30	携帯型	泉大津市	南海電鉄 泉大津駅
ぼうさいせんぼく34	携帯型	堺市	南堺警察署 警備課
ぼうさいせんぼく70	携帯型	堺市	中堺警察署 警備課
ぼうさいせんぼく71	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく72	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく73	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく74	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく75	携帯型	堺市	堺市危機管理室
ぼうさいせんぼく76	携帯型	堺市	堺海上保安署
ぼうさいせんぼく101	携帯型	特防協	日本製鉄㈱関西製鉄所

防災行政無線(相互系)設置箇所一覧

識別信号	無線局種	所管	所管部所
ぼうさいせんぼく105	携帯型	特防協	岩谷液化ガスター・ミナル(株)堺事業所
ぼうさいせんぼく106	携帯型	特防協	宇部興産(株)堺工場
ぼうさいせんぼく107	携帯型	特防協	関西電力(株)堺港発電所
ぼうさいせんぼく108	携帯型	特防協	コスモ石油(株)堺製油所
ぼうさいせんぼく109	携帯型	特防協	丸紅エネックス(株)堺ターミナル
ぼうさいせんぼく112	携帯型	特防協	ENEOS(株)堺製油所
ぼうさいせんぼく113	携帯型	特防協	Daigasガスアンド・パワーソリューション(株)泉北製造所
ぼうさいせんぼく121	携帯型	特防協	三井化学(株)大阪工場
ぼうさいせんぼく122	携帯型	特防協	DIC(株)堺工場
ぼうさいせんぼく123	携帯型	特防協	ENEOS(株)製造部大阪事業所
ぼうさいせんぼく126	携帯型	特防協	(株)コールド・エアー・プロダクツ
ぼうさいせんぼく127	携帯型	特防協	高石ケミカル(株)
ぼうさいせんぼく151	携帯型	特防協	セントラル硝子(株)松阪工場堺製造所
ぼうさいせんぼく152	携帯型	特防協	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所阪神地区(堺)
ぼうさいせんぼく154	携帯型	特防協	(株)辰巳商會堺ケミカル・ターミナル
ぼうさいせんぼく155	携帯型	特防協	内外輸送(株)大阪支店
ぼうさいせんぼく158	携帯型	特防協	KHネオケム(株)堺物流センター
ぼうさいせんぼく159	携帯型	特防協	日本酢ビ・ボバール(株)
ぼうさいせんぼく161	携帯型	特防協	森田化学工業(株)堺事業所
ぼうさいせんぼく163	携帯型	特防協	ライオン(株)大阪工場
ぼうさいせんぼく166	携帯型	特防協	富士酸素(株)
ぼうさいせんぼく172	携帯型	特防協	豊国石油(株)
ぼうさいせんぼく173	携帯型	特防協	Daigasガスアンド・パワーソリューション(株)泉北製造所
ぼうさいせんぼく175	携帯型	特防協	(株)日陸大阪物流センター
ぼうさいせんぼく176	携帯型	特防協	イビデンケミカル(株)ガス事業部高石事業所
ぼうさいせんぼく178	携帯型	特防協	日清オイリオグループ(株)堺工場
ぼうさいせんぼく179	携帯型	特防協	KHネオケム(株)堺物流センター
ぼうさいせんぼく185	携帯型	特防協	(株)ガスケミカル物流西日本
ぼうさいせんぼく901	携帯型	堺市	堺市危機管理室(移動無線車)
ぼうさいせんぼく156	携帯型	特防協	新日本理化(株)堺工場
ぼうさいせんぼく190	携帯型	特防協	堺LNG(株)
ぼうさいせんぼく191	携帯型	特防協	(株)ハイドロエッジ
ぼうさいせんぼく192	携帯型	特防協	三井化学(株)大阪工場
ぼうさいせんぼく193	携帯型	特防協	(株)辰巳商會堺ケミカル・ターミナル
ぼうさいせんぼく194	携帯型	特防協	大阪製鐵(株)大阪事業所堺工場
ぼうさいせんぼく195	携帯型	特防協	ダイキン工業(株)堺製作所 臨海工場
ぼうさいせんぼく196	携帯型	特防協	ブルーエキスプレス(株)大浜営業所

指定避難所一覧

資料 5-19(1)

	学校名	住所	電話番号	避難所種別	指定緊急避難場所(災害種別)					
					洪水	土砂災害※	高潮	地震	津波	大規模な火災
1	三宝小学校	堺区三宝町5丁286番地	238-0001	風水害・地震	○		○	○	○	
2	市小学校	堺区市之町西3丁1番14号	223-4610	風水害・地震	○		○	○	○	
3	錦綾小学校	堺区錦綾町1丁6番19号	228-5183	風水害・地震	○		○	○	○	
4	浅香山小学校	堺区今池町5丁4番43号	238-0003	風水害・地震	○		○	○		
5	錦小学校	堺区九間町東3丁1番17号	232-1036	風水害・地震	○		○	○	○	
6	熊野小学校	堺区熊野町東5丁1番49号	233-3227	風水害・地震	○		○	○	○	
7	錦西小学校	堺区神明町西2丁1番1号	232-1056	風水害・地震	○		○	○	○	
8	榎小学校	堺区榎元町2丁3番11号	233-2552	風水害・地震			○	○		
9	三国丘小学校	堺区北三国ヶ丘町5丁1番1号	232-2818	風水害・地震	○		○	○		
10	英彰小学校	堺区寺地町西4丁1番1号	221-8666	風水害・地震	○		○	○	○	
11	新湊小学校	堺区西湊町6丁6番1号	244-6776	風水害・地震	○		○	○	○	
12	少林寺小学校	堺区少林寺町東4丁1番1号	232-1126	風水害・地震	○		○	○	○	
13	安井小学校	堺区南安井町4丁1番5号	238-5341	風水害・地震	○		○	○	○	
14	大仙小学校	堺区大仙中町16番1号	241-0888	風水害・地震			○	○		○
15	神石小学校	堺区石津町2丁6番1号	241-2151	風水害・地震	○		○	○		
16	大仙西小学校	堺区大仙西町4丁129番地	241-2977	風水害・地震			○	○		
17	大浜中学校	堺区大浜南町2丁4番1号	238-1988	風水害・地震	○		○	○	○	
18	月州中学校	堺区神南辺町1丁1番地	238-0968	風水害・地震	○		○	○	○	
19	殿馬場中学校	堺区櫛屋町東3丁2番1号	238-8101	風水害・地震	○		○	○	○	
20	三国丘中学校	堺区向陵西町3丁6番15号	221-8511	風水害・地震			○	○		
21	浅香山中学校	堺区今池町5丁3番8号	233-3586	地 震				○		
22	陵西中学校	堺区大仙西町2丁79番地	244-4086	地 震				○	○	
23	旭中学校	堺区大仙中町11番1号	241-1827	地 震				○		○
24	旧湊小学校	堺区東湊町2丁119番4号	-	風水害・地震	○			○		
25	関西大学堺キャンパス	堺区香ヶ丘町1丁11番1号	229-5022	風水害・地震	○		○	○	○	
26	市立堺高校	堺区向陵東町1丁10番1号	240-0840	風水害・地震			○	○		
27	府立泉陽高校	堺区車之町東3丁2番1号	233-0588	地 震				○	○	
28	府立三国丘高校	堺区南三国ヶ丘町2丁2番36号	233-6005	地 震				○		
29	勤労者総合福祉センター (サンスクエア堺)	堺区田出井町2丁1番	222-3561	地 震				○		
30	大浜公園体育館・武道館	堺区大浜北町5丁7番1号	225-4421	地 震				○	○	
31	東百舌鳥小学校	中区土塔町139番地	236-0288	風水害・地震			○	○		
32	土師小学校	中区土師町3丁35番1号	277-9020	風水害・地震			○	○		
33	宮園小学校	中区宮園町4番1号	278-0981	風水害・地震			○	○		
34	久世小学校	中区平井999番地	278-0324	風水害・地震	○	○	○	○		
35	福田小学校	中区福田727番地	235-9286	風水害・地震			○	○		
36	東陶器小学校	中区陶器北2556番地	236-0036	風水害・地震		○	○	○		
37	西陶器小学校	中区田園570番地	236-0035	風水害・地震		○	○	○		
38	深井小学校	中区深井中町1409番地	278-0108	風水害・地震			○	○		
39	深阪小学校	中区深阪5丁15番1号	237-3210	風水害・地震	○	○	○	○		
40	八田荘小学校	中区八田寺町231番地	271-0335	風水害・地震	○	○	○	○		
41	八田荘西小学校	中区毛穴町268番地の2	270-0048	風水害・地震	○	○	○	○		○
42	深井西小学校	中区深井北町926番地	278-6301	風水害・地震			○	○		
43	東深井小学校	中区深井水池町3214番地	278-2791	風水害・地震			○	○		
44	泉ヶ丘東中学校	中区陶器北184番地	236-2421	風水害・地震			○	○		
45	東百舌鳥中学校	中区新家町260番地	236-5441	地 震				○		
46	深井中央中学校	中区深井北町220番地の1	278-7681	地 震				○		
47	八田荘中学校	中区八田北町580番地の11	270-0601	地 震				○		○
48	平井中学校	中区平井346番地	277-9015	地 震				○		
49	深井中学校	中区深井沢町2470番地の1	270-0067	地 震				○		
50	府立東百舌鳥高校	中区土塔町2377-5	235-3781	地 震				○		
51	教育文化センター (ゾフィア・堺)	中区深井清水町1426番地	270-8110	地 震				○		
52	原池公園体育館	中区八田寺町320	278-1004	地 震				○		
53	八下西小学校	東区引野町1丁110番地	286-1611	風水害・地震			○	○		
54	白鷺小学校	東区白鷺町2丁8番1号	285-8585	風水害・地震			○	○		○
55	日置荘西小学校	東区日置荘西町6丁9番1号	285-5238	風水害・地震			○	○		
56	日置荘小学校	東区日置荘西町2丁46番1号	285-0260	風水害・地震			○	○		
57	南八下小学校	東区菩提町5丁228番地	285-0614	風水害・地震	○		○	○		

	学校名	住所	電話番号	避難所種別	指定緊急避難場所(災害種別)					
					洪水	土砂災害※	高潮	地震	津波	大規模な火災
58	登美丘西小学校	東区大美野135番地	236-0031	風水害・地震			○	○		
59	登美丘東小学校	東区丈六224番地	236-2130	風水害・地震	○		○	○		
60	登美丘南小学校	東区草尾596番地	236-6051	風水害・地震	○	○	○	○		
61	野田小学校	東区北野田897番地の2	236-0065	風水害・地震	○		○	○		
62	南八下中学校	東区菩提町2丁58番地	286-5571	地震				○		
63	日置荘中学校	東区日置荘北町3丁11番28号	285-0460	地震				○		
64	登美丘中学校	東区高松408番地	236-2426	地震				○		○
65	野田中学校	東区南野田101番地の1	235-3727	地震				○		
66	府立登美丘高校	東区西野51番地	236-5041	地震				○		
67	初芝体育館	東区野尻町221番地の4	285-0006	地震				○		
68	浜寺石津小学校	西区浜寺石津町中2丁3番28号	241-6505	風水害・地震	○		○	○	○	
69	浜寺東小学校	西区浜寺船尾町東1丁101番地	265-1141	風水害・地震	○		○	○	○	
70	浜寺小学校	西区浜寺諫訪森町東2丁163番地	261-9407	風水害・地震	○		○	○	○	
71	浜寺昭和小学校	西区浜寺昭和町2丁282番地	261-0677	風水害・地震	○		○	○		
72	鳳小学校	西区鳳中町2丁22番地	262-0124	風水害・地震	○		○	○		
73	鳳南小学校	西区鳳南町1丁7番地	272-1200	風水害・地震	○		○	○		
74	福泉上小学校	西区上127番地の1	274-4611	風水害・地震	○		○	○		
75	福泉東小学校	西区草部946番地の1	274-9311	風水害・地震	○		○	○		○
76	福泉小学校	西区菱木2丁2186番地の1	273-1861	風水害・地震	○		○	○		
77	平岡小学校	西区堀上緑町1丁6番1号	271-5044	風水害・地震	○		○	○		
78	家原寺小学校	西区家原寺町1丁7番1号	274-3401	風水害・地震	○	○	○	○		
79	向丘小学校	西区上野芝向ヶ丘町6丁7番1号	278-0340	風水害・地震	○		○	○		
80	上野芝小学校	西区神野町2丁25番1号	271-4123	風水害・地震	○		○	○		
81	津久野小学校	西区津久野町3丁14番11号	262-0303	風水害・地震	○		○	○		
82	鳳中学校	西区鳳西町1丁159番地の1	265-1441	風水害・地震			○	○		
83	浜寺中学校	西区浜寺船尾町西5丁60番地	261-2205	風水害・地震	○		○	○		○
84	福泉中学校	西区山田2丁55番地	271-0267	風水害・地震	○		○	○		
85	上野芝中学校	西区上野芝向ヶ丘町5丁25番1号	278-0540	地震				○		
86	津久野中学校	西区神野町2丁16番1号	274-0215	地震				○		
87	浜寺南中学校	西区浜寺南町1丁55番地	262-6225	風水害・地震			○	○		
88	府立鳳高校	西区原田150番地	271-5151	地震				○		
89	府立福泉高校	西区太平寺323番地	299-9500	地震				○		
90	府立堺上高校	西区上61番地	271-0808	地震				○		
91	家原大池体育館	西区家原寺町1丁18番1号	271-1718	地震				○		
92	福泉中央小学校	南区桃山台4丁17番1号	298-3045	風水害・地震	○	○	○	○		
93	赤坂台小学校	南区赤坂台2丁2番1号	298-3030	風水害・地震		○	○	○		
94	新檜尾台小学校	南区新檜尾台3丁7番1号	298-7300	風水害・地震			○	○		
95	桃山台小学校	南区桃山台2丁6番1号	299-0038	風水害・地震	○		○	○		
96	美木多小学校	南区鴨谷台1丁48番1号	297-0821	風水害・地震	○	○	○	○		
97	城山台小学校	南区城山台1丁20番1号	299-6571	風水害・地震			○	○		
98	御池台小学校	南区御池台2丁3番1号	298-7500	風水害・地震			○	○		
99	庭代台小学校	南区庭代台3丁12番1号	298-3033	風水害・地震			○	○		
100	原山ひかり小学校	南区原山台4丁3番1号(R2.4~)	293-5028	風水害・地震	○		○	○		
101	上神谷小学校	南区片蔵1425番地	297-0028	風水害・地震	○	○	○	○		
102	若松台小学校	南区若松台1丁3番1号	292-0001	風水害・地震	○	○	○	○		
103	茶山台小学校	南区茶山台2丁5番1号	291-1104	風水害・地震			○	○		
104	横塚台小学校	南区横塚台3丁39番1号	291-6000	風水害・地震		○	○	○		
105	はるみ小学校	南区晴美台3丁3番1号	290-1112	風水害・地震			○	○		
106	泉北高倉小学校	南区高倉台3丁5番1号	293-3800	風水害・地震		○	○	○		
107	三原台小学校	南区三原台3丁2番1号	291-0394	風水害・地震		○	○	○		
108	竹城台東小学校	南区竹城台1丁10番1号	235-0070	風水害・地震			○	○		
109	宮山台小学校	南区宮山台2丁2番1号	297-0515	風水害・地震		○	○	○		
110	竹城台小学校	南区竹城台3丁2番1号	297-0777	風水害・地震	○	○	○	○		
111	福泉南中学校	南区桃山台3丁7番1号	298-0001	地震				○		
112	宮山台中学校	南区宮山台1丁1番1号	297-2233	地震				○		
113	三原台中学校	南区三原台1丁12番1号	291-0395	地震				○		
114	晴美台中学校	南区晴美台3丁8番1号	291-5300	地震				○		
115	若松台中学校	南区若松台3丁34番1号	297-0129	地震				○		
116	原山台中学校	南区原山台4丁2番1号	299-5135	地震				○		
117	庭代台中学校	南区庭代台2丁19番1号	298-3043	地震				○		
118	美木多中学校	南区鴨谷台1丁47番1号	299-3700	地震				○		

	学校名	住所	電話番号	避難所種別	指定緊急避難場所(災害種別)					
					洪水	土砂災害※	高潮	地震	津波	大規模な火災
119	赤坂台中学校	南区赤坂台2丁1番1号	298-3040	地震				○		
120	大阪健康福祉短期大学堺・泉ヶ丘キャンパス	南区高倉台1丁2番1号	292-6625	風水害・地震		○	○	○		
121	府立泉北高校	南区若松台3丁2番2号	297-1065	地震				○		
122	府立堺西高校	南区桃山台4丁16番	298-4410	地震				○		
123	府立成美高校	南区城山台4丁1番1号	299-9000	地震				○		
124	府立堺東高校	南区晴美台1丁1番2号	291-5510	地震				○		
125	梅文化会館	南区桃山台2丁1番2号	296-0015	地震				○		
126	鴨谷体育館	南区鴨谷台2丁4番1号	296-1717	地震				○		
127	西百舌鳥小学校	北区百舌鳥西之町1丁82番地	258-0231	風水害・地震	○	○	○	○		
128	百舌鳥小学校	北区百舌鳥梅町2丁498番地	252-0477	風水害・地震			○	○		
129	中百舌鳥小学校	北区中百舌鳥町6丁1033番地の2	258-2650	風水害・地震			○	○		○
130	金岡南小学校	北区金岡町1182番地の1	258-3104	風水害・地震			○	○		
131	金岡小学校	北区金岡町1254番地	252-0028	風水害・地震			○	○		
132	北八下小学校	北区中村町250番地	252-0212	風水害・地震	○		○	○		
133	大泉学園 (大泉小学校・中学校)	北区新金岡町4丁9番1号	251-2816(小学校) 251-6311(中学校)	風水害・地震			○	○		○
134	新金岡東小学校	北区新金岡町4丁1番9号	255-8414	風水害・地震			○	○		○
135	新金岡小学校	北区新金岡町1丁4番1号	252-1723	風水害・地震			○	○		○
136	光童寺小学校	北区新金岡町3丁7番1号	251-2032	風水害・地震			○	○		○
137	東三国丘小学校	北区東三国ヶ丘町2丁2番1号	252-0263	風水害・地震			○	○		
138	五箇荘小学校	北区新堀町2丁58番地	252-1418	風水害・地震	○		○	○		
139	五箇荘東小学校	北区北花田町2丁203番地	255-7911	風水害・地震	○		○	○		
140	東浅香山小学校	北区大豆塚町1丁60番地	252-1081	風水害・地震	○		○	○		
141	新浅香山小学校	北区東浅香山町3丁31番4号	254-5081	風水害・地震	○		○	○		
142	長尾中学校	北区長曾根町1179番地の5	252-0347	風水害・地震			○	○		
143	金岡南中学校	北区金岡町2469番地	258-0233	風水害・地震			○	○		
144	八下中学校	北区中村町977番地の20	252-0412	地震				○		○
145	金岡北中学校	北区新金岡町1丁5番1号	252-0378	地震				○		○
146	五箇荘中学校	北区新堀町1丁85番地の2	254-0031	地震				○		
147	中百舌鳥中学校	北区中百舌鳥町6丁1034番地の11	257-4535	地震				○		○
148	陵南中学校	北区百舌鳥西之町1丁75番地	252-1801	地震				○		
149	府立金岡高校	北区金岡町2651番地	257-1431	地震				○		
150	金岡公園体育館	北区長曾根町1179番地の18	254-6601	地震				○		
151	黒山小学校	美原区阿弥93番地	361-0602	風水害・地震	○		○	○		
152	平尾小学校	美原区平尾360番地	361-0029	風水害・地震	○	○	○	○		
153	美原北小学校	美原区大保19番地	361-0002	風水害・地震	○		○	○		
154	八上小学校	美原区大饗117番地1	361-0810	風水害・地震	○		○	○		
155	美原西小学校	美原区太井548番地	362-4891	風水害・地震	○		○	○		
156	さつき野小学校	美原区さつき野東1丁目6番1号	362-4689	風水害・地震		○	○	○		
157	美原中学校	美原区平尾390番地	361-0271	地震				○		
158	美原西中学校	美原区大饗102番地2	361-6500	地震				○		
159	さつき野中学校	美原区さつき野東1丁目6番1号	362-4689	地震				○		
160	みはら大地幼稚園	美原区菅生587番地	361-8772	風水害・地震	○		○	○		
161	美原体育館	美原区多治井878番地1	361-4511	地震				○		
					61	22	107	161	20	16

※崖崩れ、土石流及び地滑り

避難者収容可能数

区			体育館		教室	
			体育館面積	収容可能人数	教室数	収容可能人数
堺	1	三宝小学校	560	315	26	936
堺	2	市小学校	540	300	12	432
堺	3	錦綾小学校	560	315	9	324
堺	4	浅香山小学校	660	370	18	648
堺	5	錦小学校	560	315	11	396
堺	6	熊野小学校	594	330	12	432
堺	7	錦西小学校	660	370	12	432
堺	8	榎小学校	660	370	23	828
堺	9	三国丘小学校	660	370	23	828
堺	10	英彰小学校	560	315	18	648
堺	11	新湊小学校	660	370	19	684
堺	12	少林寺小学校	609	340	6	216
堺	13	安井小学校	560	315	8	288
堺	14	大仙小学校	660	370	13	468
堺	15	神石小学校	660	370	12	432
堺	16	大仙西小学校	638	355	7	252
堺	17	大浜中学校	837	470	16	576
堺	18	月州中学校	837	470	18	648
堺	19	殿馬場中学校	650	365	16	576
堺	20	三国丘中学校	651	360	20	720
堺	21	浅香山中学校	837	470	12	432
堺	22	陵西中学校	837	470	7	252
堺	23	旭中学校	837	470	9	324
堺	24	旧湊小学校	570	320	0	0
堺	25	関西大学堺キャンパス	1,288	720		
堺	26	市立堺高等学校	1,008	560	18	648
堺	27	府立泉陽高校	800	500	7	252
堺	28	府立三国丘高校	871	544	8	288
堺	29	勤労者総合福祉センター (サンスクエア堺)	1,282	720		
堺	30	大浜公園体育館・武道館	12,908	7,260		
中	31	東百舌鳥小学校	440	240	36	1,296
中	32	土師小学校	560	315	17	612
中	33	宮園小学校	560	315	9	324
中	34	久世小学校	638	350	27	972
中	35	福田小学校	560	315	16	576
中	36	東陶器小学校	670	370	24	864
中	37	西陶器小学校	660	370	12	432
中	38	深井小学校	560	315	19	684
中	39	深阪小学校	560	315	12	432
中	40	八田荘小学校	560	315	19	684
中	41	八田荘西小学校	560	315	12	432
中	42	深井西小学校	560	315	12	432
中	43	東深井小学校	560	315	23	828
中	44	泉ヶ丘東中学校	837	470	19	684
中	45	東百舌鳥中学校	624	350	25	900
中	46	深井中央中学校	837	470	13	468
中	47	八田荘中学校	624	350	14	504
中	48	平井中学校	672	370	16	576

区			体育館		教室	
			体育館面積	収容可能人数	教室数	収容可能人数
中	49	深井中学校	672	370	14	504
中	50	府立東百舌鳥高校	1,080	675	12	432
中	51	教育文化センター (ソフィア・堺)	1,282	720		
中	52	原池公園体育館	3,948	2,220		
東	53	八下西小学校	560	315	12	432
東	54	白鷺小学校	660	370	13	468
東	55	日置荘西小学校	560	315	12	432
東	56	日置荘小学校	560	315	18	648
東	57	南八下小学校	540	300	13	468
東	58	登美丘西小学校	560	315	20	720
東	59	登美丘東小学校	560	315	15	540
東	60	登美丘南小学校	560	315	19	684
東	61	野田小学校	540	300	20	720
東	62	南八下中学校	837	470	11	396
東	63	日置荘中学校	672	370	14	504
東	64	登美丘中学校	837	470	20	720
東	65	野田中学校	672	370	9	324
東	66	府立登美丘高校	800	500	8	288
東	67	初芝体育館	4,724	2,650		
西	68	浜寺石津小学校	560	315	16	576
西	69	浜寺東小学校	560	315	17	612
西	70	浜寺小学校	560	315	18	648
西	71	浜寺昭和小学校	560	315	26	936
西	72	鳳小学校	560	315	24	864
西	73	鳳南小学校	560	315	30	1,080
西	74	福泉上小学校	560	315	15	540
西	75	福泉東小学校	560	315	6	216
西	76	福泉小学校	560	315	35	1,260
西	77	平岡小学校	551	300	11	396
西	78	家原寺小学校	560	315	11	396
西	79	向丘小学校	660	370	20	720
西	80	上野芝小学校	560	315	17	612
西	81	津久野小学校	500	280	15	540
西	82	鳳中学校	624	350	19	684
西	83	浜寺中学校	560	315	14	504
西	84	福泉中学校	837	470	22	792
西	85	上野芝中学校	837	470	13	468
西	86	津久野中学校	672	370	15	540
西	87	浜寺南中学校	837	470	16	576
西	88	府立鳳高校	800	500	11	396
西	89	府立福泉高校	1,080	675	16	576
西	90	府立堺上高校	1,080	675	2	72
西	91	家原大池体育館	6,454	2,650		
南	92	福泉中央小学校	560	315	16	576
南	93	赤坂台小学校	540	300	18	648
南	94	新檜尾台小学校	560	315	17	612
南	95	桃山台小学校	540	300	7	252
南	96	美木多小学校	540	300	20	720
南	97	城山台小学校	560	315	14	504
南	98	御池台小学校	560	315	19	684
南	99	庭代台小学校	540	300	12	432

区			体育館		教室	
			体育館面積	収容可能人数	教室数	収容可能人数
南	100	原山ひかり小学校	699	390	13	468
南	101	上神谷小学校	660	370	7	252
南	102	若松台小学校	560	315	12	432
南	103	茶山台小学校	540	300	12	432
南	104	槇塚台小学校	560	315	14	504
南	105	はるみ小学校	660	370	14	504
南	106	泉北高倉小学校	699	390	12	432
南	107	三原台小学校	540	300	26	936
南	108	竹城台東小学校	540	300	8	288
南	109	宮山台小学校	540	300	16	576
南	110	竹城台小学校	540	300	12	432
南	111	福泉南中学校	650	360	9	324
南	112	宮山台中学校	650	365	13	468
南	113	三原台中学校	624	350	15	540
南	114	晴美台中学校	624	350	10	360
南	115	若松台中学校	650	365	14	504
南	116	原山台中学校	624	350	9	324
南	117	庭代台中学校	624	350	13	468
南	118	美木多中学校	624	350	15	540
南	119	赤坂台中学校	624	350	15	540
南	120	大阪健康福祉短期大学 堺・泉ヶ丘キャンパス			8	527
南	121	府立泉北高校	800	500	10	360
南	122	府立堺西高校	841	525	2	72
南	123	府立成美高校	1,128	705	5	108
南	124	府立堺東高校	1,080	675	12	432
南	125	梅文化会館	4,223	2,370		
南	126	鴨谷体育館	4,731	2,650		
北	127	西百舌鳥小学校	560	315	20	720
北	128	百舌鳥小学校	660	370	26	936
北	129	中百舌鳥小学校	560	315	27	972
北	130	金岡南小学校	560	315	22	792
北	131	金岡小学校	540	300	32	1,152
北	132	北八下小学校	540	300	12	432
北	133	大泉学園 (大泉小学校・中学校)	1,990	1,110	9	324
北	134	新金岡小学校	540	300	16	576
北	135	新金岡東小学校	560	315	6	216
北	136	光竜寺小学校	560	315	12	432
北	137	東三国丘小学校	660	370	20	720
北	138	五箇荘小学校	660	370	19	684
北	139	五箇荘東小学校	540	300	20	720
北	140	東浅香山小学校	540	300	21	756
北	141	新浅香山小学校	560	315	13	468
北	142	長尾中学校	930	520	18	648
北	143	金岡南中学校	624	350	18	648
北	144	八下中学校	560	315	6	216
北	145	金岡北中学校	837	470	12	432
北	146	五箇荘中学校	624	350	19	684
北	147	中百舌鳥中学校	624	350	12	432
北	148	陵南中学校	837	470	21	756
北	149	府立金岡高校	1,080	675	7	252

区			体育館		教室	
			体育館面積	収容可能人数	教室数	収容可能人数
北	150	金岡公園体育館	8,770	4,930		
美	151	黒山小学校	725	405	12	432
美	152	平尾小学校	725	405	12	432
美	153	美原北小学校	600	335	20	720
美	154	八上小学校	725	405	19	684
美	155	美原西小学校	450	250	11	396
美	156	さつき野小学校	468	260	9	324
美	157	美原中学校	945	530	16	576
美	158	美原西中学校	837	470	13	468
美	159	さつき野中学校	580	325	4	144
美	160	みはら大地幼稚園	285	178		
美	161	美原体育館	2,035	1,144		
		計	150,059	83,871	2,227	80,339

● 体育館の避難者収容可能数について

以下の計算式に基づき算出しています。

$$\text{体育館面積} \times 0.9 \text{ (有効面積率)} \div 1.6 \text{ m}^2 \text{ (避難者一人あたりの必要面積)} = \text{収容可能人数}$$

● 教室の避難者収容可能数について

以下の計算式に基づき算出しています。

6.4 m^2 (小中学校の平均的な教室の面積) $\times 0.9$ (有効面積率) $\div 1.6 \times \text{教室数} = \text{収容可能人数}$
 なお、教室には普通教室のほか、柔道場や図書室等が含まれている場合があり、実面積と異なる場合があります。また、災害発生時に使用する教室は、避難者数や施設の被災状況等をふまえ、避難者等で構成される避難所運営委員会で決定されるため、教室数が増減する可能性があります。

広域避難地一覧

広域避難地名		概算面積 (ha)	種別	指定年	許容避難者数
1	三宝公園及びその周辺	2.7	地区公園	H 5	27,275
2	浅香山公園及びその周辺	3.4	市施設	H 5	34,325
3	大浜公園及びその周辺	12.6	総合公園	H 5	125,800
4	大仙公園及びその周辺	28.6	総合公園	H 5	286,125
5	泉北水再生センター及びその周辺	41.7	市施設	H 5	416,800
6	陶器配水場及びその周辺	2.0	市施設	H 7	19,674
7	登美丘中学校及びその周辺	2.2	中学校	H 7	22,382
8	浜寺公園(堺市部)及びその周辺	36.5	広域公園	H 15	364,960
9	浜寺中学校及びその周辺	3.4	中学校	H 7	33,791
10	鴨谷公園及びその周辺	12.4	総合公園	H 7	124,163
11	新檜尾公園及びその周辺	11.1	風致公園	H 7	111,179
12	西原公園及びその周辺	11.4	地区公園	H 7	114,275
13	大蓮公園及びその周辺	15.0	風致公園	H 7	149,522
14	金岡公園・大泉緑地及びその周辺	188.8	運動公園	H 5	1,887,675
15	大阪府立大学及びその周辺	81.4	大学、総合公園	H 5	814,050

福祉避難所一覧

令和3年10月1日現在

	法人名	施設種別	施設名称	所在区	住所
1	浅香山記念会	特別養護老人ホーム	特養 かーさ・びあんか	堺区	堺市堺区今池町4丁4番8
2	浅香山記念会	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	地域特養 かーさびあんか三国ヶ丘	堺区	堺市堺区北三国ヶ丘町2丁4番1号
3	大阪府	支援学校	府立だいせん聴覚高等支援学校	堺区	堺市堺区大仙町1-1
4	大阪府	支援学校	府立堺支援学校	堺区	堺市堺区東上野芝町1-71
5	大阪府障害者福祉事業団	障害者支援施設(就労移行支援)	じよぶライフだいせん	堺区	堺市堺区旭ヶ丘中町4丁2-1
6	宏和会	特別養護老人ホーム	特養 グレース堺	堺区	堺市堺区京町通1-21
7	堺市		健康福祉プラザ 健康福祉センター	堺区	堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3-1
8	堺福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム ハートピア堺	堺区	堺市堺区海山町3丁150番地1
9	悠久会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム ベルライブ	堺区	堺市堺区南安井町3丁1番1号
10	コスモス	生活介護施設、就労継続支援(B型)	障害福祉サービスおおはま障害者作業所	堺区	堺市堺区東湊町5-276
11	稲穂会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム やすらぎの園	中区	堺市中区深井畠山町2528番地1
12	五常会	ケアハウス	ケアハウスゆーとりあ	中区	堺市中区見野山162
13	五常会	特別養護老人ホーム(ユニット型)	ゆーとりあ	中区	堺市中区見野山164
14	コミュニティ福祉会	老人デイサービスセンター	デイサービスセンターひがしやま	中区	堺市中区東山719番1
15	コミュニティ福祉会	認知症対応型共同生活介護	グループホーム ひがしやま(認知症対応)	中区	堺市中区東山719番1
16	コミュニティ福祉会	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業所ひがしやま	中区	堺市中区東山720番1
17	堺あけぼの福祉会	生活介護施設	生活介護 集い「あけぼの」	中区	堺市中区上之853-1
18	障友会	生活介護施設	生活介護 くるみの樹	中区	堺市中区東山252-6
19	障友会	生活介護施設	生活介護 堀みなみ	中区	堺市中区平井671-2
20	障友会	生活介護施設	生活介護 デイセンターフレンズ	中区	堺市中区伏尾79
21	宝生会	認知症対応型共同生活介護	あいする久世 グループホーム	中区	堺市中区東八田387番地の1
22	東光学園	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム ふれ愛の家	中区	堺市中区土塔町2028番地
23	悠久会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム ベルファミリア	中区	堺市中区東山841番地1
24	堺あけぼの福祉会	生活介護施設	紬「あけぼの」	中区	堺市中区上之837
25	堺あけぼの福祉会	生活介護施設	樂「あけぼの」	中区	堺市中区上之838-1
26	コスモス	生活介護施設	障害福祉サービス堺東部障害者作業所	東区	堺市東区高松106
27	いずみ会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム・おおみの	東区	堺市東区西野42番地
28	啓真会	ケアハウス	ケアハウスシャルム出屋敷	東区	堺市東区八下町1-127-1
29	こころの窓	生活介護、就労継続支援(B型)	多機能型 青い鳥	東区	堺市東区日置荘西町8-1-1
30	こころの窓	短期入所	ショートステイ あかね	東区	堺市東区日置荘西町8-1-1
31	コスモス	短期入所施設	多機能型 えると	東区	堺市東区野尻町8-4
32	頌徳福祉会	特別養護老人ホーム(ユニット型)	ソルメゾン	東区	堺市東区菩提町2丁62番地1
33	そうび会	認知症対応型共同生活介護	グループホームつるぎ荘やしも地域サポートセンター	東区	堺市東区石原町3丁150
34	そうび会	特別養護老人ホーム	つるぎ荘	東区	堺市東区日置荘田中町143-1
35	野田福祉会	特別養護老人ホーム	ハーモニー	東区	堺市東区南野田33番地
36	野田福祉会	ケアハウス	ハーモニーコート	東区	堺市東区南野田34番地
37	ラポール会	特別養護老人ホーム	くみのき苑ゆらら	東区	堺市東区南野田454-2
38	ラポール会	老人デイサービスセンター	くみのき苑ゆららデイサービスセンター	東区	堺市東区南野田454-2
39	ラポール会	ショートステイ	短期入所生活介護くみのき苑ゆらら	東区	堺市東区南野田454-2
40	あすなろ会	障害者支援施設	堺福泉療護園	西区	堺市西区草部341番地
41	おおとり福祉会	特別養護老人ホーム	朋友館	西区	堺市西区鳳東町6丁659-1
42	おおとり福祉会	特別養護老人ホーム	朋友サロン	西区	堺市西区草部743
43	風の馬	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム アリオン	西区	堺市西区浜寺石津町西1丁2番7号
44	堺あすなろ会	通所型障害者支援施設	堺あすなろ園	西区	堺市西区草部744-6
45	堺あすなろ会	通所型障害者支援施設	あすなろ万崎の郷	西区	堺市西区草部931-2
46	堺福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム ハートピア泉北	西区	堺市西区大平寺331番地1

	法人名	施設種別	施設名称	所在区	住所
47	障友会	生活介護施設	ケアスペースつむぎ	西区	堺市中区大野芝204-6
48	障友会	短期入所施設	ショートステイ うてな	西区	堺市西区草部775-2
49	フローラ藤の会	ケアハウス	ケアハウス はーとらんど	西区	堺市西区津久野町1丁7番20号
50	悠久会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム ベルアルプ	西区	堺市西区菱木1丁2343番地16
51	障友会	生活介護施設	就労B型・生活介護 わららか草部	西区	堺市西区草部783-1
52	上神谷福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 槙塚荘	南区	堺市南区逆瀬川1038番地2
53	大阪府	支援学校	府立泉北高等支援学校	南区	堺市南区原山台2丁6番
54	大阪府		府立障がい者交流促進センター(ファインプラザ)	南区	堺市南区城山台5丁1番2号
55	こころの家族	特別養護老人ホーム	特養 故郷の家	南区	堺市南区檜尾3360番地12
56	コスモス	生活介護施設	障害福祉サービスふれあいの里かたくら	南区	堺市南区片蔵165
57	コスモス	短期入所施設	多機能型 そら	南区	堺市南区梅202-9
58	堺あけぼの福祉会	短期入所施設	ショートステイ堺あけぼの	南区	堺市南区御池台5丁2番6号
59	堺あすなろ会	入所型障害者支援施設	ピュアあすなろ	南区	堺市南区稻葉3丁1581番地
60	堺あすなろ会	通所型障害者支援施設	アトリエhana	南区	堺市南区宮山台3丁1-8
61	堺市	支援学校	市立上神谷支援学校	南区	堺市南区御池台4丁24-1
62	シャローム	ケアハウス	ケアハウス セットンの家	南区	堺市南区檜尾3360-10
63	朋和会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 年輪	南区	堺市南区御池台5丁2番2号
64	ビッグ・アイ共働機構		国際障害者交流センター(ビッグアイ)	南区	堺市南区茶山台1-8-1
65	まほろば	障害者支援施設	パル・茅渟の里	南区	堺市南区釜室995番地1
66	美木多園	老人保健施設	美樹の園	南区	堺市南区美木多上1359番地2
67	美和会	ケアハウス	ケアハウス美和	南区	堺市南区三木閉57番地
68	よしみ会	特別養護老人ホーム	泉北園百寿荘	南区	堺市南区茶山台3丁23番2号
69	堺あけぼの福祉会	生活介護施設	生活介護 絆あけぼの	南区	堺市南区庭代台2-9-1
70	堺あけぼの福祉会	生活介護施設	生活介護 堀あけぼの園	南区	堺市南区御池台5丁2番6号
71	コスモス	生活介護施設、就労継続支援(B型)	障害福祉サービスせんばく障害者作業所	南区	堺市南区檜尾1382-6
72	コスモス	生活介護施設、就労継続支援(B型)	障害福祉サービスほくぶ障害者作業所	北区	堺市北区南花田町536-1
73	大阪府	支援学校	府立堺聴覚支援学校	北区	堺市北区百舌鳥陵南町1丁
74	大阪福祉会	特別養護老人ホーム	ハピネス金岡 特別養護老人ホーム	北区	堺市北区金岡町2725番地
75	大阪福祉会	認知症対応型共同生活介護	ハピネス陵南 グループホーム	北区	堺市北区百舌鳥陵南町2丁662番地
76	関西福祉会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム陵東館	北区	堺市北区長曾根町1210番地の1
77	関西福祉会	老人短期入所施設	第二陵東館ショートステイセンター	北区	堺市北区長曾根町1210番地の1
78	関西福祉会	障害者支援施設	陵東館長曾根	北区	堺市北区長曾根町713番地の2
79	堺暁福祉会	特別養護老人ホーム	あけぼの苑	北区	堺市北区野遠町344番地1
80	堺市	支援学校	市立百舌鳥支援学校	北区	堺市北区百舌鳥西之町1丁124
81	宝生会	ケアハウス	ケアハウス ブレス南花田	北区	堺市北区南花田町530番地
82	宝生会	特別養護老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホーム ブレス南花田	北区	堺市北区南花田町531番地
83	大阪府社会福祉事業団	特別養護老人ホーム	美原荘「すごうの郷」	美原区	堺市美原区菅生1-1
84	大阪府社会福祉事業団	軽費老人ホーム	軽費老人ホーム(ケアハウス)和風荘	美原区	堺市美原区平尾2196
85	大阪府社会福祉事業団	特別養護老人ホーム	美原荘	美原区	堺市美原区平尾595-1
86	天寿会	介護老人保健施設	介護老人保健施設 ホットスプリング美原	美原区	堺市美原区菅生903番地3
87	天寿会	グループホーム	グループホーム ファミリーハウス美原	美原区	堺市美原区平尾1848番地1
88	天寿会	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 平尾荘	美原区	堺市美原区平尾1938番地1
89	美原の郷福祉会	生活介護、就労継続支援(B型)	ワークセンター「ヴァンサンクつづじ	美原区	堺市美原区小平尾953番

津波避難ビル一覧

資料 5-19(5)

(令和3年10月末現在)

No	施設名称	住所
1	三宝小学校	堺区三宝町5-286
2	月州中学校	堺区神南辺町1-1
3	東急ドエル・アルス堺フェニックス	堺区海山町1-7-2
4	メゾンドール堺ザビエル公園	堺区材木町西2-2-10
5	サンメゾン堺	堺区三宝町1-10-1
6	プランズ堺七道	堺区三宝町2-150-1
7	リーガル堺2	堺区三宝町5-291
8	ヴェルドール堺	堺区三宝町6-314-4
9	山九㈱ さかい寮	堺区三宝町6-324-1
10	アーバンビュー堺プレミアムコート	堺区山本町1-20-1
11	アステージ堺	堺区山本町2-56-1
12	グッドマン堺	堺区築港八幡町1-17
13	クリーンセンター臨海工場	堺区築港八幡町1-70外
14	㈱日新 堀ロジスティクスセンター	堺区築港八幡町138-3
15	クボタ・アルファコート堺	堺区山本町5-95
16	㈱高速オフセット堺工場	堺区松屋大和川通3-132
17	三宝水再生センター	堺区松屋大和川通4-147-1
18	山九㈱ 大阪鉄鋼支店	堺区松屋町1-6-7
19	メゾンドール堺	堺区神南辺町2-76-1
20	日鉄住金テックスエンジ㈱ 阪神支店	堺区緑町4-156-1
21	錦西小学校	堺区神明町西2-1-1
22	ロイヤルコートビル2	堺区車之町西1-1-26
23	ロイヤルコートビル3	堺区車之町西2-2-32
24	ロイヤルコートビル	堺区車之町西2-2-5
25	七道並松東住宅 2棟	堺区七道東町132-22
26	ファミール堺	堺区七道東町182-3
27	ロイヤルパレス	堺区神明町西1-1-7
28	ポルト堺 I	堺区宿屋町西3-1-2
29	ポルト堺 II	堺区宿屋町西3-1-27
30	市小学校	堺区市之町西3-1-14
31	府営堺戎島住宅	堺区戎島町1
32	プラットプラット	堺区戎島町3-22-1
33	堺駅前アーバンコンフォート	堺区戎島町3-22-4
34	ホテル・アゴーラリージェンシー堺	堺区戎島町4-45-1
35	堺化学本社ビル	堺区戎島町5-2
36	ロイヤルコート5番館	堺区戎之町西2-2-3
37	ロイヤルコート3番館	堺区戎之町西2-2-5
38	フクダ電子南近畿販売㈱ 本社ビル	堺区大町西1-1-25
39	スーパーホテル堺マリティマ	堺区大町西3-4-1
40	㈱サンユー都市開発	堺区甲斐町西1-1-31
41	ロイヤルコート6番館	堺区熊野町西1-2-15
42	アパガーデンコートザビエルパーク	堺区熊野町西2-2-12
43	プロパレス堺駅前ピラーステージ	堺区栄橋町2-1-24
44	レックスシティ堺駅前	堺区栄橋町2-1-10
45	ニューライフ堺	堺区住吉橋町1-7-15
46	大阪ガス㈱ 堀ガスビル	堺区住吉橋町2-2-19
47	堺東京海上日動ビル	堺区熊野町西2-1-3
48	シティホテルサンプラザ	堺区竜神橋町1-1-20
49	コンフォートホテル堺	堺区竜神橋町1-5-1
50	エル・アバンダント堺	堺区竜神橋町2-3-9

No	施設名称	住所
51	錦綾小学校	堺区錦綾町1-6-19
52	砂道団地	堺区砂道町1-15-20
53	敬愛シビックホール堺	堺区砂道町3-1-12
54	認定こども園 文化保育園	堺区錦綾町1-3-17
55	レックスガーデン堺東	堺区錦綾町3-8-1
56	関西大学堺キャンパス	堺区香ヶ丘町1-11-1
57	錦小学校	堺区九間町東3-1-17
58	グラン・コート堺九間町	堺区九間町西2-1-1
59	アファームド1	堺区北半町東1-7
60	泉陽高等学校	堺区車之町東3-2-1
61	熊野小学校	堺区熊野町東5-1-49
62	殿馬場中学校	堺区榆屋町東3-2-1
63	関西電力送配電（株） 南大阪配電営業所	堺区熊野町東2-2-20
64	ロイヤルコート8番館	堺区戎之町東1-1-7
65	O P H 堀戎之町	堺区戎之町東4-3-2
66	ホテル1-2-3堺	堺区大町東4-2-30
67	ダイワロイネットホテル堺東	堺区新町5-13
68	男女共同参画センター	堺区宿院町東4-1-27
69	堺市総合福祉会館	堺区南瓦町2-1
70	英彰小学校	堺区寺地町西4-1-1
71	大浜中学校	堺区大浜南町2-4-1
72	O P H 大浜	堺区大浜北町2-6-10
73	パーク大浜	堺区大浜中町3-13-27
74	日新製鋼(株) 大浜寮	堺区大浜南町1-2-2
75	府営堺大浜南町住宅	堺区大浜南町2-3-1・2
76	堺フェニックスビル	堺区宿院町西1-1-3
77	I W C 宿院	堺区宿院町西1-1-6
78	大阪ベイプラザホテル	堺区少林寺町西1-1-1
79	パールハイツ堺	堺区新在家町西1-1-10
80	シティホテル青雲荘	堺区出島海岸通2-4-14
81	府営堺寺地住宅	堺区寺地町西2-2-25
82	レピア堺湊	堺区東湊町2-150-5
83	東湊住宅	堺区東湊町6-353
84	ロータスプラザ	堺区昭和通1丁11-1
85	新湊小学校	堺区西湊町6-6-1
86	府公社湊団地	堺区出島町2-6
87	UR湊駅前団地48号棟	堺区出島町2-7
88	少林寺小学校	堺区少林寺町東4-1-1
89	O P H 堀少林寺	堺区少林寺町東3-2-8
90	森新ビル	堺区寺地町東2-2-1
91	安井小学校	堺区南安井町4-1-5
92	ホテルリバティプラザ	堺区翁橋町1-99
93	翁橋住宅 1棟	堺区翁橋町2-3-1
94	陵西中学校	堺区大仙西町2-79
95	シリウスビジョン(株)	堺区石津北町9-1
96	グラン・コート堺石津川公園	堺区石津町3-7-1
97	魚本流空手拳法連盟總本部	堺区石津町3-7-24
98	浜寺石津小学校	西区浜寺石津町中2-3-28
99	グランコート浜寺北	西区浜寺石津町中1-4-1
100	コスモ浜寺石津町	西区浜寺石津町中1-7-38

No	施設名称	住所
101	アクティブ浜寺石津	西区浜寺石津町中1-8-38
102	ライオンズガーデン浜寺	西区浜寺石津町中2-1-37
103	シャルマンフジ浜寺ガーデンオアシス	西区浜寺石津町中2-200-4
104	ケアライフ・メディカルサプライ㈱ 本社ビル	西区浜寺石津町西2-1-6
105	住宅型有料老人ホーム ハートリンク浜寺	西区浜寺石津町西2-6-17
106	堺サンホテル石津川	西区浜寺石津町西3-4-25
107	ペガサスロイヤルリゾート石津	西区浜寺石津町東1-3-31
108	カサグランデス浜寺北	西区浜寺石津町東1-681-1
109	石津川保育園	西区浜寺石津町東3-6-25
110	ふあみーゆ浜寺	西区浜寺石津町東3-746-2
111	朝日プラザ浜寺	西区浜寺石津町東4-6-1
112	ジョイフルハイツ	西区浜寺石津町東4-330-19
113	ジョイフルハイツ 2	西区浜寺石津町東4-330-22
114	ラ・メゾン坂口	西区浜寺石津町東4-5-46
115	レイシャトレ諒訪ノ森	西区浜寺石津町東5-12-13
116	浜寺東小学校	西区浜寺船尾町東1-101
117	介護療養型老人保健施設 ペルセウス	西区浜寺船尾町東3-447
118	ハイネス諒訪森	西区浜寺船尾町西1-153-2
119	大韓航空大阪マンション	西区浜寺船尾町西3-91
120	浜寺小学校	西区浜寺諒訪森町東2-163
121	諒訪の森団地 1号棟 2号棟	西区浜寺諒訪森町西2-114
122	ダイアパレス浜寺諒訪森	西区浜寺諒訪森町西2-138-1
123	マインハイツ諒訪森	西区浜寺諒訪森町西3-287-1
124	ダイアパレス諒訪森ガーデンパーク	西区浜寺諒訪森町西4-308-1
125	岬工業㈱	西区浜寺諒訪森町西4-380-1
126	中石津住宅 1・2・3・4・5棟	西区浜寺石津町中5-12
127	エスワイビル浜寺莊	西区浜寺公園町1-14-5
128	大和証券グループ浜寺寮	西区浜寺昭和町2-237
129	エテルノテレサ浜寺元町	西区浜寺元町1-120-1
130	㈱スズキ自販近畿 堀社宅	西区浜寺元町1-95-2
131	ダイアパレス浜寺イースト	西区浜寺元町5-525-1
132	ベルク浜寺公園	西区浜寺元町5-563-1
133	プランズ・ヴェリテ堺七道	堺区南島町1丁36-13、2丁88-1
134	藤和浜寺公園ホームズ駅前通り	西区浜寺公園町2丁137-2
135	さかい利晶の杜	堺区宿院町西2丁1番1号
136	イオンモール堺鉄砲町	堺区鉄砲町1番地
137	M F L P 堀 (5階中央車路部)	堺市堺区築港八幡町1番171
138	デュオヒルズ浜寺公園	堺市西区浜寺公園町3丁262番1
139	阪神高速道路 南島換気所	堺市堺区南島町四丁156番1・2・3・4の各一部
140	ファミールハイツ堀2番館	堺市堺区海山町2丁116番
141	特別養護老人ホーム アリオン	堺市西区浜寺石津町西1-2-7
142	くれたけイン南海堀駅前	堺市堺区榮橋町1丁3番
143	ローレルコート浜寺公園	堺市西区浜寺公園町3丁311番
144	ファミールハイツ堀1番館	堺市堺区海山町2丁116番地1
145	遠里小野換気所	堺市堺区遠里小野町1丁24-25
146	大浜体育館・大浜武道館	堺市堺区大浜北町5丁7番1号
147	レーベン浜寺公園	堺市西区浜寺公園町1丁15番地1

堺市備蓄保管量(重要物資11品目)

令和3年4月1日現在

品名/保管期間	備蓄物資 計合	備蓄物資保管場所・保管量								
		堺区役所	中区役所	東区役所	西区役所	南区役所	北区役所	美原区役所	危機管理倉庫等	指定避難所 (161カ所)
アルファ化米<5年>	161,495	11,500	9,350	6,250	10,245	12,000	10,950	3,100	98,100	0
レトルト食品<7年>	26,450	食2,500	食2,150	食2,500	食3,500	食4,000	食3,750	食1,750	食6,300	0
ビスケット<5年>	130,920	食3,000	食2,700	食1,980	食3,180	食3,840	食3,660	食1,080	食17,460	94,020
ビスケット<7年>	58,440	食1,500	食1,000	食300	食400	食400	食200	食200	食1,440	53,000
サバイバルフーズ<25年>	69,840	食3,780	食3,840	食8,700	食15,060	食16,860	食16,020	食0	食5,580	0
高齢者用食(おかゆ)<5年>	14,750	食1,350	食1,050	食900	食1,250	食1,250	食1,450	食750	食6,750	0
お粥<7年>	3,350	食500	食750	食350	食500	食500	食500	食250	食0	0
合計	465,245	食24,130	食20,840	食20,980	食34,135	食38,850	食36,530	食7,130	食135,630	147,020
毛布	139,607	枚300	枚860	枚650	枚986	枚1,150	枚1,180	枚790	枚73,951	枚57,960
育児用調整粉乳<1.5年>	9,057	食1,173	食1,170	食741	食1,269	食960	食3,432	食312	食0	食0
液体ミルク<1.5年>	864	食144	食0	食72	食168	食120	食288	食72	食0	食0
哺乳瓶	2,650	本240	本470	本120	本470	本470	本590	本60	本230	本0
乳児・小児用おむつ	26,732	枚0	枚0	枚0	枚0	枚0	枚0	枚0	枚26,732	枚0
大人用おむつ	4,400	枚0	枚0	枚0	枚0	枚0	枚0	枚0	枚4,400	枚0
生理用品	210,270	枚0	枚0	枚0	枚0	枚0	枚0	枚0	枚210,270	枚0
簡易トイレ	1,816	基27	基76	基63	基120	基114	基80	基32	基0	基1,304
仮設トイレ	436	基18	基16	基14	基20	基20	基4	基0	基0	基324
マンホールトイレ整備数	904	基0	基5	基5	基5	基5	基5	基5	基402	基472
トイレットペーパー	1,173,600	m0	m0	m0	m0	m0	m0	m0	m1,173,600	m
マスク	1,020,000	枚0	枚0	枚0	枚0	枚0	枚0	枚0	枚1,020,000	枚0

※マスクに関しては、「新型インフルエンザ発生時の感染症対策」を想定したものである。
※マンホールトイレ整備数の危機管理倉庫等には、公園の防災トイレも含む。

大阪府災害用備蓄物資一覧

令和3年9月30日現在

品 名	備蓄物資 目標数量	備蓄物資 合 計					備 考
			北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等	
重要物資	煮炊不要食等食糧	1,100,000 食	1,106,500 食	88,760 食	824,120 食	187,120 食	6,500 食
	毛布	880,942 枚	880,880 枚	111,130 枚	628,230 枚	132,540 枚	8,980 枚
	哺乳瓶	3,900 本	3,900 本	960 本	1,980 本	960 本	0 本
	紙おむつ	317,140 枚	317,920 枚	27,820 枚	212,506 枚	54,546 枚	23,048 枚
	トイレットペーパー	9,910,602 m	9,916,800 m	924,000 m	7,047,200 m	1,811,200 m	134,400 m
	生理用品	257,676 枚	1,391,656 枚	340,272 枚	693,430 枚	337,714 枚	20,240 枚
	マスク	23,786 枚	875,350 枚	0 枚	875,350 枚	0 枚	0 枚
	簡易トイレ	8,810 基	1,556 基	306 基	850 基	400 基	0 基
	粉ミルク	1,923,979 g	1,925,280 g	メーカー側ランニングストック(森永乳業、雪印ビーンスターク、アサヒグループ食品)			
ペットボトル水	本	358,224 本	4,992 本	345,672 本	7,560 本	0 本	
肌着	組	49,791 組	3,671 組	26,170 組	12,500 組	7,450 組	
タオル	枚	34,353 枚	0 枚	23,853 枚	0 枚	10,500 枚	
ティッシュ	個	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個	
飲料水袋	袋	51,750 袋	0 袋	11,750 袋	40,000 袋	0 袋	
作業服	着	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着	
移動式仮設風呂	基	3 基	1 基	1 基	1 基	0 基	
かにパン	袋	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓(株)				
漬物	トン	18 トン	〃 大阪府漬物事業協同組合				

○ 調達対応

精 米 (6 社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定 (株)大阪第一食糧・幸南食糧株・幸福米穀株・(株)丸三・ (株)勝山商店・津田物産株)	倉庫保管料を負担し確保 6食分相当
災害用医療物資 確 保・供 給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 府内災害拠点病院	推定入院患者の3日分
災害用医薬品等 備 蓄・供 給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 ((一般社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合)	推定入院・外来患者の7日分(上記推定入院患者の3日分を除く)

コンテナ型備蓄倉庫内備蓄物資一覧表

令和4年1月現在

項目	品名・仕様など	各コンテナ内 数量
仮設トイレ	ベンケイック又はドントコイ等	2
簡易トイレ	サニターⅡ又はサニータークリーンポータブル等	8
トイレットペーパー	芯なし150m×48ロール／箱	1
生理用品	24個入り/1袋 (+ 箱入り1箱)	3袋+1箱
発電機セット	発電機(ホンダ・ヤマハ)	1
	燃料携行缶(20㍑)	1
	ガソリン缶(1㍑缶×4本／箱)	1
	オイル(1㍑缶×1本)	1
	ハロゲンライト	1
	ライトスタンド	1
	コードリール(30m)	2
毛布	アルミ真空パック(10枚/箱)	36
サルベージ(ブルー)シート	5.4m×5.4m	5
万能斧	330mm、770g	3
ハンマー(両口)	3.6kg、900mm柄付	3
ハンマー	FH06(6)・FH13(12)・FH14(18) FH-15(12)・FH50(12)・FHL51(5)	65
救助用ロープ	径12mm×20m	3
ノコギリ	バクマソー-300mm木柄式	5
スコップ(丸パイプ柄)	特選木柄ショベル、850mm程度	5
パール	1200mm×1、900mm×5、750mm×2、600mm×1	9
ツルハシ	片ツル、1.8kg、900mm柄付	3
ボルトクリッパー	BC-750	2
軍手	すべり止め付き(1ダース)	3
災害用折りたたみ式担架	ANS-11(5.5kg、188cm×47cm×3cm)	1
簡易担架	1155P (5基入り/箱)	1
災害用優先電話機	プラスチックケースに一式格納	2
更衣室等用テント	災害用プライベートルームPB-2.1(株式会社ニード)	2
簡易給水タンク(1t)		1
マンホールトイレ用資機材	上部テント(身障者用) D2.2m×W2.2×H2.7	1
	上部テント(健常者用) D1.2m×W1.2×H2.435	4
	便器	5
	エンジン式ポンプ・吸管・ホース 各1	5
	ガソリン缶(1㍑缶×4本／箱)	1
	マンホールキー	1
	ランタン GENTOS EX-777XP (10年保存の電池含む)	5
防犯ブザー		5
運搬用台車	籠(あり、なし)	1
コンテナ	鍵、外観等の状態	
ラジオ	手回しラジオ	1
弾性ストッキング(※小学校のみ)	S:3足、M:12足、L:5足	20
指定避難所等対応職員が 使用する資機材	トランシーバー(プラスチックケースに一式格納)	2
	避難所開設布看板(60cm×41cm ロープ付)	2
	腕章	4
	懐中電灯	4
	ヘルメット	4
	ビブス	2
	コロナ対応ボックス1(マルチコンテナ透明) ※職員室保管 コロナ対応ボックス2(マルチコンテナ黒) コロナ対応ボックス3(段ボール箱1) コロナ対応ボックス4(段ボール箱2) マスク1箱100枚入×12箱 使い捨て手袋1箱100枚入×10箱 ゴミ袋(大1箱100枚入×5箱・小1袋100枚入×20袋)	1 1 1 1 1 1 各1
感染症対策資器材	段ボールベット コットベット(コールマン、ロゴス) パーテーション ブルーシート(5.4×5.4 6枚入り1袋)	10 各5 20 1包

災害用備蓄物置内備蓄物資一覧表

令和4年1月現在

No.	項目	品名・仕様等	数量
1	サーナカルマスク	各避難所3日分	2,000枚
2	手指消毒用アルコール	500ml	10本
3	次亜塩素酸ナトリウム	ハイター／容器	1個／5本
4	簡易ベッド（耐荷重100kg）	症状者などを対象	5台
5	簡易ベッド（耐荷重80kg）	一般避難者などを対象	5台
6	段ボールベッド	避難行動要支援者などを対象	10台
7	仕切り用パーテーション	同室内区画が必要な場合使用	20セット
8	非接触型体温計	職員室など施設管理者で保管	3個
9	固体石鹼／石鹼ネット	手洗い用	30個／10個
10	ペーパータオル	200枚入	15セット
11	ゴミ袋（小）	100枚入	10セット
12	ゴミ袋（大）	100枚入	5セット
13	使い捨て手袋	100枚入	11セット
14	ブルーシート（体育館区分用）	5.4m × 5.4m	6枚
15	養生テープ		5個
16	筆記用具（クリップペンシル）	50本／セット	1セット
17	フェイスシールド	消毒して繰り返し利用	10個
18	アイソレーションガウン	使い捨て	10枚
19	布マスク	3枚入	6枚
20	ビスケット	60食入り	7箱
		60食入り	8箱
21	水	24本入り	12箱
		24本入り	12箱
		24本入り	12箱
		24本入り	12箱

応急仮設住宅建設候補地

種別	区域	面積 m ²	地番 又は 名称	建設可能戸数
近隣公園	堺	5,679	浅香山公園 野球場	120
	堺	3,200	大浜北公園	68
	堺	1,280	ザビエル公園	27
	地区公園	11,237	三宝公園 野球場	238
	堺	4,168	三宝公園	88
	堺	5,639	霞ヶ丘公園	119
	堺	11,033	大浜公園 野球場	233
	堺	7,447	大浜公園 市民広場	157
	堺	7,042	大仙公園 催し広場	149
堺区域内合計		56,725		1,199
地区公園	中	1,855	八田荘公園	39
	中	3,100	深井北町公園	65
	中	2,480	水賀池公園	52
中区域内合計		7,435		156
地区公園	東	1,016	登美丘北公園	21
	東	7,166	白鷺公園 野球場	151
	東	7,611	白鷺公園 運動場	161
東区域内合計		15,793		333
近隣公園	西	1,964	神野公園	41
	西	3,100	鳳公園	65
	西	1,990	築港新町 はまなでしこ公園	42
西区域内合計		7,054		148
近隣公園	南	1,382	宮山公園	29
	南	2,078	竹城公園	44
	南	3,242	三原公園	68
	南	4,412	高倉公園	93
	南	6,921	晴美公園 野球場	146
	南	1,597	晴美公園	33
	南	2,763	楳塚公園	58
	南	3,651	茶山公園 野球場	77
	南	3,586	桃山公園	75
	南	3,143	原山公園	66
	南	4,373	庭代公園 野球場	92
	南	5,400	庭代公園	110
	南	3,774	御池公園	79
	南	2,331	赤坂公園	49
	南	3,013	城山公園	63
	南	9,463	田園公園 自由広場	200
	南	9,969	西原公園 野球場	211
	南	3,877	荒山公園	82
	南	13,024	鴨谷公園 野球場	275
南区域内合計		87,999		1,850
運動公園	北	4,375	新金岡（金岡東第一）公園	92
	北	4,848	光竜寺（金岡東第二）公園	102
	北	2,833	金岡東（金岡東第三）公園	59
	北	3,310	船堂公園	70
	北	1,333	陵南中央公園（百舌鳥陵南第二）公園	28
	北	14,874	金岡公園 野球場	315
北区域内合計		31,573		666
近隣公園	美原	5,086	大池公園	107
	美原	1,074	さつき野公園	22
	街区公園	3,039	東多治井公園	64
	美原	3,594	美原西ふれあい公園	76
美原区域内合計		12,793		269
合 計		219,372		4,621

災害時用臨時ヘリポート

ヘリポート名稱	所在地	土地の状況						備考
		形状	座標（世界測地系）	住所	所有者又は管理者			
		緯(m)	横(m)	表面	北緯	東経	代表	
堺市大浜公園野球場	堺市堺区大浜北町4丁	115	105	土	34度34分43秒	135度27分37秒	大阪府堺市東区北野田1077	公益財団法人 堀市教育スポーツ振興事業団
堺市金岡公園野球場	堺市北区長曾根町1179-18	200	120	土	34度34分20秒	135度30分32秒	大阪府堺市東区北野田1077	公益財団法人 堀市教育スポーツ振興事業団
堺市立美木多小学校グラウンド	堺市南区鴨谷台1-48-1	150	100	土	34度28分26秒	135度29分04秒	堺市南区鴨谷台1-48-1	堺市立美木多小学校
大泉緑地内野球場	堺市北区金岡町128	100	100	土	34度33分38秒	135度31分51秒	堺市北区金岡町1-2-8	一般財団法人 大阪府公園協会
大阪府立大学グラウンド	堺市中区学園町1-1	200	150	土	34度32分44秒	135度30分32秒	堺市中区学園町1-1	公立大学法人 大阪府立大学
泉北再生センターグラウンド	堺市中区八田西町1-2-1	100	150	土	34度31分18秒	135度28分40秒	堺市北区百舌鳥梅町北町1丁39-2	堺市上下水道局
堺市立福田小学校	堺市中区福田727	70	90	土	34度31分30秒	135度31分06秒	堺市中区福田727	堺市立福田小学校
堺市立登美丘中学校グラウンド	堺市東区高松408	70	95	土	34度31分35秒	135度31分52秒	堺市東区高松408	堺市立登美丘中学校
堺市初芝野球場	堺市東区野尻町221-4	80	50	土	34度32分28秒	135度31分23秒	堺市東区野尻町221-4	ミズノ・堺市教育スポーツ振興事業団グループ 代表団体 美津濃株式会社
堺市立浜寺中学校グラウンド	堺市西区浜寺船尾町西5-60	80	50	土	34度32分36秒	135度27分31秒	堺市西区浜寺船尾町西5-60	堺市立浜寺中学校
堺市鴨谷野球場	堺市南区鴨谷台2-4-1	160	120	土	34度28分31秒	135度28分43秒	堺市南区鴨谷台2-4-1	ミズノグループ 代表団体 美津濃株式会社
堺市美原みの池運動広場	堺市美原区阿弥377-1	102	95	土	34度31分51秒	135度33分07秒	堺市美原区多治井878-1	NPO法人美原体育協会
堺市美原多治井運動広場	堺市美原区多治井878-3	120	80	土	34度32分36秒	135度34分04秒	堺市美原区多治井878-1	NPO法人美原体育協会
堺市原池公園野球場	堺市中区平井411	110	110	土	34度31分00秒	135度29分46秒	堺市中区平井411	ミズノグループ 代表団体 美津濃株式会社

文化財の現況

1 文化財保護法による指定

有形文化財

種類	建造物	絵画	書跡 典籍古文書	工芸品	彫刻	考古資料	計
国宝	1	--	--	--	--		1
重要文化財	10	7	1	6	1	2	27

史跡・名勝・天然記念物

種類	古墳	その他史跡	植物	計
史跡	2	4	--	6
名勝				1
天然記念物			1	1
民俗文化財				1

2 大阪府文化財保護条例・大阪府古文化記念物等保存顕彰規則による指定

() 内の数字は府規則によるもの

種類	建造物	絵画	書跡 典籍古文書	工芸品	彫刻	計
有形文化財	2(2)	4	1	3	6(1)	16(3)
無形民俗文化財						2
有形民俗文化財						0
史跡						5(2)
名勝						1
天然記念物						7

3 堺市文化財保護条例による指定

種類	建造物	絵画	書跡 典籍古文書	工芸品	彫刻	考古資料	歴史資料	計
有形文化財	9	9	8	1	9	5	5	46
無形民俗文化財	石津太神社の「やっさいほっさい」							

史跡・名勝・天然記念物

種類	計
史跡	3
名勝	2

市内緊急交通路一覧表

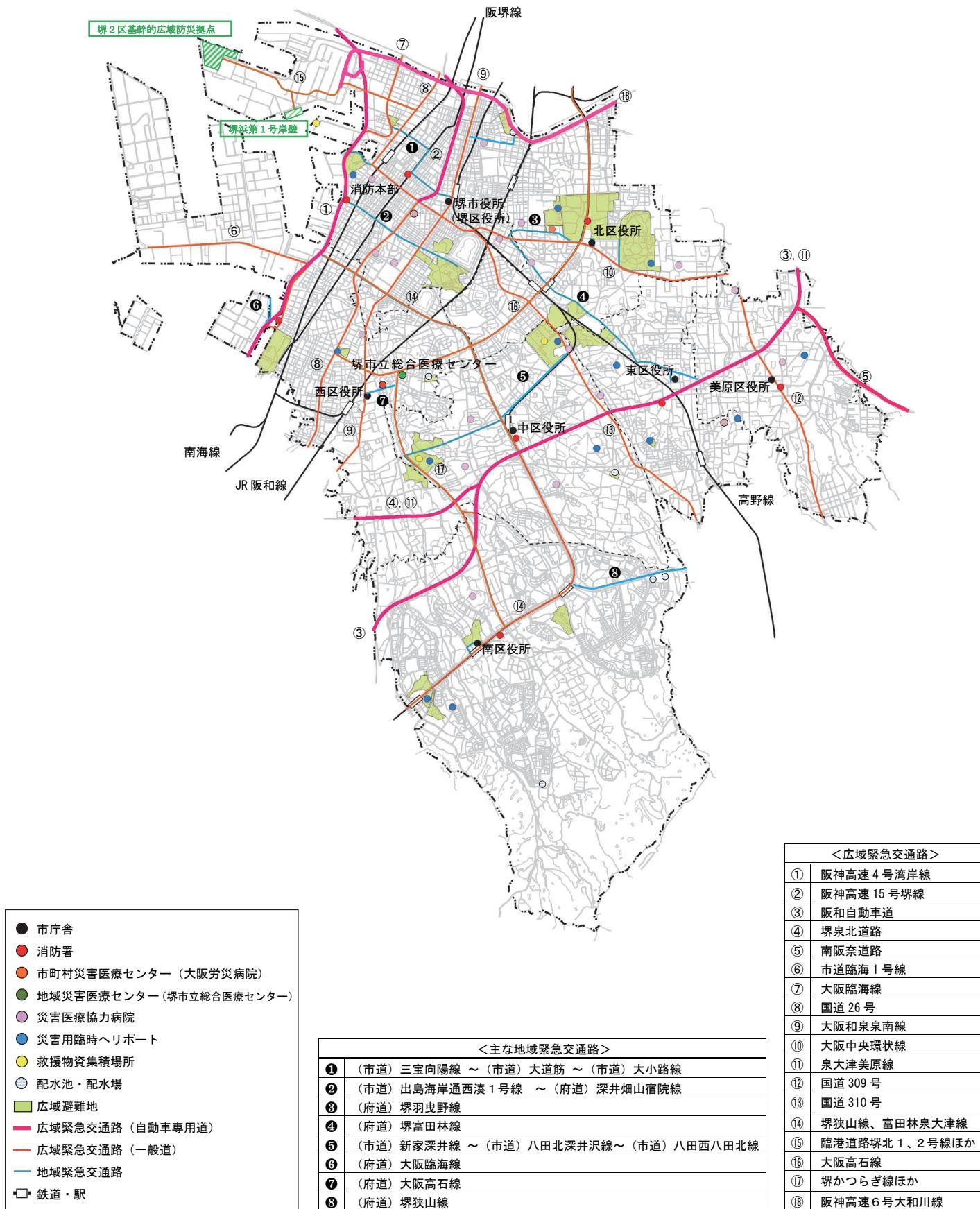
●広域緊急交通路

	路線名	起点	終点
1	阪神高速4号湾岸線	市内出入口(三宝、大浜、出島、石津、浜寺)	
2	阪神高速15号堺線	市内出入口(堺)	
3	阪和自動車道	市内出入口(堺、美原南、美原北)	
4	堺泉北道路	市内出入口(菱木、太平寺、平井)	
5	南阪奈道路	市内出入口(美原、美原東)	
6	(市道)臨海1号線	西区築港新町3丁地先	堺区石津西町地先
7	(府道)大阪臨海線	堺区松屋町2丁地先	西区築港浜寺町地先
8	国道26号 ※重点14路線	堺区南島町地先	西区鳳西町2丁地先
9	(府道)大阪和泉泉南線 ※重点14路線	堺区遠里小野町4丁地先	西区上地先
10	(府道)大阪中央環状線 ※重点14路線	堺区榎元町6丁地先	美原区今井地先
11	(府道)泉大津美原線	西区草部地先	美原区丹上地先
12	国道309号	美原区木材通4丁目地先	美原区今井地先
13	国道310号 ※一部区間重点14路線(堺区翁橋1丁地先～ 榎元町6丁地先)	堺区翁橋町1丁地先	東区西野地先
14	(府道)堺狭山線～(府道)富田林泉大津線	堺区大浜北町3丁地先	南区新檜尾台2丁地先
15	臨港道路～(市道)築港八幡6号線 ～(市道)八幡三宝線	堺区匠町地先	堺区海山町6丁224番1地先
16	(府道)大阪高石線	北区常盤町2丁地先	西区浜寺船尾町西4丁地先
17	(市道)津久野18号線～(府道)堺かつらぎ線	西区津久野町1丁13番地先	南区竹城台3丁22番1地先
18	阪神高速6号大和川線	市内出入口(三宝、鉄砲、常磐)	

●主な地域緊急交通路

	路線名	起点	終点
1	(市道)三宝向陽線～(市道)大道筋 ～(市道)大小路線	堺区山本町4丁86番地先	堺区南瓦町3丁29番1地先
2	(市道)出島海岸通西湊1号線 ～(府道)深井畠山宿院線	堺区大浜南町2丁58番地先	堺区百舌鳥夕雲町3丁207番地先
3	(府道)堺羽曳野線	堺区向陵中町5丁地先	北区長曾根町地先
4	(府道)堺富田林線	堺区向陵東町1丁地先	美原区北余部西4丁目地先
5	(市道)新家深井線～(市道)八田北深井沢線 ～(市道)八田西八田北線	中区新家町680番地先	中区八田西町1丁433番地先
6	(府道)大阪臨海線	堺区築港浜寺町地先	堺区築港浜寺町地先
7	(府道)大阪高石線	西区鳳東町6丁地先	西区家原寺町1丁地先
8	(府道)堺狭山線	南区三原台1丁地先	南区岩室地先

広域・地域緊急交通路図



地域防災計画に定める地下街等・要配慮者利用施設・大規模工場等

地域防災計画に定める地下街等

(大和川浸水想定区域)

No.	名 称	所在地
1	社会医療法人清恵会 清恵会病院	堺区南安井町1丁1-1
2	ポルタス堺	堺区戎島町4丁45-1
3	地下鉄御堂筋線 北花田駅	北区北花田町2丁14-3

(石津川浸水想定区域)

No.	名 称	所在地
1	独立行政法人堺市病院機構 堺市立総合医療センター	堺市西区家原寺町1丁1番1号

(高潮浸水想定区域)

No.	名 称	所在地
1	社会医療法人清恵会 清恵会病院	堺区南安井町1丁1-1
2	ポルタス堺	堺区戎島町4丁45-1
3	南海堺東ビル	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地

地域防災計画に定める要配慮者利用施設等

(大和川浸水想定区域)

No.	施設名称	所在地	施設の種別
1	ぬくもりのおうち保育堺駅前園	堺区栄橋町1丁4-13 P INUS 栄橋101	児童福祉施設
2	就労支援継続支援 B型事業所ラポール	堺区栄橋町1丁6-5	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
3	マミーズアイ幼保園 さかい園	堺区栄橋町2丁2-23 ベルメゾン堺1F	児童福祉施設
4	清恵会 ちゅうりっぷ保育園	堺区永代町2丁3-9	その他の社会福祉施設
5	リング	堺区遠里小野町2丁1-3	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
6	LITALICO ジュニア 堀東教室	堺区翁橋町1丁1-1 ミナルコビル1階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
7	アルファプラス	堺区翁橋町1丁1-1 ミナルコビル201号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
8	アトラス	堺区翁橋町1丁1-1 ミナルコビル3階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
9	つくしの会デイサービスセンター	堺区翁橋町1丁9-15	通所介護
10	デイサービスかがやき	堺区翁橋町1丁99	通所介護
11	K i d s C l u b ルピナス	堺区翁橋町2丁3-3-102	その他の社会福祉施設
12	住宅型有料老人ホームクラシコート堺	堺区海山町1丁7-1	有料老人ホーム
13	ハートピア堺	堺区海山町3丁150-1	老人福祉施設
14	ハートピア堺デイサービスセンター	堺区海山町3丁150-1	通所介護
15	特別養護老人ホームハートピア堺	堺区海山町3丁150-1	短期入所生活介護
16	フィオレヴィーダ堺	堺区海山町3丁154-4	有料老人ホーム
17	三宝こども園	堺区海山町5丁195-3	児童福祉施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
18	認定こども園 文化保育園	堺区錦綾町1丁3-17	児童福祉施設
19	おべんとうハウス愛	堺区錦綾町3丁5-17	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
20	ワークプラスはるかぜ	堺区錦綾町3丁7-5	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
21	アップル保育園綾ノ町	堺区錦之町東1丁1-13	児童福祉施設
22	ジョイリハ堺東	堺区櫛屋町東3丁1-10	通所介護
23	ベルキンダー安井分園	堺区熊野町西2丁2-1	児童福祉施設
24	アリエス	堺区熊野町東4丁2-9 はるか三恵1階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
25	有料老人ホームサンシャインコート御陵通	堺区御陵通1丁6	有料老人ホーム
26	リハビリディサービス オズ貯筋俱楽部	堺区甲斐町東2丁1-2 2階	通所介護
27	エントレリハ	堺区甲斐町東3丁1-13	通所介護
28	かさねハイツ甲斐町	堺区甲斐町東4丁1-9	有料老人ホーム
29	小規模多機能型居宅介護かさね甲斐町	堺区甲斐町東4丁1-9	小規模多機能型居宅介護
30	はるかぜ作業所	堺区香ヶ丘町1丁3-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
31	就労支援センター浅香山	堺区香ヶ丘町1丁3-18 中井ビル2F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
32	第2ケアセンターはるかぜ	堺区香ヶ丘町1丁4-8	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
33	ケアセンターはるかぜ	堺区香ヶ丘町1丁4-9	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
34	はるかぜ作業所 (第3ケアセンターはるかぜ)	堺区香ヶ丘町1丁5-2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
35	ハッピーポケット	堺区香ヶ丘町4丁2-38	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
36	堺北幼稚園 幼稚園型認定こども園	堺区香ヶ丘町4丁2-5	児童福祉施設
37	かんぎ作業所	堺区香ヶ丘町4丁7-7	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
38	しあわせ作業所	堺区高須町3丁1-19	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
39	ショートステイしあわせ	堺区高須町3丁1-19	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
40	かい花砂道	堺区砂道町2丁3-11	サービス付き高齢者向け住宅
41	池田産婦人科	堺区材木町東3丁1-20	病院・診療所
42	どりいむワーク	堺区堺区少林寺町東1-1-9 リラハイツⅠ101号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
43	看護小規模多機能型居宅介護あっと桜之町	堺区桜之町西2丁1-18	複合型
44	三宝幼稚園	堺区三宝町4丁236	幼稚園
45	ポシブル堺鉄砲町	堺区三宝町4丁254-1 1階	通所介護
46	就労支援センターみらい	堺区三宝町6丁309-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
47	ホットケアホーム 三宝	堺区三宝町6丁312-4	サービス付高齢者向け住宅
48	きらら保育園七道ルーム	堺区山本町1丁18-6	児童福祉施設
49	リハビリディサービスクローバー	堺区市之町東5丁2-11	通所介護
50	ドルフィンラブ	堺区市之町東5丁2-11 -201	障害者福祉サービス事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
51	クロスジョブ堺	堺区市之町東6丁2-16 堺東E H第二ビル2階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
52	グループホーム少林寺館	堺区寺地町東4丁2-31	認知症対応型共同生活介護
53	錦西こども園	堺区七道西町12-29	児童福祉施設
54	住宅型有料老人ホーム ゆうあい	堺区七道東町179-1	有料老人ホーム
55	オリーブ	堺区車之町西1丁1-26 ロイヤルコートビルⅡ301	その他の社会福祉施設
56	シニアハウス笑楽堺	堺区住吉橋町2丁1-12	サービス付き高齢者向け住宅
57	デイサービス笑楽 堀	堺区住吉橋町2丁1-12	通所介護
58	機能訓練ケアステーションヴィンテージラブ	堺区戎島町1丁55-8	通所介護
59	未来予想図	堺区宿院町東3丁1-3 -201	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
60	介護付有料老人ホーム ミヨ俱楽部堺	堺区宿屋町東1丁1-4	サービス付き高齢者向け住宅
61	介護付有料老人ホーム ミヨ俱楽部堺	堺区宿屋町東1丁1-4	特定施設入居者生活介護
62	宝珠学園幼稚園	堺区宿屋町東3丁2-36	幼稚園
63	児童デイサービス はみんぐばーど	堺区出島海岸通1丁11-5 ジーフラット堺1F	その他の社会福祉施設
64	いずみデイセンター	堺区出島海岸通1丁3-10 2階	通所介護
65	ケアコート海岸通	堺区出島海岸通2丁11-3	有料老人ホーム
66	グループホームいこいの家	堺区出島浜通35-1	認知症対応型共同生活介護
67	フォーユー堺東湊	堺区春日通4丁22-1	有料老人ホーム
68	シルバーハウス恵乃郷	堺区春日通4丁23-21	有料老人ホーム
69	英彰こども園	堺区少林寺町西3丁2-2	児童福祉施設
70	ちえりいくらぶ	堺区少林寺町東1丁1-7	その他の社会福祉施設
71	ともに一しょうりんじ	堺区少林寺町東2丁2-3	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
72	松屋茶論	堺区松屋大和川通1丁13-1	短期入所生活介護
73	松屋茶論	堺区松屋大和川通1丁13-1	老人福祉施設
74	清恵会 コスモス保育園	堺区松屋町1丁4-1	その他の社会福祉施設
75	清恵会三宝病院	堺区松屋町1丁4-1	病院・診療所
76	W. P. にんとく	堺区新在家町東2丁1-23	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
77	C L A N 堀	堺区新在家町東4丁1-3	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
78	C L A N 堀	堺区新在家町東4丁1-3	その他の社会福祉施設
79	ソース堺東	堺区新町3-7 STCビル6階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
80	だいいちキッズルーム神南辺園	堺区神南辺町1丁45-1 大阪第一交通株式会社2階	その他の社会福祉施設
81	医療法人甲潤会 八木クリニック	堺区神明町西1丁1-17	病院・診療所
82	P I C N I C	堺区神明町西1丁1-7 ロイヤルパレス1階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
83	龍谷保育園	堺区神明町東3丁1-10	児童福祉施設
84	笑若庵デイサービス	堺区神明町東3丁1-32	通所介護
85	デイサービス オーク俱楽部御陵前	堺区西湊町1丁3-24	通所介護
86	ワインクル西湊	堺区西湊町5丁4-12	有料老人ホーム
87	幼保連携型認定こども園湊はなぞの幼稚園	堺区西湊町5丁7-7	児童福祉施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
88	なのはな	堺区西湊町6丁2-6-101	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
89	木の下の保育園西湊町	堺区西湊町6丁2-8	児童福祉施設
90	デイサービスステーションきずなの会	堺区西湊町6丁4-3	通所介護
91	浅香こども園大和川分園	堺区浅香山町3-5-15	児童福祉施設
92	キッズベアー浅香山	堺区浅香山町3丁12-10 ハナタニビル1階	児童福祉施設
93	リハビリセンターあさか	堺区浅香山町3丁12-10 ハナタニビル3階	通所介護
94	デイサービス きたえるーむ堺浅香山	堺区浅香山町3丁5-20	通所介護
95	みらいじゅ	堺区大町東1丁1-2 ATOMIC BLD. 6階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
96	マーブル堺東	堺区大町東1丁2-26 音楽ビル2階	その他の社会福祉施設
97	すまいるはあと 大浜	堺区大浜中町2丁3-14 大浜TKハイツ1階	通所介護
98	リハビリテーション颶 大浜	堺区大浜南町3丁1-11号 UR大浜南町第二 301号室	通所介護
99	阪堺病院保育所	堺区大浜北町1丁5-10	その他の社会福祉施設
100	医療法人沈沢医院	堺区大浜北町2丁1-30	病院・診療所
101	いきいき倶楽部館大浜	堺区大浜北町3丁10-15、 16	有料老人ホーム
102	いきいきグループホーム	堺区大浜北町3丁10-16	認知症対応型共同生活介護
103	メゾン・デ・サントネール大浜	堺区大浜北町3丁11-18	有料老人ホーム
104	幼保連携型認定こども園ベルキンダー安井	堺区中安井町1丁1-11	児童福祉施設
105	結いの苑 堺東	堺区中瓦町1丁2-16	サービス付高齢者向け住宅
106	LITALICOワークス堺東	堺区中瓦町1丁4-24 堺東EH第三ビル8階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
107	堺リハビリテーションセンター	堺区中之町西4丁1-28 朝日プラザ宿院101	通所介護
108	デイサービスいとう	堺区鉄砲町22 川元ハイツ 1階	通所介護
109	幼保連携型認定こども園湊つばさ幼稚園	堺区東湊町1丁59-1	児童福祉施設
110	コスマス放課後等デイサービスでん・でん	堺区東湊町4丁237-1	その他の社会福祉施設
111	第2おおはま障害者作業所	堺区東湊町4丁237-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
112	けやきハウス	堺区東湊町4丁265-1	有料老人ホーム
113	湊こども園	堺区東湊町5丁273	児童福祉施設
114	おおはま障害者作業所	堺区東湊町5丁276	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
115	地域活動支援センター おおはま	堺区東湊町5丁276	地域活動支援センター
116	清恵会病院	堺区南安井町1丁1-1	病院・診療所
117	コペルプラス 堺東教室	堺区南花田口町2丁2-7 南野ビル5階	その他の社会福祉施設
118	地域活動支援センターくらすメイト	堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館3階	地域活動支援センター
119	ワークスペース・ニコライズ	堺区南清水町1丁1-28	障害者福祉サービス事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
120	サービス付き高齢者向け住宅やわらぎ	堺区南清水町3丁2-5	サービス付き高齢者向け住宅
121	看護小規模多機能ホーム セレーノ	堺区南田出井町1丁3-12	複合型
122	ゆうあいデイサービスセンター	堺区南島町5丁157-2	通所介護
123	堺ケアセンターそよ風	堺区南島町5丁161-2	通所介護
124	堺ケアセンターそよ風	堺区南島町5丁161-2	認知症対応型共同生活介護
125	ビーナスプラス御陵前	堺区南半町西3丁1-6 -101	地域密着型通所介護
126	富士幼保園	堺区南旅籠町東2丁2-33	その他の社会福祉施設
127	富士ベビー保育園	堺区南旅籠町東2丁2-34	児童福祉施設
128	G A R O <作業所雅老>	堺区楠町2丁1-20	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
129	ペガサスディサービスセンター雅老園	堺区楠町2丁1-20	通所介護
130	永幸苑	堺区柏木町3丁2-11	サービス付高齢者向け住宅
131	老人保健施設堺ラ・メール	堺区柏木町3丁3-9	介護老人保健施設
132	老人保健施設堺ラ・メール	堺区柏木町3丁3-9	短期入所療養介護
133	老人保健施設堺ラ・メール	堺区柏木町3丁3-9	通所リハビリテーション
134	コアラキッズホーム	堺区北花田口町2丁3-20	その他の社会福祉施設
135	ばんぶう～作業所	堺区北花田口町3丁1-27 白山ビル2F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
136	アイエンロール保育園	堺区北瓦町1丁5-14 瓦町ビル2階	児童福祉施設
137	マミーズアイ幼保園 さかいひがし園	堺区北瓦町2丁3-8 堺東北條第2ビル2F	その他の社会福祉施設
138	H O P E オフィス堺	堺区北瓦町2丁4-18 りそな堺東ビル5階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
139	ポポラーレ	堺区北庄町1丁6-22	サービス付き高齢者向け住宅
140	自遊工房	堺区北庄町1丁6-24	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
141	花りばん 浅香山	堺区北清水町1丁2-13	サービス付高齢者向け住宅
142	医療法人淳康会堺近森病院	堺区北清水町2丁4-1	病院・診療所
143	デイサービスセンターソレイユ	堺区北半町西1-24	通所介護
144	放課後等デイサービス わかば七道	堺区北旅籠町西3丁3-10	その他の社会福祉施設
145	いろどり堺	堺区柳之町西3丁3-20	有料老人ホーム
146	リハビリディサービス大きな手・堺	堺区柳之町東1丁1-7	通所介護
147	ニチイキッズ堺駅前保育園	堺区竜神橋町2丁3-1 ステューディオ堺フェニックス1階	その他の社会福祉施設
148	みどり幼稚園	堺区緑町2丁121-1	児童福祉施設
149	ういんぐ（ういんぐ）	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
150	グループホームマミードリームつばさ（グループホームマミードリームきずな）	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
151	グループホームゆう大浜（グループホームゆう大浜203）	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
152	グループホームゆう大浜（グループホームゆう大浜207）	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
153	グループホームゆう大浜（グループホームゆう大浜301）	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
154	グループホームゆう大浜（グループホームゆう大浜601）	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
155	グループホームゆう大浜（グループホームゆう大浜701）	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
156	グループホーム虹	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
157	ケアホーム希望	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
158	ケアホーム希望Ⅱ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
159	コスモスケアホームえると（春日）	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
160	とも（とも）	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
161	ハサビ（伽耶琴）	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
162	医療法人サザカム会グループホームえびす	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
163	医療法人サザカム会グループホームえびす2	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
164	自立ホームクローバー（自立ホームかおりハウス）	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
165	ウェルハウス ら・うららか	西区浜寺石津町西1丁1-18	有料老人ホーム
166	ペガサスディサービスセンター石津北	西区浜寺石津町西1丁2-7	通所介護
167	特別養護老人ホーム アリオン	西区浜寺石津町西1丁2-7	短期入所生活介護
168	特別養護老人ホーム アリオン	西区浜寺石津町西1丁2-7	老人福祉施設
169	放課後等デイサービス フローレットキッズ	西区浜寺石津町西1丁3-21 ラフィネ浜寺1F	その他の社会福祉施設
170	いやしの家ケアライフ石津川	西区浜寺石津町西2丁1-6	小規模多機能型居宅介護
171	デイサービスケアライフ石津川	西区浜寺石津町西2丁1-6	通所介護
172	メゾン・デ・サントネール石津川	西区浜寺石津町西2丁1-9	有料老人ホーム
173	ハートリンク浜寺	西区浜寺石津町西2丁6-17	有料老人ホーム
174	住宅型有料老人ホーム『花咲 浜寺』	西区浜寺石津町中1丁1-1	有料老人ホーム
175	たつみ村	西区浜寺石津町中1丁3-9	サービス付き高齢者向け住宅
176	医療法人雄徳会 たつみクリニック	西区浜寺石津町中1丁3-9	病院・診療所
177	アースサポート堺浜寺	西区浜寺石津町中1丁9-24	通所介護
178	あいあい浜寺	西区浜寺石津町中2丁6-28	通所介護
179	グローブハウス	西区浜寺石津町中2丁6-28	認知症対応型共同生活介護
180	デイサービス ソラスト堺石津川	西区浜寺石津町中3丁2-8	通所介護
181	浜寺石津こども園	西区浜寺石津町中3丁8-30	児童福祉施設
182	北老人福祉センター	北区常磐町1丁25-1	老人福祉施設
183	地域密着型特別養護老人ホームやすらぎの郷北花田	北区常磐町3丁13-5	老人福祉施設
184	短期入所者生活介護やすらぎの郷北花田	北区常磐町3丁13-5	短期入所生活介護
185	ときわこども園	北区常磐町3丁18-5	児童福祉施設
186	障がい者作業所ぱらりす	北区常磐町3丁19-2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
187	なるなる保育園	北区常磐町3丁7-21	児童福祉施設
188	障がい者作業所こだま	北区東浅香山町2丁251-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
189	北花田こども園	北区東浅香山町4丁1-22	児童福祉施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
190	あいぐらん保育園堺	北区北花田町3丁17-6 ホリゾン北花田2階	その他の社会福祉施設
191	にこにこキッズ北花田園	北区北花田町3丁20-17	児童福祉施設
192	ルグラン北花田	北区北花田町3丁22-9	サービス付高齢者向け住宅
193	デイサービスおふろ俱楽部	北区北花田町3丁37-24	通所介護
194	ニチイケアセンター北花田	北区北花田町3丁38-2	認知症対応型共同生活介護
195	レツツ俱楽部堺北花田	北区北花田町4丁89-27 渋木マンション1番館	通所介護
196	かがやきデイサービス北花田	北区北花田町4丁92-22	通所介護
197	なごやかレジデンス北花田	北区北花田町4丁92-22	サービス付き高齢者向け住宅
198	グループホームマミードリームつばさ	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
199	コスモスケアホームえると（花1）	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
200	コスモスケアホームえると（花2）	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
201	東浅香山グループホーム	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
202	東浅香山グループホーム2	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
203	東浅香山グループホーム3	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
204	東浅香山グループホーム4	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
205	東浅香山グループホーム5	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
206	東浅香山グループホーム6	北区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設

(石津川浸水想定区域)

No.	施設名称	所在地	施設の種別
1	ラ・ナシカかみいし	堺区神石市之町14-13	有料老人ホーム
2	麦の会共同作業所	堺区神石市之町16-52	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
3	ニチイケアセンター津久野	堺区神石市之町16番25号 FOCTファーストビル	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
4	ニチイケアセンター津久野	堺区神石市之町16番25号 FOCTファーストビル	通所介護
5	ニチイケアセンター津久野 認知症対応型共同生活介護	堺区神石市之町16番25号 FOCTファーストビル	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
6	スーパー・コート堺神石2号館	堺区神石市之町19番27号	有料老人ホーム
7	ペガサスデイサービスセンター神石	堺区神石市之町3-38	通所介護
8	ペガサスロイヤルリゾート	堺区神石市之町3-38	サービス付き高齢者向け住宅
9	L i e b e (リーベ)	堺区神石市之町4番22号	有料老人ホーム
10	スーパーコート堺神石	堺区神石市之町7-28	有料老人ホーム
11	デイサービスえにし	堺区神石市之町9-20 グランディール津久野1階	地域密着型通所介護

No.	施設名称	所在地	施設の種別
12	ワークステーションこうせん	中区八田寺町504-4	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
13	せせらぎ優ゆーS P A八田	中区八田西町2丁4-8	通所介護
14	マナベル保育園堺ルーム	中区毛穴町126-1	その他の社会福祉施設
15	介護付き有料老人ホーム たなごころ毛穴	中区毛穴町174-1	特定施設入居者生活介護
16	グロウアップ	中区毛穴町21-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
17	幼保連携型認定こども園 八田荘第二こども園	中区毛穴町273-5	児童福祉施設
18	特別養護老人ホーム マーヤの里 鈴の宮	中区毛穴町294番1	短期入所生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム併設)
19	特別養護老人ホーム マーヤの里 鈴の宮	中区毛穴町294番1	短期入所生活介護(特別養護老人ホーム併設)
20	特別養護老人ホーム マーヤの里 鈴の宮	中区毛穴町294番1	地域密着型特別養護老人ホーム
21	特別養護老人ホーム マーヤの里 鈴の宮	中区毛穴町294番1	特別養護老人ホーム
22	住宅型有料老人ホーム coco-hawaiian	西区下田2-28	有料老人ホーム
23	ベストライフ堺西	西区下田町18-7	有料老人ホーム
24	かんたき堺下田	西区下田町19-15	複合型施設
25	堺市立総合医療センター	西区家原寺町1-1-1	病院・診療所
26	悠友の家津久野	西区宮下町18-7	有料老人ホーム
27	デイサービスおはな	西区山田1丁1165-17	地域密着型通所介護
28	オレンジ デイサービス	西区草部1118番地3	通所介護
29	だいいちキッズルーム西堺園	西区草部1140番地1 ロイヤル第一交通 2階	他の社会福祉施設
30	認定こども園 鈴ノ宮保育園	西区草部1800	児童福祉施設
31	KIDS ROOM BISCUIT	西区草部1946	他の社会福祉施設
32	支援センターSOLAS	西区草部491番地1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
33	あすなろ授産所	西区草部493番地1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
34	ウェルフオンテひのき	西区草部531	老人福祉施設
35	短期入所生活介護事業所ウェルフオンテひのき	西区草部531	短期入所生活介護
36	特別養護老人ホーム 朗友サロン	西区草部743番地	地域密着型特別養護老人ホーム
37	特別養護老人ホーム朗友サロン	西区草部743番地	特別養護老人ホーム
38	朗友サロンショートスティセンター	西区草部743番地	短期入所生活介護
39	朗友サロンデイサービスセンター	西区草部743番地	通所介護
40	堺あすなろ園	西区草部744番地6	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
41	わららか草部	西区草部783番地1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
42	ほがらか草部グループホーム	西区草部933番地1	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
43	ほがらか福泉グループホーム	西区草部933番地2	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
44	ドリームこども園分園	西区津久野町1-4-25	児童福祉施設
45	堺市立総合医療センター院内保育所ぞうさん	西区津久野町1丁25-1	児童福祉施設
46	病児保育ぞうさん	西区津久野町1丁25-1	児童福祉施設
47	ケアハウスはーとらんど	西区津久野町1丁7-20	老人福祉施設
48	はーとらんどデイサービスセンター	西区津久野町1丁7-20	通所介護
49	医療法人嘉祥会 田村外科	西区津久野町1丁8-12	病院・診療所
50	津久野こども園	西区津久野町1丁9-1	児童福祉施設
51	早稲田イーライフ堺津久野	西区津久野町3丁31-10	地域密着型通所介護
52	たんぽぽ保育所つくの園	西区津久野町3丁31-8	児童福祉施設
53	せせらぎ健康本舗	西区津久野町3丁33-18	通所介護
54	津久野幼稚園	西区津久野町3丁7-17	幼稚園
55	やすらぎの園津久野	西区鶴田町10-7	有料老人ホーム
56	老人デイサービスセンターやすらぎの園津久野	西区鶴田町10-7	通所介護
57	ドリームこども園	西区鶴田町18-5	児童福祉施設
58	介護付有料老人ホームエテルノテレサ浜寺元町	西区浜寺元町1丁120-1	有料老人ホーム
59	指定通所介護エテルノスポーツ浜寺	西区浜寺元町1丁120-1	通所介護
60	中央デイサービスセンター	西区浜寺公園町1丁22-5	通所介護
61	こころ	西区浜寺公園町3丁204	児童福祉施設
62	浜寺聖書幼稚園	西区浜寺昭和町1-63	幼稚園
63	夢のかけ橋 浜寺公園ルーム	西区浜寺昭和町4丁490-1	その他の社会福祉施設
64	プロスパー株式会社	西区浜寺諏訪森町西4丁336-2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
65	認定こども園 諏訪森幼稚園	西区浜寺諏訪森町中1-56	児童福祉施設
66	認定こども園 ふなお幼稚園	西区浜寺諏訪森町東2丁141	児童福祉施設
67	老人デイサービスセンター結いの里	西区浜寺石津町西5丁11-21	地域密着型通所介護
68	みなみな結いの里	西区浜寺石津町西5丁11-21	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
69	老人デイサービスセンター結いの里	西区浜寺石津町西5丁11-21	認知症対応型通所介護
70	エイジフリーhaus堺浜寺	西区浜寺石津町西5丁12-10	サービス付き高齢者向け住宅
71	パナソニック エイジフリーケアセンター堺浜寺・小規模多機能	西区浜寺石津町西5丁12-10	小規模多機能型居宅介護
72	ライフパートナー浜寺	西区浜寺石津町東4丁12-16	有料老人ホーム
73	有料老人ホーム デュランタ浜寺	西区浜寺石津町東4丁12-19	有料老人ホーム
74	認定こども園 浜寺太陽幼稚園	西区浜寺石津町東5丁8-25	児童福祉施設
75	ライフパートナー堺	西区浜寺船尾町西2丁372	有料老人ホーム
76	あいあい浜寺中央こども園	西区浜寺船尾町西2丁67-1	児童福祉施設
77	デイサービスセンター hale	西区浜寺船尾町東1丁129	通所介護
78	新緑 浜寺船尾	西区浜寺船尾町東1丁133-1	サービス付き高齢者向け住宅
79	ピュアはまでら保育ルーム	西区浜寺船尾町東2丁237	その他社会福祉施設
80	堺ヤクルト(株) 本店保育ルーム	西区浜寺船尾町東2丁237	その他社会福祉施設
81	ペルセウス	西区浜寺船尾町東3丁447	介護老人保健施設
82	社会医療法人ペガサス 介護療養型老人保健施設ペルセウス	西区浜寺船尾町東3丁447	短期入所療養介護
83	社会医療法人ペガサス馬場記念病院	西区浜寺船尾町東4丁244	病院・診療所
84	社会医療法人ペガサス ペガサスリハビリテーション病院	西区浜寺船尾町東4丁269	病院・診療所

No.	施設名称	所在地	施設の種別
85	作業所ヒマワリ	西区平岡町20-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
86	リハビリディサービス ハピエ鳳	西区鳳東町4丁387-1	通所介護
87	あおぞら保育園	西区鳳東町5-460	その他の社会福祉施設
88	ハピスピボ鳳	西区鳳東町5丁461-1	その他の社会福祉施設
89	堺市立西老人福祉センター	西区鳳東町6丁600 西区役所5階	老人福祉施設
90	特別養護老人ホーム朋友館	西区鳳東町6丁659-1	短期入所生活介護
91	特別養護老人ホーム朋友館	西区鳳東町6丁659-1	老人福祉施設
92	朋友館デイサービスセンター	西区鳳東町6丁659-1	通所介護
93	コアラ園 堺東	西区鳳東町7-838光大ビル102	その他の社会福祉施設
94	レツツ俱楽部鳳	西区鳳東町7丁745-4 鳳グリーンパレス1階 D・E号	通所介護
95	コアラ園	西区鳳東町7丁783-1	児童福祉施設
96	生活リハビリティーセンターアビリティーズ堺おおとり	西区鳳東町7丁807	通所介護
97	さいせいデイサービスセンター鳳	西区鳳南町5-710-1	通所介護
98	おおとりグループホーム	西区鳳南町5丁575-1	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
99	みんなの保育園	西区鳳北町10-100-1	児童福祉施設
100	ペガサスこどもデイセンター	西区鳳北町10丁10	その他社会福祉施設
101	ペがさす保育所	西区鳳北町10丁10	その他の社会福祉施設
102	幼保連携型認定こども園 ペガサス保育園	西区鳳北町10丁31-1	児童福祉施設
103	ペガサス保育園つばさ	西区鳳北町10丁31-2	児童福祉施設
104	ペガサスレスパイトケアセンター	西区鳳北町10丁7	その他社会福祉施設
105	ペガサスレスパイトケアセンター	西区鳳北町10丁7	通所介護
106	グループホームソフィア	西区鳳北町7丁3	認知症対応型共同生活介護
107	障害者あきら作業所	西区鳳北町7丁5番地	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
108	医療法人大泉会大仙病院	西区北条町1-2-31	病院・診療所
109	グループホーム上野芝	西区北条町1丁8-21	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
110	きらめきの家	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
111	くさべ109	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
112	くさべ110	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
113	グループホームあいあい	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
114	グループホームしゅくらん	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
115	グループホームだいち1	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
116	グループホームだいち2	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
117	グループホームだいち3	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
118	グループホームだいち4	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
119	グループホーム宙	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
120	サウス・ライト	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
121	サウス・ライト(602)	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
122	すわの森ホーム	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
123	ラピスくさべ	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
124	ラリマ福泉	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
125	コスマスケアホームせんぼく(そら1)	南区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
126	そら2	南区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
127	ピュアあすなろ	南区稻葉3丁1581番地	障害者支援施設
128	エテルノスポーツ原山台	南区原山台1丁14-12	通所介護
129	医療法人平治会 KAWA レディースクリニック	南区若松台3-2-3	病院・診療所
130	グループホーム美樹の園	南区小代414番地15	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
131	デイサービスセンター小代美樹の園	南区小代414番地15	通所介護
132	デイサービスセンター小代美樹の園 龍庵	南区小代414番地15	通所介護
133	そんぽの家 泉北	南区竹城台3丁22-4	有料老人ホーム
134	コミュニティサロンはつが	南区梅194-2	通所介護
135	総合生活支援センターそら/ショートステイそら	南区梅202-9	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
136	幼保連携型認定こども園 美木多い っちゃん保育園	南区美木多上53-1	児童福祉施設
137	ハーモニー美木多	南区美木多上55番地11	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
138	ふれあいの里かたくら	南区片蔵165	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
139	地域活動支援センターかたくら	南区片蔵165	地域活動支援センター
140	第2ふれあいの里かたくら	南区片蔵176-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
141	放課後等デイサービス こころ	北区百舌鳥陵南町1丁24番2号 カーサ陵南1階	他の社会福祉施設
142	医療法人以和貴会 北条病院 介護 医療院	北区百舌鳥陵南町1丁77番地1	介護医療院
143	医療法人以和貴会 北条病院 介護 医療院	北区百舌鳥陵南町1丁77番地1	短期入所療養介護
144	医療法人以和貴会北条病院	北区百舌鳥陵南町1丁77番地1	病院・診療所

(西除川浸水想定区域)

No.	施設名称	所在地	施設の種別
1	浅香こども園大和川分園	堺区浅香山町3-5-15	児童福祉施設
2	キッズベアー浅香山	堺区浅香山町3丁12-10 ハナタニビル1F	児童福祉施設
3	リハビリセンターあさか	堺区浅香山町3丁12-10	老人福祉施設
4	シャルム出屋敷	東区八下町1-127-1	老人福祉施設
5	出屋敷デイサービスセンター	東区八下町1-127-1	老人福祉施設
6	おひさま保育園	東区北野田626	その他の社会福祉施設
7	社会医療法人頌徳会 日野病院	東区北野田626	病院・診療所
8	介護老人保健施設ソルヴィラージュ	東区北野田636	介護老人保健施設
9	介護老人保健施設ソルヴィラージュ	東区北野田636	短期入所療養介護
10	介護老人保健施設ソルヴィラージュ	東区北野田636	通所リハビリテーション
11	北老人福祉センター	北区常磐町1-25-1	老人福祉施設
12	ときわこども園	北区常磐町3-18-5	児童福祉施設
13	障がい者作業所ぽらりす	北区常磐町3-19-2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
14	なるなる保育園	北区常磐町3-7-21	児童福祉施設
15	短期入所者生活介護やすらぎの郷北花田	北区常磐町3丁13番5号	短期入所生活介護
16	地域密着型特別養護老人ホーム やすらぎの郷 北花田	北区常磐町3丁13番5号	老人福祉施設
17	すまいるはあと ライラック	北区中村町126番地2	老人福祉施設
18	グループホームここから堺たんぽぽ村	北区中村町198番地の1	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
19	北花田こども園	北区東浅香山町4丁1-22	児童福祉施設
20	VIVO HOUSE マリク	北区南花田町18番地3	その他の社会福祉施設
21	デイサービス紺 南花田	北区南花田町67番1	老人福祉施設
22	フォーユー堺北花田	北区北花田町2丁196-1	サービス付き高齢者向け住宅
23	あいぐらん保育園堺	北区北花田町3-17-6 ホリゾン北花田2階	その他の社会福祉施設
24	ニチイケアセンター北花田	北区北花田町3-38-2	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
25	いきいきデイサービス北花田	北区北花田町3丁17番地26	老人福祉施設
26	にこにこキッズ北花田園	北区北花田町3丁20-17	児童福祉施設
27	ルグラン北花田	北区北花田町3丁22番地の9	サービス付き高齢者向け住宅
28	デイサービスおふろ俱楽部	北区北花田町3丁37番24	老人福祉施設
29	レツツ俱楽部堺北花田	北区北花田町4丁89番27	老人福祉施設
30	かがやきデイサービス北花田	北区北花田町4丁92番地22	老人福祉施設
31	なごやかレジデンス北花田	北区北花田町4丁92番地22	サービス付き高齢者向け住宅
32	花1	北区	障害福祉サービス事業の用に供する施設
33	花2	北区	障害福祉サービス事業の用に供する施設
34	東浅香山グループホーム	北区	障害福祉サービス事業の用に供する施設
35	東浅香山グループホーム2	北区	障害福祉サービス事業の用に供する施設
36	東浅香山グループホーム5	北区	障害福祉サービス事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
37	東浅香山グループホーム 6	北区	障害福祉サービス事業の用に供する施設
38	医療法人好寿会 美原病院	美原区今井380	病院・診療所
39	介護老人保健施設かたおか	美原区今井381番地	介護老人保健施設
40	介護老人保健施設かたおか	美原区今井381番地	短期入所療養介護
41	介護老人保健施設かたおか	美原区今井381番地	通所リハビリテーション
42	ふくろうの森保育園美原園	美原区小寺846	児童福祉施設
43	フレンド1号館 (フレンド1号館)	美原区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設

(東除川浸水想定区域)

該当なし

(土砂災害警戒区域)

No.	施設名称	所在地	施設の種別
1	ベルランド総合病院	中区東山500-3	病院・診療所
2	ベルファミリアディサービスセンター	中区東山841-1	通所介護
3	特別養護老人ホームベルファミリア	中区東山841-1	短期入所生活介護
4	特別養護老人ホームベルファミリア	中区東山841-1	老人福祉施設
5	八田荘老人ホーム	中区八田南之町162-3	老人福祉施設
6	愛育社	中区八田南之町219	児童福祉施設、子育て短期支援
7	介護老人保健施設クローバー悠苑	東区西野229-1	短期入所療養介護
8	介護老人保健施設クローバー悠苑	東区西野229-1	通所リハビリテーション
9	介護老人保健施設クローバー悠苑	東区西野229-1	介護老人保健施設
10	医療法人錦秀会阪和第一泉州病院	南区豊田1588-1	病院・診療所
11	堺市立百舌鳥支援学校	北区百舌鳥西之町1丁1-1	特別支援学校
12	ケアハウス和風荘	美原区平尾2196	老人福祉施設

(高潮浸水想定区域)

No.	施設名称	所在地	施設の種別
1	住宅型有料老人ホーム ライフコート堺御陵前	堺区旭通1番16号	有料老人ホーム
2	ぬくもりのおうち保育堺駅前園	堺区栄橋町1-4-13 PINUS栄橋101	児童福祉施設
3	就労継続支援B型事業所ラポール	堺区栄橋町1丁6-5	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
4	マミーズアイ幼保園 さかい園	堺区栄橋町2丁2-23 ベルメゾン堺1F	児童福祉施設
5	えいたい ほのか	堺区永代町2丁2-21	その他の社会福祉施設
6	清恵会 ちゅうりっぷ保育園	堺区永代町2丁3-9	その他の社会福祉施設
7	リング	堺区遠里小野町2丁1-3	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
8	LITALICO ジュニア堺東教室	堺区翁橋町1丁1-1 ミナルコビル1階	その他の社会福祉施設
9	アルファプラス	堺区翁橋町1丁1番1号 ミナルコビル201号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
10	アトラス	堺区翁橋町1丁1番1号 ミナルコビル3階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
11	デイサービスかがやき	堺区翁橋町1丁99番地	通所介護

No.	施設名称	所在地	施設の種別
12	つくしの会デイサービスセンター	堺区翁橋町1丁9番15号	通所介護
13	定期巡回・随時対応 堀つくしの会	堺区翁橋町1丁9番15号	複合型施設
14	あおば保育園 堀東	堺区翁橋町2丁3番2号 翁橋住宅2号棟 103号室	児童福祉施設
15	あおばちびっこ保育園 堀東	堺区翁橋町2丁3番2号 翁橋住宅2号棟 104号室	児童福祉施設
16	K i d s C l u b ルピナス	堺区翁橋町2丁3番3-102号	その他の社会福祉施設
17	グループホーム翁園	堺区翁橋町2丁5番20号	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
18	住宅型有料老人ホーム クランコート堺	堺区海山町1丁7番1号	有料老人ホーム
19	ハートピア堺デイサービスセンター	堺区海山町3丁150番地1	通所介護
20	ハートピア堺学び舎	堺区海山町3丁150番地1	通所介護
21	特別養護老人ホームハートピア堺	堺区海山町3丁150番地1	短期入所生活介護
22	特別養護老人ホームハートピア堺	堺区海山町3丁150番地1	老人福祉施設
23	フィオレヴィータ堺	堺区海山町3丁154-4	有料老人ホーム
24	三宝こども園	堺区海山町5-195-3	児童福祉施設
25	特別養護老人ホームグレース堺	堺区京町通1-21	短期入所生活介護
26	特別養護老人ホームグレース堺	堺区京町通1-21	老人福祉施設
27	グレース堺デイサービスセンター	堺区京町通1-21	通所介護
28	堺市立堺老人福祉センター	堺区協和町3丁128-1	老人福祉施設
29	愛らいふデイサービスセンター	堺区協和町3丁128番地11	通所介護
30	特別養護老人ホーム愛らいふ	堺区協和町3丁128番地11	短期入所生活介護
31	特別養護老人ホーム愛らいふ	堺区協和町3丁128番地11	老人福祉施設
32	認定こども園 文化保育園	堺区錦綾町1丁3-17	児童福祉施設
33	おべんとうハウス愛	堺区錦綾町3-5-17	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
34	ワークプラスはるかぜ	堺区錦綾町3丁7番5号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
35	アップル保育園綾ノ町	堺区錦之町東1丁1-13	児童福祉施設
36	キララ堺	堺区櫛屋町東2丁2-6	有料老人ホーム
37	ジョイリハ堺東	堺区櫛屋町東3丁1-10	通所介護
38	ベルキンダー安井分園	堺区熊野町西2丁2-1	児童福祉施設
39	アリエス	堺区熊野町東4丁2番9号 はるか三恵1階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
40	有料老人ホーム サンシャインコート御陵通	堺区御陵通1-6	有料老人ホーム
41	グループホームアル・ソーレ	堺区甲斐町西2丁1番15号	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
42	デイサービスセンターアル・ソーレ	堺区甲斐町西2丁1番15号	通所介護
43	特別養護老人ホームアル・ソーレ	堺区甲斐町西2丁1番15号	短期入所生活介護
44	特別養護老人ホームアル・ソーレ	堺区甲斐町西2丁1番15号	老人福祉施設
45	ドルフィンアイ	堺区甲斐町西2丁2番27号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
46	就労継続支援B型R i c c o	堺区甲斐町東2丁1-11	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
47	リハビリデイサービス オズ貯筋俱楽部	堺区甲斐町東2丁1番2号2階	通所介護

No.	施設名称	所在地	施設の種別
48	エントレリハ	堺区甲斐町東3丁1番13号	通所介護
49	住宅型有料老人ホーム かさねハイツ甲斐町	堺区甲斐町東4-1-9	有料老人ホーム
50	小規模多機能型居宅介護 かさね甲斐町	堺区甲斐町東4-1-9	小規模多機能型居宅介護
51	ホダカ堺東	堺区甲斐町東6丁1番4号 朝日プラザ堺東207号室、506号室、507号室、512号室、601号室、612号室	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
52	はるかぜ作業所	堺区香ヶ丘町1丁3番1号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
53	堺北幼稚園 幼稚園型認定こども園	堺区香ヶ丘町4-2-5	児童福祉施設
54	ハッピーポケット	堺区香ヶ丘町4丁2番38号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
55	住宅型有料老人ホーム ケアメゾン堺さわらび	堺区高砂町3丁77-2	有料老人ホーム
56	しあわせ作業所	堺区高須町3丁1番19号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
57	ショートステイしあわせ	堺区高須町3丁1番19号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
58	ほっとるーむミカタ	堺区砂道町1丁6番8号	その他の社会福祉施設
59	かい花砂道	堺区砂道町2丁3番11	サービス付き高齢者向け住宅
60	看護小規模多機能型居宅介護 あっと桜之町	堺区桜之町西2丁1番18号	小規模多機能型居宅介護
61	三宝幼稚園	堺区三宝町4丁236	幼稚園
62	ポシブル堺鉄砲町	堺区三宝町4丁254-1 1階	通所介護
63	就労支援センターみらい	堺区三宝町6丁309番地1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
64	ホットケアホーム 三宝	堺区三宝町6丁312番地の4	サービス付き高齢者向け住宅
65	きらら保育園七道ルーム	堺区山本町1丁18-6	児童福祉施設
66	グループホームみのり	堺区山本町5丁94-12	その他の社会福祉施設
67	ディーキャリア堺オフィス	堺区市之町西3丁1番地43号 サンビル堺駅前401号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
68	ドルフィンハート	堺区市之町東1丁2-14 5F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
69	住宅型有料老人ホーム すずらん	堺区市之町東2丁1番7号	有料老人ホーム
70	リハビリディサービスクローバー	堺区市之町東5丁2番11号	通所介護
71	ドルフィンラブ	堺区市之町東5丁2番11号-20 1号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
72	クロスジョブ堺	堺区市之町東6丁2番16号 堺東E H第二ビル2階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
73	つくしの会デイサービスセンター ひとやすみ	堺区寺地町西2丁2番16号	通所介護
74	ふくろうの森保育園	堺区寺地町東2丁2-1	児童福祉施設
75	小規模ホーム 町んなか	堺区寺地町東3丁2番19号	有料老人ホーム
76	幼保連携型認定こども園 あすか保育園	堺区寺地町東4-1-32	児童福祉施設
77	グループホーム少林寺館	堺区寺地町東4丁2番31号	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
78	のぞみ保育園	堺区七道西町10番地	児童福祉施設
79	錦西こども園	堺区七道西町12-29	児童福祉施設
80	のぞみ保育園 堀園	堺区七道西町8番地	児童福祉施設
81	介護付有料老人ホームゆうあい	堺区七道東町179-1	有料老人ホーム
82	オリーブ	堺区車之町西1丁1-26 ロイヤルコートビルⅡ301	その他の社会福祉施設
83	てらびあぽけっと 堀教室	堺区車之町西2丁2-5 ロイヤルコートビル2階	その他の社会福祉施設
84	サービス付き高齢者向け住宅 潤いの杜さかい	堺区車之町西3丁1番10	サービス付き高齢者向け住宅
85	えびすみのる保育園	堺区車之町東1丁1-11	児童福祉施設
86	シニアハウス笑楽 堀	堺区住吉橋町2丁1-12	サービス付き高齢者向け住宅
87	デイサービス笑楽 堀	堺区住吉橋町2丁1-12	通所介護
88	機能訓練ケアステーション ヴィンテージクラブ	堺区戎島町1丁55番地8	通所介護
89	せせらぎ優ゆ一本舗宿院	堺区宿院町西3丁1番13号	通所介護
90	デイサービス宿院	堺区宿院町東1丁1番13号 田中ビル1階	通所介護
91	ラック宿院スタジオ	堺区宿院町東3丁1-3-202号	その他の社会福祉施設
92	未来予想図	堺区宿院町東3丁1-3-201号	障害者福祉サービス事業の用に 供する施設
93	しゅくやジョブ	堺区宿屋町西1丁1番6号	障害者福祉サービス事業の用に 供する施設
94	介護付き有料老人ホーム ミヨ俱楽部堺	堺区宿屋町東1丁1番4号	サービス付き高齢者向け住宅
95	宝珠学園幼稚園	堺区宿屋町東3丁2-36	幼稚園
96	児童デイサービス はみんぐばーど	堺区出島海岸通1丁11番5号 ジーフラット堺1F	その他の社会福祉施設
97	住宅型有料老人ホーム ケアコート海岸通	堺区出島海岸通2丁11-3	有料老人ホーム
98	いずみデイセンター	堺区出島海岸通1丁3-10 2階	通所介護
99	グループホームいこいの家	堺区出島浜通35番地の1	認知症対応型老人共同生活援助 事業の用に供する施設
100	フォーユー堺東湊	堺区春日通4丁22番1号	有料老人ホーム
101	有料老人ホームシルバーハウス 恵乃郷	堺区春日通4丁23番21号	有料老人ホーム
102	英彰こども園	堺区少林寺町西3丁2-2	児童福祉施設
103	ちえりいくらぶ	堺区少林寺町東1丁1-7	その他の社会福祉施設
104	どりいむワーク	堺区少林寺町東1丁1番9号 リラハイツⅠ101号	障害者福祉サービス事業の用に 供する施設
105	Aデイサービス	堺区少林寺町東2丁1番21号	通所介護
106	ともに一しょうりんじ	堺区少林寺町東2丁2番3号	障害者福祉サービス事業の用に 供する施設
107	デイサービス ハイジ	堺区昭和通2丁34番1	通所介護
108	エルケア株式会社 エルケアデイサービス御陵前	堺区昭和通2丁36番1	通所介護
109	エルケア株式会社 エルケアローズガーデン御陵前	堺区昭和通2丁36番1	小規模多機能型居宅介護

No.	施設名称	所在地	施設の種別
110	住宅型有料老人ホーム けやきハウス2号館	堺区昭和通2丁36番2	有料老人ホーム
111	松屋茶論	堺区松屋大和川通1丁13番1	短期入所生活介護
112	松屋茶論	堺区松屋大和川通1丁13番1	老人福祉施設
113	清恵会 コスモス保育園	堺区松屋町1丁4-1	その他の社会福祉施設
114	清恵会三宝病院	堺区松屋町1丁4-1	病院・診療所
115	W. P. にんとく	堺区新在家町東2丁1-23	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
116	C L A N 堺	堺区新在家町東4丁1番3号	その他の社会福祉施設
117	C L A N 堺	堺区新在家町東4丁1番3号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
118	ソース堺東	堺区新町3番7号 S T Cビル6階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
119	ラ・ナシカ かみいし	堺区神石市之町14番13号	有料老人ホーム
120	麦の会共同作業所	堺区神石市之町16番52号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
121	スーパー・コート堺神石2号館	堺区神石市之町19番27号	有料老人ホーム
122	ペガサスロイヤルリゾート	堺区神石市之町3-38	サービス付き高齢者向け住宅
123	ペガサスデイサービスセンター神石	堺区神石市之町3-38	通所介護
124	L i e b e (リーベ)	堺区神石市之町4番22号	有料老人ホーム
125	スーパー・コート堺神石	堺区神石市之町7番28号	有料老人ホーム
126	だいいちキッズルーム神南辺園	堺区神南辺町1-45-1 大阪第一交通株式会社2階	その他の社会福祉施設
127	ショートステイ・ニコライズ	堺区神明町西1丁1番1号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
128	生活介護・ニコライズ	堺区神明町西1丁1番1号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
129	P I C N I C	堺区神明町西1丁1番7号 ロイヤルパレス1階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
130	龍谷保育園	堺区神明町東3-1-10	児童福祉施設
131	笑若庵デイサービス	堺区神明町東3丁1番32号	通所介護
132	デイサービス オーク倶楽部御陵前	堺区西湊町1丁3-24	通所介護
133	ワインクル西湊	堺区西湊町5-4-12	有料老人ホーム
134	幼保連携型認定こども園 湊はなぞの幼稚園	堺区西湊町5-7-7	児童福祉施設
135	木下の保育園西湊町	堺区西湊町6丁2-8	児童福祉施設
136	なのはな	堺区西湊町6丁2番6号101号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
137	デイサービスステーション きずなの会	堺区西湊町6丁4番3号	通所介護
138	有料老人ホーム 恵乃郷・石津ホーム	堺区石津町3丁14番3号	有料老人ホーム
139	シニアハウス笑楽 石津	堺区石津町3丁14番54号	サービス付き高齢者向け住宅
140	デイサービス笑楽 石津	堺区石津町3丁14番54号	通所介護
141	デイサービス・宅老所 みい・つー	堺区石津町3丁15番5号	通所介護
142	住宅型有料老人ホーム わかアルデシア石津	堺区石津町3丁7番44号	有料老人ホーム

No.	施設名称	所在地	施設の種別
143	プレイブ作業所	堺区石津北町112番	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
144	開花幼稚園	堺区大町西3丁1番13号	幼稚園
145	みらいじゅ	堺区大町東1丁1番2号 ATOMIC BLD. 6F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
146	Y o u • I ハウス	堺区大町東1丁1番8号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
147	マーブル堺東	堺区大町東1丁2-26 音楽ビル2階	その他の社会福祉施設
148	すまいるはあと 大浜	堺区大浜中町2丁3番14 大浜TKハイツ1階	通所介護
149	リハビリテーション颶 大浜	堺区大浜南町3丁1番11号 UR大浜南町第二301号室	通所介護
150	医療法人いづみ会 阪堺病院	堺区大浜北町1-8-8	病院・診療所
151	阪堺病院保育所	堺区大浜北町1丁5番10号	その他の社会福祉施設
152	住宅型有料老人ホーム いきいき倶楽部館大浜	堺区大浜北町3丁10番 15号、16号	有料老人ホーム
153	いきいきグループホーム	堺区大浜北町3丁10番16号	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
154	メゾン・デ・サントネール大浜	堺区大浜北町3丁11-18	有料老人ホーム
155	幼保連携型認定こども園 ベルキンダー安井	堺区中安井町1丁1-11	児童福祉施設
156	こどもデイサービスきらり 中安井ルーム	堺区中安井町3-3-4福岡ビル1F	その他の社会福祉施設
157	結いの苑 堀東	堺区中瓦町1丁2番16	サービス付き高齢者向け住宅
158	L I T A L I C O ワークス堺東	堺区中瓦町1丁4-24 堺東EH第三ビル8F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
159	ラッキーダック インターナショナルスクール	堺区中之町西2-2-27	その他の社会福祉施設
160	せせらぎ優ゆ一本舗中之町	堺区中之町西2丁2番地29	通所介護
161	就労継続支援B型事業所 coco-support	堺区中之町西3丁2番29号 中之町TKハイツ1A	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
162	堺リハビリテーションセンター	堺区中之町西4丁1番28号 朝日プラザ宿院101	通所介護
163	デイサービスいとう	堺区鉄砲町22番地 川元ハイツ1F	通所介護
164	幼保連携型認定こども園 湊つばさ 幼稚園	堺区東湊町1-59-1	児童福祉施設
165	スペアミント 堀	堺区東湊町2丁146番地2号	その他の社会福祉施設
166	コスマス放課後等デイサービス でん・でん	堺区東湊町4丁237-1	その他の社会福祉施設
167	第2おおはま障害者作業所	堺区東湊町4丁237-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
168	けやきハウス	堺区東湊町4丁265-1	有料老人ホーム
169	地域活動支援センターおおはま	堺区東湊町5-276	地域活動支援センター
170	湊こども園	堺区東湊町5丁273	児童福祉施設
171	おおはま障害者作業所	堺区東湊町5丁276番	障害者福祉サービス事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
172	グループホームこころとからだ東湊	堺区東湊町6-358-1	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
173	医療法人慈友会堺山口病院	堺区東湊町6-383	病院・診療所
174	清恵会病院	堺区南安井町1-1-1	病院・診療所
175	清恵会病児保育室めぐみ	堺区南安井町1丁1-1 清恵会病院 5階	児童福祉施設
176	ショートステイ虹	堺区南安井町1丁2番10号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
177	幼保連携型認定こども園 ベルキンダー	堺区南安井町3丁1番1号	児童福祉施設
178	ベルライブデイサービスセンター	堺区南安井町3丁1番1号	通所介護
179	介護老人保健施設ベルアルト	堺区南安井町3丁1番1号	短期入所療養介護
180	介護老人保健施設ベルアルト	堺区南安井町3丁1番1号	通所リハビリテーション
181	介護老人保健施設ベルアルト	堺区南安井町3丁1番1号	ユニット型介護老人保健施設
182	介護老人保健施設ベルアルト	堺区南安井町3丁1番1号	介護老人保健施設
183	特別養護老人ホームベルライブ	堺区南安井町3丁1番1号	短期入所生活介護
184	特別養護老人ホームベルライブ	堺区南安井町3丁1番1号	老人福祉施設
185	コペルプラス 堀東教室	堺区南花田口町2丁2の7 南野ビル 5階	他の社会福祉施設
186	地域活動支援センターくらすメイト	堺区南瓦町2-1 堺市総合福祉会館3階	地域活動支援センター
187	ジョブサポート 風の彩（森のキッチン）	堺区南瓦町3番1号 役所本館地下1階	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
188	ぶどうの家保育園	堺区南庄町2丁3-2	児童福祉施設
189	ワークスペース・ニコライズ	堺区南清水町1丁1番28号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
190	幼保連携型認定こども園 南清水にじいろキッズこども園	堺区南清水町1丁5番1号	児童福祉施設
191	サービス付き高齢者向け住宅 やわらぎ	堺区南清水町3丁2番5号	サービス付き高齢者向け住宅
192	看護小規模多機能ホーム セレーノ	堺区南田出井町1-3-12	小規模多機能型居宅介護
193	ゆうあいデイサービスセンター	堺区南島町5丁157番地の2	通所介護
194	堺ケアセンターそよ風	堺区南島町5丁161番地2	通所介護
195	堺ケアセンターそよ風	堺区南島町5丁161番地2	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
196	ビーナスプラス御陵前	堺区南半町西3丁1番6-101号	通所介護
197	富士幼保園	堺区南旅籠町東2丁2-33	他の社会福祉施設
198	富士ベビー保育園	堺区南旅籠町東2丁2-34	児童福祉施設
199	G A R O <作業所雅老>	堺区楠町2丁1番20号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
200	ペガサスデイサービスセンター 雅老園	堺区楠町2丁1番20号	通所介護
201	老人保健施設堺ラ・メール	堺区柏木町2丁3番9号	介護老人保健施設
202	老人保健施設堺ラ・メール	堺区柏木町2丁3番9号	短期入所療養介護
203	老人保健施設堺ラ・メール	堺区柏木町2丁3番9号	通所リハビリテーション
204	永幸苑	堺区柏木町3丁2番11号	サービス付き高齢者向け住宅
205	住宅型有料老人ホーム シエスタ堺	堺区北安井町2-12	有料老人ホーム
206	コアラキッズホーム	堺区北花田口町2-3-20	他の社会福祉施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
207	ばんぶう～作業所	堺区北花田口町3丁1番27号 白山ビル2F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
208	アイエンロール保育園	堺区北瓦町1丁5-14	その他の社会福祉施設
209	アイエンロール保育園	堺区北瓦町1丁5-14	児童福祉施設
210	認証保育所 マミーズアイ幼保園 さかいひがし園	堺区北瓦町2-3-8 堺東北條第2ビル2F	その他の社会福祉施設
211	H O P E オフィス堺	堺区北瓦町2丁4番18号 現代堺東駅前ビル5F	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
212	ポポラーレ	堺区北庄町1-6-22	サービス付き高齢者向け住宅
213	自遊工房	堺区北庄町1丁6番24号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
214	花りぽん 浅香山	堺区北清水町1丁2番13号	サービス付き高齢者向け住宅
215	医療法人淳康会堺近森病院	堺区北清水町2丁4番1号	病院・診療所
216	ぐみのき苑堺北	堺区北田出井町1-5-5	サービス付き高齢者向け住宅
217	デイサービスアクリア堺北	堺区北田出井町1-5-5	通所介護
218	デイサービスセンターソレイユ	堺区北半町西1番24号	通所介護
219	放課後等デイサービス わかば七道	堺区北旅籠町西3-3-10	その他の社会福祉施設
220	いろどり堺	堺区柳之町西3丁3番20号	有料老人ホーム
221	リハビリディサービス大きな手・堺	堺区柳之町東1-1-7	通所介護
222	ニチイキッズ堺駅前保育園	堺区竜神橋町2丁3-1 ステューディオ堺フェニックス1階	その他の社会福祉施設
223	みどり幼稚園	堺区緑町2-121-1	児童福祉施設
224	あじさい	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
225	ういんぐ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
226	カシータ堺	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
227	グループホーム マミードリームきずな	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
228	グループホーム マミードリームみらい	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
229	グループホームゆう大浜 203	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
230	グループホームゆう大浜 207	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
231	グループホームゆう大浜 301	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
232	グループホームゆう大浜 601	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
233	グループホームゆう大浜 701	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
234	グループホーム虹	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
235	ケアホーム希望	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
236	ケアホーム希望Ⅱ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
237	とも	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
238	ともⅡ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
239	みなと	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
240	りあんふあみりお	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
241	りあんふあみりおⅡ	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
242	医療法人サヂカム会 グループホームえびす	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
243	医療法人サヂカム会 グループホームえびす2	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
244	伽耶琴	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
245	春日	堺区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
246	おひさま保育園	西区浜寺元町1-118-1	その他の社会福祉施設
247	介護付有料老人ホーム エテルノテレサ浜寺元町	西区浜寺元町1丁120番地1	有料老人ホーム
248	指定通所介護エテルノスポーツ浜寺	西区浜寺元町1丁120番地1	通所介護
249	はまでらジョブ	西区浜寺元町2丁172番	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
250	もとまちジョブ	西区浜寺元町2丁173番	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
251	中央デイサービスセンター	西区浜寺公園町1丁22番5	通所介護
252	こころ	西区浜寺公園町3丁204	児童福祉施設
253	浜寺聖書幼稚園	西区浜寺昭和町1-63	幼稚園
254	夢のかけ橋 浜寺公園ルーム	西区浜寺昭和町4丁490番地1	その他の社会福祉施設
255	プロスパー株式会社	西区浜寺諏訪森町西4丁336-2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
256	認定こども園 諏訪森幼稚園	西区浜寺諏訪森町中1-56	児童福祉施設
257	認定こども園 ふなお幼稚園	西区浜寺諏訪森町東2丁141	児童福祉施設
258	ウェルハウス ら・うららか	西区浜寺石津町西1丁1番18号	有料老人ホーム
259	ペガサスデイサービスセンター石津北	西区浜寺石津町西1丁2番7号	通所介護
260	特別養護老人ホーム アリオン	西区浜寺石津町西1丁2番7号	短期入所生活介護
261	特別養護老人ホーム アリオン	西区浜寺石津町西1丁2番7号	老人福祉施設
262	放課後等デイサービス フローレットキッズ	西区浜寺石津町西1丁3番21号ラ フィネ浜寺1F	その他の社会福祉施設
263	デイサービスケアライフ石津川	西区浜寺石津町西2丁1-6	通所介護
264	いやしの家ケアライフ石津川	西区浜寺石津町西2丁1-6	小規模多機能型居宅介護
265	メゾン・デ・サントネール石津川	西区浜寺石津町西2丁1-9	有料老人ホーム
266	ハートリンク浜寺	西区浜寺石津町西2丁6番17	有料老人ホーム
267	O H A N A 浜寺	西区浜寺石津町西4丁14番12号	サービス付き高齢者向け住宅
268	みなみな結いの里	西区浜寺石津町西5丁11番21号	障害者福祉サービス事業の用に供する施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
269	老人デイサービスセンター結いの里	西区浜寺石津町西5丁11番21号	地域密着型通所介護
270	老人デイサービスセンター結いの里	西区浜寺石津町西5丁11番21号	認知症対応型通所介護
271	エイジフリーhaus堺浜寺	西区浜寺石津町西5丁12番10号	サービス付き高齢者向け住宅
272	パナソニック・エイジフリークリアセンター 堺浜寺・小規模多機能	西区浜寺石津町西5丁12番10号	小規模多機能型居宅介護
273	介護付有料老人ホーム 花咲浜寺	西区浜寺石津町中1丁1番1号	有料老人ホーム
274	医療法人雄徳会 たつみクリニック	西区浜寺石津町中1丁3番9号	病院・診療所
275	たつみ村	西区浜寺石津町中1丁3番9号	サービス付き高齢者向け住宅
276	ナーシングホームまごころ荘石津	西区浜寺石津町中1丁7番14号	有料老人ホーム
277	住宅型有料老人ホーム『まごころ荘 石津Ⅱ』	西区浜寺石津町中1丁7番16号	有料老人ホーム
278	アースサポート堺浜寺	西区浜寺石津町中1丁9番24号	通所介護
279	あいあい浜寺	西区浜寺石津町中2丁6番28号	通所介護
280	グローブハウス	西区浜寺石津町中2丁6番28号	認知症対応型老人共同生活援助 事業の用に供する施設
281	デイサービス ソラスト堺石津川	西区浜寺石津町中3丁2番8号	通所介護
282	だんらんの家 浜寺石津	西区浜寺石津町中3丁3-17	通所介護
283	浜寺石津こども園	西区浜寺石津町中3丁8-30	児童福祉施設
284	そんぽの家 堀浜寺	西区浜寺石津町中4丁1番15号	有料老人ホーム
285	ユニオン	西区浜寺石津町中4丁5番14号	障害者福祉サービス事業の用に 供する施設
286	ペガサスデイサービスセンター石津 2号館	西区浜寺石津町東1丁3番28号	通所介護
287	ペガサスデイサービスセンター石津	西区浜寺石津町東1丁3番31号	通所介護
288	ペガサスロイヤルリゾート石津	西区浜寺石津町東1丁3番31号	サービス付き高齢者向け住宅
289	グローバルケア浜寺2号館	西区浜寺石津町東2丁12番27	サービス付き高齢者向け住宅
290	グローバルケア浜寺1号館	西区浜寺石津町東2丁12番30	サービス付き高齢者向け住宅
291	H I B I S U石津川	西区浜寺石津町東2丁5番27号	有料老人ホーム
292	放課後デイサービス フレンズ石津	西区浜寺石津町東2丁9-15	その他の社会福祉施設
293	認定こども園 石津川保育園	西区浜寺石津町東3丁6-25	児童福祉施設
294	ライフパートナー浜寺	西区浜寺石津町東4丁12-16	有料老人ホーム
295	有料老人ホーム デュランタ浜寺	西区浜寺石津町東4丁12番19号	有料老人ホーム
296	リハビリテーション颶	西区浜寺石津町東4丁2番8号 アークリム102号室	通所介護
297	認定こども園 浜寺太陽幼稚園	西区浜寺石津町東5丁8番25号	児童福祉施設
298	あいあい浜寺中央こども園	西区浜寺船尾町西2-67-1	児童福祉施設
299	ライフパートナー堺	西区浜寺船尾町西2丁372	有料老人ホーム
300	デイサービスセンターh a l e	西区浜寺船尾町東1丁129番地	通所介護
301	新緑 浜寺船尾	西区浜寺船尾町東1丁133番地1	サービス付き高齢者向け住宅
302	ピュアはまでら保育ルーム	西区浜寺船尾町東2-237	その他の社会福祉施設
303	堺ヤクルト(株)本店保育ルーム	西区浜寺船尾町東2-237	その他の社会福祉施設
304	社会医療法人ペガサス 介護療養型 老人保健施設ペルセウス	西区浜寺船尾町東3丁447	介護老人保健施設
305	社会医療法人ペガサス 介護療養型 老人保健施設ペルセウス	西区浜寺船尾町東3丁447	短期入所療養介護
306	社会医療法人ペガサス馬場記念病院	西区浜寺船尾町東4-244	病院・診療所
307	きらめきの家	西区	障害者福祉サービス事業の用に 供する施設

No.	施設名称	所在地	施設の種別
308	すわの森ホーム	西区	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
309	-	-	一時保護所

地域防災計画に定める大規模工場等

該当なし

6 災害履歴等に関する資料

災害事例

資料 6-1

1 自然災害

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
昭和 9年 9月 21日	室戸台風	最低気圧 954 hPa 最大瞬間風速 60 m/s 雨量 223 mm	死者 424人 重軽傷者 668人 全壊 142戸 流失 347戸 半壊 1,818戸 床上浸水 2,911戸 床下浸水 2,046戸	府内被害 死者・不明者 1,888人 重軽傷者 8,932人 全壊 13,642戸 流出 726戸 床上浸水 142,910戸 高潮被害大
昭和 25年 9月 3日	ジエーン台風	最低気圧 970 hPa 最大瞬間風速 45 m/s 雨量 65 mm	死者 9人 重軽傷者 437人 全壊 610戸 流失 8戸 半壊 1,422戸 床上浸水 2,474戸 床下浸水 1,879戸	府内被害 死者・不明者 256人 重軽傷者 21,215人 全壊 9,608戸 流出 1,017戸 床上浸水 54,139戸 府下全域災害救助法適用
昭和 36年 9月 16日	第二室戸台風	最低気圧 937 hPa 最大瞬間風速 58 m/s 雨量 44 mm 潮位OP 4.4 m	死者 5人 重症者 29人 全壊 515戸 流失 8戸 半壊 1,133戸 床上浸水 110戸 床下浸水 610戸	府内被害 死者 32人 重軽傷者 2,932人 全壊 3,176戸 流出 210戸 床上浸水 61,488戸 堺市、大阪市等19市13町に 災害救助法適用
昭和 39年 9月 26日	台風 20号	最低気圧 987 hPa 最大瞬間風速 32 m/s 雨量 41 mm	全壊 3戸 半壊 2戸 床上浸水 10戸 床下浸水 136戸	府内被害 全壊 15戸 流出 89戸 半壊 15戸 浸水 10,563戸 阪南4市に災害救助法適用
昭和 40年 9月 10日	台風 23号	最低気圧 967 hPa 最大瞬間風速 30 m/s 雨量 48 mm	重軽傷者 6人 全壊 1戸 半壊 29戸 浸水家屋 30戸	府内被害 死者 2人 重軽傷者 2人 全壊 3戸 流出 73戸 床上浸水 177戸
昭和 40年 9月 17日	台風 24号	最低気圧 979 hPa 最大瞬間風速 34 m/s 雨量 63 mm	軽傷者 4人 床上浸水 52戸 床下浸水 186戸	府内被害 死者・不明者 4人 重軽傷者 12人 全壊 12戸 流出 5戸 床上浸水 742戸
昭和 41年 7月 18日	豪雨	雨量 99 mm 時間最大雨量 29 mm	全壊 1戸 床上浸水 147戸 床下浸水 2,616戸 浸水面積 85 ha	
昭和 42年 7月 8日	豪雨	雨量 152 mm (台風7号くずれによる)	床上浸水 74戸 床下浸水 1,629戸	府内被害 死者・不明者 7人 重軽傷者 170人 全壊 62戸 床上浸水 16,684戸 北部7市1町に災害救助法適用
昭和 43年 7月 2日	豪雨	雨量 105 mm 時間最大雨量 25 mm (台風3号による梅雨前線刺激)	床上浸水 287戸 浸水面積 15 ha	府内被害 床上浸水 1,220戸 床下浸水 24,083戸

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
昭和47年 7月12日	47 ・ 7 月 豪 雨	雨量 174mm 時間最大雨量 24mm (梅雨前線刺激による集中豪雨)	半壊 1戸 一部損壊 1戸 床上浸水 1戸 床下浸水 398戸 田畠被害 19ha 道路被害 25箇所	府内被害 重軽傷者 10人 全半壊 23戸 床上浸水 6, 186戸 床下浸水 40, 346戸 中部4市に災害救助法適用
昭和47年 9月16日	台風 20 号	最低気圧 972 hPa 最大瞬間風速 31 m/s 雨量 101mm 時間最大雨量 40mm	半壊 3戸 床上浸水 58戸 床下浸水 640戸 田畠被害 150ha 道路被害 33箇所 被害総額 838億円	府内被害 死者・不明者 3人 重軽傷者 9人 全壊 8戸 半壊 90戸 床上浸水 9, 283戸 床下浸水 60, 146戸
昭和49年 7月7日	豪 雨	雨量 35mm (台風くずれによる集中豪雨) 連続降雨量 169mm	床上浸水 36戸 がけ崩れ 4箇所	兵庫県に被害甚大 市営小阪住宅でがけ崩れ
昭和49年 8月20日	豪 雨	雨量 60mm 時間最大雨量 56mm	半壊 1戸 床上浸水 142戸 床下浸水 740戸 鉄道不通 1箇所 電話不通 60箇所	
昭和50年 7月5日	豪 雨	雨量 48mm 時間最大雨量 11mm	床上浸水 5戸 床下浸水 134戸	
昭和50年 8月23日	台風 6 号	最低気圧 977 hPa 最大瞬間風速 32 m/s 雨量 114.5mm 時間最大雨量 33mm	床上浸水 10戸 道路決壊 1箇所 鉄道不通 1箇所	府内被害 重軽傷者 2人 床上浸水 182戸 床下浸水 3, 077戸 本市に災害警戒本部設置
昭和51年 6月9日	豪 雨	雨量 63mm 時間最大雨量 24mm	死者 1人 床上浸水 46戸 床下浸水 527戸 がけ崩れ 8箇所 道路決壊 2箇所	
昭和51年 9月9日	台風 17号	最低気圧 970 hPa 最大瞬間風速 30 m/s	床上浸水 2戸 床下浸水 90戸 道路冠水 10箇所	本市に災害警戒本部設置
昭和54年 5月8日	豪 雨	雨量 48mm 時間最大雨量 23mm	床上浸水 3戸 床下浸水 264戸	
昭和54年 6月27日	豪 雨	雨量 120mm 時間最大雨量 49mm	床上浸水 24戸 床下浸水 1, 904戸 道路決壊 34箇所 ため池決壊 3箇所	本市に災害警戒本部設置
昭和54年 9月30日	台風 16 号	最低気圧 955 hPa 最大瞬間風速 35 m/s 雨量 55mm 時間最大雨量 25mm	半壊 3戸 床上浸水 18戸 床下浸水 320戸 道路決壊 1箇所	本市に災害対策本部設置
昭和55年 6月1日	豪 雨	雨量 40mm 時間最大雨量 25mm	床上浸水 16戸 床下浸水 204戸	
昭和55年 8月7日	豪 雨	雨量 67mm 時間最大雨量 47mm	床上浸水 27戸 床下浸水 379戸	
昭和55年 8月31日	豪 雨	雨量 51mm 時間最大雨量 26mm	床下浸水 509戸	
昭和56年 10月9日	豪 雨	雨量 50mm 時間最大雨量 41mm	床上浸水 6戸 床下浸水 508戸 道路冠水 34箇所	

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
昭和57年 8月1日	台風 10号	最低気圧 970 hPa 最大瞬間風速 30 m/s 雨量 171 mm 時間最大雨量 20 mm	全壊 2戸 半壊 3戸 一部損壊 3戸 床上浸水 1, 579戸 床下浸水 6, 300戸 田畠被害 34.2 ha がけ崩れ 34箇所 鉄道不通 4箇所 道路決壊 6箇所 河川決壊 2箇所 橋梁流出 5橋 ため池決壊 4箇所 水路決壊 56箇所	本市に災害対策本部設置 本市ほか2市に災害救助法適用
昭和57年 8月3日	豪雨	雨量 162 mm 時間最大雨量 40 mm		
昭和58年 7月5日	豪雨	雨量 59 mm 時間最大雨量 16 mm	床上浸水 141戸 道路冠水 51箇所	
昭和58年 9月22日	豪雨	雨量 97 mm 時間最大雨量 39 mm	床上浸水 47戸 床下浸水 553戸	
昭和58年 9月28日	台風 10号	雨量 96 mm 時間最大雨量 20 mm	床下浸水 114戸 道路冠水 30箇所	本市に災害警戒本部設置
昭和60年 6月25日	豪雨	雨量 83 mm 時間最大雨量 24 mm	床下浸水 189戸	本市に災害警戒本部設置
昭和60年 6月29日	豪雨	雨量 21 mm	床下浸水 7戸	
昭和61年 7月21日	豪雨	雨量 38 mm 時間最大雨量 35 mm	床上浸水 5戸	
昭和61年 8月21日	豪雨	雨量 33 mm 時間最大雨量 29 mm	床下浸水 7戸	
昭和62年 8月5日	豪雨	雨量 49 mm 時間最大雨量 32 mm	床下浸水 1戸	
昭和62年 9月4日	豪雨	雨量 49 mm 時間最大雨量 44 mm	床上浸水 4戸 床下浸水 87戸	
昭和62年 9月11日	豪雨	雨量 54 mm 時間最大雨量 42 mm	床下浸水 13戸	
昭和63年 6月3日	豪雨	雨量 138 mm 時間最大雨量 21 mm	床下浸水 7戸	
昭和63年 7月20日	豪雨	雨量 38 mm 時間最大雨量 34 mm	床下浸水 15戸	
昭和63年 8月12日	豪雨	雨量 27 mm 時間最大雨量 26 mm	床下浸水 4戸	
昭和63年 8月24日	豪雨	雨量 105 mm 時間最大雨量 73 mm	半壊 1戸 床上浸水 137戸 床下浸水 554戸	
平成元年 6月28日	豪雨	雨量 70 mm 時間最大雨量 36 mm	床下浸水 34戸	
平成元年 7月9日	豪雨	雨量 64 mm 時間最大雨量 42 mm	床下浸水 14戸	
平成元年 9月3日	豪雨	雨量 224 mm 時間最大雨量 34 mm	床上浸水 2戸 床下浸水 241戸	本市に災害警戒本部設置
平成元年 9月19日	台風 22号	最低気圧 975 hPa 最大瞬間風速 30 m/s 雨量 172 mm 時間最大雨量 53 mm	床下浸水 564戸	本市に災害警戒本部設置
平成2年 9月14日	豪雨	雨量 88 mm 時間最大雨量 47 mm	床下浸水 206戸	本市に災害警戒本部設置

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
平成2年 9月19日	豪雨	最低気圧 945 hPa 最大瞬間風速 45 m/s 雨量 55 mm 時間最大雨量 13 mm	半壊 1戸	本市に災害対策本部設置
平成3年 10月1日	豪雨	雨量 92 mm 時間最大雨量 38 mm	床下浸水 54戸	
平成4年 5月8日	豪雨	雨量 77 mm 時間最大雨量 35 mm	床下浸水 10戸	
平成9年 7月9日	豪雨	雨量 51 mm 時間最大雨量 27 mm	床上浸水 1戸 床下浸水 13戸	
平成9年 7月13日	豪雨	雨量 56 mm 時間最大雨量 12 mm	床上浸水 6戸 床下浸水 6戸	
平成9年 8月5日	豪雨	雨量 56 mm 時間最大雨量 35 mm	床上浸水 48戸 床下浸水 48戸	
平成9年 8月7日	豪雨	雨量 43 mm 時間最大雨量 25 mm	床下浸水 7戸	
平成9年 9月7~8日	豪雨	雨量 39 mm 時間最大雨量 17 mm	床上浸水 1戸 床下浸水 7戸	
平成9年 9月13日	豪雨	雨量 27 mm 時間最大雨量 25 mm	床上浸水 8戸 床下浸水 292戸	
平成10年 6月19日	豪雨	雨量 67 mm 時間最大雨量 28 mm	床上浸水 3戸 床下浸水 49戸	
平成10年 9月22日	台風 7号	雨量 32 mm 時間最大雨量 17 mm	軽傷者 7人 一部損壊 143戸	本市に災害警戒本部設置
平成11年 5月27日	豪雨	雨量 37 mm 時間最大雨量 22 mm 最大瞬間風速 10 m/s	床下浸水 6戸	
平成11年 6月27日	豪雨	雨量 44 mm 時間最大雨量 18 mm	床下浸水 31戸	
平成11年 6月29日	豪雨	雨量 73 mm 時間最大雨量 17 mm	床下浸水 19戸	本市に災害警戒本部設置
平成11年 8月11日	豪雨	雨量 138 mm 時間最大雨量 61 mm	床上浸水 1戸 床下浸水 175戸	
平成11年 9月17日	豪雨	雨量 18 mm 時間最大雨量 8 mm	床上浸水 4戸 床下浸水 185戸	
平成11年 9月21日	豪雨	雨量 54 mm 時間最大雨量 29 mm	床下浸水 1戸	
平成13年 9月7日	豪雨	雨量 65 mm 時間最大雨量 16 mm	床下浸水 1戸	
平成15年 8月8日	台風 10号	雨量 27 mm 時間最大雨量 12 mm 最大瞬間風速 9 m/s	負傷者 1人	本市に災害対策本部設置
平成16年 5月13日	豪雨	雨量 77 mm 時間最大雨量 48 mm	床上浸水 13戸 床下浸水 292戸 道路冠水 132箇所	
平成16年 6月21日	台風 6号	雨量 24 mm 時間最大雨量 16 mm 最大瞬間風速 9 m/s	軽傷者 3人	本市に災害対策本部設置

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
平成16年 9月4日	豪雨	雨量 16 mm 時間最大雨量 15 mm	床下浸水 3戸	
平成16年 9月7日	台風 18号	最大瞬間風速 9 m/s	軽傷者 1人	本市に災害対策本部設置
平成16年 10月20日	台風 23号	雨量 120 mm 時間最大雨量 27 mm 最大瞬間風速 5 m/s	床下浸水 7戸 一部損壊 3戸 道路冠水 11箇所	本市に災害対策本部設置
平成16年 11月12日	豪雨	雨量 64 mm 時間最大雨量 42 mm 最大瞬間風速 5 m/s	床下浸水 2戸 道路冠水 1箇所	本市に災害対策本部設置
平成18年 7月18日	豪雨	雨量 16 mm 時間最大雨量 6 mm	床下浸水 3戸	
平成19年 7月16日	豪雨	雨量 46 mm 時間最大雨量 29 mm	床上浸水 1戸 床下浸水 18戸 崖崩れ 1箇所 土砂崩れ 1箇所 山崩れ 1箇所	本市危機管理センター設置
平成19年 8月23日	豪雨	雨量 63 mm 時間最大雨量 53 mm	床下浸水 21戸 道路法面崩れ 3箇所 池堤法面崩れ 1箇所	本市危機管理センター設置
平成20年 5月24日	豪雨	雨量 38.5 mm 時間最大雨量 11 mm	道路冠水 2箇所	本市危機管理センター設置
平成20年 8月5日	豪雨	雨量 19.5 mm 時間最大雨量 19.5 mm	床上浸水 3戸 床下浸水 29戸 道路冠水 2箇所	本市危機管理センター設置
平成20年 9月5日	豪雨	雨量 104 mm 時間最大雨量 93.5 mm	床上浸水 32戸 床下浸水 181戸 道路冠水 54箇所	本市危機管理センター設置
平成20年 9月26日	豪雨	雨量 12 mm 時間最大雨量 12 mm	道路冠水 2箇所	本市危機管理センター設置
平成21年 10月7日	台風 18号	雨量 82.5 mm 時間最大雨量 11 mm	道路冠水 1箇所 道路法面崩れ 3箇所	
平成21年 11月11日	豪雨	雨量 63.5 mm 時間最大雨量 15.5 mm	道路冠水 1箇所	
平成22年 7月13日	豪雨	雨量 105 mm 時間最大雨量 20 mm	床下浸水 2戸 道路冠水 17箇所 道路法面崩れ 6箇所 農地冠水 2箇所	
平成23年 8月27日	豪雨	雨量 46 mm 時間最大雨量 38.5 mm	床下浸水 29戸 道路冠水 10箇所 農地冠水 1箇所	本市危機管理センター設置

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
平成23年 9月4日	台風 12号	雨量 52mm 時間最大雨量 31.0mm	道路冠水 1箇所 道路法面崩れ 1箇所	本市危機管理センター設置
平成24年 4月3日	暴 風 雨	雨量 13mm 時間最大雨量 12.5mm 最大瞬間風速 9.6m/s	軽傷者 1人 道路冠水 1箇所 停電 2地区	本市危機管理センター設置
平成24年 6月21~22日	豪 雨	雨量 136mm 時間最大雨量 26mm	床上浸水 1件 床下浸水 14件 道路冠水 5箇所 農地冠水 1件 河川護岸崩壊 1件 法面崩れ 5件	本市危機管理センター設置
平成24年 8月14日	豪 雨	雨量 6.5mm 時間最大雨量 3mm	床下浸水 3件	本市危機管理センター設置
平成24年 8月18日	豪 雨	雨量 29.5mm 時間最大雨量 27.5mm	床下浸水 1件	本市危機管理センター設置
平成24年 8月31日	豪 雨	雨量 1mm 時間最大雨量 1mm	床下浸水 3件 落雷焼損 1件	本市危機管理センター設置
平成24年 9月14日	豪 雨	雨量 50.5mm 時間最大雨量 48mm	床上浸水 1件 床下浸水 51件 道路冠水 2箇所 駐車場浸水 1件	本市危機管理センター設置
平成24年 9月30日	台風 17号	雨量 52mm 時間最大雨量 9mm 最大瞬間風速 18.8m/s	倒木 1件 カーブミラー支柱折れ 1件	本市危機管理センター設置
平成25年 9月15~16日	台風 18号	雨量 189mm 時間最大雨量 22mm 最大瞬間風速 15.4m/s	道路冠水 1箇所 倒木 7箇所 地下駐車場浸水 1件 標識転倒 1箇所	本市危機管理センター設置
平成26年 8月9~10日	台風 11号	雨量 153mm 時間最大雨量 29mm 最大瞬間風速 20m/s	軽傷者 1名 一部破損 1件 道路冠水 2箇所 法面崩れ 3件 倒木 4件 看板落下 1件 街灯倒れる 1件	本市危機管理センター設置
平成26年 10月5~6日	台風 18号	雨量 38mm 時間最大雨量 11mm 最大瞬間風速 20m/s	樹木の折損 1件	本市危機管理センター設置

年月日	名称	気象条件	被害状況	備考
平成26年 10月13~14日	台風 19号	雨量 108mm 時間最大雨量 52mm 最大瞬間風速 15.1m/s	ビル看板が飛ばされ送電線に接触 1件	本市危機管理センター設置
平成28年 9月20日	台風 16号	雨量 46mm 時間最大雨量 14.5mm 最大瞬間風速 17.3m/s	道路冠水 1件 倒木 3件	本市危機管理センター設置
平成29年 8月7日	台風 5号	雨量 55.5mm 時間最大雨量 15.5mm 最大瞬間風速 15.2m/s	救急搬送 1件 建物関係 1件 道路関係 5件	本市危機管理センター設置
平成29年 9月17~18日	台風 18号	雨量 2.5mm 時間最大雨量 2.5mm 最大瞬間風速 17.4m/s	道路被害 4件	本市危機管理センター設置
平成29年 10月22~23日	台風 21号	雨量 210.5mm 時間最大雨量 19mm 最大瞬間風速 25.7m/s	土砂災害 44件 床上浸水 10戸 床下浸水 2戸 土間上浸水 10戸	本市危機管理センター設置
平成29年 10月28~29日	台風 22号	雨量 56.5mm 時間最大雨量 11.5mm 最大瞬間風速 10.1m/s	法面崩壊 2件	本市危機管理センター設置
平成30年 7月5~6日	7月 豪雨	雨量 245.5mm 時間最大雨量 33mm	建物被害 1件 道路冠水 5件 浸水害 1件 道路損壊 1件	本市危機管理センター設置
平成30年 7月28~29日	台風 12号	雨量 63.5mm 時間最大雨量 27mm 最大瞬間風速 15.4m/s	建物被害 1件	本市危機管理センター設置
平成30年 8月23~24日	台風 20号	雨量 28mm 時間最大雨量 10mm 最大瞬間風速 21.8m/s	重傷者 1人 倒木 8件	本市危機管理センター設置
平成30年 9月4~5日	台風 21号	雨量 48mm 時間最大雨量 16.5mm 最大瞬間風速 43.6m/s	死者 1名 重傷者 1名 軽傷者 33名 全壊 3戸 大規模半壊 4戸 半壊 57戸 一部損壊 5995戸	大規模停電 倒木 14600本 本市災害対策本部設置
令和元年 8月19日	豪雨	雨量 15.5mm 時間最大雨量 9mm	床上浸水 1件 床下浸水 8件 電柱停電 1件 電線切断 1件 ブロック塀倒壊 1件	本市危機管理センター設置

2 地震災害

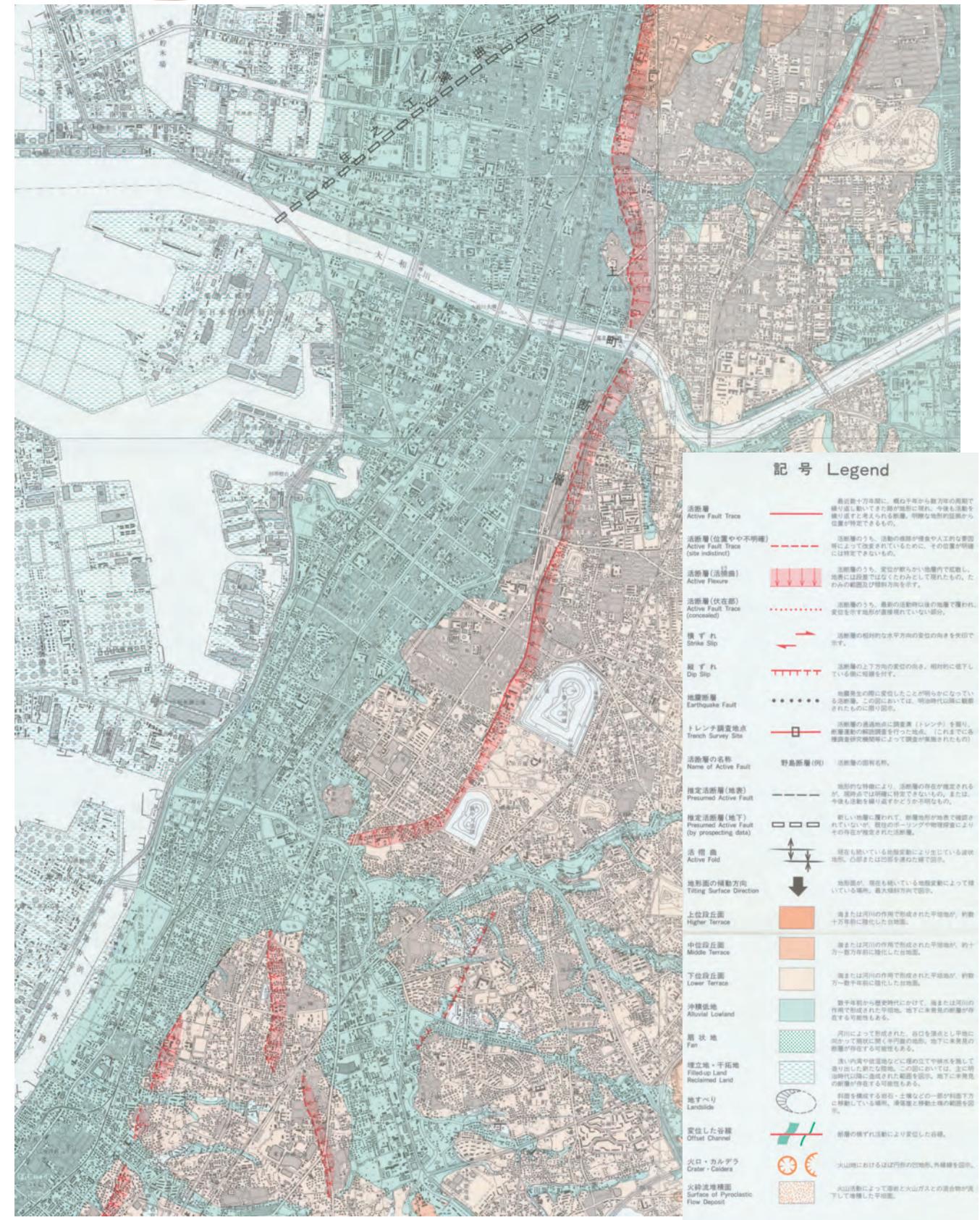
	年月日	規模・震源	被害状況
伏見大地震	慶長元年七月十三日 (1596年9月5日)	M=7.0 135.7° 34.8°	淀川筋に震源地を持つ近距離地震が、午前1時頃発生。伏見における被害が最も大きく、城内での死者500名、武家町家の崩潰で、死者1,200名が出たという。京都では三条以南で被害が著しく、死者280名を数えたほか、山城、摂津、和泉の地でも相当の被害が発生した。この地震の1.5ヶ月前、堺市で赤い砂や白い毛のようなものが降ってきたという。
宝永大地震	宝永四年十月四日 (1707年10月28日)	M=8.4 135.9° 33.2°	潮岬沖に震源を持つ遠距離地震が昼頃発生、地震規模が極めて大きかったために被害は広域にわたり、津波は九州から伊豆までの沿岸を襲い、全被害は潰家29,000、死者4,900名を数えた。 大阪市内でも被害は大きく、津波等により落橋50、潰家2,000に及んだ。
安政元年夏の地震	安政元年六月十五日 (1854年7月9日)	M=6.9 136.2° 34.8°	この地震は、その震央を伊賀、大和の北部、近江の国境におき、震災の最も激しかったのは、伊賀上野、奈良郡山、四日市市などであった。 この震央は、伊賀断層といわれる断層上に存在し、多くの前震、余震を伴っており、奈良における被害は、潰家800、死者284名を数える。
安政元年冬の地震	安政元年十一月四・五日 (1854年12月23・24日)	4日 M=8.4 137.8° 34.0° 5日 M=8.4 135.0° 33.0°	安政元年夏の地震の五ヵ月後、2日連続して大地震が発生し、大阪市内で潰家83、溺死者は273名を数え、津波による船舶2,000隻が破損、落橋は10におよぶという。 堺でも50～60軒の家屋が崩れ、津波による被害も大きく、落橋8、溺死者相当数を数えると言われている。
河内大和地震	昭和11年(1936年) 2月21日	M=6.4 135.7° 34.6°	近畿地方の中で、河内大和地方を含む生駒・金剛山系に震源を有するもので、明治32年(1899年)3月7日の紀伊大和地震(M=7.0)の約40年後に発生した。震源は金剛山脈二上山南麓付近で、震源の深さは約10km程度と推定される。 強震の区域は近畿地方の大部分であったが、柏原、古市、富田林、王寺、高田等に被害が多かった。
東南海地震	昭和19年(1944年) 12月7日	M=7.9 136.6° 33.8°	太平洋戦争の末期の昭和19年、志摩半島南東沖20km付近で大地震が起こり、静岡、愛知、三重3県を中心に大きな被害をおよぼした。 当時は報道管制下にあったため、被害状況は極秘にされていたが、汽車不通や工場崩壊もかなりあったものと言われる。堺での住家の被害は49戸であったが、熊野灘付近では5～6mの津波があったと報告されている。

	年月日	規模・震源	被害状況
南海道地震	昭和21年（1946年） 12月21日	M=8.0 135.6° 33.0°	午前4時19分、潮岬の南約50km付近で発生したこの地震は、規模の割には震害は少なかったが、府下で死者31名、家屋の全壊は283棟に及ぶ。堺での全壊家屋は6棟であったが、浜寺では津波による波浪振幅は1m程度あったと記録されている。 先の東南海大地震とこの地震により、外側地震帶での地下の歪みエネルギーはほとんど消費されたと推定されている。
兵庫県南部地震	平成7年（1995年） 1月17日	M=7.2 135.0° 34.3°	午前5時46分、兵庫県南部（淡路島）震源の深さ約14.3km、京阪神間に多大な被害をもたらした。 震度7 神戸市須磨区から西宮市（幅約1km長さ約20kmの一部）宝塚市の一部、北淡町、一宮町、津名町の一部 震度6 神戸市（上記の震度7の地域を除く）洲本 震度5 京都、彦根、豊岡 震度4 大阪、和歌山、奈良、岐阜、姫路、岡山 他 堺市の状況 震度4 人的被害 死者1名 負傷者50名 住家被害 一部損壊 4, 172件（平成7年3月31日現在） 火災 1件
紀伊半島沖地震	平成16年（2004年） 9月5日	M=6.8 136.47° 33.1°	午後7時7分、紀伊半島沖震源の深さ38km 震度5弱 和歌山県、奈良県 震度4 大阪府、京都府、滋賀県、三重県、愛知県、岐阜県 震度3 東京都、石川県、福井県、長野県、静岡県、兵庫県、高知県 その他 堺市の状況 人的被害 軽傷者 2名
東海道沖地震	平成16年（2004年） 9月5日	M=7.4 137.8° 33.8°	午後11時57分、東海道沖震源の深さ44km 震度5弱 三重県、和歌山県、奈良県 震度4 大阪府、京都府、滋賀県、愛知県、静岡県 その他 震度3 東京都、千葉県、高知県、愛媛県 その他 堺市の状況 人的被害 軽傷者 4名 火災 1件
淡路島付近の地震	平成25年（2013年） 4月13日	M=6.3 134.5° 34.3°	午前5時33分、震源の深さ15km 震度6弱 兵庫県 震度5弱 大阪府、徳島県、香川県 堺市の状況 震度4 人的被害 軽傷者 2名 物的被害 1件（体育館舞台上のコンクリート一部欠落）

	年月日	規模・震源	被害状況
大阪 北部 の地 震	平成30（2018年） 6月18日	M=6.1 135.6° 34.8°	午前7時58分、震源の深さ13km 震度6弱 大阪府 震度5弱 京都府、滋賀県、奈良県 堺市の状況 震度4 人的被害 1名（エレベーター内に閉じ込め） 物的被害 1件（住宅屋根の一部が落下及び堀一部破損）

さかいしない かつだんそう ●堺市内の活断層

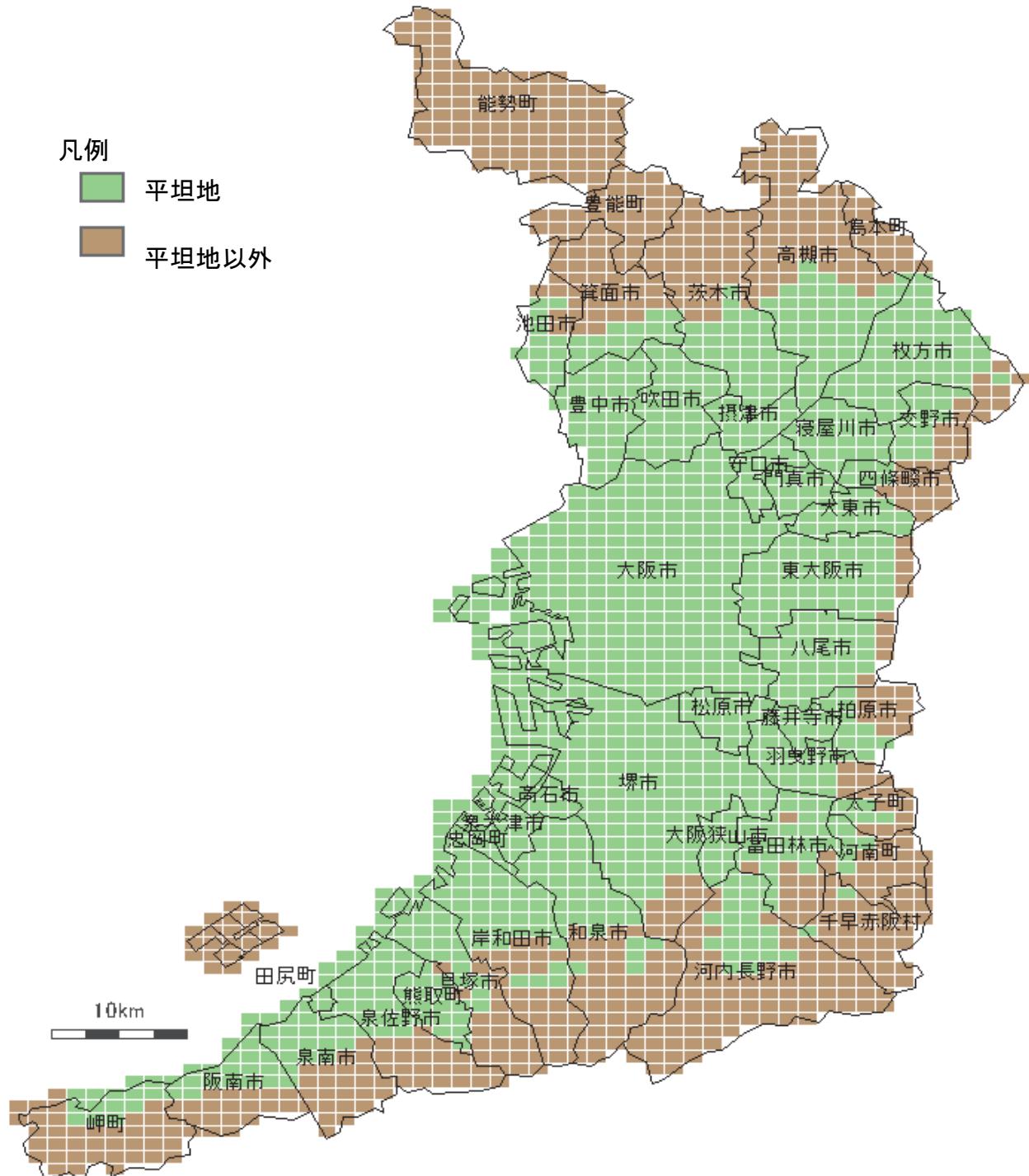
資料 6-2



国土地理院作成 都市圏活断層図（大阪東南部、大阪西南部）

堺市危機管理室

大雨警報・注意報、及び洪水警報・注意報基準欄の 「平坦地」「平坦地以外」の格子区分図



平 坦 地：概ね傾斜が30パーセント以下で都市化率が25パーセント以上の地域

平坦地以外：平坦地以外の地域

(概ね傾斜が30パーミル以上または都市化率が25パーセント以下の地域)

【備考】

- ・関西国際空港は市街地とは海を隔てて離れているため、「平坦地以外」として扱う。

堺市地域防災計画（資料編）

令和4年3月発行

編集・発行 堺市危機管理室
〒590-0078
堺市堺区南瓦町3番1号
電話 072-228-7605

堺市行政資料番号
1-I6-21-0310